通信部を設置したしとの申出あり、縣は乃ち左の規程を設けて、同事務を縣救護事務所内に取扱ふこととし、青年團員八十名を出し、栗山縣社會主事及梅原産業主事指揮下に活動したり。

罹災者消息通信部

第一、組織

京濱の本縣震災救護事務所内には罹災者消息通信部を設置す、社會課に於ても同事務を取扱ふ、京濱の本縣震災救護事務所内には同上の事務を取扱ふ、京濱の本縣震災救護事務所内には同上の事務及其の他の作業に從事する者四十名宛を派遣す。

第二、取扱事務

(一)京濱に於ける本縣震災救護事務所内通信部の取扱ふべきもの。

1、京濱罹災縣人の消息を調査し、之を直接關係者に通信すると共に、縣社會課に報告のこと。

2、生存避難歸鄉者の名簿を京濱縣人會に通知し、關係者に周知方取計ふこと。

(二)縣社會課の通信部事務

1、京濱罹災縣人消息調査の依頼を受付け之を京濱の事務所に送ること。

2、同上調査の結果を縣下新聞紙に揭載方依頼のこと。

3、縣下各市町村に避難し來る縣人の住所罹災地氏名を調査し、之を京濱の通信部に通信すること。

是に於て同通信部員は、自動車二十臺、食糧、寢具及譽營品等を用意し、九日出發の豫定なりしも、鐵道當局に於て乘車券を發賣せず、爲に後れて十一日出發、十二日着京し、直に芝公園内新潟縣人會と連絡を取り、東京日日、東京朝日、報知、都四新聞に通信部設置の趣旨を廣告し、同時に各罹災者避難所其他に宣傳廣告を爲し、日夜任務の遂行に全力を注ぎ、十九日までに東京三百七人、横濱百九人合計四百十六人の消息調査を了し、之を鄉里關係者に急電したり、而して縣救護事務所は十九日を以て之を撤し、青年團員亦歸縣したるに依り、同調査部は之を芝公園内新潟縣人會事務所内に移し、栗山社會主事主任と爲り、中野財團の渡邊書記上京し、在京縣人五十名(主として大學生)を履傭して之を繼續し、三十日を打切期限と定め、内勤十名、外勤四十名之に當り、同日までに東京方面六千百三十一名の出願に對し、五千六百十七名、横濱方面一千餘名の出願に對し、六百九十四名を調査したるのみならず、罹災者の調査數實に二萬名を超え、之を各關係者に通報したり、尚調査未了の分に在りては、東京は在京新潟縣人會、横濱は同會及横濱市被害調査係江坂正功之を引請け、十月六日までに之を完結す。

同財團は、罹災者消息調査の外、縣内避難者救護事務費用中に六千圓を縣に指定寄附を爲し、衷ねて勞力奉仕青年團出動汽車賃を負擔す。

東京方面罹災者調査表　大正十二年十月一日現在

種別	人員	摘要
歸國せる者	一六、〇七六人	
立退きたる者	一、七〇九	
バラック居住者	三四八	
燒跡假居住者	二六二	
壓死燒死者	一三四	
病傷患者	二八三	
生死不明	一七四	
無事	一、〇八六	
調査不能	四、一二七	氏名判明生存確實なるも立退先不明の者住所氏名該當せざるもの又は立退轉々せるもの再三調査せるに不拘不明に終りたるもの
調査未了者	一、一一四	
計	二二、六〇三	

第四、治安維持

一、應援警察官派遣　大震の報を得ると共に、應援其他に多大の警察力を要することを豫想し、取敢へず警察官の休暇及旅行を差止め、不時の出動準備を爲さしめしに、實地視察として、九月二日上京したる川西保安課長歸縣復命する所あり、乃ち同月五日を以て、警部二名、巡査部長五名、巡査百名より成る警察隊に、警員三名より成る衛生班を附して上京せしむ。川西保安課長之が總指揮官として、同七日再び上京す、隊は上京後警視廳に配屬して、戸塚、板橋、月島、三田、大崎各署に分遣せられ、戰時に等しき劇務に服せり。尋で十四、五、六、三日間に警部補以下百七名の交代警察官を東京に派し、五日の上京者に代りて新鋭の警察力を保持せしむ。二十八、九兩日派遣警察隊の半數五十五名應援解除となりて、同日末日までに歸縣せしも、更に警保局長よりの通牒に接し、同月三十日警部補一名巡査部長三名巡査四十名を上京せしめ、一箇月間滯在の豫定を以て前警察隊の殘部と交代す。

二、管内警備　は、

1、皇族御滯在地警衛　久邇宮邦彥王殿下同妃俱子殿下、良子女王殿下、信子女王殿下、智子女王殿下、並に東伏見宮妃周子殿下、久邇宮邦英王殿下、震災當時赤倉に御滯在あらせられ、久邇宮殿下御一家は、九月四日より鯨波、柏崎、長岡、新潟、彌彥、大河津、西山地方御巡覽の御豫定、東伏見宮妃殿下並に邦英王殿下は、同二日東京御歸還の御豫定なりしに、震災の報に依り、御巡覽御取止となり、東伏見宮妃殿下邦英王殿下の東京御歸還亦熊谷以南の鐵道線路並中央線不通に依り、御出發御見合、共に赤倉に御滯在あらせらることとなりたり、然るに鮮人に關する流言等傳はり、人心騷然たると同時に、御滯在地附近の田口發電所工事場には、鮮人の土工百五十名あり、事端釀成の虞なきにあらざるを以て、三日以後同地及赤倉に警察官を增派し、以て警戒視察を嚴にせしむ、四日までは東伏見宮妃殿下邦英王殿下共に久邇宮家と赤倉細川侯邸に御同宿なりしも、同邸手狹の爲め、四日午後兩殿下繼田氏別莊に移らせられしにより、五日更に同地に警察官若干を增派す、其後民心漸く平靜に復するに伴ひ警備上必要の人員を殘して他は歸任せしむ、斯くて同月十九日智子女王殿下は京都へ、二十二日久邇宮殿下御一家並に東伏見宮妃殿下は東京へ御出發に至るまで、全く事無きことを得たり。

2、列車内移動警察　東京行汽車は救護及見舞の爲め上京する乘客を以て、每列車立錐の地なく、東京より來る列車亦避難者滿溢し、加ふるに鮮人保護の必要あるを以て、東京往復列車乘込の警察官を增加し、九月四日より二十日まで、日々若干名の巡査を專從せしむ。

3、停車場取締並に救護　縣下官私線汽車停車場百二十一箇所は、三日以降避難民の下車夥しく、之が救護及乘降客の雜沓取締其他の必要上、大停車場に巡査數名を增派し、小停車場亦沿線警察署長に令して機宜の活動を爲さしむ。

4、鮮人使役工場警戒　震災當時縣下在留の鮮人二千六百餘名あり、其大部分は工事場の勞働に從事し、中魚沼郡内信越水力發電工事場に一千六百餘名、南魚沼郡内上越線鐵道工事場に三百餘名、中頸城郡内田口發電工事場に百五十餘名、其他各地に散在し居り、流言蜚語行はれ、事端發生の虞ありたるを以て、所在警察署長をして深甚なる注意を爲さしめ、巡査を增派し、警戒せしめ、何等事故なきを得たり。

5、人心動搖防止　九月七日諭告を發して縣民に愼重の態度を持せしむると同時に、左記宣傳ビラを配布し、人心の動搖を防げり。

宣傳文

◎朝鮮人に對しては溫かい心で冷靜な態度を失はぬように。

◎卑の樣な風說に惑はされてはいけません。

巷間に嫉がつてゐる朝鮮人に對する詭種の風評は皆淨のような根のない事です、皆さんはそんな風評に惑はされて無辜朝鮮人を憎惡んではいけません、寧ろこんな噂を立てられて迷惑をしてゐる彼等に溫かい同情の念を以て接しておやりなさい、それが大國民の示すべき態度であり德義であります。

◎朝鮮人も我々の親しい同胞です。

朝鮮人も我々の親しい同胞です、忠良なる陛下の赤子です、もし皆さんの中で彼等に對する反感から暴行を加へたり、罵倒つたり、又は人を誑惑す樣な風評を立てたりするものがあれば處罰されることは勿論です、皆さんは冷靜な態度を失つてはなりませぬ、そして朝鮮人に對する反感の凡てを捨てゝ、彼等の求めてゐる溫情をお與へなさい。

6. 流言取締　人心動搖の折柄無根の浮說を流布するものに對し、それ〴〵處罰或は戒告する所ありたり。

處罰區別	人員
拘留に處したるもの	三
科料に處したるもの	二
戒告に止めたるもの	五
計	一〇

7. 暴利取締　秩序紊亂に乘じ、生活必需品の買占賣惜み、又は不當の價格を以て賣買を爲す者の取締に就きては、各警察署をして注意する所あらしめしも、勅令牴觸者あるを發見せず、唯一部の金物中、建築材料亞鉛板其他の賣價にやゝ不穩當の嫌ありたるもの數名あり、警戒を與へたり。

3. 高等警察取締　新聞紙出版物其他高等警察に屬する各種取締には十分に考慮を加へ、適當公正の取締を勵行したり。

第五、義捐金特別募集

罹災者救護に關する義捐金品の募集は、逸早く各郡市に通牒して、各種團體と力を協せ、縣民一般に對して廣く出捐を奬勵せしも、未だ十分ならざるを認め、更に管內資產階級を主たる標準とし、特に義捐金募集の計畫を立て、九月十五日郡市長の意嚮を聽取し、等で管內の富豪十數名と親しく懇談を遂げ、十月十日打切の豫定を以て募集する所あり、尙管內の官吏學校職員等は、十月十日までに左記標準を以てそれ〴〵出捐することとなれり。

記

一、月額百二十圓以上　月額の百分の十
一、月額六十圓以上は　月額の百分の五
一、月額六十圓未滿は　月額の百分の三

第六、臨時新潟縣震災救護部設置活動

大震災に際し、縣內に避難したるもの約七萬數千に上り、秩序恢復と共に罹災地又は本籍地に復歸したるものあるも、なほ約五萬餘の現住あり、自立自營の道立たず、空しく飢餓と寒冷の襲來とに泣かんとするもの多きを以て、之を救護し、一日も速に生活の安定を得せしめんが爲め、九月二十六日縣廳內に臨時新潟縣震災救護委員を設置し、郡市役所警察官署町村役場に訓令を發す。

臨時新潟縣震災救護委員規定

第一條　關東地方震災ニ於ケル縣內避難者並ニ震災地ニ於ケル本縣出身罹災者救護ノ爲、縣廳內ニ臨時新潟縣震災救護委員ヲ置ク。

第二條　臨時新潟縣震災救護委員ハ、委員長一名副委員長二名委員若干名及書記若干名ヲ以テ之ヲ組織ス。

第三條　委員長ハ知事トシ、臨時新潟縣震災委員ニ關スル一切ノ事務ヲ統理ス、副委員長ハ內務部長及警察部長ヲ以テ之ニ充テ、委員長ヲ輔佐シ、委員長事故アルトキハ內務部長ダル副委員長、警察部長ダル副委員長ノ順序ニ依リ之ヲ代理ス。

第四條　委員ハ官房主事及各課長ヲ以テ之ニ充ツ、其ノ他必要ニ應シ知事ハ社會主事、產業主事及衞生主事ノ內ヨリ之ヲ命スルコトアルヘシ。

委員ハ委員長ノ命ヲ受ケ臨時新潟縣救護委員ノ事務ニ從事ス。

第五條　委員中ニ常任委員四名ヲ置ク常任委員ハ知事之ヲ命ス。

第六條　委員中ニ幹事三名ヲ置ク幹事ハ知事之ヲ命ス。

幹事ハ委員ニ屬スル事務ヲ幹旋準備シ常任委員ト共ニ事務ノ打合ヲナシ其ノ進捗ヲ圖ルモノトス。

第七條　常任委員及幹事ハ每回一定ノ時刻ニ相會シ事務ノ打合ヲナスモノトス。

第八條　常任委員ハ調査、職業紹介、救護、庶務ノ事務ヲ分掌シ、各其ノ事務ノ係長トナリ、幹事ト共ニ委員ノ會議ニ於テ議案ヲ說明シ、報告ノ任ニ當リ、及其ノ主管ノ事務ニ關シ交涉スルモノトス。

調査係長ハ、避難民ノ員數、狀況、職業、志望、思想等ノ調査ヲ行フ。

職業紹介係長ハ職業紹介ニ關スル事務ヲ掌リ、縣內外必要ノ地ニ設置スル職業紹介出張所ノ事務ヲ指揮ス。

救護係長ハ、救恤金品ノ配給、資金ノ供給、旅費ノ補給ニ關スル事務ヲ掌ル

庶務係長ハ、庶務及會計ニ關スル事務ヲ掌ル各係長ハ知事之ヲ命ス。

第九條　書記ハ、委員長及係長ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ從事ス。

附　則

第十條　本則ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

即日左記ノ如ク委員幹事書記ヲ命シ、又郡市役所、警察官署、町村役場ニ對シ、二十六日次ノ訓令ヲ發シタリ。

臨時新潟縣震災救護委員部

委員長　小原知事
副委員長　千葉內務部長
同　平田警察部長
幹事　石口社會課長
同　川西保安課長
同　梅原產業主事
庶務係長　土屋會計課長
同　書記　塚田　同
同　書記　吉田　同
調查係長　小田刑事課長
同　書記　增田警部補
同　書記　丹羽巡查
職業係長　川西保安課長
同　書記　土岐技手
同　眞島　同
救護係長　片桐社會主事
同　書記　小熊　同
同　書記　池田　同
委員　各課長及官房主事衛川技師

新潟縣訓令第一一號

郡市役所、警察官署、町村役場

今回ノ大震災ハ、前古未曾有ノ大慘事ニシテ、幾百萬ノ罹災民ハ、衣食ヲ得ルニ途ナク、住ムニ家ナク、父母骨肉ヲ喪ヒ、流離困憊ノ狀殆ンニ筆舌ノ能ク盡ス所ニ非サルナリ。

幸ニ優渥ナル聖旨ヲ始メ奉リ、政府臨機ノ處置ト、民間ノ賑恤救護及世界聯盟各國ノ同情トニ依リ、僅ニ焦眉ノ急ヲ拯フコトヲ得、又本縣

ニ於テモ官民ノ協力ニ依リ、應急救濟ノ措置ヲ講シ得タルハ、恰カ意ヲ安スルニ足ルモノアリ。

然レトモ翻テ思フニ、本縣内ニ避難シ來レル幾萬ノ罹災民ハ、未タ求ムルニ職ナク、自立自營ノ方途立タス、空シク飢餓ト冷氣トノ襲來ニ泣カントシツヽアル者多キハ、各位ト共ニ夙夜痛心ニ堪ヘサル所ナリ。

此ノ時ニ當リ、是等罹災民ヲシテ一日モ速ニ各々其ノ處ヲ得テ生活ノ安定ヲ得セシムルハ、寔ニ目下ノ急務ニ屬ス、乃チ本縣ハ玆ニ臨時新潟縣震災救護委員ヲ設ケ、縣下ニ避難シ來レル罹災者ノ現狀ヲ調査シ、普ク郡市町村、警察官署、救護團體、宗教家及特志家等ト協力シテ、職業紹介ヲ要スル者ハ各工場主、農場主、大商店主、工事請負者、資本家企業家等ノ同情ト援助トニ依頼シ、尚一面國及公共團體等ニ就キ之カ就職ノ便ヲ圖リ、救護ヲ要スルモノハ或ハ給與、或ハ生活費ノ補助、其ノ他事業資金ノ貸付、授産、旅費ノ補給、傷病者ノ手當、係累者ノ引取等、百方策ヲ講シ、以テ此ノ同情スヘキ同胞ヲシテ起死再生ノ喜悦ニ浴セシメントス、勿論之カ救護ハ第一次ニ於テ所在市町村若ハ其ノ住民ノ力ニ俟タントスト雖、其ノ力及ハサルモノニ就テハ縣ノ斡旋ニ依ラサルコトヲ得ス、關係有司、宜シク此ノ意ヲ體シ、前揭民間有志其ノ他ノ援助ヲ求メ、同胞相愛社會率仕ノ至誠ヲ發揮シ、以テ最善ノ努力ヲ致サレンコトヲ望ム。

大正十二年九月二十八日　新潟縣知事　小原新三

同委員部は、先づ縣下四十二警察官署に依頼し、十月六日取纏めの豫定を以て、下記調査小票に依り避難者の現狀を調査し、一面郡市長、警察官署長、町村救護團體、宗教家、篤志者等と協力し、職業紹介、給與、生活費補助、事業資金貸付、授産、旅費補給、傷病者手當、係累者引取等、百　策を講ず、又方面委員長は、各工場主農業主商店主工事請負者等に對し、特別の同情と配慮とを以て勞務者雇傭の途を開かれたき旨依頼狀を發したるに、數日にして五百餘名の雇傭申出あり、同時に罹災者中身の振り方其他に就き、委員部に相談し來れるもの少なからず。（大正十二年九月三十日現在新潟縣調査關東地方震災救護彙報）

乙表ハ切取リ逓達シ甲表ハ控トシテ保存ノコト

（甲）

本籍地			
罹災地			
避難所			
親戚故舊ノ關係			
單獨避難又ハ一家避難ノ別	氏名	職業	
	當年		

……切取……線……

（乙）

罹災避難者調査小票

本籍地			
罹災地			
避難所			
親戚故舊ノ關係			
單獨避難又ハ一家避難別	續柄	氏名	職業
同	男女	當年	
同	男女	當年	
同	男女	當年	
同	男女	當年	
同	男女	當年	
計（家長トモ）　人。			

（一家避難者ハ其ノ家族年齢男女別ノ員數）

調査者印

永住又ハ當分居住見込別

自營ノ途ノ有無

求職希望ノ有無及希望職業（自營途アル者ヲ省ク）

救助ヲ要スル見込（傷病、老衰、廢疾篤圍、其他特別ノ事情アル者ニ限ル）

備考

（第　號）

（甲）

求人者	住所		職業	氏名
職業紹介所通知要項	求人ノ申込ノ種類	男	員數	年齢	給料見込額	宿舍ノ有無
		女	員數	年齢	給料見込額	宿舍ノ有無
	紹介ニ關スル事項		備考			

（乙）

求人者	住所		職業	氏名
職業紹介所通知要項	求人ノ申込ノ種類	男	員數	年齢	給料見込額	宿舍ノ有無
		女	員數	年齢	給料見込額	宿舍ノ有無
	紹介ニ關スル事項		備考			

注意　紹介ニ關スル事項欄ハ必要ノ都度適宜記入スルモノトス

右ノ通リ貴管内ニ於テ職業需要ノ申込有之候條適當ノ求職者御紹介相成度此段及御通知候也

大正十二年　月　日　　新潟縣廳内

御中　　臨時新潟縣震災救護委員部

（甲）票ハ控（乙）票ハ切取リ逓達セラルヘシ

（甲）

職業紹介報告票			
雇主	住所		
被雇者	罹災地	職業	
	避難居所	氏名	
		年齢	當年
契約ノ要項	勞務ノ種類		
	期間	雇傭月日	宿舍ノ有無
	給料		
備考			

大正十二年　月　日　（官公職氏名）

臨時新潟縣震災救護委員部御中

注意　（一）罹災地ハ東京市、避難所ハ中類城郡直江津町ト云フ如ク簡單ニ記入シ備考欄ニハ必要事項アリタル場合ノミ記入セラルヘシ

乙表ハ切取リ逓達シ甲表ハ控トシテ保存ノコト

（乙）

雇主	住所		
被雇者	罹災地	職業	
	避難居所	氏名	
		年齢	當年
契約ノ要項	勞務ノ種類		
	期間	雇傭月日	宿舍ノ有無
	給料		
備考			

（甲）

本籍地			
罹災地			
避難居所			
希望職業ノ種類			
希望就職地	第壹　第貳		
氏名		職業	
	當年		

（乙）

罹災避難者職業紹介申込小票　調査者印

本籍地			
罹災地			
避難居所			
希望職業ノ種類			
希望就職地	第壹　第貳		
氏名		職業	
	當年		
家族ノ有無及其ノ狀況			
本人ノ略歷			
備考			

注意　本票ニハ自筆ノ履歷書添付ノコト
乙表ハ切取リ過ギシ甲表ハ控トシテ保存ノコト

（甲）

本籍地		職業
罹災地		
避難居所		
縣ニ救護申請ノ要領	名	當年

……切……取……線……

（乙）

本籍地		職業
罹災地	氏	
避難居所	名	當年
要救護ノ種類		
本人ニ今日迄ノ救護狀況並ニ縣ニ救護申請ノ特別事由		
備考		

罹災避難ニ依リ救護申請ノ際小票

救護申請者官職氏名印

〔附記〕　新潟縣人會

一、新潟縣人會　は、新潟縣救護事務所と提携して活動したり、初め縣は凶報に接して保安課長を上京せしむると共に、災後の狀況詳かならざるを以て、取敢へず震災地に縣出張所を設け、中央當局と打合せ、臨機罹災民救護及縣在京民保護及相談に應ぜしむることゝなし、田端第一小學校内に新潟縣救護事務所を設け、千葉内務部長荒卷理事官以下技師二名屬及書記十一名技手共他八名通譯手二名大工人夫三十二名を引率して東上せり、事務の職能は、救護局と交渉し、

救護品として玄米白米副食物自動車ガソリン竈鍋釜毛布マッチ薪炭履物衣服等の蒐集に努め、田端驛前に炊出しをなし、縣民罹災者の乘車に便宜を與へ、歸國者に對しては證明書を交付し、又市の内外を五に分ち、救護班を派遣して傷病者を慰問し、救護せしめ、行衞不明者の調査其他通信の世話をなすに在りたり、既にして九月五日に至り、荒卷理事官は、新潟縣人會を訪問して、救護所設置に關し在京縣人會員の援助を得度き旨を申込まれ、縣人會は、大に其趣旨を贊し、且つ打合せの爲め、事務長を同理事官に同行せしめ、田端に至り救護所の方針を聽取し、大要左の如き協定をなせり。

一、新潟縣人會は救護所の趣旨を贊し、之と同一歩調をもつて活動すること。

二、新潟縣人會内に救護所の支部を置くこと。

同會の理事會に於ては前記を是認し、之と同一歩調を採て活躍することにし、着々準備を進行せり、支部に於ては專ら縣人罹災者の立退き先並に生死不明者の調査通信取扱人事相談就職診察醫療の周旋につき全力を傾倒せしが、罹災者の情態より云へば、轍鮒一滴の水は他日萬斛の水にまさる焦眉の急を緩和するには炊出しをなすにありとなし、本部及東京府と交渉し炊出しを實行することゝし、九月十二日より三日間一般罹災民に結飯を給與し、其數初日八五〇名、二日一、一一四名、三日八五五名の多きに達せり。

十九日には救護事務所本部を引上ぐることになり、從つて支部も亦閉鎖することゝせり。

此度の震災に就て、縣より中央に提供したる物資は左の如し。

品目	來	
白米	一、〇〇〇石	東京府
味噌	一〇〇樽	神奈川縣
	三〇樽	三〇樽
	八四樽	澤庵漬
	五〇〇個	鍋
	一、〇〇〇個	バケツ
	一、〇〇〇個	藥罐
	二三〇反	木綿

尙九月十五日汽船にて輸送したる數量左の如し。

米	四、五五三石二斗	鰹節
醬油	二、五三〇貫	梅干
素麺	一、〇〇〇函	木綿

新潟縣救護事務所に於て十月十三日より十一月二十八日迄取扱ひたる救護成績左の如し。

救護戶數　三千九百三十戶
　　人員　九千八百二十四

其他御守札、衣類、手拭、味噌、梅干等必要品給與。

二、新潟縣通信部　は、新潟縣救護所の一分科として實施し來りたるも、救護所の閉鎖と同時に之を縣人會に引繼ぐことゝし、同會に於て其事務を處理せり。

二十三日より三十日迄は、內勤六名外勤四十名乃至五十名の大組織を以て、行衞不明搜索願六千名に付早朝より夜分迄全市に涉り避難所バラック等の總てを徹底的に調査し、同時に橫濱にも通信部を設けて同地の縣人罹災者についても亦調査を遂げたり。

三、臨時震災救護委員出張所　縣にては縣人罹災者の爲に、就職口の斡旋、歸國者に旅費の貸與、傷病者の手當、貧困者には一時的救助、其他人事相談等を目的として、十月十三日より十一月十日迄新潟縣人會事務所內に出張所を開始し、社會主事片桐佐太郎主任となり、事務を執れり、每日縣人罹災者の詰め掛くるもの百名以上の多きに達し、掛員は一々之に應接して慘狀を聽取し、各人に小原知事の達筆にて、「轉禍爲福」と大書したる手拭一本、其他伊夜比子神社御守護札及梅干等の副食物を給し、壯者には此手拭を鉢卷にして、梅風沐雨汗水を流して働けと諭し、學生には救助を要求する心得違を說き、前途光輝ある生活に艱瑾をつけてはならぬと諭じ、婦人老年者等にして實際生活上の疲勞者には、或は旅費を支給し、或は救助金を給與せり。

四、新潟縣人會の慰問　新潟縣人會に於ては震災後直ちに規定の慰問をなす可く議決せるも、今日の場合寄附金を募り、少しにても多く慰安の道を講ぜんことを期し、縣當局者並に有志者合劃策する所あり、東京方面にては兎も角罹災者の全數を調査せしに、第一回の調査終了數は實に一千四百名の多きに上れり、依つて十月下旬よりは慰問の贈與を開始し、其金額亦頗る多額に上れり。

第二　新潟市

京濱地方の震災慘狀を極むるを聞くや、新潟市は、九月三日市參事會を開きて、取敢へず物品寄贈、慰問使派遣の決議を爲し、一方に市長は、市會議長市參事會員及商業會議所在鄉軍人會消防組青年聯合會日刊三新聞社の代表者に參集を求め、震災新潟市救濟會設置の議を決し、直に市役所を中心とし、軍人分會青年會消防組等を配し、四日夜より活動を開始したり。

（一）救護會組織　新潟市の組織に係る救護會左の如し。

震災新潟市救護會會則

第一條　本會は、震災新潟市救護會と稱す。

第二條　本會は、震災に罹れるを救助するを以て目的とす。

第三條　本會は、前條の趣旨を賛し、一日金五十錢以上を寄附したる有志者を以て組織す。

前項に相當する價格以上の物品を寄付したるもの亦同じ。

第四條　本會の事務所は、新潟市役所内に置く。

第五條　本會の救恤に要する費は、第三條の寄付金を以て之を支辨し、物品は直に之を救恤に充つ。

第六條　本會に左の役員を置く。

一、會長　一名　新潟市長を以て之に充つ。

二、委員若干名　會長之を囑託す。

三、幹事若干名　會長之を囑託す。

第七條　會長は、會務を總理す、會長故障あるときは、市長の職務を代理すべき者之を代理す。

第八條　委員は、本會の目的を達する爲め必要なる事項を決議す。

第九條　幹事は、本會に屬する庶務及會計等の事務を處理す。

第十條　委員會の議事は、出席者の過半數を以て之を決す。

第十一條　委員會は、會長隨時之を招集す。

第十二條　本會の存續期間は、委員會の決議に依り之を定む。

事務分擔

一、總務部　各部の連絡統一に關する事項。

二、會計部　寄附金の出納並に調度に關する事項。

三、購買部　救恤品の撰定及購入に關する事項。

四、救護部　避難者救護に關する事項。

五、物品部　寄贈物品の受渡に關する事項。

六、輸送部　救恤品の荷造及輸送に關する事項。

七、寄附部　金品募集宣傳に關する事項。

八、募集部　金品募集に關する事項。

而して之が業務は、罹災地への救恤金寄贈と避難者救護との二部に分ちて活動したり。

(二)救恤金品寄贈　會員活動して金品を募集すると同時に、購買部は左記物品を購入し、輸送部之を臨時震災救護事務局宛に發送したるが、同市高助運送店高橋助七は、實費無手數料を以て之を取扱ひたり。

菓麵七〇〇函、ミルク四打入一〇〇函、蒋幸一〇、〇〇〇貫、下駄五、〇〇〇足、馬鈴薯五〇俵、醤油大二八〇尾、小七〇尾、玉葱五六俵、綿本綿一、〇〇〇反、鯛二、五〇〇個、煙草五〇〇函、傘二五〇本、布團二、〇三〇枚、兩合羽五八一枚、味噌三五二樽、汁椀七、〇〇〇個、其他。

購買部は更に反物數千反を購入し、衣類大小の袷二千三百四枚を新調し、避難者中の生活餘裕あるものを除きて贈與し、七百四十九枚を十二月横濱市へ寄贈す、之が裁縫は新潟女子工藝學校外十二團體に於て無料調製したり、以上購買物品價格二萬四千四百五十二圓三十錢に及ぶ。

(三)救護部活動　救護部は九月四日より省線沼垂新潟驛、私線白山驛に出張して活動せり、即ち

イ、在鄉軍人會新潟市分會　は擧て會員中の有志を以て奉公團を組織しありしが、九月四日より二十六日まで毎日十五人乃至二十人づつ晝夜交代して驛頭に出張し、避難者に對する諸般の斡旋を爲したり、又市救護會義捐金募集の好成績を見たるは同會與て力あり。

ロ、新潟市青年團聯合會　軍人分會と協同して、二十人乃至三十人、晝夜交代驛頭に詰め、避難者を救護し、一面鮮人に關する流言蜚語を以て、夜間警戒の任に當れり、其員數二百八十餘名なり、又九月六日には縣より災地出動救護の交渉を受け、即時快諾、七日午後二十八名横須賀方面に出動せり、縣下青年團出動の先鋒とす。

ハ、婦人會　幹部會を開きて救護を決議し、衣服其他の必需品を集め、驛頭に於て老幼婦女を慰安し、愛國婦人會新潟支部と共に、モモノデーを開き、市内寄贈品の蒐集及衣類の新調に盡力したり、驛頭に於て避難者に贈與したる衣類は、四千三百九十點、雜品一萬九百七十五點にして、罹災地に寄贈したる衣類は、五千五百三十一點、雜品五千百十八點なり。

沼垂婦人會亦驛頭に避難民を救護し、金員百八十圓衣類二千點を配與し、更に衣類三百四十六點を災地に送る。

新潟市婦人教育會は、味噌漬十樽、鍋百個、其他日用品（價額百三十圓）並に有志の醵金七百五十餘圓を災地に送り、佛教婦人團體も衣類雜品を蒐集して罹災地に寄贈したり。

(四)避難者收容　九月二日以來、汽車にて避難し來るもの陸續絶えざるに對し、驛頭救護の外、方面委員の助力を以て收容所を設置し、親族知己の寄るべなき避難者を一時收容したり、其數男六十七人女四人、秩序恢復を俟ちて歸京するものには旅費を給し、十月上旬全く收容者なきに至りて之を鎖す。

(五)被救護者　九月四日より二十四日までに、下車避難者新潟驛六千六十九人、沼垂驛四百五十四人、白山驛四十二人、計六千五百六十二人中、東京よりせるもの六千四百十二人、横濱よりせるもの百二人、其他五十二人にして、救護を要したるは、

行旅病者取扱二十九人、一時救護二千七百七十五人、內宿食を與へたるもの四百二十二人、人力車を與へたるもの百五人、醫療せしめたるもの百八十六人、證明書及自動車を給したるもの二千五十二人。

(六)職業紹介　職業紹介係の手に應急職業の紹介をなしたるもの、九月より十二月までに、

求職者男三〇一人、女二九人、內就職男八二人、女一七人

(七)鐵道汽船會社其他の好意　市阪車の避難者は、市の外に中北西蒲原郡一部及佐渡郡大部なるが、交通機關は安進丸白根丸及佐渡渡航取扱新潟汽船會社佐渡丸等にして、何れも避難者に便宜を與へたり、其數佐渡丸九百二十五人、白根丸四十五人、安進丸九十五人、計一千六十五人なり。

又新潟自動車株式會社は、新潟驛前に本社ありて、之を基點に各方面へ運轉しつゝあるものなるが、列車着毎に疲憊を極めたる避難民に同情し、運轉區間の無賃乘車をなさしめ、後には特に專用車を提供して避難者の落着く所まで送り屆けたり、越後鐵道株式會社も、無賃乘車をなさしめたるのみならず、省線との連絡關係上、柏崎驛より特に臨時列車を出して避難者の便宜を計れり、其他新潟驛前佳吉屋支店を甫め十餘の旅館亦種々の便宜を計れり、醫師會は實費診療を爲し、各種學校皆金品を寄贈し、十二小學校は二萬九百八十七圓を義捐し、救世軍新潟小隊より幼稚園に至るまで、古本雜貨等を寄附し、露國人スガベルチンよりも寄贈品ありたり。

(八)避難者調査　十一月十五日午前零時に於ける避難者數左の如し。

東京府　二、二一六人、東京市一、八四八人、神奈川縣五九三人、横濱市三九四人、靜岡縣五人、埼玉縣一人、千葉縣七人、計五、〇六四人。

(九)救護會經費收支　十三年五月十九日現在を擧ぐ。

收入高	金六萬三千五百二十六圓二十四錢		
寄附金高	金六萬三千二百八十三圓九十錢	內	
利子	金二百四十二圓三十錢		
支出高	金五萬五千二百八十四圓四十六錢		
救恤品代	金二萬四千八百十二圓三十錢		
縣へ返付高	金二萬六千七百二十四圓三錢		
避難者宿泊料	金四百六十九圓四十二錢		

金五十一圓六十三錢		給與品代
金四百三十二圓九十錢		人力車自動車代
金一千八十三圓五十九錢		救護費
金三百六十四圓五十錢		運送費
金三百三十五圓二十七錢		救護從事者手當
金三百四十三圓		雜費
差引殘金八千二百四十一圓七十八錢		
金五千圓		橫濱市長へ寄附
金一千圓		震災善後會へ寄附
金二千三百四十一圓七十八錢		避難者救護費

附記

(一)新潟臨時震災救護委員部　應急救濟一段落後、縣は臨時震災救護委員部を設け、全縣下の救護事務を統轄し、種々施設する所あり、第一次の救護として、十五日現在の罹災者全員に慰問袋大人二千四百三十四人(一人二圓づゝ)、小人七百六十八人(一人一圓づゝ)計二千四百三十四人、此金額四千百三十圓を與へたり、又生活困難のものには、布團等の現品若くは代物を給與し、罹災地へ歸還せんとするものには旅費を給し、自營の道を講ぜんとするものには、低利資金を貸與し、兼て職業紹介を爲したり、其外年末には、餅費の給與をなし、市救護會は、十二月二十五日を期し、避難者一同に大小人を論せず一人一升づゝの餅現品を贈與す、其員數二千百人、二十一石なり。

(二)赤十字社新潟支部　救護會を設けて驛頭に活動したるの外、出張所を設けて、醫員看護婦事務員と共に、負傷者の診療に從事すること三十日なり、又救護班を組織して、震災地に出動せしめ、患者の救療に從事したり。

震災地出張救護班

	第一班	第二班	第三班
醫員	一	一	一
書記	一	一	一
看護婦	九	二	九
看護人	一	一	一
診療日數	二五		
場所	進野川、橫濱	日暮里、橫濱	進野川
取扱患者	一、四八五	一、六七三	一、二一九
經費			四、八〇五圓

以上は九月二十日現在なるが、內第二班は九月二十四日歸市し、第三班は十二月二十日、第一班は十二月二日を以て歸市す。

第三　長岡市

(一)災害地救援　九月一日の關東大震災に對し、市及商業會議所、在鄉軍人分會、愛國婦人會幹事部、教育團、實業協會の各團體は、災害地長岡救援會を組織し、震災狀況及需用品等視察のため、委員を派し、一面市內各町より梅干、味噌漬、其他漬物類の寄附を受け、パン其他の食糧品を買入れ、之を東京市及臨時新潟縣救護會出張所に送付したり、其見積價額一萬二千六百三十九圓なり、同時に義捐金及衣類の義捐を募り、義捐金五萬七百六十圓、衣類一萬三千七百九十八點、別に俵積二十四棚(一棚十三貫目)、雜品二十六棚(一棚十三貫目)を得たり、市亦五百圓を支出して會の經費を補助す。

(二)避難者救護　罹災民の市內に避難し來るものに對し、市內元實田會社跡建物內に臨時罹災者宿泊所を設け、列車到着毎に避難者を收容宿泊せしめ、無料にて食料品、衣類其他を給與し、病者傷者に診療を加へ、其人員千八百三十八人に及ぶ、其外九月十八日より二十一日まで旅舍投宿者に對し、會より費用を支辨したるもの五十六名あり、長岡驛構內には、出張所を設け、避難傷病者の無料診療を爲し、一般避難者を慰問して、食料衣類其他を給與したり。

避難者中罹災地歸還の旅費なきもの七名に旅費を給與し、市內の罹災者へは老幼を問はず、一人金二圓づゝの見舞金を贈り、其數千八百九十八名に達せり、又貧困罹災者には、米衣類其他を給與したり。

(三)教育方面救濟　大震災に對し左の如く施設す。

A、學校兒童職員より義捐金並に義捐品を募集す。

B、阪之上校に於て、精神作興の趣旨を以て、講演會並に震災フイルムを映寫す、觀覽者滿員の盛況を呈せり。

C、民心作興會開催せらるゝや、幹事として活動す。

D、震災のため轉入學するもの頗る多く、其數三百餘名に達す、入學の際は出來得る限りの便宜を與へ、學用品を給與し、慰安に努力したり、十三年二月二十一日現在在學者百七十八名。

(四)避難者調査　十二年十一月十五日現在の避難者調査の結果左の如し。

罹災總計二百七世帶、死亡二十二人、行衞不明五十五人、重傷三人、輕傷十六人、無傷千二百七十一人、失業二百四人、內東京府の分を擧ぐ。

東京府市部

罹災種類	世帶數	現存者 死亡	行衞不明者	重傷者	輕傷者	無負傷者	合計	總計	失職者
		男女計	男女計	男女計	男女計	男女計	男女計	男女計	男女計
全燒	一三四	九一〇	一七	一四	三一	二六	二四〇	二一〇	九五
半燒	一								
全潰	一								
半潰									
流失									
以上計	一三五	九一〇	一七	一四	三一	二六	二四〇	二一〇	九五
半燒	一								
全潰	一								
半潰									
流失									
以上計	一三六	九一〇	一七	一四	三一	二六	二四〇	二一〇	九五
破損	六	一	一						
無破損	一								
合計	一四二	九一〇	一七	一四	三一	二六	二四〇	二一〇	九五

罹災種類	世帶數	現存者 死亡	行衞不明者	重傷者	輕傷者	無負傷者	合計	總計	失職者
		男女計	男女計	男女計	男女計	男女計	男女計	男女計	男女計
全燒	一三四	九一〇	一七	一四	三一	二六	二四〇	二一〇	九五
半燒	一								
全潰	一								
半潰									
流失									
以上計	一三五	九一〇	一七	一四	三一	二六	二四〇	二一〇	九五
半燒	一								
全潰	一								
半潰									
流失									
以上計	一三六	九一〇	一七	一四	三一	二六	二四〇	二一〇	九五
破損	六	一	一						
無破損	一								
合計	一四二	九一〇	一七	一四	三一	二六	二四〇	二一〇	九五

罹災種類	世帶數	死亡行衞不明者						現存者															
		死者			行衞不明			重傷者			輕傷者			罹負傷者			總計			失職者		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
全燒	七																					
半燒																						
全潰	二																					
半潰	三																					
流失																						
以上計	二																					
破損	九																					
罹破損	二																					
合計	二九																					

第四　高田市

開東大凶變の報に接するや、高田市役所は救濟救護の目的を以て直に義捐金及救恤品の募集に着手し、其蒐集したる金品を新潟縣廳の手を經て寄贈せり、又在鄉軍人分會をして救援隊を組織して赴援せしめたり、其活動の大略左の如し。

高田市救護救援狀況

一、救恤品寄贈　市民の同情に訴へ、左の救恤品を募集し、新潟縣の手を經て寄贈す。

品目	數量	見積價額
米	五十五石二斗四升	二、一五四・三六
味噌	八百七十三貫六百目	六九八・八八
醬油	一石四斗	四九・〇〇
千俵	百四十四貫三百匁	三六〇・七五
演物	二百五貫	二四六・〇〇
鍋	三百九十五個	一三八・二五
釜	九個	二・五〇
雄	六十個	三三・〇〇
手拭	三千四百八十筋	四五二・四〇
衣類	三千六百十點	一、八〇五・〇〇
蠟燭	四千百四十五丁	四一・四五
毛布	九枚	一三・五〇
木炭	二十貫	八・〇〇
薪	五十三束	一五・九〇
履物	六百八十六足	二〇五・八〇
白木綿	八十八反	五二・八〇
鋲寸	四百四十二打	四四・二〇
其他雜品	七千九百七十五點	一、一九六・二五
合計		七、五三八・〇四

二、義捐金　市役所及市內高田新聞社、高田日報社發起の下に義捐金を募集し、新潟縣を經て寄贈せり、其の金額左の通り。

記

金一萬四千九百六十六圓五十八錢也

三、勞力の救援　市在鄉軍人分會をして、會長以下十六人を以て救援隊を組織せしめ、大正十二年九月十四日より同月二十三日迄往復十日間、東京市に於て帝國在鄉軍人會の指揮の下に救護に從事したり。

第五　新潟醫科大學

新潟醫科大學は、關東震災に對し、救護班二班を出して救護する所ありたり。

第一、救護班

一、組織　左の如し。

班長	教授高橋明	醫員	教授星野貞次外十名
藥劑員	藥劑手前澤敎外一名	事務員	書記小川四郎外一名
學生	十二名	小使其他五名	
計	三十三名		

二、班員活動狀況　班長高橋明以下三十三名、九月四日約一週間の豫定を以て、天幕食料治療藥品炊事用具等を携帶し、午後六時新潟驛を出發、途中非常なる困難を經て、翌六日午後三時日暮里に着し、直に同驛山の上長久山本行寺境內に天幕を張り、診療所に當て本部とす。

境內は、地方への避難者の大多數が日暮里驛より乘車する爲め、是非共通過せざるべからざる道路にして、且又地方より驛に着せる團體其他が經由すべき道筋なるを以て、救護上にも地方との連絡を取る上にも最も便利の地點なるより、此處に設備を爲し、六日未明診療を開始するや、患者は盛に來所す、帝都の罄所に宣傳ビラを以て廣告し、一行を本部診療係と外出巡回診療係兼宣傳係との二組に分ち、其勤務を半日交代にし、深夜に及ぶも屢々往診を乞ふ患者あるを以て、班員を更に五分して、交ゝ之が診療に當り、一面境內の警備に任ず、時々豪雨襲來し、天幕の雨漏り甚しく、寢食意に任せざる間に立ちて、同十四日迄九日間克く活動を繼續し、其任務を遂行せり。

外出巡回診療係の診療せる傷病者は、少くも一日平均四五十名なるも、特に病名其他を詳細記載する暇なかりしを以て、玆に其數を明記し難し、本部に於て診察せし患者にして記錄に載れるものは總數六七六名なり、之に前記巡回診療によるものを加ふる時は其數千名以上に達すべし、而して本部に於ては日を經ると共に其存在を認められ、患者の數を增加するに至れり。

三、患者數及病類別は、

第一表

診療月日		新患者數			新舊患者全數		
		內科	外科	計	內科	外科	計
九月	六日	二二	二九	五三			
同	七日	二五	二九	五四	二七	三九	六六
同	八日	二九	二三	五二	三三	三二	六五
同	九日	三二	一九	五一	三八	三三	七一
同	十日	一九	二〇	三九	二六	三一	五七
同	十一日	三九	二二	六一	四三	三六	七九
同	十二日	二五	三一	五六	四二	五〇	九二
同	十三日	三四	三二	六六	五八	五一	一〇九
同	十四日	二六	一〇	三六	五二	三二	八四
計		二五三	二一五	四六八	三四三	三三三	六七六

第二表

月日（九月）六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十	順位	計	％（四七三人に於ける）
病別 ＼ 日	日	日	日	日	日	日	日	日	日			
胃腸障碍	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一	二五	五・二九
呼吸器疾患	三	三	一	三	二	四	一	一	二	九	二〇	四・二三
感冒	四	九	六	九	四	三	二	四	三	4	四六	九・七二
神的及精神的異常	二	一	六	三	四	五	二	九	二	5	三九	八・二二
打撲挫傷	八	一〇	四	三	五	五	三	三	一	2	三〇	六・三五
創傷	七	三	四	五	四	一〇	六	八	二	3	四九	一〇・三六
火傷	七	七	二	一	二	四	二	一	6	六	四二	八・九二
化膿性疾患	二	四	三	四	四	一	二	三	二	7	三二	六・七四
機械的水泡	二	二	二	四	一	—	—	—	—	11	三	〇・七
性皮膚疾患	一	一	二	一	二	四	六	四	一	8	二	四・四四
耳鼻疾患	一	二	一	一	三	三	一	一	一	10	一七	三・六九
神經痛及齲歯	一	二	一	一	一	二	三	一	二	13	二	二・三三
眼疾	一	三	一	一	二	一	一	二	一	12	三	二・五四

第一班は文部省の支配を受けず、亦縣より出來得る限り援助すべき旨の通知に接せしも、斯る世間の騒擾せる且つ物資拂底の際、飽迄獨立獨行自營の目的にて他の力に與らず、寧ろ他の救護班に材料を分與して其任務を果し、一同元氣旺盛にて十五日日暮里を發し、十六日無事歸學するを得たり。

第二、救護班

一、組織　左の如し。

班長　教授中村隆治　　醫員　助教授中田瑞穗外四名
調劑員　藥劑手橋本通　　事務員　書記中山武造
看護員　看護婦長赤澤シヅ外七名　　使丁外五名

二、班員活動狀況　班は、第一班歸還の折、文部省よりの懇請により組織したるものにして、九月十七日午後七時五分着越廻り上野行列車にて出發、翌十八日午前八時田端へ到着し、直に文部省及警視廳差廻の貨物自動車に分乘、東京府下龜戸第二小學校に送られたるは午前十一時頃なり、恰も前日迄秋田縣救護班の診療を爲し居たる後を引受くべきものにて、同班の揭示により旅裝を解く間もなく午後一時より診療を開始することゝなれり、定刻前患者は續々詰め懸け、晝食前診療をなして午後五時休止す、翌十九日よりは、前秋田班の例に倣ひ、午前八時より午後四時迄診療を爲し、急を要する患者は隨時に行ふこととしたり、然れども外來患者中には他學校內避難のもの多く、而かも日中他に勞働を爲すもの多きが故に、午後八時頃迄は間斷なく從事するを常としたりき、又重症にして來班し能はざるものあり、日中又は夜中の往診間々ありたり、斯くて二十八日一先づ診療を打切り、翌二十九日歸學の途に就く、患者數及病類別は別表の如し。

食事は最初本省より差支なく支給するの約なりしも、都合により自炊すべく交涉を受けたるを以て、遽かに本學に打電して調理部員の派遣を需め之を爲さしめたり、而して文部省よりは白米三俵コーンビーフ二十個其他副食物數點の給與を受けたり。

居室は同校二階教室の一間を以て之に充て、龜戸役場より借入れたる薄緣を敷き込み、休憩寢食共に此處に於て爲すことゝし、夜中は各携帶の毛布一枚に包まれ眠に就きたり。

三、患者數及病類別　は、

第一表　患者日畫

月日	新患者數	舊患者數	月日	新患者數	舊患者數
九月十八日	八〇	—	同十九日	九〇	二二

月日	新患者數	舊患者數	月日	新患者數	舊患者數
同二十日	七〇	五七	同二十五日	四六	八九
同二十一日	六六	六五	同二十六日	三九	六六
同二十二日	四六	八五	同二十七日	五六	八一
同二十三日	三九	七八	同二十八日	五〇	八一
同二十四日	一七	五四	計	一、二七七	

第二表　病類別表

內科部	疾患人員	一四八	外科部	疾患人員	一四
	胃腸疾患	一四八		挫傷	一四
	胃腸疾患	六六		挫傷	一四
	肺結核	二一		創傷	四二
	氣管枝カタール	三七		創傷	二五
	氣管支カタール	二八		火傷	七
	神經質	一六		炎症性疾患	三六
	腳氣	一六		皮膚疾患	四四
	腳氣チフス	二		皮膚疾患	三
	心臟疾患	四		眼疾患	二八
	赤痢	三		腸チフス	一
	ウルヂカリヤ	三		腸病質	一
	神經痛	五		腺增殖症	一
	神經衰弱	二四		耳鼻咽喉疾患	一八
	腳氣	一		泌尿器疾患	三
	腸チフス	一		神經痛	七
	麻痺	一		膿瘍	三
	赤痢	一		其他	二二〇
	肋膜炎	七		心臟疾患	一
	膿瘍	一		計	二二
	計	二五八		合計	五九九

記事　第二表記載の如く、內科の疾患は胃腸病最も多く、就中下痢を訴ふる者多し、主として食物の變化に起因せしものならんか、又神經衰弱者は概に頭痛不眠を訴へ、夜中恐しき震火災の夢に襲はれ、安眠を得ざるもの、殊に女子に於て多かりしを見る。

氣管支カタールの多くは、一晝夜以上水中に在り、又は風雨に曝されたるに起因し、其總てが高熱の伴ふを見たり。

第五件　富山縣の活動

天富山縣

第一、應急處置

九月一日關東大震災の報傳はるや、通信機關杜絶し、確報を得ること能はざりしも、其事態の容易ならざるべきを察し、二日知事は直に電信を以て、天機並に攝政宮殿下の御機嫌を奉伺す。

震災に付、謹んで天機を伺ひ奉る。

右御執奏を乞ふ。

大正十二年九月二日　　富山縣知事　伊東喜八郎

日光田母澤御用邸
侍從長宛

震災に付、謹んで御機嫌を伺ひ奉る。

右言上を乞ふ。

小兒の疾患にありても胃腸疾患多數を占む、驚愕榮養不良の爲め母乳に不足を來し、其代用品を用ゐたるに起因するものと認む。

外科は、切創爬創刺創創等ありて、其部位は下肢最も多く、上肢之に次ぐ、而して是等は早く適當の處置を得ざりし爲め、其殆んどを部が化膿せるものなりき、特に心付きたるは肉芽の甚しく不良なる事なり、蓋し榮養障碍によるものならん、火傷は適當の處置を得ざりし爲め深き潰瘍を形成せるもの多く、炎症疾患は重に癰瘍なりし。

皮膚疾患は、大部分濕疱疹にして、小兒に殊に多かりしも大人亦少からざりき。

眼疾患は、夜盲結膜炎角膜潤濁トラホーム等にして、夜盲を訴へたるものは、疎閉鎖時に至り治癒せるもの多し、榮養恢復の結果によりしならんか。

大正十二年九月二日　富山縣知事　伊藤喜八郎

皇后宮大夫宛

東宮大夫宛

同時に實況視察員として坂本理事官多田警部及中村電氣局書記を被害地に急派し、翌三日は縣下六新聞社と協議し、義捐金品の募集に着手す。

大震災義捐金品募集要領

今回の震災は、實に史上にも類例なき絶大の慘禍にして、帝都の混亂は其極に達し、全市は擧げて焦土と化し、人畜の死傷算なく、罹災地の慘狀は、實に名狀すべからず、吾等縣民は、此慘狀を前にして、汎く人類愛の精神に訴へ、廣く同志を糾合して、玆に義捐の金品を募り、住むに家なく、飢えて食なき同胞救濟の擧に出でんとす、乞ふ希くば縣下八十萬の同志來つて、この企劃を翼贊せられむことを。

發起人

富山縣　北陸タイムス社
富山日報社　富山新聞社
富山タイムス社　富山毎日新聞社
高岡新報社

義捐金品取扱方法

一、義捐金は、最寄各郡市役所警察(分)署、町村役場、各日刊新聞社又は縣廳にて取扱ふ。

二、取扱ふべき金品は、金子並に衣類(衣類には、裏面に寄附者の住所氏名を記したる白布を縫附け置くこと)又は米(但し一俵以内にて包裝完全なるもの)。

三、義捐金品の寄附者は、各日刊新聞紙上にその氏名金額を揭載し、領收證に代ふ(但し、金壹圓未滿のものは一括して人員數のみを揭ぐ)。

四、罹災民に對する配給、送附方法に關しては、發起人協定の上、先方の救濟機關を通じて配付し、その結果は紙上に廣示す。

翌四日には、急遽縣參事會を召集し、救援費二萬圓の議決を求め、これを以て白米五百石を買收し、罹災地に發送せんとせしも、貨車の配給意の如くならず、已むを得ず名古屋より海路芝浦を經て、附添吏員之を臨時震災救護事務局に引渡したり、同十一日の會議に、五千圓の追加を爲し、機宜の處置を執りて救護に勗む。

一面救護事務の連絡統一を圖るがため、富山福井新潟長野四縣は、聯合して長野市に事務打合會を開き、縣より內務部長代理坂間警察部長臨席して、左の事項の打合を爲す。

一、各縣事務所ハ各別ニ之ヲ設ケ相互連絡ヲ保持スルコト。

一、左記各項ニ關シ臨時震災救護事務局ニ交渉ノ上關係各縣ヘ通報スルコト。

1、各縣ヨリ相當勞力ヲ供給シテ東京市內ヲ數區ニ分チテ之ヲ分擔シ以テ物資ノ配給ニ助力シタシ。

2、徵發ニヨリ徵發スル場合ニ於テハ必ス前三ケ年平均價額ニ依ルヘキヤ時價ヲ利益トスル場合ハ三ケ年平均ニ依ラサルモ差支ナキヤ。

3、徵發ニ依ラス隨意購入シタル賠償ハ如何ニセラルヽヤ。

4、事務局ニ於テ物資ノ輸送斡旋ニ關シ鐵道省ト交涉セラレタシ。

之に對し、九月十二日三樹長野縣理事官より左の回報あり。

1、物貨ノ配給ヲ各縣ニテナスコトハ必要ナシ。

2、時價ニ依リ購入スル場合ハ隨意契約ニ依ルヘク徵發スル時ハ評議委員ノ決定ニ依ルヘシ。

3、特ニ指定セラレタルニ非サル物品ト雖モ政府ニ於テ代價ス。

4、物貨ノ徵發ハ更ニ命令アル迄差控フヘシ。

5、鐵道ト連絡ノ事務局ニ於テ相當勞メンアリ。

又災害の實況を一般に周知せしめ、救援の資を醵出するがためには、普く縣下の仁人に訴ふと題する宣傳印刷物を全縣下に配布し、急救品洋蠟燭三十函、和蠟燭十三萬三千五百二十五本、燐寸十函、蓙廣十四

樽此の價二千九百四十圓七十八錢は、九月六日吏員を附して救護事務局に送致したり。

然るに飛電到る毎に慘狀愈ゝ詳に、被害の範圍甚大なるを知るのみならず、九月四日、山口長野縣社會教育主事、二日官報號外の非常徵發令及之に關する內務省令を口達するために來縣し、玆に愈ゝ救護施設を組織的に執行する事となりたり。

第二、組織的救援

(一)臨時震災救護委員規程制定　九月五日廳達第十七號を以て臨時震災救護委員規程を定む。

富山縣廳達第一七號

臨時震災救護委員規程、左之通相定む。

大正十二年九月五日　富山縣知事　伊東喜八郎

臨時震災救護委員規程

第一條　臨時震災救護事務ニ從事セシムル爲、廳內ニ左ノ委員ヲ置ク。

委員長　一名
委員　若干名

委員長ハ、內務部長ヲ以テ之ニ充テ、委員ハ縣廳在勤ノ官吏吏員ノ內ヨリ知事之ヲ命ス。

第二條　委員ノ事務分掌左ノ如シ。

庶務掛　庶務ニ關スル事項。
救護掛　救護班ニ關スル事項。
寄贈物品掛　寄贈物品ニ關スル事項。
徵發物品掛　徵發物品ニ關スル事項。
輸送掛　寄贈及徵發ニ係ル物品輸送ニ關スル事項。
義捐金掛　義捐金募集ニ關スル事項各掛ニ掛長ヲ置キ、委員ノ內ヨリ知事之ヲ命ス。

附則

本規程ハ大正十二年九月五日ヨリ之ヲ施行ス。

是に於て內務部長代理坂間警察部長を委員長とし、坂本理事官を庶務掛長に、双川理事官を救護掛長に、常置理事官を寄贈物品掛長に、前原理事官を徵發掛長に、吉武技師を輸送掛長に、双川理事官を義捐金品掛長(兼)に任じ、夫々掛員を任命して活動したり。

(二)庶務掛の活動　庶務掛は、關係文書の取扱整理、豫算其他經費の整理等樞機籌策に當り、掛員の分掌を定め、協力して諸般の要務に鞅掌したり。

イ、令旨傳達法令周知方　災後中央との通信斷絶し、法令其他舞鶴要港大阪落石等經由の無線電信を以て、辛じて接受する有樣なりしが、其間に於ける攝政殿下の御沙汰首相の告諭緊急勅令を初め、兩陛下攝政殿下の御消息、震災の實狀等、各郡市町村長に移牒し、若くは縣報を以て周知せしむる旨ありたり、たま〳〵樺太長官より、震災勃發以來、銀行爲替等の關係より移入米の取引杜絶し、窮狀看過し難きを以て、救濟方を電報にて依頼あり、のち銀行其他の金融業者をして直に緩和救濟に盡力せしむ。

ロ、治安維持訓令　九月八日郡市役所警察署等に訓令して民心の安定を圖らしむ。

富山縣訓令第二十五號

郡役所　市役所
町村役場　警察官署

一九九

東京横濱地方今次ノ災害ハ、近來稀有ノ大慘事ニシテ、政府ハ直ニ罹災者ノ救護ト人心ノ安定治安保持ニ意ヲ致シ、特ニ臨時震災救護事務局官制ヲ發布シテ、關係各省ノ連絡ヲ計リ、救護事務ヲ敏活ニシ、一面戒嚴ヲ宣シテ治安ノ維持ニ努メツヽアリト雖、數十百萬ニ上ル罹災者ノ救療ニハ、尚幾多ノ施設ヲ要シ、帝都ノ治安人心ノ安定ノ確保ニハ、猶多クノ時日ヲ要スヘシ、此大慘事ニ際シテハ、往々故意ニ風說ヲ捏造スルモノアリテ、全國ニ渉リ廣ク人心動搖シ、輕微事項モ之ヲ重視シ、或ハ徒ニ風說ヲ信シテ輕擧盲動ヲ招致スルコトアリ、特ニ交通通信機關ノ缺如セル今日、一層甚シキモノアリ、宜シク此際管內ノ治安ニ關シ、特ニ愼密周到ノ考慮ヲ繞ラシ、臨機ノ處置ニ遺憾ナキヲ期セラルヘシ。

大正十二年九月八日　　富山縣知事　伊東喜八郎

ハ、災地旅行者取締　震災地の取締上、郡市長警察署長をして災地に向ふ旅客を取締らしめ、其後其筋よりの電命により宿泊及食糧缺乏緩和のため、旅行者の資格を制限し、旅行證明書を交付す、九月五日より十月十日までに交付したる人員左の如し。

縣交付人員　四六九人、警察官署交付人員　三、四五三人、郡市町村役場交付人員　不詳。

ニ、職員災地派遣　左の如し。

部課 / 職名	知事官房	地方課	社會課	學務課	農林課	商工課	土木課	會計課	警察部	電氣局	富山縣殼物檢査所	計
理事官	一	一	一									四
技師												
學校衞生主事												
社會教育主事												
屬		一	一	三	二				四	一七		二
書記												
技手					五				一	一		八
警部補												
社會主事補												
書記												
巡査部長												
巡査	一	三	二	四								

右の外、學務課長藤原理事官は、臨時震災救護事務局事務官を命ぜられ東上せり。

（三）救護掛の活動　左の如し。

イ、救護班上京　一般罹災民の救護及災地の縣人を調査せしむるため、一行六十人より成る救護班を組織し、掛長の指揮下に、警察官十一名、赤十字社醫員二名、調劑員二名、看護婦三十名、青年團員八名、內務部員數名、九月四日夜出發、六日着京、府下日暮里第四小學校內に救護事務所を設け、食糧班、救護班、連絡班に分れて任務に就き、一千七百人を救療し、赤十字社員は東京支部の管轄に入りて救療を續行し、事務所は九月三十日之を閉鎖す。

ロ、行衞不明者捜査及報告　縣人罹災者中行衞明かならざるもの、調査をなし、判明せしもの及安否を確め得たるものは、之を縣に速報し、縣下の新聞紙に揭載せしむ。

ハ、歸還者驛頭慰問　罹災歸還者は、東海道線不通のため北陸線を通過するもの絡繹絶えず、乃ち驛頭に青年團在鄉軍人會、婦女會、自警團、宗教團體其他公私諸會員詰切り、晝夜交替して、食糧、衣類、木履、茶菓、會員醵出の物品を給與し、赤十字社富山支部は、驛構內に醫員看護婦を派して、不時の疾病を救療せしめり、縣內公私鐵道六十驛に出でたる慰問團體二百七十の多きに達す、即ち左の如し。

上新川郡

東岩瀨町消防組、同町在鄉軍人分會、同町愛生會、同町有益會、（東岩瀨停車場）

大久保町在鄉軍人分會、同町青年團、同消防組（富山驛）

大澤野村青年團笹津支部（大澤野停車場）

千歲會（富山驛）

熊野村自警團、同在鄉軍人分會（熊野村停車場）

中新川郡

西水橋町軍人分會、同青年團、東水橋町役場、同青年團、同軍人分會、同消防組、同水橋佛教婦人會、滑川町軍人分會、同青年團、同愛國婦人會、同大谷派佛教婦人會、同同志會、同眞宗滑川婦人會、同佛教親和會、中加積村青年團、西加積村在鄉軍人分會、下條村軍人分會、上條村青年團、三鄉青年團、宮川村青年團、同軍人分會、愛國婦人會上市分區、眞宗兩派婦人會上市支部、大岩村軍人分會、弓庄村消防組、五百石町軍人分會、同消防組、同青年團。

下新川郡

魚津町聯合青年團、同在鄉軍人分會、魚津消防組、魚津町役場、下中島青年團、上中島自警團、松倉村青年團、上野方村在鄉軍人分會、同青年團、下野方村有志、同在鄉軍人分會、同青年團、同村役場、加積村青年團、同在鄉軍人分會、同自警團、道古村役場、同在鄉軍人分會、同自警團、經田村役場、同青年團、同在鄉軍人分會、同消防組、天神村青年團、西布施村青年團、石田村役場、田家村青年團、生地町、同聯合青年團、同日曜學校、同婦女會、同分區愛國婦人會、同軍人分會、村椿村青年團、大布施村青年團、三日市町軍人分會、同愛國婦人會、同青年團、三日市町外五ケ村、荻生村、愛本村、舟見町、野中村自警團、新屋村軍人分會、同青年團、同婦女會、小摺戶村青年團、同軍人分會、青木村青年團、同軍人分會、飯野村青年團、上原村軍人分會、同青年團、入善町役場、同軍人分會、同青年團、橫山村軍人分會、同青年團、網山村軍人分會、同青年團、大家庄村軍人分會、同青年團、山崎村軍人分會、同青年團、五ケ庄村青年團、同婦女會、泊區域救護團、泊區域婦女會救護團、宮崎村青年團。

婦負郡

八尾町、同消防組、長岡村青年團、西吳羽村青年團、同婦女會、速星村軍人分會、同青年團、熊野村、杉原村、東吳羽村軍人分會、青年團、消防組、八輕村消防組。

射水郡

新湊町役場、同軍人分會、同消防組、金山村青年團、同軍人分會、同消防組、黒河村青年團、佐野村消防組、小杉町救護所、老田村青年團東老田支部、同願海寺支部、下村青年團、同軍人分會、同消防組、淺井村青年團、同軍人分會、橋下條村青年團、水戸田村軍人分會、同青年團、七美村救護班、伏木町臨時震災義金伏木町取扱事務所、大門村軍人分會。

氷見郡

氷見町、同軍人分會。

東礪波郡

野尻村分會、同青年團、高儀自警團、中田町分會、同青年團、北般若村分會、同青年團、同消防組、東般若村分會、同青年團、福野村救護班、東野尻村分會、同青年團、中野村私設消防組、同青年團、同分會、出町消防組、同分會、同青年團、同婦女會、城端消防組、同分會、同青年團、同婦女會、油田村自警團、井波村分會、同婦女會、五鹿屋村青年團、同分會、太田村消防組、廣塚村自警團、同分會、同青年團、南般若村青年團、同分會、床下村消防組。

西礪波郡

石勘町青年團、軍人分會、消防組、婦女會、愛國婦人會西礪波郡幹事部長、大谷派婦人法話會、南谷村青年團、軍人分會、埴生村青年團、軍人分會、消防組、村澤村青年團、軍人分會、消防組、若林村青年團、軍人分會、消防組、正得村青年團、軍人分會、荒川村青年團、子撫村青年團、軍人分會、宮島村青年團、軍人分會、福光村青年團、軍人分會、各宗佛教聯合婦人會、富山基督教婦人會、愛國婦人會富山支部、富山市婦女會。

高岡郡

高岡市聯合公道會、同聯合青年團、同高岡消防組、高岡市聯合軍人分會、特志消防組、高岡婦人會、成美婦女會、川原町校下處女會、同軍人分會、唉花會、平米村婦女會、研精少女會、博勞町校下處女會、向野町校下婦女會、高岡市役所、笠舞松林亭。

二、青年團勞力奉仕　臨時震災救護事務局に對し、豫め縣青年の帝都復舊工事に勞力奉仕を爲すべき旨通じ置きたるより、青年團員二百名の出動を求め來りたるを以て、各郡市青年團員中より各二十名を選拔し、會員二百名、宮島社會教育主事外二名之を引率し、齋藤學校衞生主事附添醫員となり、九月十四日午後九時一分發にて東上し、事務局の指揮に依り、十日間芝浦に貨物陸揚作業に從事、二十三日歸還す。

ホ、消防組の活動　富山市消防組は、九月四日總動員を爲し、夜十二時まで、富山市内各戸を訪れ義捐金品を募り、同月五日は輸送事務に當り、六日幹部十名巡視旁救護班として東上す、輸送品目並に見積價格左の如し。

品目	數量	見積單價	見積價格	備考
			圓	
古着蒲包	三六〇梱	五〇・〇〇	二、四一〇・〇〇	一梱一百枚入一枚七十錢
バケツ	五梱	五・四〇〇	二七・〇〇〇	一梱十個一個五十錢
繃帶	二〇〇個	〇・二五	四二・〇〇〇	
鯖子	三〇個	〇・一〇〇	三・〇〇〇	
梅干	約〇樽	約五・〇〇〇	八五・〇〇〇	
白米	二俵	二四・二〇〇	三九・二〇〇	一俵（四斗入）
右荷造諸材料		二百三圓五十錢		
蒐集費		二百六十圓		
積込費		九十四圓八十錢		
計			二萬七千二百七圓五十錢	

へ、縣派遣救護團の外、自發的に東上したる團體の重なるもの左の如し。

名稱	種類	代表者	人員	出發月日	歸鄕月日	滯京作業日數	作業の場所及種類
大久保町救護班	消防組	高見喜之助	一八	九月八日	九月十三日	三日	東京市役所食糧運搬作業
東岩瀨町救護班	在鄕軍人、青年團、消防組	佐藤與一郎	一六	九月十日	九月十六日	五日	日暮里第四小學校に滯在し東京市中及府下町村の縣人及本町人の安否調査並に救護に從事す
大澤野救護班	消防組	町役場書記 樋谷專吉	八	九月九日	九月十四日	二日	東京府北豐島郡日暮里に滯在し避難民の救護に從ふ
滑川町救護班	在鄕軍人分會	石黒榮次郎	八	九月九日	九月十三日	四日	東京府下日暮里を根據地とし罹災民捜索及給水配達に從事す
上市町救護班	上市軍人分會、上市消防組、上市町	八尾菊次郎	一一	九月八日	九月十三日	四日	同　上
魚津町救護班	青年團員、在鄕軍人、町會議員混成	西田　正義	一五	九月七日	九月十三日	五日	東京市在住の同町出身の罹災者救護
松倉村救護班	青年團	坂井吉次郎	一四	九月七日	九月十三日	五日	東京市在住の同町出身の罹災者救護
道下村救護班	村會議員役場吏員、軍人分會員、自警團員	道番　方作	一八	九月九日	九月十五日	四日	東京市在住の同村出身者の罹災救護
若栗村救護班	在鄕軍人	岡田彌三平	八	九月八日	九月十四日	五日	東京市内在住、同村出身者の安否捜索及救護
舟見町救護班	青年團員、軍人團員	平野　長藏	五	九月六日	九月十二日	五日	東京市内一般民の救護及慰問
青木村救護班	在鄕軍人、村役場吏員	野島　數計	一九	九月七日	九月十一日	二日	東京市内在住舟見町出身者の安否調査
入善町救護班	在鄕軍人	松澤吉次郎	一五	九月七日	九月十四日	五日	東京市横濱市在住村民の安否調査
泊町救護班	青年團員、在鄕軍人會	田中關次郎	二六	九月六日	九月十五日	七日	
新湊町救護班	軍人分會	松下　與三	一五	九月六日	九月十三日	六日	東京市横濱市在住村民の安否調査
同		高野　會道	四	九月十二日	九月十七日	五日	東京府下日暮里第四小學校本縣の救護事務所に於て寄贈品の配給に從事
	青年團、役場、警察	京谷　彥二郎	七	九月十一日	九月十七日	五日	同　上
小杉町救護班	消防組、青年團、軍人會	北浦豐次吉	七	九月七日	九月十三日	五日	四班に分ち各地に散在せる町出身者の安否を探り慰問救護移轉手傳をなす
富山看護婦會救護班	看護婦	島本　善作	三一	九月七日	九月十三日	五日	東京及橫濱市内にて負傷者及病人の手當をなさんがため巡廻救護に從事
富山市八人町救護班	青年團	分田　えげ	一四	九月八日	九月二十日	一〇日	東京市内にて米、蠟燭、煙草の實費販賣及坂本署管内にて食糧品供給の手傳をなす
富山市聯合靑年團救護班	青年團	中川　信正	二四	九月四日	九月十五日	一〇日	東京市小石川に於て富山縣石川縣人の地方に避難するものゝ爲助力し來纏詰の慶賀をなす
富山縣救護班	縣廳員、警察官吏、看護婦、醫師、藥劑師	理事官　双川　喜一	四九	九月四日	九月三十日	二五日	東京市小石川に於て富山縣石川縣人消息の通報其他救護慰問、九月中旬より赤十字社所屬救療部は東京市部に班として活動したり

ト、在鄉軍人會の率仕作業　東京府へ派遣の救護團體の外、富山聯隊區司令部管下の在鄉軍人六十三名より成る震災地救援作業班は、作業に要する鍬、鋤、スコップ等携帶の上、成田大尉統率の下に、九月二十日出發、二十一日着京、直に帝國軍人會本部に至り所要の指示を受け、二十二日以後高輪御所內に宿泊し、左記作業の實施に衝り、宮城拜觀の榮を擔ひ、特に宮內省並に朝香宮家より御菓子酒肴料を賜はり、異常の面目を施し、二十九日無事歸縣せり。

月日	時間	場所	作業概況
九月二十二日	自午前九時 至午後二時	作業準備	
九月二十三日	自午前八時 至午後五時	東宮御所 朝香宮家	御門左前面約十七間の倒潰煉瓦塀取除き及石垣補修御馬車格納庫前批補修（人員五十二名） 屋根瓦取除き等
九月二十四日	自午前八時 至午後三時	東宮御所 （豪雨の爲） 朝香宮家	御門左前面續續作業完了御門右前面約十二間煉瓦塀の破壞及取除き（人員五十名）完了
九月二十五日	自午前八時 至午後五時	東宮御所 朝香宮家	御所右側圍土塀取除き破損家屋一棟取毀ち（人員四十三名） 昨夜來の强風雨の爲屋根破損に付補修等（人員二十名）完了
九月二十六日	自午前八時 至午後五時	東宮御所	御所右側圍土塀取除作業機續及路線工場の倒潰等（人員六十五名） 前日の土塀取除作業完了（人員五十七名）
九月二十七日	自午前八時	東宮御所 御所內宮舍	敷ヶ所の破損（內部）修繕屋根及板圍補修（六名）

右表內東宮御所附屬宮舍應急修繕を除く外は、七日間の豫定工事を五日間に完了す。

チ、罹災歸還者調査結果左の如し。

震災地在住者幷歸還者郡市別人員調表

郡市	性	東京府	神奈川	埼玉	千葉	靜岡	計
上新川	男	在住 1,084	在住 27	在住 8	在住 1	在住 1	在住 1,121
	女	歸還 27	歸還 2	歸還 1	歸還 1	歸還 1	歸還 32
		二,111	110	35	2	2	二,269
中新川	男	在住 1,040	在住 30	在住 2	在住 1	在住 1	在住 1,074
	女	歸還 28	歸還 1	歸還 1	歸還 1	歸還 1	歸還 32
		二,111	31	3	2	2	二,150
下新川	男	在住 1,040	在住 30	在住 2	在住 1	在住 1	在住 1,074
	女	歸還 28	歸還 1	歸還 1	歸還 1	歸還 1	歸還 32
		二,111	31	3	2	2	二,150
婦負	男	在住 1,040	在住 30	在住 2	在住 1	在住 1	在住 1,074
	女	歸還 28	歸還 1	歸還 1	歸還 1	歸還 1	歸還 32
		二,111	31	3	2	2	二,150
射水	男	在住 1,040	在住 30	在住 2	在住 1	在住 1	在住 1,074
	女	歸還 28	歸還 1	歸還 1	歸還 1	歸還 1	歸還 32
		二,111	31	3	2	2	二,150
氷見	男	在住 1,040	在住 30	在住 2	在住 1	在住 1	在住 1,074
	女	歸還 28	歸還 1	歸還 1	歸還 1	歸還 1	歸還 32
		二,111	31	3	2	2	二,150
東礪波	男	在住 1,040	在住 30	在住 2	在住 1	在住 1	在住 1,074
	女	歸還 28	歸還 1	歸還 1	歸還 1	歸還 1	歸還 32
		二,111	31	3	2	2	二,150
西礪波	男	在住 1,040	在住 30	在住 2	在住 1	在住 1	在住 1,074
	女	歸還 28	歸還 1	歸還 1	歸還 1	歸還 1	歸還 32
		二,111	31	3	2	2	二,150
富山	男	在住 1,040	在住 30	在住 2	在住 1	在住 1	在住 1,074
	女	歸還 28	歸還 1	歸還 1	歸還 1	歸還 1	歸還 32
		二,111	31	3	2	2	二,150
高岡	男	在住 1,040	在住 30	在住 2	在住 1	在住 1	在住 1,074
	女	歸還 28	歸還 1	歸還 1	歸還 1	歸還 1	歸還 32
		二,111	31	3	2	2	二,150
計	男	在住 1,040	在住 30	在住 2	在住 1	在住 1	在住 1,074
	女	歸還 28	歸還 1	歸還 1	歸還 1	歸還 1	歸還 32
		二,111	31	3	2	2	二,150
合計		二,111	31	3	2	2	二,150

リ、罹災失職者救護　罹災により避難歸還したる者に對し、就職の便宜を計り、九月十七日、二十八日それ〳〵通牒を發して救濟せしめ、職業紹介所人事相談所に旨を含め、救護に力を用ひたり、富山市大谷派本願寺別院に於ては、罹災避難民無料宿泊を設け、九月八日開所し、十月十四日に至り、男六十三名、女四十一名計百四名を宿泊せしめ、失職者は同所經營の人事相談所に於て授職の斡旋を爲したり。

（四）寄贈物品掛の活動　部署を定めて全縣下より救恤品を募集す、其の各驛に蒐集したるもの、十月二十日現在二十四萬七千餘圓也、外に縣下學校の生徒兒童寄贈の教科書十三萬五千五百冊學用品見積價額六千五百二十圓を得、各種團體蒐集の物品は、各郡市役所に取纏め、小口扱として富山驛に廻送し、驛前に委員を派し、貸切扱として災地に送り、或は吏員を東上せしめ、或は引取方に關し、當局に打合はする等、あらゆる手段を講じたり。

寄贈品取纏額

一、金二十四萬七千七百三十三圓八十七錢五厘　見積價格
一、十三萬五千五百冊　教科書及參考書
一、二萬五千三十三點　學用品及衣類雜品

（大正十二年十月二十日現在）

郡別 / 品名	郡市別救恤品調											計
	上新川	中新川	下新川	婦負	射水	氷見	東礪波	西礪波	富山	高岡		
米	二三・三七	二四・四〇	二三・四〇	二〇・四〇	一五・六〇	一〇・六〇	四六・三〇	四七・二〇	四七・二〇	四七・二〇	石	三五二・三二
衣類	六,五六八	八,三六八	四,二四	四,二四	二,四〇	一,三六八	一,三六八	一,三六八	一,三六八	一,三六八	梱	一〇,一三三
漬物	七	三三	七	三	三	三	三	三	三	三	樽	七三
梅干	三三	七	三	一	一	一	一	一	一	一	樽	九
味噌醬油	七	七	四	一	一	一	一	一	一	一	樽	四四,五
賣藥	一五〇	三〇,一六〇	一	一	一	一	一	一	一	一	梱	一
鹽魚	三〇	八	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	樽	一〇
慰問袋	四七	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	一四四	袋	一,四九九
手拭	一四三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	本	一,八五二
バケツ鍋類	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	個	一〇
下駄類	三〇	八	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	二四	足	一〇三
朝子	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	個	二四
蠟燭	一	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	本	一〇〇
雜穀	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	石	〇・四
雜節	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	匁	三〇〇
經節	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	袋	一
煎粉	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	袋	一
雜品	三四四	三四四	三四四	三四四	三四四	三四四	三四四	三四四	三四四	三四四	梱	三四四
雜品	一〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三錢切手十枚	一〇〇
雜品	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	袋	一〇
雜品	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	個	一
雜品	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	俵	六

| 摘　要 | 寸 | | |

(七)義捐金掛の活動　縣下六新聞社と合同し、縣自ら取扱の衝に當り、寄贈者の氏名は、日々之を新聞紙に掲載したり、募集額左の如し。

震災義損金取扱狀況

醵金收入

一、金貳拾八萬八千百參拾壹圓五拾錢五厘

內譯

金貳拾六萬九千六拾貳圓五厘	一般義捐金
金六千六百九拾圓八拾四錢	官吏々員職員醵金
金壹萬貳千參百七拾八圓六拾六錢	中小學校生徒兒童醵金
外に債券額面金貳百拾圓	
救護支出	

一、金貳拾八萬八千百參拾壹圓五拾錢五厘

內譯

金貳拾壹萬圓	救護事務局へ送金
金貳千九百四拾圓七拾八錢	救恤品救護事務局へ送付
金七千四百參拾壹圓五錢	在京濱縣人及縣內歸還者へ衣服靴給
金百八拾六圓九拾參錢	救恤品荷造及縣扱費
金參百五拾五圓五十錢	需用費
金五千圓	東京福災縣人救護金
金貳千圓	橫濱福災縣人救護金
金四萬參千九百七拾六圓拾錢	縣內歸還者慰藉金
金壹萬貳千圓	文部省へ送金
金參百參拾貳圓五拾六錢	學用品支部省へ送金
金千貳百圓	內務省警保局へ送金
金參百六拾七圓貳拾五錢	愛知縣知事へ送金
金貳千參百四拾壹圓參拾參錢五厘	未歲分(諸支出金整理の爲豫備)

外に債券額面金貳百拾圓

學校兒童生徒の醵出したる義捐金は、總額一萬二千三百七十八圓六十六錢にして、外に富山高等女學校高岡高等女學校富山市立實業女學校は、縣及愛國婦人會富山支部の依囑を受け、縣罹災民及京濱縣人會宛の衣類裁縫に從事したり。

學校名又は郡市名	金員	到着電報
	円	
高岡商業校	一〇〇・〇〇〇	一
高岡高女校	二一六・二七〇	二
礪波中學校	一五〇・〇〇〇	三
女子師範富山高女校	二五八・四一〇	四
上市農學校	四一・四五〇	五
高岡中學校	一五〇・〇〇〇	六
商船學校	一二・六〇〇	七
氷見農林校	三〇・〇〇〇	八
富山中學校	二一五・六〇〇	九
魚津高女校	八五・二〇〇	
富山商業校	二一〇・〇〇〇	一〇
神通中學校	一七四・三〇〇	一一
師範附屬	一二六・一五〇	一二
魚津中學	一三〇・〇〇〇	一三
礪波高女	三五・三〇〇	一四
氷見高女校	七〇・〇〇〇	一五
滑川高女校	七六・七五〇	一六
富山縣師範校	六六・四五〇	一七
富山實科高女校	七一・七七〇	一八
富山工業校	一六・〇〇〇	一九
富山市	七七七・一七〇	二〇
福野農校	七四・五六〇	二一
入善農校	二〇・七四〇	二二
小杉農校	二八・三八〇	二三
下新川郡	一、二二四・〇一〇	二四
東礪波郡	一、三二一・三九〇	二五
氷見郡	六八六・一八〇	二六
四礪波郡	一、一九四・〇四〇	二七
計	一二、三七八・六六〇	二八

備考　表中記載なき町村技藝女學校の分は東礪波郡の部に、又た高岡市の內には高岡高等女學校以外の女子中等學校の分を含む。

〔參考〕罹災縣人、左の如し。

東京府に於ける罹災縣人、左の如し。

罹災當時の所在地	罹災者の種類	死亡行衞不明						現存者									
		死者			行衞不明			合計			重傷者			輕傷者			無負傷			合計			總計			失蹤者		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
東京	全燒	八四四	九六一	一〇四三	二〇〇	一四二	三四二	一〇四四	一一〇三	二一四七	三三	三二	六五	一六九	一六八	三三七	一〇九	一〇一	二一〇	一二八二	一二七二	二五五四	一二八六	一二七二	二五五八	一〇二九	九六八	一九九七
	半燒	一		一				一		一										一		一						
	全潰	二三	二	二五	二		二	二五	二	二七	一		一	二		二	一		一	二九	二	三一	二		二	一		一
	半潰	二		二				二		二										二		二						
	流失	一		一				一		一										一		一						
	以上計	九五	九六	一九一	二一〇	一四五	三五五	三〇五	二四一	五四六	三五	三二	六七	一七五	一七四	三四九	一〇九	一〇一	二一〇	五二三	四四六	九六九	一二八	一二七二	二五五八	一〇二九	九六八	一九九七
	破損	四二	二	四四	一	一	二	四三	三	四六	一		一	一		一	一		一	四六	三	四九	一		一			
	無破損	一一	一	一二	二		二	一三	一	一四				一		一				一四	一	一五						
	合計	一〇二一	一二五	一二四六	二一二	一四五	三五七	一二三三	一二七〇	二四〇三	三五	三二	六七	一七六	一七五	三五一	一〇九	一〇一	二一〇	五三二	四四七	九七九	一二八六	一二七二	二五五八	一〇二九	九六八	一九九七

外に神奈川、靜岡、茨城、山梨、埼玉、千葉諸縣に於て福災せしもの少なからず。

地富山市

開東大震に對し、富山市役所は救濟のため、金品義捐の勸誘を努め、九月二十日迄に募集せし總額左の如し。

義捐金　貳萬參千貳百九拾參圓八拾九錢

富山市慰問金	壹萬圓
衣服其他	壹萬八千參百八點
藥品	九萬五千貳百參拾四點
米	貳拾參石參斗貳升
白座紙	六百八拾束
梅干	壹斗五升

兒童用古教科書	九千四百九拾九冊
衣物	九拾梱
慰問袋	六千八百袋
手拭	六百筋
繃帶	貳百卷
下駄	壹千足
帽子	五十個
蠟燭	六千本

而して是等の金圓は、取纏の上臨時震災救護事務局へ發送して救恤の一端に充てしめたり。

尙同役所に於ては金品の寄附のみならず救護團を編成して震災地へ派遣せり、其組織方法、人員、出發、歸鄕の月日、作業日數、作業の場所及種類、左表の如し。

震災地へ派遣せる救護團體

名稱所在地	組織方法	人員	出發月日	歸鄕月日	滯在作業日數	作業場及種類
富山看護婦會	看護婦	十四名	九月八日	九月十日	十日	東京及橫濱市內に於て負傷者及病人に手當を施す
救護班						
富山市四町	會員					
八人町校下青年團救護班	青年團員	二十四名	九月四日	九月十五日	十日	東京市內にて來繰烟草の實費販賣及坂本署管內食料品給與手傳をなす
總曲輪校下青年團	青年團員	十五名	九月八日	九月十四日	十日	東京市小石川區にて富山縣石川縣人の鴻方に避難するもの、爲め勞力及來繰結の庶實をなす
總曲輪小學校						

富山市職業紹介所に於ては罹災者の陸續避難して來市するを見て、富山驛前に九月五日より臨時職業紹介所を假設し、向ふ一ヶ月間失職者の就業斡旋に努めたり。

內			
本所	二三五人	淺草	二一二人
神田	一八四人	深川	一八二人
下谷	一四八人	京橋	一二六人
日本橋	九一人	芝	八四人
本鄕	六四人	麹町	三三人
小石川	三一人	麻布	一一人
四谷	一一人	牛込	七人
赤坂	五人	居住區名不詳	一人
橫濱市	一九四人	橫須賀市	五人
東京府下郡部	一七七人	神奈川縣下郡部	三四人
靜岡縣	七人	山梨縣	七人
埼玉縣	六人	千葉縣	一人

富山市役所は、十二月十二日富山縣內務部より震災避難歸住者中困憊せるものへ被服(綿ネル單衣六十枚木綿給九十枚)送付配布方依賴に付、即時之を交付せり。

十三年十二月に至り、縣內務部より罹災歸還者に對し、慰藉金七千九百七拾貳圓貳拾錢配給方通報ありしに依り、調査の結果歸住者總數一千三百九十六人(內死亡者四十四人)に左表の如く配給せり。

種別	人員	一人給與額	總金額
大人病傷者	四六	一〇・〇圓	四六〇・〇圓
大人無事者(十六才以上)	八〇五	六・五	五、二三二・五
小人同上(八才以上)	三四七	四・〇	一、三八八・〇
幼兒同上(七才以下)	一五四	一・五	二三一・〇
死亡者	四四	一五・〇	六六〇・〇
計	一、三九六		七、九七一・五

人富岡市

一、臨時救護所開設　九月五日より同月二十二日迄、罹災避難者救援の爲め市役所、警察署、軍人分會、聯合公道會、聯合靑年團、消防組、各婦人團體、醫師會、富山縣西部日蓮宗等、各團體合同して、高岡驛前に避難者休憩所を設け、更に驛前旅館內に診療所及市役所出張所を置き、避難者に對し、飮食物、衣類、藥品等を給與し、尙傷病者に對しては人力車自動車を給する等、深厚なる同情を以て罹災救護に努めたり。

二、金品寄贈　九月三日より震災義捐金品の募集を開始するや、全市民の熱烈なる同情翕然として集り、同月二十日締切迄に應募送金せし金品左の如し。

金額	一七、一六二・三四圓
物品	二四、四一五點(見積額格一四、三二四八〇)

月日	乘車證明人員	東京歸還者	橫濱歸還者	其他の方面歸還者
九月二十日	九四	一二		三
同二十一日	一二	九		九
同二十二日	四四	三一	四	四
同二十三日	二三	一九		四
同二十四日	四二	三五	三	四
同二十五日	二三	一五	二	六
同二十六日	三九	二四	六	九
同二十七日	五二	四七	三	二
同二十八日	六一	四八	四	九
同二十九日	四〇	二八	三	九
十月一日	四三	二六	七	一〇
同二日	三七	二九	二	六
同三日	四六	四〇	四	二
同四日	二五	二〇	二	三
同五日	四二	三八	二	二
同六日	三〇	一七	一	一二
同七日	七二	六五	四	三
同八日	四二	三八	四	—
同九日	三二	二三	六	三
合計	七一四	五五六	五七	一〇一

外に

	一五三、〇六	東京富山縣人會臨時救護班へ送金
	二五、五〇	東京自動車同業組合へ送金
計	一七、三四〇、九〇	
物品價格	一四、三二二、八〇	

三、各團體の活動　左の如し。

(い) 青年團　九月十四日より震災地東京市内に於ける勞力奉仕の爲め、富山縣青年團體を組織し、高岡市聯合青年團員二十名出發、各種の勞務に服し、同月二十三日任務を終へ歸着せり。

(ろ) 婦人團體　市内愛國婦人會幹事部、日本赤十字社篤志看護婦人會、高岡市分會、及市内各小學校婦女會一致協力し、各戸婦女子の義捐金及衣類等の募集に從事し、其の大部分は之を東京市役所及救護事務局に贈り、殘餘は高岡驛前救護所に於て避難者に對し衣類履物等を給與したり。

(は) 川原町校下青年團　大震災の報を聞くや、各自發的に學校に集合協議の上、幹部四十餘名荷車を曳きて各戸を廻り、寄附金品を集め、衣類十七梱(五〇〇點)、白米七俵(二石八斗)、副食品二十五梱慰藉九俵、其他漬物、梅干ビスケット等五十八梱を募集寄贈したり。

(に) 成美婦女會　油町校下成美婦女會に於ては、同校長の主唱に依り、校下各家庭より衣類を募集し、高岡驛前に救護所の開設せらるゝや、率先して該被服を下車避難者に給與し、會員交代にて同月九日迄配給したる衣類二千三百餘點に達せり。

第三段　東北線方面

第一件　栃木縣の活動

上栃木縣

九月一日午前十一時五十八分激震あるや、知事山脇春樹は、直に日光田母澤御用邸に參向して、天機並に御機嫌を奉伺し、歸廳後御用邸よりの御下命を以て、聖上陛下御安泰に渡らせらるゝ旨、宮内省へ報告すると同時に、東京地方震災視察の目的を以て、三橋中井兩理事官を東京に派遣す。

而して午後三時頃よりは、東京横濱の震災甚大なるの報各方面より來る、是に於て知事は歸廳後直に兩部長を招き、各課長以下應員の非常招集を爲し、救護方法に就き協議し、左の如く事務分掌を定む。

救護一般事務	社會課、學務課、耕地整理課
救護物資の供給事務	農商課、林務課
輸送連絡事務	土木課
救護豫算並經理事務	庶務課、會計課
救療事務	衛生課
警務一般	警察部

斯くて各方面齊しく活動すると同時に、同十九日に至り、知事は縣民に左の告諭を發したり。

栃木縣告諭第一號

震災モ我至仁至慈ナル　天皇陛下ニハ、今回ノ震災ヲ深ク軫念アラセラレ、義ニ内帑ノ資一千萬圓ヲ下シ賜ヒ、今亦大詔煥發シテ、惠撫慈養ノ道ヲ示シ給フ、誠ニ國民ノ恐懼措ク能ハザル所ナリ、惟フニ、這次ノ震災ハ、其ノ區域一府四縣ニ跨リ、東京ヲ始メトシ、横濱其ノ他湘南房總ノ地特ニ被害甚シク、或ハ家屋ヲ燒盡シ、或ハ父母骨肉ヲ喪ヒ、今尚短褐雨露ニ曝サレ、一掬ノ玄米ニ續命ヲ繫グノ狀態ニ沈淪セルモノ其ノ數幾萬ナルヲ知ラズ、慘狀實ニ言語ニ絶セリ、然モ我國政治經濟ノ樞軸ニシテ、國民文化ノ源泉タル帝都ヲ中心トシテ起レルヲ以テ、其ノ消長ノ關繫スル所、啻ニ一市府ノ問題タルニ止マラズ、國民一般ノ休戚ニ繫リ、之ヲ復興スルノ努力如何ハ世界列國ノ環視スル所ニシテ、實ニ帝國ノ隆運ヲ伸暢スル國家重要ノ事業タリ。

茲ヲ以テ政府固ヨリ機宜ノ措置ニ據リ、直面ノ救濟ト善後ノ方策トニ、夙夜勞シテ經畫經營、萬遺憾ナカラム事ヲ圖ムルト雖モ、帝都ノ再興、生民ノ安定ハ、容易ノ事業ナリトセズ、此ノ秋ニ當リ、擧國一致、以テ共存共榮ノ實ヲ擧グルハ、寔ニ國民當面ノ義務ニシテ、各自克ク公道ニ基キ、人情ニ酌ミ、其ノ實任ヲ盡シ、復興ノ道ヲ講ゼム事ヲ期セザルベカラズ。

惟フニ昌平日久シクシテ、人心漸ク浮華ニ流レ、輕佻ニ走リ、積弊頽風、容易ニ一掃スベカラザルモノアリ、剩ヘ此ノ稀有ノ大災ヲ奇貨トシ、機ヲ見テ私利ヲ征セムトスルモノ在ルニ至ツテハ、國民ノ等シク遺憾トスル所ニシテ、最モ戒飭セサルヘカラサル所ニ屬ス、長クモ聖慮ヲ注ガセ給フ所モ亦實ニ玆ニ存ス

我縣民諸子ノ克ク此ノ狀勢ニ鑑ミ、コノ德心ニ訴ヘ、私利ヲ圖ルコト無ク、華ヲ去リ實ニ就キ、質素勤儉、依テ得ル所ノ餘力ヲ以テ、罹災同胞ノ救護ニ任ジ、各自其ノ分ニ應ジテ、政府ノ施設ヲ翼ケ、義勇奉公ノ誠悃ヲ致シ、以テ帝都復興ノ大事業ヲ翼成シ、速ニ叡慮ヲ安ンジ奉ルノ誠ヲ竭シ、率先シテ躬行ノ範ヲ示サレムコトヲ切望シテ止マズ

大正十二年九月十九日　　栃木縣知事　山脇春樹

一、救護施設

一、縣救護事務出張所　縣廳にては救護事務を徹底せしむるため、震災地に救護事務出張所を開設する事とし、三日早朝一隊を出して用具材料を蒐集せしむると共に、直に一隊を上京せしめ、鐵道當局に交渉して、同日午後十一時、田端驛構内跨線橋下の空地及構内官舍脇空地を借受け、同時に電車二輛を借りて患者の收容に充て、構内官舍の一部に事務所を開く、當時縣青年團、軍人分會、消防組等多數上京し、多量の食料を持參したるを以て、之を罹災者に施與し、施療配給、乘車扶助等、諸般の救護に盡瘁したり。

田端出張所施與高（九月三日より十三日に至る）

品名	數量	消費方法
玄米	三〇俵	罹災者へ分配施與す
白米	五〇俵	同
白米	二四俵	炊出をなして罹災者に施與す
繃帶	百打	罹災者へ分配施與す

施與人員一千八百七十二名なり。

田端出張所救療人員

月日	患者數 傷者	患者數 病者	患者數 計	死亡者數	救護患者病類別 病類別	患者數	備考
九月四日	一	一			外傷	一八	死亡者なし
同五日	一四	三一	一		胃腸疾患	二三	急性腸胃カタル最も多し
同六日	二三	一四	三七		呼吸器疾患	三八	
同七日	二五	一四	三九		毒蟲咬傷	四	夜間野宿より來るもの
同八日	二四	一四	三八		火傷	四	重病者は約三分の一以上あり
同九日	二九	二四	五三		夜盲症	一	營養不良肺經過敏の者
同十日	一八	二六	四四		腳氣	九	内死亡者一名を出す
同十一日	七五	五八	一三一		日射病	一	
同十二日	二一	二六					

同十三日　三一四　其の他　[illegible]　[illegible]

計　三五　一八　[illegible]　一

十二三日に至り、秩序略恢復せるを以て、出張所を閉鎖す。

二、青年團救護班派遣　社會教育主事命を受けて出京し、社會局に至り、青年團員出動の打合を爲し、九月二日宇梶屬引率の第一班四百二十八名東京市に出動したるを初とし、九月十三日戸恒屬引率の第九班に至る、出動青年二千五百四十一名、縣内各町村に在りては、地方の警備避難者の救護に任じ、東北本線、兩毛線其他鐵道沿線の市町村青年團は、他の團體と協力して避難者の慰藉救護を爲し、食物飲料水の配給、被服の贈與、宿舍の案内、乘物の斡旋に當り、救恤金品を募集したり、内東京方面に出動したる青年團を擧ぐれば左の如し。

第一班　二日出發　五日歸縣　宇梶屬

郡市名	人員	引率者	活動概要
河内	一〇七	内田郡書記	下谷區役所の警備
芳賀	三六	小林郡書記	本鄉區内の警備
下都賀	五〇	渡邊郡書記	田端附近の警備及小石川區炊事配給
足利	一九四	江面郡視學	本鄉區糧食配給
宇都宮市	三一	伊藤主事	牛込區役所警備
足利市	一〇	加野書記	日暮里にて避難者の救護
計	四二八		

第二班　三日出發　五日歸縣　戸恒屬

郡市名	人員	引率者	活動概要
河内	一三一	中田郡視學 鈴木郡書記	下谷區役所の警備
上都賀	一六六 四〇	富澤郡書記 齋藤郡書記	神田區役所にて救護事務 東京市役所にて救護事務
芳賀	六七	小林郡書記	本鄉區警備及救護
下都賀	五六		芝區炊事及食糧配給

鹽谷	三七	石塚郡視學	麹町區警備
那須	一七四	齋藤郡書記	本鄉區、下谷區炊事及食料品運搬
安蘇	一〇五	乙川郡視學 羽石郡視學 中田郡書記	上野、日暮里、東京驛にて救護
宇都宮市	二四	猪瀨主事補	牛込區警備
足利市	一四	小曲書記	日暮里にて避難者救護
計	八一四		

第三班　五日出發　八日歸縣　佐取社會教育主事

郡市名	人員	引率者	活動概要
河内	六七	大野郡書記	田端にて救護
鹽谷	一〇一	山口郡書記	同
那須	一五八	富永郡書記	大久保病院警備、芝浦にて物資陸揚東京府廳にて炊事及食料品の運搬
下都賀	二五	新村郡書記	社會局警備
計	三五一		

第四班　六日出發　八日歸縣　齋藤視學、上野屬、飯村屬

郡市名	人員	引率者	活動概要
上都賀	一二六	中村郡視學 菊地郡書記	芝浦にて陸揚及輸送
下都賀	一〇七	石川郡書記 新井郡書記	田端にて救護 東京市役所にて救護雜用
那須	五三	齋藤正雄	東京府廳にて炊事又輸送
計	二八六		

第五班　六日出發　九日歸縣　平出屬、福島東員

郡市名	人員	引率者	活動概要
芳賀	一一八	三宅郡視學	田端にて救護
鹽谷	一一〇	石塚郡視學	芝浦にて糧食運搬
計	二二八		

第六班　八日出發　十二日歸縣　駒江屬、坂部屬

郡市名	人員	活動概要

備考　臨時震災救護事務局の要求によりて出動ぜり。

第七班　八日出發　十一日歸縣　吉田屬、和田屬

郡市名	人員	引率者	活動概要
芳賀	一〇七	北村郡書記	田端にて救護、東京市内各所にて配給

第八班

郡市名	人員	引率者	活動概要
上都賀	一三五	水沼郡書記	一組　淺草驛より各地へ物資の配給 二組　田端驛にて救護

第九班　十三日出發　十七日歸縣　戸恒屬、戸崎吏員

郡市名	人員	引率者	活動概要
安蘇	九四	羽石郡視學	大崎、中野、瀧野川等にて物資及醫療品の配給

備考　臨時震災救護事務局の要求によりて出動ぜり。

三、縣出身罹災者相談所　二十一日佐取主事外四名東京に着し、田端町八重善館、上野公園内龍玉亭に栃木縣出身罹災者相談所を設け、東京市内及接近町村三十三箇所へ宣傳ビラを貼布し、東京日日新聞、報知新聞等に廣告し、開設以來十五日に左の件數を取扱ひたり。

大崎、淀橋、上野、淺草にて配給及東京府にて炊事	六八三名	衣類食糧を給せる者	四七名
	四二名	衣類を給せる者	二三名
	七名	人事相談	一、二三二名
		計	

配給したる物資は

衣類（長着、羽織の類）一、二一七點		其他（襦袢其他）	一、一四六點
白米	五俵	味噌	二樽
繃帶	五函		

二、避難者救護

罹災者中縣内に避難せるもの頗る多し、縣下各驛は、避難者に依り混雜を生ずる程なりしを以て、沿線市町村は、何れも驛前に天幕を張りて救護所とし、在鄉軍人會、消防組、佛教各宗聯合會、國粹會栃木支部、青年團、處女會其他の各種團體は、出張所を設け、市町村當局と協力して、食料、飲料水、衣類、雜品を給し、寺院病院を開放して傷病者を收容し、篤志家は自己の居宅に避難者を收容したるもあり、青年團員、處女會員等は、縣内の親戚知己に避難したる者を歷訪して食料衣類雜品を贈り、市町村亦避難者の實狀に依り、配米（一人分一日米三合、副食物代五錢）及職業紹介等を爲したり。

震災罹災者調査一覽表

第一篇　應急措置　第七章　救援

郡市	震災以前より災害地方に居住せる本縣人員數 男	女	計	同上罹災人員數 男	女	計	同上避難者人員數 男	女	計	避難者にして生計困難特殊救護を要すべき者 男	女	計
河内	一、二三	一、〇二八	二、二五一	二、三五八	一、〇七七	三、四三五	一、二九一	二、三五〇	三、六四一	四七	四九	九六
上都賀	一、四四五	一、〇四九	二、四九四	二、八四〇	一、九四二	四、七八二	一、四一一	一、〇九三	二、五〇四	一三一	一〇五	二三六
芳賀	一、一七二	八一七	一、九八九	二、一六五	一、四一七	三、五八二	一、一六六	八一七	一、九八三	一一	一二	二三
下都賀	一、〇五六	七五四	一、八一〇	一、九九九	一、三五二	三、三五一	一、〇五六	七五四	一、八一〇	一九	一四	三三
計	四、四三六	三、三二八	七、七六四	九、〇四八	五、四三二	一四、四八〇	四、七二四	三、二四四	七、九六八	一八一	一八〇	三六一

豐	谷	一、四六八	一、四二七	二、八九五	一、四二六	一、四二六	二、八五二	一、四二六	一、四二六	二、八五二	一、四二六
那	須	二、六四〇	二、六三六	五、二七六	二、六三八	二、六三八	五、二七六	二、六三八	二、六三八	五、二七六	二、六三八
安	蘇	六、四五五	四、八八一	一一、三三六	六、四五五	六、四五五	一一、三三六	六、四五五	六、四五五	一一、三三六	六、四五五
足	利	二、〇一四	一、四四四	三、四五八	二、〇一四	二、〇一四	三、四五八	二、〇一四	二、〇一四	三、四五八	二、〇一四
宇	都宮市	二、八二五	二、三四〇	五、一六五	二、八二五	二、八二五	五、一六五	二、八二五	二、八二五	五、一六五	二、八二五
足	利市	一、四二九	一、一三四	二、五六三	一、四二九	一、四二九	二、五六三	一、四二九	一、四二九	二、五六三	一、四二九
總	計	四〇、七六六	三四、六八八	七五、四五四	四〇、七六六	四〇、七六六	七五、四五四	四〇、七六六	四〇、七六六	七五、四五四	四〇、七六六

震災以前より震災地方に居住せる本縣民人員見込數

郡市		東京府			神奈川縣			埼玉縣			千葉縣		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
河	内	二、一八八	一、九〇六	四、〇九四	二、一一	二、三九	四、五〇	一、八	一、八	三、六	一、〇	一、〇	二、〇
上	都賀	三、九五四	三、〇九八	七、〇五二	三、三一	三、五七	六、八八	二、〇三	二、〇三	四、〇六	一、一三	一、一三	二、二六
芳	賀	三、八四八	三、〇八八	六、九三六	三、一一	三、三一	六、四二	二、〇一	二、〇一	四、〇二	一、一二	一、一二	二、二四
下	都賀	四、八八二	四、〇四〇	八、九二二	三、八四	四、〇四	七、八八	二、三四	二、三四	四、六八	一、二九	一、二九	二、五八
豐	谷	一、四四九	一、二五九	二、七〇八	一、一五	一、一五	二、三〇	七〇	七〇	一、四〇	三九	三九	七八
那	須	二、一四一	一、八四一	三、九八二	一、七二	一、七二	三、四四	一、〇四	一、〇四	二、〇八	五八	五八	一、一六
安	蘇	四、八四〇	四、一四四	八、九八四	三、五二	三、五二	七、〇四	二、一二	二、一二	四、二四	一、一七	一、一七	二、三四
足	利	一、一四二	一、〇一四	二、一五六	九一四	九一四	一、八二八	五四八	五四八	一、〇九六	三〇四	三〇四	六〇八
宇	都宮市	二、三四〇	二、〇〇五	四、三四五	一、八七二	一、八七二	三、七四四	一、一二三	一、一二三	二、二四六	六二四	六二四	一、二四八
足	利市	一、二一四	一、〇三八	二、二五二	九七一	九七一	一、九四二	五八三	五八三	一、一六六	三二四	三二四	六四八
總	計	三〇、四〇二	二六、〇一八	五六、四二〇	二二、六五六	二二、六五六	四五、三一二	一三、五九四	一三、五九四	二七、一八八	七、五五四	七、五五四	一五、一〇八

同上避難せる人員數

郡市		東京府			神奈川縣			埼玉縣			千葉縣		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
河	内	一、一九九	一、一三四	二、三三三	一〇八	九五	二〇三	一〇	一〇	二〇	八	七	一五
上	都賀	三、七六八	三、〇八〇	六、八四八	二、九八一	二、九八一	五、九六二	一、九〇二	一、九〇二	三、八〇四	一、一四一	一、一四一	二、二八二
芳	賀	三、三一八	三、〇七二	六、三九〇	二、七一一	二、七一一	五、四二二	一、七二一	一、七二一	三、四四二	一、〇二七	一、〇二七	二、〇五四
下	都賀	六、一三一	五、八三二	一一、九六三	一、八〇〇	一、八〇〇	三、六〇〇	一、一四一	一、一四一	二、二八二	六八四	六八四	一、三六八
豐	谷	一、〇八六	一、〇一八	二、一〇四	八三三	八三三	一、六六六	五二九	五二九	一、〇五八	三一七	三一七	六三四
那	須	一、八四〇	一、六八六	三、五二六	一、四四八	一、四四八	二、八九六	九一四	九一四	一、八二八	五四八	五四八	一、〇九六
安	蘇	五、四三二	四、九五四	一〇、三八六	四、二四〇	四、二四〇	八、四八〇	二、六七四	二、六七四	五、三四八	一、六〇四	一、六〇四	三、二〇八
足	利	一、〇九九	九九九	二、〇九八	八五八	八五八	一、七一六	五四四	五四四	一、〇八八	三二六	三二六	六五二
宇	都宮市	一、九四八	一、七七一	三、七一九	一、五一二	一、五一二	三、〇二四	九六〇	九六〇	一、九二〇	五七六	五七六	一、一五二
足	利市	一、一四二	一、〇四二	二、一八四	八九一	八九一	一、七八二	五六六	五六六	一、一三二	三三九	三三九	六七八
總	計	二七、四〇二	二四、九二八	五二、三三〇	二〇、四六〇	二〇、四六〇	四〇、九二〇	一二、九九〇	一二、九九〇	二五、九八〇	七、七九四	七、七九四	一五、五八八

同上避難せる人員數

郡市		東京府			神奈川縣			埼玉縣			千葉縣		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
河	内	一、一八	一、一二	二、三〇	一〇八	九五	二〇三	一〇	一〇	二〇	八	七	一五
上	都賀	三、七六八	三、〇八〇	六、八四八	二、九八一	二、九八一	五、九六二	一、九〇二	一、九〇二	三、八〇四	一、一四一	一、一四一	二、二八二
芳	賀	三、三一八	三、〇七二	六、三九〇	二、七一一	二、七一一	五、四二二	一、七二一	一、七二一	三、四四二	一、〇二七	一、〇二七	二、〇五四
下	都賀	六、一三一	五、八三二	一一、九六三	一、八〇〇	一、八〇〇	三、六〇〇	一、一四一	一、一四一	二、二八二	六八四	六八四	一、三六八
豐	谷	一、〇八六	一、〇一八	二、一〇四	八三三	八三三	一、六六六	五二九	五二九	一、〇五八	三一七	三一七	六三四
那	須	一、八四〇	一、六八六	三、五二六	一、四四八	一、四四八	二、八九六	九一四	九一四	一、八二八	五四八	五四八	一、〇九六
安	蘇	五、四三二	四、九五四	一〇、三八六	四、二四〇	四、二四〇	八、四八〇	二、六七四	二、六七四	五、三四八	一、六〇四	一、六〇四	三、二〇八
足	利	一、〇九九	九九九	二、〇九八	八五八	八五八	一、七一六	五四四	五四四	一、〇八八	三二六	三二六	六五二
宇	都宮市	一、九四八	一、七七一	三、七一九	一、五一二	一、五一二	三、〇二四	九六〇	九六〇	一、九二〇	五七六	五七六	一、一五二
足	利市	一、一四二	一、〇四二	二、一八四	八九一	八九一	一、七八二	五六六	五六六	一、一三二	三三九	三三九	六七八
總	計	二七、四〇二	二四、九二八	五二、三三〇	二〇、四六〇	二〇、四六〇	四〇、九二〇	一二、九九〇	一二、九九〇	二五、九八〇	七、七九四	七、七九四	一五、五八八

同上避難せる人員數

郡市		東京府			神奈川縣			埼玉縣			千葉縣		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
河	内	一、一九九	一、一三四	二、三三三	一〇八	九五	二〇三	一〇	一〇	二〇	八	七	一五
上	都賀	三、七六八	三、〇八〇	六、八四八	二、九八一	二、九八一	五、九六二	一、九〇二	一、九〇二	三、八〇四	一、一四一	一、一四一	二、二八二
芳	賀	三、三一八	三、〇七二	六、三九〇	二、七一一	二、七一一	五、四二二	一、七二一	一、七二一	三、四四二	一、〇二七	一、〇二七	二、〇五四
下	都賀	六、一三一	五、八三二	一一、九六三	一、八〇〇	一、八〇〇	三、六〇〇	一、一四一	一、一四一	二、二八二	六八四	六八四	一、三六八
豐	谷	一、〇八六	一、〇一八	二、一〇四	八三三	八三三	一、六六六	五二九	五二九	一、〇五八	三一七	三一七	六三四
那	須	一、八四〇	一、六八六	三、五二六	一、四四八	一、四四八	二、八九六	九一四	九一四	一、八二八	五四八	五四八	一、〇九六
安	蘇	五、四三二	四、九五四	一〇、三八六	四、二四〇	四、二四〇	八、四八〇	二、六七四	二、六七四	五、三四八	一、六〇四	一、六〇四	三、二〇八
足	利	一、〇九九	九九九	二、〇九八	八五八	八五八	一、七一六	五四四	五四四	一、〇八八	三二六	三二六	六五二
宇	都宮市	一、九四八	一、七七一	三、七一九	一、五一二	一、五一二	三、〇二四	九六〇	九六〇	一、九二〇	五七六	五七六	一、一五二
足	利市	一、一四二	一、〇四二	二、一八四	八九一	八九一	一、七八二	五六六	五六六	一、一三二	三三九	三三九	六七八
總	計	二七、四〇二	二四、九二八	五二、三三〇	二〇、四六〇	二〇、四六〇	四〇、九二〇	一二、九九〇	一二、九九〇	二五、九八〇	七、七九四	七、七九四	一五、五八八
芳	賀	二、九八六	二、九二三	五、九〇九	二、〇六	二、〇六	四、一二	一、〇三	一、〇三	二、〇六	五一	五一	一〇二
下	都賀	七、四五〇	七、〇五五	一四、五〇五	五、一二	五、一二	一〇、二四	二、五六	二、五六	五、一二	一、二八	一、二八	二、五六
豐	谷	一、二四九	九六六	二、二一五	七六六	七六六	一、五三二	三八三	三八三	七六六	一九一	一九一	三八二
那	須	三、〇四〇	二、七三二	五、七七二	一、九六四	一、九六四	三、九二八	九八二	九八二	一、九六四	四九一	四九一	九八二
安	蘇	四、八八〇	四、三八六	九、二六六	三、三二	三、三二	六、六四	一、六六	一、六六	三、三二	八三	八三	一六六
足	利	一、九六六	一、七六二	三、七二八	一、二三二	一、二三二	二、四六四	六一六	六一六	一、二三二	三〇八	三〇八	六一六
宇	都宮市	二、三四〇	二、〇〇五	四、三四五	一、四五二	一、四五二	二、九〇四	七二六	七二六	一、四五二	三六三	三六三	七二六
足	利市	一、二一四	一、〇三八	二、二五二	七六六	七六六	一、五三二	三八三	三八三	七六六	一九一	一九一	三八二
總	計	二四、九〇二	二一、九二八	四六、八三〇	一六、四六〇	一六、四六〇	三二、九二〇	八、二九〇	八、二九〇	一六、五八〇	四、一四四	四、一四四	八、二八八

避難者にして生計困難に陷り將來救護を要すべき人員數

郡市	東京府			神奈川縣			埼玉縣			千葉縣		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
河内	三五	二九	六四	二一	一三	三四	一〇	一〇	二〇	四	四	八
上都賀	一〇五	八七	一九二	六八	四一	一〇九	三四	三四	六八	一三	一三	二六
芳賀	八七	七一	一五八	五一	三一	八二	二六	二六	五二	一〇	一〇	二〇
下都賀	一一八	九五	二一三	七六	四六	一二二	三八	三八	七六	一五	一五	三〇
豐谷	三〇	二四	五四	一九	一二	三一	一〇	一〇	二〇	四	四	八
那須	五一	四一	九二	三三	二〇	五三	一七	一七	三四	七	七	一四
安蘇	一一七	九四	二一一	七五	四五	一二〇	三八	三八	七六	一五	一五	三〇
足利	二七	二二	四九	一七	一〇	二七	九	九	一八	四	四	八
宇都宮市	五六	四五	一〇一	三六	二二	五八	一九	一九	三八	七	七	一四
足利市	二九	二三	五二	一九	一二	三一	一〇	一〇	二〇	四	四	八
總計	六四二	五一四	一一五六	四一二	二五二	六六四	二一四	二一四	四二八	八五	八五	一七〇

避難者にして生計困難に陷り將來救護を要すべき人員數

郡市	東京府			神奈川縣			埼玉縣			千葉縣		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
河内	三五	二九	六四	二一	一三	三四	一〇	一〇	二〇	四	四	八
上都賀	一〇五	八七	一九二	六八	四一	一〇九	三四	三四	六八	一三	一三	二六
芳賀	八七	七一	一五八	五一	三一	八二	二六	二六	五二	一〇	一〇	二〇
下都賀	一一八	九五	二一三	七六	四六	一二二	三八	三八	七六	一五	一五	三〇
豐谷	三〇	二四	五四	一九	一二	三一	一〇	一〇	二〇	四	四	八
那須	五一	四一	九二	三三	二〇	五三	一七	一七	三四	七	七	一四
安蘇	一一七	九四	二一一	七五	四五	一二〇	三八	三八	七六	一五	一五	三〇
足利	二七	二二	四九	一七	一〇	二七	九	九	一八	四	四	八
宇都宮市	五六	四五	一〇一	三六	二二	五八	一九	一九	三八	七	七	一四
足利市	二九	二三	五二	一九	一二	三一	一〇	一〇	二〇	四	四	八
總計	六四二	五一四	一一五六	四一二	二五二	六六四	二一四	二一四	四二八	八五	八五	一七〇
上都賀	一〇五	八七	一九二	六八	四一	一〇九	三四	三四	六八	一三	一三	二六
芳賀	二七	二二	四九	一七	一〇	二七	九	九	一八	四	四	八
下都賀	三二九	二七一	六〇一	二一一	一二九	三四二	一〇七	一〇七	二一四	四二	四二	八五
豐谷	一五	一二	二七	九	六	一五	五	五	一〇	二	二	四

那須	七九	六九	一四八	一三	一三	二六
安蘇	四七一	二五六	七二	六九	五九	一二八
足利	三三	四二	七五	—	—	—
宇都宮市	一八	一五	三三	三	三	六
足利市	二二二	二六三	四八五	—	—	—
總計	一、三三四	一、四九五	二、五二九	一三六	一二二	二五八

三、救護班派遣

一、縣救護班　二日午後五時根岸衛生課長、江連警部以下を非常召集し、救療班組織を協議し、午後九時縣立宇都宮病院長、宇都宮醫師會長に交涉して、救護班を組織す。

救護班十班　　人員五十二名
　醫師十名　　看護婦二十二名
　班員（藥劑師、書記又は警察官）　二十名
一班人員
　醫師一名、看護婦一名乃至二名、班員二名乃至三名

會計主任關安巡査、宮川技手をして衛生救護材料の購入輸送に當らしめ、午後九時宇都宮鹿沼栃木佐野小山各町の藥店全部に亘り、衛生材料現在高を調査す。

一、第一次救護班出動　南波警察部長、衛生救護班第一班第三班第五班第六班に出動を命ず、三日午前一時根岸衛生課長以下出動並に關係諸員を召集し、午前三時三十分全員參集し、午前五時より六時までに出發すること左の如し。

第一班　栗下防疫醫外三名　　第三班　遲澤衛生技師外四名
第五班　玉眞醫師外三名　　第六班　金子醫師外三名

第二次衛生救護班出動　四日朝より栃木縣救護所開設に依り衛生救護班をを出動せしむる事とし、大島防疫官を班長とする第二班に下命あり、同日午後一時宇都宮發列車を以て出動す。

班長　大島防疫官、外四名

栃木縣醫師會副會長那須郡醫師會長甲田良之助は自家の看護婦六名を、宇都宮共立病院長櫻千十郎は同四名を、社會奉仕のため、派遣班に加へられたき旨出願し、衛生課長より出動準備を整へ置くべき通知あり。

第三次救護班出動及看護婦增派　七日內務省よりの電照に接し、隣內（醫師）技手を班長とし、外二名より成る特別班を組織し、大島班への增派看護婦二名、江連警部引率上京す、八日隣內班は品川警察署に配屬す。

應援看護婦派遣　六日午前十時看護婦七名、青羽防疫官吏、奥野巡査部長引率して上京し、淺草觀音堂救護所に勤務す。

斯くの如くにして上京したる第一第五兩班は、警視廳衛生部長指揮の下に、三日午後八時東京市市ケ谷小學校內に、第三第六兩班は、同じ指揮下に三日午後八時半込神樂坂警察署に、何れも救護所を開き、第二班は田端驛客車內に、隣內特別班は八日午前十一時より、共に救療事務を開始す。

大正十二年（自九月三日至九月十二日）傷病者人員數

第一、第三救護班（神樂坂署內）
第五、第六救護班（市ケ谷小學校內）

月日	病別	外來傷者	收容病者	計	摘要
九月三日		一〇〇	八	一〇八	
同四日		三二	一六	四八	
同五日		四一	一〇	五一	
同六日		四七	三	五〇	
同七日		五二	四	五六	
同八日		四八	一六	六四	
同九日		七〇	一六	八六	
同十日		四九	一三	六二	
同十一日		四二	一六	五八	
同十二日		四三	一二	五五	
計		四四四	一三二	一、〇三六	

大正十二年（自九月四日至九月十三日）傷病者人員數　第二班救護班（田端）

月日	患者數 傷者	患者數 病者	計	備考
九月四日	一	—	一	死亡なし　本縣人　一名
同五日	一七	三	二〇	死亡一名　同　一八名
同六日	三二	一四	四六	同なし　同　一六名
同七日	三二	一四	四六	同　同　一〇名
同八日	三二	一四	四六	同　同　一八名
同九日	二九	一四	四三	同　同　一四名
同十日	一八	一四	三二	同　同　一八名
同十一日	一八	一四	三二	同　同　三五名
同十二日	一一	三	一四	同　同　一一名
同十三日	三	一	四	同　同　二名
計	二三五	八七	三二二	死亡一名　同　一四三名

救護患者病類別　第二班救護班（田端）

病類別	患者數	備考
外傷	一八九	死亡者なし
胃腸疾患	一一三	急性腸胃カタル最も多し（飲食物の關係なるべし）
呼吸器疾患	三八	
毒蟲咬傷	四	夜間野宿に依り來りたるもの
火傷	四四	重症者は約三分の一以上のものあり
夜盲症	一	榮養養へ神經過敏のもの
脚氣	九	死亡者一名を出す
日射病	一	死亡なし
其他	四三	塵埃煤煙等の如きにより急性結膜炎あり

收容患者數中減少したるは前日近衛師團臨軍病院へ移送せるに依る

大正十二年（自九月八日至九月十一日）傷病者人員表　隣內班（品川）

月日	外傷	疾病	檢視	計
九月八日	二	—	—	二
同九日	二三	一一	一一	四五
同十日	二三	一四	一〇	三七
同十一日	三五	—	—	三五
計	九三	一五	一一	一一九

此外縣衛生課員は、縣下警察署を督勵して衛生救護材料を蒐集し、三日未明より活動を開始し、八日には小山町に出動す、十二日內務省衛生醫療部より苛性石灰二十萬瓩購入送付の電照より、十四日松尾內務技師來縣して生產地下都賀郡寺尾村鍋山を視察し、同所より全部を購入す。

金丸ケ原陸軍厩舍收容の鮮人四百人に對し衛生救護常置班として山口瀧澤兩衛生技手以下九月二十日同地に派出し、二十二日には根岸課長大島防疫醫其他出張して之を應援し、極力傷病救療に從へり。

二、日本赤十字社栃木支部　救護班三班を出して施療したり。

日本赤十字社栃木支部救護所成績

班	第一班	第二班	第三班
名稱	日本赤十字社栃木支部第二救護所	同　上	
場所	東京方面	繼倉方面	宇都宮市

醫師	一	六六	六八
看護婦	六	六	一四
其他	三	二	九
計	一五	七四	九一
救護人員 外	三、六〇〇	三五九	四、二八八
救護人員 內	二、二〇〇	二一二	二、四五四
救護人員 計	五、八〇〇	五七一	六、七四二

出發月日　九月二日午前九時　二日午後二時　九月四日より

救護狀況　東京明治神宮外苑丸ノ內救護所ハ赤十字社長の命に依り陸軍軍醫總監兼陸軍省醫務局長兼陸軍軍醫學校長兼陸軍衛生病院長兼陸軍衛生材料廠長兼陸軍衛生會議議長兼陸軍衛生顧問兼陸軍軍醫學校教官兼陸軍衛生病院教官兼陸軍衛生材料廠技師兼陸軍衛生會議議員

鹽谷	一五、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	
那須	一六、二〇〇、〇〇〇	一二、〇〇〇、〇〇〇	
安蘇	一四、二二五、〇〇〇	一四、二二五、〇〇〇	
足利	八、〇七五、〇〇〇	八、〇七五、〇〇〇	
宇都宮市	五〇、〇〇〇、〇〇〇	三一、八六八、〇〇〇	
足利市	六、四七五、〇〇〇	六、四七五、〇〇〇	
縣直接救護	—	八、七三九、一一〇	
下野新聞社扱	—	一八、三九八、三五〇	
計	一七二、五二八、〇〇〇	一六一、二一六、七〇五	

備考　以上の内十一月十七日縣に於て受理したる額は、九二、八六六圓二六〇なり。

二、教科書學用品　罹災地兒童生徒に寄贈するため、教科書學用品を募集し、十月下旬までに左の如く文部省へ向け發送したり。

郡市	中等學校用教科書	女學校用	小學校用	參考書	學用品	雜品	計
河内	—	三一、三九九冊	—	三四四冊	三一、九三五冊 四包		
上都賀	一三冊	一包	三〇、〇三三〃	—	五一〃	三〇、三九八冊 一包	
芳賀	三四〃	—	二一、〇三〇〃	六四冊	三二〃	—	二一、四七三冊
下都賀	四四〇〃	—	二一、六九〃	—	一、四五六〃	—	一四、六〇五冊

五、救護物資買上輸送

罹災者救助上米穀其他生活必需品の供給を爲すこと最急務なるべきを認め、縣は九月二日米麥製粉味噌醬油蔬菜其他副食物日用品中、縣下に産するものは、暴利を貪らず、災地に供給すべきことを、電話に依り、郡市長に通告し、一面米穀以下を買上ぐるに決し、米は縣の直接買上とし、穀物檢査所をして之を取扱はしめ、其他の物資は郡市長に通牒して蒐集せしめ、同時に供給物品受渡委員として本多技手及穀物檢査所岡本監督員及林務課員一名と共に、荷卸驛たる埼玉縣川口驛に派遣し、三日早朝課員九名を郡市役所に派して、物資蒐集を奬勵し買上代金の一部を持參せしむ、たま〳〵第十四師團軍用米買收中なるを以て、安藤農商課長を遣し、同師團參謀長に協議し、彼此の買入上に於ける衝突を避け、非常徵發令及內務省令の發布あり、內務警察兩部長より郡市長警察署長に通知し、當業者の諒解を得て、掛買を爲し、應ぜざるものは、徵發する事とし、宇都宮市の物資蒐集は市と協議し、課員十名林務課員三名、縣農會技手一名之に從事す、四日更に非常徵發令により物資を蒐集するの通牒を發し、縣直接買收の米穀亦同樣の手續を以て郡市長に取扱はしめ、買上價格、俵裝方法、買上徵發豫定數量を內務部長より通牒す、同日陸軍糧秣本廠員二名來廳、大麥十萬貫の至急供給方を申込み、河內芳賀下都賀安蘇四郡長に通牒して買上發送を爲さしめ、救護事務局よりも諸材料供給方申込あり、共都度蒐集供給し、物資の搬出は、發送驛毎に穀物移出檢查委員をして貨物輸送證明書を交付し、日々の發送量を調查して、救護事務局に報ぜり、九月十日一先づ買上を中止し、十七日發送を完了し、十八日代價支拂を始め、十一月八日全部支拂を了す、外に救護事務局より搗桶及天秤棒、肥柄杓の注文あり、宇都宮市上都賀芳賀足利各郡より買上げ發送し、東京市より受取支拂を受く。

買上食料品は十六種、價額二百六萬五千九百六圓八十四錢、材料品二十八種、價額十二萬五千三百十一圓四十二錢、計二百十九萬五千三百十八圓二十六錢なり。

救護物資買上數量價額

種類	數量	價額
食料品の部		
玄米	一〇三、九六八俵	一、五五八、二一二、四七〇
精米	七、〇八〇〃	一一九、五三六、五六〇
加州米	四〇〇袋	四、〇〇〇、〇〇〇
計	一二一、〇四八俵 四〇〇袋	一、六八一、七四九、〇三〇
味噌	一一三、七九三、九貫	七六、〇三三、七九〇
醬油	二、一〇九、三三石	一〇八、一八二、二四〇
罐詰	二三六、七六五個 四四貫	六四、三九八、四三〇
パン	一二六、四〇四個 八九、三貫	二、〇九八、三八〇
干瓢	二八、一七三、九〃	一〇七、九六五、四三〇
乾饅頭	七、四八三、七三五〃	五、八三七、七〇〇
梅干	五、〇一一、七二〃	九、〇五二、〇〇〇
鈴薯	一二、八七一〃	二、九五三、九〇〇
馬鈴薯	四、五七七、一四〃	三、三七六、七三〇
漬物	三五三、五〃 八、九八〇個	三、三三六、二二〇
佃煮	五二四貫	三八五、一四〇
福神漬	三〇〇、九〃	二〇三、八〇〇
麥粉	六六、九三〃	二八一、八五〇
煮干	〇、六石	二四、〇〇〇
ゴロイピ	一五五袋	二七、八〇〇
粉鰹節	—	二、〇六五、九〇六、八四〇
計		四、六五二、八八〇
材料品の部		
鐵鍋	三、五六四個	四、四六八〃 三〇九〃
鍋 瀨戶引鍋		
鍋 ニューム鍋		
計		八、三四一〃
鍋蓋		三、七五四〃
鍋釣		二五、六九貫 一〇五〃
鐵釜		一〇、八九八個
釜 ニューム釜		二一〃
計		一〇、九一九〃
釜蓋		一、〇一二〃
湯沸		四一〃
土鍋		二六、六四八〃
行平		二六、二九六〃
バケツ		八、五三四〃
桶類		五三五〃
コンロ		二四〃
杓子		一〇、四三九〃 八六〃
飯櫃		五五、八六〇〃
飯汁茶碗		二八八〃
柄杓		三、一二〇〃
擂鉢		五四、四四一足
下駄		七、一〇五〃
鼻緒		六七、七八五本
蠟燭		八、五三八足
藁製		四、五四八〃
草竹皮製		三八、二一九〃
麻裏其他		五一、三〇五〃
計		四、四六八〃 三〇九〃

晒木綿	二、〇六二反	一、五〇九・五五〇
針金	一、四九九・四貫	二、〇六二・六〇〇
亞鉛引鐵板	二、一〇二枚	三、五四七・一五〇
計	三〇〃	三三・〇〇〇
蒸汽	二、一三三〃	三、五八〇・一五〇
蒸汽	一五六、五七五〃	二二二、七八八・七五〇
空線	一二、七七四〃	二、一五九・八二〇
座蚊	五、五七五個	四、八二九・八〇〇
	五、三二〇綛	六、九一六・〇〇〇
紙	一二、五四〇貫	五、三五八・三二〇
蒸汽	二、一一九東	
	一、一〇〇枚	
蒸汽	二、五七〇玉	
計	—	一二九、三一一・四二〇
合計	—	二、一九五、二一八・二六〇

震災救助物資買上價額郡市別調

郡市別	食料品費	材料品費	計
	円	円	円
河内	二五九、九二八・〇五〇	三五、〇〇〇・〇〇〇	二九七、〇〇五・〇五〇
芳賀	一五五、〇〇一・五六〇	三二、三一〇・二五〇	一八七、三一二・八一〇
那須	二七六、六三三・〇五〇	一〇、〇四四・八五〇	二八六、七七七・九〇〇
豐谷	二四六、六四〇・八五〇	四、九〇五・九六〇	二五一、五四五・八一〇
上都賀	一八七、六〇五・三五〇	八、三四四・九六〇	一九五、九四九・八三〇
下都賀	三九七、六六一・〇五〇	一四、九二一・八五〇	四一二、九八三・九〇〇
安蘇	一六七、一〇一・八五〇	三三、八二七・四六〇	二〇一、九二九・二一〇
足利	三五、九四四・四一〇	—	三五、九四四・四一〇
宇都宮市（直接買上分）	八四、四八七・三五〇	三五、六四〇・八六〇	一二〇、一二八・一九〇
足利市	七、八五五・三五〇	九、四〇〇・六一〇	一七、二五五・九六〇
縣買上米代	四一九、六六一・一一〇	—	四一九、六六一・一一〇
計	二五七、〇〇五・〇五〇	一四八・六〇〇	二五七、一五三・六五〇

震災救助物資買上費支拂額日別調

（但會計課へ廻したる分）

月日	食料品費	材料品費	計
	円	円	円
九月二十一日迄	四一九、六六一・一一〇	—	四一九、六六一・一一〇
同　二十二日	八二、四一〇・四〇〇	二六、四〇〇・八〇〇	一〇八、八一一・一〇〇
同　二十五日	六四、〇四一・九一〇	六、八五四・一〇〇	六九、八九五・一一〇
同　二十六日	二一、三五五・八一〇	四二一・二〇〇	二一、七七六・〇一〇
同　二十七日	三五、八四二・八一〇	一、一六一・一〇〇	三五、九四四・四一〇
同　二十八日	九九、一一一・四四〇	六五二・八〇〇	九九、七九四・二四〇
同　二十九日	二六四、〇一三・一一〇	四、六一二・四〇〇	二六八、六四五・五一〇
月計	一、三六八、九四〇・八六〇	五六、五四〇・四〇〇	一、四二四、九八一・二六〇
十月一日	九二、八〇五・八七〇	四、一六九・八〇〇	九六、九七五・六七〇
同　二日	一四三、九六三・三一〇	八、〇八六・九六〇	一五〇、〇四九・九七〇
同　三日	一〇一、三五三・二一〇	八、〇四六・八六〇	一〇九、三九九・〇七〇
同　四日	一四〇、六一〇・四五〇	一九、九四一・二一〇	一六〇、五五一・六六〇
同　五日	一三、〇〇九・九八〇	四、三四二・八九〇	一七、三五二・八七〇
同　六日	四、九一四・四〇〇	二、一四五・八〇〇	七、〇六〇・二四〇
同　八日	二一、二一五・七四〇	一、三一二・二〇〇	二三、五二七・九四〇
同　九日	六三、九四〇・六八〇	一八、九三一・八〇〇	八二、八七一・四八〇
同　十日	三五、一四〇・四五〇	七、一六一・九六〇	四二、三〇一・四一〇
同　十一日	九、四一二・六〇〇	二、三四〇・三八〇	一一、七五三・九八〇
同　十二日	五六、七三九・四五〇	一、四九九・八六〇	五八、二三九・三一〇
同　十三日	一〇、六一〇・三六〇	九、八〇〇・九一〇	二〇、四一〇・二七〇
同　十六日	一二、八四八・三五〇	八四五・八〇〇	一三、六九四・一五〇
同　十八日	一、八二〇・一〇〇	一、四五二・三一〇	三、二七二・四一〇
同　二十日	九、三九九・四六〇	一、〇四一・五一〇	一〇、四四一・九七〇
同　二十二日	九八・三一〇	一〇・八〇〇	一〇九・一一〇
計	二、〇五二、九八六・八五〇	二九、三二一・四二〇	二、〇八二、三一八・二七〇

同　二十三日　四五五・〇〇〇　二六・〇〇〇　四八一・〇〇〇

同　二十五日　一二、八九〇　二七・六〇〇　四一・四九〇

同　二十六日　三五二・四〇〇　七五・六〇〇　八六・〇〇〇

同　二十七日　八六・〇〇〇　—　八六・〇〇〇

月計　六八九、九三五・八六〇　八九、九五五・八四〇　七九六、八九一・七一〇

十一月八日　一〇・〇〇〇　三〇・〇〇〇　四〇・〇〇〇

月計　一〇・〇〇〇　三〇・〇〇〇　四〇・〇〇〇

合計　二、〇五二、九八六・八五〇　二九、三二一・四二〇　二、〇八二、三一八・二七〇

救護材料は、救護材料購買計畫

一、薪炭

買上豫定量　木炭（黑炭）　一、〇〇〇、〇〇〇貫（見込二十五萬俵）

薪　五五、〇〇〇束（汽車込大束、三尺繩〆）

買上價格　木炭（一俵四貫匁標準）

檜（並）　一俵に付　一圓六十錢以內

雜（並）　同　一圓三十錢以內

薪樹幹込み三尺繩〆一束に付　四十錢以內

但最寄停車場受取値段の見込

總價額　三七二、〇〇〇圓（木炭　三五〇、〇〇〇圓　薪　二二、〇〇〇圓）

運輸取扱手數料　概算六、一〇〇圓（但一個に付二錢の割）

買上方法　地元組合と協議の上蒐集せしめ、縣出張員に於て各商人より買受契約をなすこと。

荷物受渡　各廓に於て縣出張員受取り、領收證を交付し、指定の運送店へ引渡すこと。

發送方法　買上量に應じ各廓と協議し、貨車の配給を受く。

運送店は指定の荷票を付し積込むこと。

代金及運送手數料支拂方法　當該廓長貨物發送の證明を附し、運送店より請求せしめ支拂みなすこと。

二、木竹材

買上値段　災前の東京問屋仕切値段以內。

買上見積高

種別	數量	見込金價	總價
		円	円
板類	六〇、〇〇〇束	一束に付　五・〇〇〇	三〇〇、〇〇〇圓
小丸太	六、〇〇〇石	一石に付一〇・〇〇〇	六〇、〇〇〇圓
小角	三〇、〇〇〇石	一石に付一二・五〇〇	三七五、〇〇〇圓
貫類	一五、〇〇〇束	一束に付　二・〇〇〇	三〇、〇〇〇圓
樹皮	四三、〇〇〇束	一束に付　三五〇	一五、〇五〇圓
竹材	一五、〇〇〇束	一束に付　一・五〇〇	二二、五〇〇圓
合計			八〇二、五五〇圓

買上方法　地元木材組合と協議して數量を取纏め、縣出張員に於て組合代表より引受け契約をなすこと。

貨物受渡　縣郡出張員、出荷者より受取るときは、受領證を交付し、運送店をして積込ましむること。

運送店取扱手數料　來者は指定の荷票を付し、角丸太には「とち」と紅發にて大書し、積込をなしたる上、栃木縣と大書したる木札を付し讓渡す。

代金支拂方法　縣郡東交付の貨物受領證と發送廓長よりの證書とを付し、出荷組合代表者より請求せしめ支拂をなすこと。

貨物受渡は貨物到着廓川口廓田端廓に照檢監査員を出張せしめたり。

木竹買上代金は、六三九、八九〇圓七〇〇なり。

木炭數量並價格調

種類	數量	單價	價格	備考
	俵	円	円	
檜丸（並物）	五五、三三五	一・三五〇	八二、四〇二・九五〇	價格は荷造手直し積込料等を含む
同（改良角俵）	二、三三二	一・八〇〇	四、〇三五・六〇〇	

同（兩　口）	二三〇	一・四三〇	三六・八〇〇	木炭は凡て黒消なり
懸劍（並　物）	六、六四二	一・四〇〇	七、四六・四〇〇	以下皆同じ
同（改良角俠）	一、四八二	一・六〇〇	二、八九二・〇〇〇	
同（兩　口）	三〇	一・四〇〇	三二・八〇〇	
雜丸（並　物）	天、六八四	一・四三〇	四八、三六七・四三〇	
同（改良角俠）	三、八八二	一・六三〇	六、三〇五・四三〇	
同（兩　口）	一一〇	一・四〇〇	一五七・二〇〇	
雜劍（並　物）	六、七三五	一・四〇〇	九、八三五・〇〇〇	
同（改良角俠）	三、三四一	一・六〇〇	五、三四五・六〇〇	
同（兩　口）	九四	一・四〇〇	一三二・八〇〇	
松丸劍込	二四、四三七	三・二四〇	三二、三三五・八八〇	
栗丸劍込	三、三四四	三・二四〇	四、三八五・六〇〇	
ザ　ク	一、三三七	一・二四〇	一、六四〇・三八〇	
松（改良角俠）	八四四	一・二四〇	九九五・六〇〇	
解丸（同　）	六八	二・二四〇	一五二・一〇〇	
解劍（同　）	七	一・八四〇頃	一四・一〇〇	
栗（同　）	一〇二	一・二四〇	一二五・二〇〇	
計	一三一、九六〇		一九六、九三五・〇四〇	

震災救護輸送荷材數量並價格調

種　類	數　量	單　價	價　格	備　考
懸（並　物）	一九、八六六	一・二六頃	二四、三三・六〇	價格は結束手直し積込料を含む
雜（同　）	二四、九六六	一・二六頃	三、六六九・一二〇	
懸 長一尺四寸 圖二尺三寸	六〇〇	四三〇	二三一・〇〇〇	以下皆同じ
同 長一尺四寸 圖二尺四寸	二、三六二	四三〇	一、三四四・二〇〇	
同 長一尺六寸 圖二尺六寸	天〇〇	四三〇	四二四・〇〇〇	
同 長一尺四寸 圖三尺	二四九、〇四九	四三〇	三五、四六九・四七〇	
雜	二、〇六五、九〇六頃八四〇			
救護物質	米並食料品買上代金	一、二九、三一一頃四二〇		
	其他物資買上代金	六三九、八九〇頃七〇〇		
救護材料	木竹買上代金	一九六、九二五頃〇七〇		
	木炭買上代金	一九、七九三頃七六〇		
	薪材買上代金	三、〇五一、八二七頃七九〇		
計				

六、輸送通信

交通機關の障碍に依り、救護品の輸送配給頗る困難なるを以て、縣は出來得る限り物資を陸送し、各救護所の配給に便する事とし、土木課をして之を掌らしめ、九月五日縣内の貨物自動車乘用自動車を屬籍し、田端救護所を本據として活動したり。

一、救護品輸送　九月六日田端救護所無線開の連絡用として自動車を使用し、荷物及各種救護材料運輸には、貨物自動車を用ひ、田端救護所は市内各所の配給品運搬を主とし、兼て東京府及救護事務局に乘用貨物自動車を提供す。

二、自動車用ガソリン及モビール購入輸送　自動車使用の增加に伴ひガソリン及モビールの必要切なるものあるを以て、救護事務局より出來得るかぎりの徵發若くは買上方通牒に接し、縣内は勿論宮城縣まで照會して、購入方法を講じ、着荷次第之を東京府及救護事務局に積送したり。

三、自動車屬籍數　乘用及貨物自動車を宇都宮大田原墨磯鹽原烏山日光足利各營業者より借上たる數十六臺、警保局徵發に依る五臺、衛生救護材料蒐集に使用したる數五臺、合せて二十六臺なり。

自九月六日自九月十六日　乘用車數救護用使用延臺數　五十四臺
自九月九日至九月十五日　乘用車警保局に轉送せる臺數　五　臺
自九月三日至九月　八日　乘用車衛生材料蒐集運搬用使用臺數　五　臺
自九月六日至九月十一日　解救車用材料運搬使用延臺數　十一臺
自九月七日至九月　十日　衛生用材料運搬使用臺數　三　臺

ガソリン購入使用數量は、内務部の内ガソリン購入三八五鑵、使用二一二鑵、引繼一一〇鑵、モビール購入九八鑵、使用三八鑵、引繼二七鑵、警察部の分、前者購入五六鑵、使用八鑵、引繼四八鑵、後者購入六鑵、引繼六鑵なりき。

七、警察事務

一、縣震災　震災と同時に各警察署に示達して被害を調査せしめしに日光田母澤御用邸石垣約三間四軒町道路に亘して崩壞せしのみ、御用邸及離宮附屬邸並に山内御用邸は御無事なりき、外各地に於て壓突塀の倒れ、石垣の崩れ、屋根の破損ありたる外大なる被害なし。

一、負傷者三名　二、住家倒壞三戶、非住家倒壞十三棟、半壞五棟

三、土木工事事故二件

二、日光御用邸警戒　九月一日午後六時在日光警察官總出動、日光警察署長の指揮下に、衛兵並に憲兵に協力して御用邸周圍は勿論、日光各要所を警戒し、消防組を督勵して火氣取締を爲さしむ。

三、流言取締　縣下に在りても流言蜚語甚しく、到る處に自警團は組織せられ、日夜警戒をなす有樣にて、殊に停車場に在りては、九月二日夕刻より京濱の避難民、陸續通過若くは下車し、一層混雜を加へ避難民中災厄に逢ひたるものあるに至る、縣は直に調査取締を爲すと共に、各警察署長に示達して不逞者暴行の無根なるを民衆に說示せしめ、又各所に揭示して輕擧を戒め、凶器携帶を禁じ、鮮人を保護したりしが、七日流言蜚語取締令出でゝ、人心漸く安定したり。

四、救護　九月二日より避難者の各驛を通過し又は下車するもの多く救護品の輸送、上京者等のため、非常の混雜を來すや、警察官署長は巡査を召集し、驛長及町村吏員在鄉軍人消防組青年團處女會等と連繫して、救護及疾病の整理を努め、九月二十五日までに縣内に避難したるもの四二、一三二人を救護し、一、六二四人を收容し、一般救助を爲したるもの一六一、四一四人あり。

五、物資調査及暴利取締　二日非常徵發令公布せらるゝや、各警察署へ示達して物資を調査し、七日暴利取締令出るや、各警察署長命を受けて之が取締に當り、所轄檢事局に送致したるもの五件あり。

六、應援巡査派遣　二日内務大臣より通牒ありて應援警官を警視廳に送らしむ、乃ち警部一名、警部補一名、巡査部長二名、巡査四十名を三日午前七時小山警察署に集め、二部隊を編成し、各自精米三升及相當副食物を携帶せしめ、午前八時二十八分小山發汽車に依り上京せしむ。

七、通信連絡　九月三日茨城縣古河警察署及埼玉縣警察部へ各巡査部長を出張滯在せしめ、通信連絡に當らしむ。

八、治安維持及救護　九月三日巡査部長一名、巡査十名を小山警察署に、巡査部長一名、巡査十名を日光警察署へ急派し、署長の指揮下に

避難者救護治安維持に任ぜしめ、四日間々田停車場附近に巡査部長一名を、夕刻小山へ巡査部長三名巡査七名を、五日更に警部補一名巡査部長三名巡査二十八名を小山に急派し、四日宇都宮署へ巡査十名、五日更に十名を加へ、停車場の治安を維持し、避難者を救護せしめ、日光へは四日巡査五名を增派、足利警察署附近富田村邊に避難民多く流言盛なるを以て、六日巡査部長二名巡査八名を小山警察署に增派し、佐野に於ても、同樣の事に依り、巡査三名を小山より歸署せしむ、六日には中村警部石橋町へ出張し、出張中の警部補以下十五名を指揮して鎭撫に努め、宇都宮停車場へは、五日、六日警務課長市村警部、警部補以下七名を隨へ警備したり。

九、警視廳へ物資供給　九月八日警視廳へ左の如く送付す。

一、巡査夏服一二〇組　一、巡査外套乙種五〇組
一、巡査帽五〇個　一、同日覆五〇枚
一、巡査服劍六〇〇個　一、帽章五〇個
一、星劍二五〇個

十、應援巡査撤退　日光町より九月七日、二十三日、十月三日に增援巡査を撤し、宇都宮市小山町石橋町間々町よりは、九月七日より十日までに撤退せしめ、警視廳應援交代の爲には、九月二十五日警部補一名巡査部長二名巡査二十五名の一部隊を出す事とし、十月一日小山警察署より出發上京したり。

十一、鮮人保護　關東戒嚴司令部は、埼玉縣下在住鮮人四百一名を那須郡金丸ケ原兵舍に收容保護を依囑し、知事並に內務警察兩部長、社會課長、宇都宮市長、愛國婦人會、栃木支部主事等親しく出張して慰問する所あり、傷病者を施療し、愛國婦人會よりは衣類雜品を贈れり、三重縣諸戶淸六は知事へ日鮮融和の爲め使用せられたしとて、三千圓を贈る、乃ち綿入三八七點、襯衣、スボン、襦袢、足袋等四九點を新調して、南波警察部長夫人及保坂屬携行して慰問贈與し、歸鄕鮮人には旅費を支給したり。

附記

上都賀郡救援會

栃木縣上都賀郡は、帝都の震災に對し、九月五日町村長靑年團等を招集して救援方法を協議し、上都賀郡救援會を組織し、食糧品殊に白米を每戶一升以上寄附して罹災地に贈るの議を決す、一面郡役所委員は三日より十一日まで二班に分れて夜動したり。

上都賀郡救援會會則

第一條　本會ハ栃木縣上都賀郡救援會ト稱シ上都賀郡役所內ニ事務所ヲ置ク
第二條　本會ハ東京方面ノ罹災者救護ヲ以テ目的トス
第三條　本會ハ左ノ役員ヲ置ク

會長　一名
評議員　若干名
幹事　若干名

第四條　評議員ハ本郡內各町村長在鄕軍人分會長靑年團長消防組頭ヲ以テ之ニ充ツ
第五條　幹事ハ會長ニ於テ囑託ス
各町村ニ支部ヲ置キ支部長ニハ町村長ヲ以テ之ニ充テ支部ノ役員ハ支部長之ヲ囑託ス
第六條　本會ノ目的ヲ達スル爲メ各町村有志ヨリ金員及食糧品ノ寄附ヲ乞ヒ罹災地ヘ送付スルモノトス特ニ白米ハ一升每ニ袋入トシ更ニ俵裝シ其他ノ食糧ハ麭窒ノ荷造ヲナスモノトス
第七條　各町村支部長ハ管內有志ノ寄附金品ヲ受入レ之ヲ本會事務所出張所ニ送付シ又ハ指定ノ地ニ發送スルモノトス
前項ノ金品ヲ送付又ハ發送スル場合ニハ其種類數量價格寄附者ノ氏名ヲ記載シタル書面ヲ事務所ニ回送スルモノトス
第八條　本會ニ於テ前條ノ寄附物品ヲ受ケ相當ノ數量ニ達シタルトキハ速ヤカニ東京ニ發送スルモノトス
第九條　本會ノ經費ハ、寄附金ヲ以テ之ニ充ツ

郡長入江操之が會長たり、町村長在鄕軍人分會長靑年團長消防組頭を評議員とし、又幹事を置く。

一、義捐金品　義捐金品の主なるものゝ白米とし、冬戶一升以上を出醵するものとし一升入の袋三十袋を一俵となし、九月六日より期日中に輸送を了す。

町村　白米　干瓢　梅干　雜穀　手拭　餅ロープソク　澤庵・足袋

町村名	金額	町村名	金額	町村名	金額
鹿沼町	一俵	北犬飼村	二六・〇〇円	足尾	
菊澤	六・九〇	西方	三三・〇〇	合計	一〇九・七二〇
北犬飼	七・三三	永野	二八・〇〇	一俵平均四三貫	一〇貫〇二〇
北押原	八・四二〇	南摩	二〇・〇〇	六一俵四三貫	一、三三本
南押原	八・四二〇	粟野	二〇・〇〇	一俵七斗	三俵
西方	七・八六〇	西大蕦	三〇・〇〇	衣類	一俵
眞名子	三・九一〇	落合	三〇・九五〇	今市町五百五十四袋	一、三三〇本
淸洲	四・七一〇	足尾	一〇足	日光町三千十二點	一俵
永野		町村名	金額	計三千五百六十二點	三俵
粕尾	三・七〇〇	北犬飼村	二六・〇〇円	慰問袋	一俵
粟野	九・二〇〇	西方村	三三・〇〇	今市町五百廿六袋	一俵
南摩	六・八四五	永野村	二八・〇〇	日光町三千十二點	一俵
加蘇	七・三〇〇	南摩村	二〇・〇〇	計三千五百六十二點	三俵
東大蕦	七・六〇〇	粟野町	二〇・〇〇	慰問袋	一俵
西大蕦	三・二五〇	西大蕦村	三〇・〇〇	南押原村五百廿六袋	一俵
板荷	三・一四〇	落合村	三〇・九五〇	小來川村十五袋	一俵
小來川	三・九〇一	足尾町	一〇・八五〇	日光町百六袋	一俵
落合	八・三五	一俵平均四三貫	一〇貫	計六百五十四袋	一俵
今市	九・三五〇	六一俵四三貫	一、三三本	其他	一俵
日光	八・三一〇	一俵七斗	三俵	今市町	一俵
		衣類	一俵	桐榊千五百五十本	一俵
		今市町	一俵	小笠五十個	一俵
		日光町	一俵	羊羹三百二本	一俵
		慰問袋	一俵	個百六十束	一俵
		南押原村五百廿六袋	一俵	下駄七足	一俵
		小來川村十五袋	一俵	唐辛五樽	一俵
		日光町百六袋	一俵	ガキ六十袋	一俵
		計六百五十四袋	一俵	反物二反	一俵
		其他	一俵	盆十枚	一俵
		今市町	一俵	雜品包百五十四包	一俵
		桐榊千五百五十本	一俵	雜品百五十一點	一俵
		小笠五十個	一俵		
		小桶十個	一俵		
		日光町	一俵		
		羊羹三百二本	一俵		
		個百六十束	一俵		
		下駄七足	一俵		
		唐辛五樽	一俵		
		ガキ六十袋	一俵		
		反物二反	一俵		
		盆十枚	一俵		
		雜品包百五十四包	一俵		
		雜品百五十一點	一俵		

義捐金は、郡に對する縣計畫の募集配當額一萬二千五百圓なりしも成績は左の如し。

町村名	金額	町村名	金額	町村名	金額
鹿沼町	五、六五四・九〇円	菊澤村	三一六・〇〇円	北犬飼村	六六二・〇〇円
北押原村	三四〇・〇〇	南押原村	三三四・〇〇	西方村	四八〇・六〇
眞名子村	一三〇・〇〇	淸洲村	二六八・〇〇	永野村	三〇〇・二〇〇
粕尾村	四五四・三〇〇	粟野町	六四二・〇〇	南摩村	五七六・六〇〇
加蘇村	六八四・一〇〇	東大蕦村	二〇〇・〇〇	西大蕦村	三六二・六〇〇
板荷村	一三二・三〇〇	小來川村	三〇六・三〇〇	落合村	三一〇・九五〇
今市町	一、六五二・九六〇	日光町	六、八五八・九五〇	足尾町	三、一〇〇・八六〇
合計	二四、三三四・九四〇				

學用品教科書は、十月八日縣社會課に向け發送す。

	尋一	尋二	尋三	尋四	尋五	尋六	高一	高二	高三	計
修身	六、九四四	七、二四四	八、四四五	五、四四五	五、三三九	三、七八	九九			四、一二五
讀本	七、七九九	九、〇九九	五、六〇	四、六一	五、七〇	一、九一	三、三一	九〇	二	三、六六四
書方	五、四〇	六、一八	五、六九	四、五三	五、四八	二、七四	五、四二	八三	一	五、四二七
算術					八〇二	六、八四	四、九五	一〇八	九三	三、三五三
歷史							四、七二	三、三五	一、六〇	九三九
地理							五、八六	三、三二	一、六二	一、一六一
地理附圖							一、八二	三六	四七	二五五

| | | |

鹿沼町避難者へは、婦人會處女會員十數名出動し、小學校及停車場に於て、右の內衣類千八百五十一點を寄贈す。

愛國婦人會處女會取扱義捐金品調

町村名	義捐金	衣類	慰問袋	蒲團	繃帶
	圓				
鹿沼町	三六・二〇〇	五、五九六點			
菊澤村			四七六		
北犬飼村	六・〇〇〇		八		
北押原村	一一六・八五〇				
南押原村			五四三		
四方村					
眞名子村	二七・五〇〇				
清洲村					
永野村	四五・〇〇〇				
粕尾村	二〇・〇〇〇				
粟野町	二三一・〇〇〇		四二五		二六束
南摩村	一六・二五〇		八五		
加蘇村					
東大芦村		二六七	一五八	五〇本	三〇
四大蔀村	三一・六〇〇				
板荷村					
小來川村					
	三六・〇〇〇		二五四		
落合村					
今市町		五五〇			
日光町		一五四			
足尾町					
合計	五六六・六〇〇	九、八八三	一五八	五〇	五六

四、救護物資買上　縣の通牒に接し、町村長に移牒し、又町村會議を開き物資の供給を圖り、暴利を戒め、九月三日以後左の物資を買上輸送したり。

震災救護用物資買上調

品名	町村名	數量	價額	買上月日	發送月日
			圓		
水稻	鹿沼町	三八〇俵	八、八九三・九六〇	九月七、八、九、十日	九月七、八日
〃	菊澤村	六〇五	九、三四四・六〇〇	同　八、九日	同　八、十日
〃	北犬飼村	三三三	七、八九六・二〇〇	同　十日	同　十日
〃	北押原村	六四〇	九、八二二・六〇〇	同　八、九日	同　九日
〃	南押原村	七二三	二一、三七三・二四〇	同　九、十日	同　九、十日
糠玄米	西方村	一、二四四	二九、三五五・八四〇	同七、八、九、十日	同　十日
〃	眞名子村	四〇二	三、〇三二・八四〇	同　八、九日	同
〃	清洲村	二〇〇	六、一九七・六〇〇	同　八、九、十日	同
〃	粕尾村	一〇〇	一、五六七・六〇〇	同　九日	同
〃	粟野町	毛七	八、九九九・〇四〇	同　八、九、十日	同
〃	南摩村	二八八	四、三二九・二四〇	同　七、八日	同　十二日
〃	加蘇村	四六	七七七・三六〇	同　十日	同
〃	東大芦村	六四二	九、九五二・二六〇	同　九、十日	同十二、十五日
〃	落合村	六二六	九、四九九・九六〇	同　九、十日	同　九、十二日
〃	今市町	二二六	三、二〇六・八〇〇	同　九日	同　九、十日
	計		一二四、四五七・七六〇		
水稻糠米	鹿沼町	一〇〇	一、五〇六・〇〇〇	九月七日	
〃	南押原村	二〇	三四二・〇〇〇	同　九日	同　十日
〃	落合村	一〇	一六四・〇〇〇	同　九日	同　十一日
	計	一三〇	二、二一二・〇〇〇		
梅干	鹿沼町	毛一貫五〇〇	一三五・〇〇〇	九月三日	九月四日
〃	今市町	二四九、〇〇〇	四四三・六〇〇	同　五日	同　五日
〃	日光町	三〇、三四〇	三七八・二四〇	同　五日	同　六日
	計	六三三、九〇〇	九四四・二四〇		
梅漬	今市町	一〇六、〇〇〇	一九九・四〇〇	九月四日	九月五日

鰺詰	鹿沼町	一〇六、〇〇〇	一九五・四〇〇	九月三日	九月四日
〃	今市町	一〇、三七七個	三、〇一〇・三四〇	同　四日	同　六日
〃	日光町	五四六	一四〇・一六〇	同　五日	同　六日
	計	一四九、〇九九	四四、〇四〇・三四〇		
干鰯	北犬飼村	五、五〇〇貫	二、〇〇〇・〇〇〇	九月八日	九月九日
	計	五〇〇	二、〇〇〇・〇〇〇		
醬油	鹿沼町	九五石六〇〇	六、〇四〇・〇〇〇	九月五、七、十二日	九日五、七、十二日
〃	西方村	三五、八〇〇	二、四五三・〇〇〇	同　十一日	同　十一日
〃	今市町	九四、二四〇	六、一四二・〇〇〇	同　十、十日	同　七、十日
	計	三三七、九〇〇	一四、六三五・〇〇〇		
食糧品合計			一六六、六〇三・三四〇		
バケツ	鹿沼町	四八個	三三一・九四〇	九月三日	九月三日
〃	今市町	二六	六七・二〇〇	同　四日	同　五日
〃	日光町	四三	三二・七四〇	同　五日	同　六日
	計	九五三	三二二・九一〇		
桶	鹿沼町	一九九個	二八九・七四〇	九月三日	九月四日
〃	日光町	10	一〇・四〇〇	同　五日	同　六日
	計	二〇九	二九九・一四〇		
空樽	今市町	三〇本	八四〇・〇〇〇	九月四日	九月五日
〃	日光町	二	三二・四〇〇	同　五日	同　六日
	計	五二	八七二・四〇〇		
針金	鹿沼町	三六貫三〇	二六・二四〇	九月五日	九月九日
〃	今市町	九五、一〇〇	二六八・八〇〇	同　四日	同　七日
	計	三三五、三三〇	四〇一・〇四〇		
亞鉛引鐵板	今市町	三〇〇枚	三六八・八〇〇	九月六日	九月九日
	計	三〇〇	三六八・八〇〇		
鍋	鹿沼町	一、六四四個	一、〇三六・三六〇	九月六、七日	九月九日

鍋	今市町	二六〇個	二二二・三四〇	九月六日	九月九日
	計		一、八九四		
釜	鹿沼町	三五〇	一、三四八・七四〇	九月六日	九月九日
〃	今市町	一〇	三一・〇〇〇	同	同
	計	三六〇	一、三七九・七四〇		
下駄	鹿沼町	三、三六〇足	一、三五五・二四〇	九月八日	九月九日
〃	今市町	三、三四五	一、〇三九・〇六〇	同　九日	同　十日
〃	日光町	一、三〇六	四〇三・六六〇	同	同
	計	七、八一一	二、二七一・一一〇		
草鞋	鹿沼町	一、六六五足	三二・九〇〇	九月八日	九月九日
〃	今市町	一、〇三五	二八五・二四〇	同　九日	同　十日
	計	二、六九〇	七八五・九四〇		
晒木綿	鹿沼町	一三二反	八六・二〇〇	九月八日	九月九日
〃	今市町	八〇	二七・九〇〇	同　九日	同　十日
	計	一二二	三三・七〇〇		
蠟燭	今市町	三〇挺	二四・〇〇〇	九月九日	九月十日
	計	一二二	三四・〇〇〇		
繩	北押原村	一〇貫	二六・〇〇〇	九月八日	九月九日
〃	西方村	二一七	五四・二五〇	同	同　十日
〃	眞名子村	一四〇	三五・〇〇〇	同　九日	同　十日
〃	清洲村	一〇五	二六・二五〇	同　十日	同　十二日
〃	粕尾村	三五	六・二五〇	同　八日	同　九日
〃	加蘇村	三六	九・〇〇〇	同　八日	同　十日
〃	板荷村	二四	六・〇〇〇	同　九日	同　十二日
	計	六三三	一六二・七五〇		
肥桶	鹿沼町	五〇個	一三五・〇〇〇	九月廿四日	九月廿六日
〃	今市町	一六〇	三六六・〇〇〇	同	同　廿五日
	計	二一〇	五〇一・〇〇〇		

材料品合計　八、八五二、九八〇
總　計　一四七、四七九、三四〇

五、救援會經費決算　左の如し。

收　入

一、金二萬四千二百二十四圓九十四錢　寄附總額
一、金三十三圓九十八錢　預金利子
計金二萬四千二百五十八圓九十二錢

支　出

一、金二萬三千七百八圓　栃木縣へ送金
一、金三百十二圓五錢　決算報告印刷費
一、金百三十三圓十錢　避難者三十二人傷療費
一、金二十六圓　精米八斗避難者へ配布
一、金七十九圓七十七錢　義捐品輸送荷造運賃
合計金二萬四千二百五十八圓九十二錢　栃木縣上都賀郡救援會施設概要

下　宇都宮市

宇都宮市は、震災地に近接せるため、避難者殺到したるを以て、之が救護活動を爲したり。

一、救護所設置　市は九月二日より十五日迄、宇都宮驛前に臨時救護所を設置し、在鄉軍人分會、青年團、消防組、愛國婦人會、處女會、各宗寺院團、國粹會、尺八宮音會、二葉見番等の應援團體と協力し、晝夜を分たず避難者の救護に努めたり。

救護所收容人員　七百二十七人

食糧物品給與人員　二萬八千八百六十六人

二、救護班上京　市聯合青年團は、救護班を組織し、第一班三十二名、九月二日伊藤主事引率し、第二班二十五名、九月三日猪瀨主事補引率して上京し、各三日間宛砲兵工廠附近其他緊要地點の警戒の任に當れり。

三、義捐金品寄贈　市は避難者に對し應急救護を爲すと共に、他方には震災地に在りて衣食に窮しつゝある罹災者を救濟すべく義捐金品を募集し、左記金品を栃木縣廳を經由して震災地に寄贈せり。

現　金　三萬二千八十二圓六十一錢
衣類及食糧品　一萬二千二十七點
敎科書　二萬七千百五冊

四、補給米給與　市内に避難したる者の内生計困難なる者に對し、十月一日より十月三十日迄六十日間、一人當一日白米三合、副食物料金五錢の割合を以て給與し、其他隨時衣類雜品を配給して之が救護に努めたり。

給與延人員　二萬二千七百七十人

第二件　福島縣の活動

上　福島縣

九月一日の關東大震災は、交通機關杜絶のため眞相を知る能はざりしも、取敢へず九月二日廳島關係者を招集して應急の措置を議し、直に糧米の輸送、警備救護班の派遣等に着手し、三日東京地方震災救濟會を廳内に設け、縣下一般より義捐金品を募集し、五日告諭を發し同時に郡市長を召集して指示協議を爲し、更に救護事務の統一を圖るため、廳内に臨時震災救護部を特設し、東京横濱に救護事務所を置き、呼應して救援に努め、十月二日には、更に所屬官衙に善後處置を訓令す、顚末左の如し。

第一、對災施設

一、臨時震災救援部設置　九月七日廳訓第六號を以て、臨時震災救護部を設く。

廳訓第六號　　廳中一般

臨時震災救護部規程、左ノ通定ム

大正十二年九月七日　　福島縣知事　岩田衛

第一條　東京地方震災救護事務ヲ處理スル爲、縣ニ臨時震災救護部ヲ設ク。

第二條　臨時震災救護部ハ、事務所ヲ縣廳ニ置キ、必要ニ應シ、臨時事務所ヲ設クルコトアルヘシ。

第三條　事務ハ之ヲ左ノ各係ニ係長一名ヲ置キ、係長ハ部長之ヲ命ス。

但シ、事務ノ都合ニ依リ、各係共通ニ處理スルコトヲ要ス。

庶務係　救助係　物資配給係　通信係
救療係　經理係

第四條　各係事務ノ分掌、左ノ如シ。

一、庶務係
事務ノ統一、記錄、文書ノ收受發送、狀況ノ報道、其ノ他他ノ係ニ屬セサル事項。

一、救助係
福災地及本縣下ニ於ケル救助、避難民ノ救助ニ關スル事項。

一、物資配給係
物資ノ蒐集輸送保管引渡ニ關スル事項。

一、通信係
福災地ノ通信報道臨時事務所及郡市町村ヘノ通信連絡ニ關スル事項。

一、救療係
福災地ニ於ケル救療避難民ノ救療ニ關スル事項。

一、經理係
會計ニ關スル事項。

第一篇　應急措置　第七章　救援

知事岩田衛救護部長と爲り、内務部長龜井光政、警察部長福田虎龜は副部長に、理事官大竹十郎外技師二人、社會教育主事一人、屬十七人、技手三人、産業主事補三人、社會事業主事一人、民力涵養事務嘱託一人、屬四人を庶務掛に、大竹理事官外社會教育主事一人屬三人社會事業主事一人民力涵養事務嘱託一人を救助係に、理事官穴澤義弘外技師二人産業技師三人屬四人技手二人産業主事補一人産業技手五人を物資配給係に、警視松崎謙二郎外警部三人屬一人技手二人警部補三人機關技手一人火藥技手一人を通信係に、技師佐藤可人外衛生技師五人警部一人技手三人警部補一人衛生技手四人防疫監吏二人を救療掛に、屬鏡又七外屬八人縣書記一人を經理係に任ず。

二、告諭　九月五日知事より縣民に左の告諭を發す。

福島縣告諭第一號

本月一日東京地方ニ於ケル大震災ハ、其ノ際予偶ゝ其ノ地ニ在リテ親シク現狀ヲ見、又各方面ノ情報ヲ綜合スルニ、建築物ノ倒壞燒失帝都過半ニ及ヒ、人畜ノ死傷算ナク、其ノ情況ノ慘絶ナル、遙ニ明暦ノ大火安政ノ地震ニ過キ、我カ國未曾有ノ禍害ト謂フヘク、其ノ果ノ及フ所獨リ罹災地ニ止ラスシテ、實ニ國家ノ一大災厄ト言ハサル可ラス。

今ヤ我國大戰後ノ經營トシテ、財政ヲ緊縮シ、行政ヲ整理シ、事業並金融界ヲ刷新シ、個人ノ消費ヲ節シ、生産事業ヲ促進シ、以テ國民生活ノ安定ト國運ノ伸張トヲ企圖スヘク、國民擧ツテ大努力ヲ爲スノ喫緊焦眉ノ急務タルニ拘ラス、勤モスレハ好景氣氣分ヨリ生シタル惰性ヲ轉換スルコト能ハスシテ、企業ノ整理合同ヲ缺キ、各種階級協調ヲ失シ、日常生活弛緩ニ失スルノ弊アルニ際シ、突如トシテ此ノ天變ニ會フ、實ニ非常ノ天譴ナリト斷セサル可ラス。

目下罹災地方トハ交通通信機關殆ンド杜絶セルヲ以テ、或ハ各種誇大ノ流言生スルモ計リ難シ、然レトモ戒嚴令ヲ布カレ、官憲必死ノ努力ヲ以テ秩序恢復ニ盡シツヽアルヲ以テ、妄リニ輕動ヲ避ケ、先ツ以テ應急救援ノ策トシテ、金品ノ集送避難民ノ收容救護相互消息ノ聯絡等遂算ナキヲ期スヘク、苟モ災害ヲ奇貨トシテ私慾豪利ヲ圖リ、蜚語ヲ放ツテ人心ヲ惑亂スルカ如キコトナキ樣嚴ニ戒心スルヲ要ス。

顧フニ此ノ災厄ニヨリ、經濟上思想上其ノ他社會生活上中央地方共ニ重大ナル結果ヲ齎スヘク想像スルニ難カラス、故ニ將來ニ亙リ處スヘキ覺悟ニ至ツテハ、前述戰後經營ノ新方途ニ向ツテ一躍ノ進展ヲ來スヘキハ勿論、更ニ此天譴ニ因リテ得タル教訓ヲ活用シ、官民協力一致シテ最善ノ方途ニ出テ、此ノ禍ヲ轉シテ福ト爲サンコトヲ庶幾フ。

大正十二年九月五日　　福島縣知事　岩田　衛

三、郡市長會議　九月五日郡市長會議を開き、左の諸件を協議し指示す。

一、本縣救護事務所開設及罹災地トノ通信方法ニ關スル件。
二、避難民及救護及職業紹介ニ關スル件。
三、停車場ニ於ケル避難者救護ニ關スル件。
四、上京者ノ身分證明並上京者見合方ノ件。
五、東京地方震災救濟會設立並義捐金募集ニ關スル件。
六、救護事務ノ連絡統一並緊張事務徹事ノ件。
七、金融上注意ノ件。
八、物資需給ニ關スル件。
九、災害地救濟物資ノ蒐集輸送引繼等ニ關スル件。
十、建築材料供給數量及價格調査ニ關スル件。
十一、普通整理及開墾事業資金ニ關スル件。
十二、罹災業ノ對策ニ關スル件。
十三、奸商取締ニ關スル件。
十四、犯罪豫防警戒ノ件。

四、東京地方震災救濟會設立　九月三日、縣會正副議長、名譽職參事會員、信夫郡長、福島市長、福島市內銀行代表者、同新聞社を會し、義捐金募集の目的を以て、東京地方震災救濟會を設立す。

東京地方震災救濟會設立並義捐金品募集趣意書

去ル九月一日強震ニ因リ、東京橫濱兩市ヲ中心トセル附近一帶ノ地帶ノ地方カ、未曾有ノ大慘害ヲ被リマシタコトハ、既ニ大方ノ御了知ノコトヽ思ヒマスカ、通信交通兩機關ノ故障ノ爲、詳報ヲ得サレトモ、各種ノ報道及情報等ニ依リ綜合スルニ、東京橫濱兩市ノ如キハ、死傷算ナク、家屋倒壞、燒失流失等擧ケテ數フルコトヲ得ス、更ニ災害後食糧品ノ缺乏ヲ訴フル等、其ノ慘害ハ實ニ名狀スヘカラサル模樣テアリマス、新ル同胞ノ慘狀ヲ聞キ、吾等ハ何トテ袖手傍觀スルニ忍ヒマセウカ、茲ニ同志相謀リマシテ、東京地方罹災救濟會ヲ設立シ、該罹災者ノ憂恤ト困憊トヲ慰藉スル爲、左ノ方法ニ依リ、義捐金品ノ募集ヲ企テマシタ、何卒大方ノ諸賢ニ於テモ、奮テ此擧ニ賛セラレマシテ、應分ノ喜捨アランコトヲ切望スル次第テアリマス

大正十二年九月三日　　東京地方震災救濟會發起人(福島縣廳內)

岩田　衛	鈴木十郎治	白石禎美	
龜井光政	福田虎龜	水野虎三郎	
二宮哲三	渡邊興綱	齋藤吉兵衛	
本田織江	安齋虎雄	皆川應助	
鈴木茂平	長峯丹治	吉野周太郎	
小林富吉	太田豐造	草野伴	
鈴木周三郎	角田文平	寺島倚	

福島民報社　福島民友新聞社
福島新聞社　國民新聞福島支局
報知新聞福島支局　やまと新聞福島支局
中央新聞福島支局　東京朝日新聞福島支局
東京日日新聞福島支局　時事新報福島支局

東京地方震災救濟會則

第一條　本會ハ東京地方震災救濟會ト稱シ、事務所ヲ福島縣廳內ニ置ク。
第二條　本會ハ大正十二年九月一日後ノ震災ニ因ル東京橫濱兩市ヲ中心トセル附近一帶ノ地方罹災者及其ノ遺族ヲ慰藉救濟スル爲、義捐金品ヲ募集スルヲ以テ目的トス。
第三條　本會ノ事務ヲ處理スル爲、委員長一名副委員長二名委員及幹事若干名ヲ置ク。
委員長ハ本縣知事、副委員長ハ本縣內務部長ヲ推戴ス。
委員及幹事ハ委員長之ヲ囑託ス。
第四條　義捐金品ノ募集方法ハ別ニ之ヲ定ム。
第五條　義捐金品ノ配當方法ハ、委員會ニ於テ之ヲ定ム。
第六條　本會ハ救濟ノ目的ヲ完了シ、精美ヲ遂ケ、委員ノ認定シタル日ヲ以テ解散ス。

東京地方震災救濟義捐金品募集方法

一、義捐金一口ノ金額ハ五拾錢以上トシ、物品ハ白米パンノ食糧被服日用具等トス。
一、義捐金ハ福島縣廳內東京地方震災救濟會宛送付セラレタシ、但便宜上所轄郡市役所、警察官署、町村役場ヘ送付セラルヽモ、物品ハ郡市役所ヘ委任扱トシ、各郡市役所ヨリ東京宛直送スルコト。
一、義捐金品ニ對シテハ、別ニ受領證ヲ發セス、福島民報、福島民友新聞、福島新聞及國民新聞、報知新聞、やまと新聞、中央新聞、東京朝日新聞、東京日日新聞、時事新聞各福島版ノ內一新聞ニ掲載シテ之ニ代フ。
一、義捐金品締切期日ハ大正十二年十月三十一日トス。

五、救濟費豫算　十一萬圓を計上す、主として政府の委囑に係る食糧其他の物資調達費に運用し、一部を救護事務費に充つ。

六、所屬官公吏への訓示　十月二日左の心得を警訓す。

恭シク大詔ヲ拜誦スルニ、陛下御自ラ深ク戒愼セシメ給ヒ、非常ノ秋非常ノ果斷ナカルヘカラサルヲ示シ給フ、恐懼已ム無シ、感激何ソ堪ヘム、內閣ノ告諭ニ示サレタルカ如ク、我國昌平日久シクシテ人心漸ク浮華ニ流レ、奢侈放縱ニ奔リ、此年當路ノ簠簋ノ弛フル所アリ

ト雖、積弊ノ釀致スル所、容易ニ頽風ノ一轉ヲ見ス、今ヤ非常ノ難局ニ際會シテ、朝野一致、慄然トシテ一大覺醒ヲ要スルノ秋ナリ、天譴誓ニ心ナカラムモ、人心自ラ肅ク感銘スル所アルカ如シ、爾今能ク此ノ天災ノ警訓スル所ヲ悟リ、公私ノ生活上思想上經濟上其ノ他、一大改革スヘキ所ハ斷シテ之ヲ更メ、相戒メテ華ヲ去リ實ニ就キ、質素勤儉、臥薪嘗膽、以テ禍ヲ轉シテ福トナシ、將來興國ノ丕基ヲ鞏固ナラシムルニ努メサルヘケンヤ、是レ不肖ノ切望シテ已マサル所ナリ。

大正十二年十月二日　　福島縣知事　岩田　衛

七、公報情報周知　公報情報は得るに從ひ關係官衙へ通牒するの外、福島市内に臨時揭示場を設けて其要旨を揭出し、一面縣朝集報に記載して周知の方を講じ、又災害地に於ける死亡及行衞不明者は、家族其他緣故者の申出に應じ、震災情報局と連繫して安否を通ずるの手續を爲したり、

第二、義捐金品

1、義捐金品　災害勃發と同時に、食糧米の缺乏すべきを慮り、縣は直に白米六十石を臨時震災救濟事務局へ寄贈す、震災救護義捐金出納事務規程に依る分任出納官吏取扱に係る義捐金は、五萬參百八拾壹圓貳拾參錢なるが、內五萬圓は東京地方震災救濟會の寄附金、參百八拾壹圓貳拾參錢は個人寄附に係る、乃ち之を臨時震災救護事務局に送了せり、東京地方震災救濟會義捐金品は、

東京地方震災救濟會義捐金品調

郡市名	義捐金	義捐金換算額	計
	一四、五七八・五〇円	七、一八五・〇五円	二一、七六三・五五円
信夫	一四、五七八・五〇	七、一八五・〇五	二一、七六三・五五
伊達	二六、七二九・六〇	一四、〇六八・五〇	四二、七九七・六〇
安達	一九、一〇九・三五〇	八、一四五・〇〇〇	二七、二五四・三五〇
安積	一五、〇〇八・一四〇	四、一八〇・九五五	一九、一八八・一〇五
岩瀨	九、四五四・三五〇	三、四五〇・〇〇〇	一二、九〇四・三五〇
南會津	七、五六〇・八一〇	三、〇〇〇・〇〇〇	一〇、五六〇・八一〇
北會津	一、〇九七・二〇	五九二・〇〇〇	一、六八九・二〇
耶麻	一〇、四三一・一〇〇	四、一五六・〇〇〇	一四、五八七・一〇〇
河沼	六、四三〇・三五〇	二、四八八・〇〇〇	八、九一八・三五〇
大沼	五、四二一・九〇〇	一、九四五・六〇〇	七、三六七・五〇〇
東白川	一〇、二八・九〇〇	三、九六三・〇〇〇	一三、九九一・九〇〇
西白河	九、三五八・八〇〇	三、五〇〇・〇〇〇	一二、八五八・八〇〇
石川	八、二三四・〇一〇	三、〇〇〇・〇〇〇	一一、二三四・〇一〇
田村	二九、二六八・三五〇	一一、五六〇・〇〇〇	四一、八二八・三五〇
石城	一八、九一〇・八〇〇	七、二八〇・〇〇〇	二六、一九〇・八〇〇
双葉	三、〇六四・三五〇	一、一八〇・〇〇〇	四、二四四・三五〇
相馬	一〇、三二一・八〇	三九六・〇〇〇	一四、七一七・八〇
若松市	三一、八一〇・九〇	一二、一八〇・〇〇〇	四四、〇九〇・九〇
福島市	三一、八一〇・九〇	一二、一八〇・〇〇〇	四四、〇九〇・九〇
本廳	一、二〇〇・〇三〇	四六二・〇〇〇	一、六六二・〇三〇
合計	三六七、九六九・〇三〇	九七、三四四・九三〇	四六五、〇一四・〇三〇

備考　若松市に於て其の大部分を直接震災地へ送附せるが以て、本表掲載は少額なり。

にして、收入及處分左の如し。

一、金貳拾參萬貳千九百六拾六圓貳拾貳錢

收入總額		
內譯		
金貳拾貳萬五千七百拾六圓參錢	現金	
金千五百圓	債券	
金六千貳百圓拾九錢	時預入利子	
一、金貳拾參萬貳千九百六拾六圓貳拾貳錢	支出總額	

內譯

金五萬圓　臨時震災救護事務局へ送附
金參萬圓　少年職業紹介所建設費として東京府へ寄附
金貳萬九千圓　沖伸仕休憩所建設費として神奈川縣へ寄附
金貳萬圓　福災小學校備品設備費として千葉縣へ寄附
金壹萬圓　大震災善後會へ寄附
金參萬五千圓　在東京市福島縣出身罹災者救濟費として在京縣出身者有志へ送附
金壹萬五千圓　在橫濱市福島縣出身罹災者救濟費として在橫濱福島縣人會へ送附
金貳千八百參拾圓七錢　救濟物資購入費
金參萬八千六百七拾壹圓　縣內避難者及死亡者行衞不明者家族慰藉救濟費
金貳千五百六拾五圓拾五錢　事務費

而して義捐金中の二千八百貳圓七錢を以て物資を購入し、東京橫濱兩救護事務所に於て應急救濟を爲したるものは、

品目	數量	價額	備考
白米	四、〇〇〇合	一六〇、〇〇〇圓	
パン	三〇〇斤	一五、〇〇〇	以上東京救濟事務所に於て配給の一部に充つ
粉衣	五〇〇枚	一、四二九、四二〇	
白米	四二、〇〇〇合	八四四、〇〇〇	以上橫濱救濟事務所に於て配給の一部に充つ
味噌	五〇、〇〇〇匁	三一、二五〇	
衞生材料	繃帶木綿外十品	四九、五〇〇	
日用器具	椀外三品	九六、〇〇〇	
副食物	福神漬外二品	九九、〇〇〇	
パン	二個	六九、〇〇〇	
雜品	蠟燭外二品	九六、二〇〇	以上橫濱市役所へ寄贈
計		二、八三〇、〇七〇	

物品を寄贈し、各郡市より直接に救護事務局へ送付したるもの左の如く、換算金九萬五千餘圓なり。

品名	數量	換算價格
一、食糧品		
白米	八五六、九一八合	三四、三五三、二二〇円
糯米及餅	五二、七八〇合	一、八九九、二四〇
味噌	四、九〇二、九〇〇匁	二、九四七、〇〇〇
醬油	三二、七〇〇合	七一〇、一〇〇
漬物	五三四、九〇〇匁	五五四、一〇〇
梅干	八三〇、五七〇匁	二、〇七六、一七五
馬鈴薯	一九、一八九、一五〇匁	一、七九六、八一〇
南瓜其他	一、四一七、〇〇〇匁	三〇三、六〇〇
玄米及白麥	一六、〇〇〇合	五二、八〇〇
素麵	一、三三四把	八九、八六〇
饅頭	六八一個	二〇六、一〇〇
餠	四五箱	二二六、八〇〇
餠	一一〇、一五〇匁	一、四三一、五〇〇
其他	一〇袋	二、〇〇〇
小計	——	四六、六四九、〇二五
一、被服類		
衣類及反物	二九、〇三二點	三六、七二四、一五〇
手拭類	一、九七九本	二三七、四八〇
足袋類	一、一九八足	五九八、〇〇〇
蒲團類	二、二二七足	四〇二、二〇〇
夜具敷物類	二二點	三五、四〇〇
其他	八、一四〇點	一、七二四、一三〇
小計	——	三九、七二一、三六〇
一、日用器具類		
鍋釜類	一六九個	一六三、五〇〇
茶椀及皿	八、三七九個	五五四、五五〇

	バケツ	三九七個	三七七・六〇〇
	提灯	五〇個	一五・〇〇〇
	雨具	三本	一一・四〇〇
	笊及籠	二一〇個	四三・〇〇〇
	ヘラ及杓子	三、五〇二本	一〇八・一〇〇
	火箸及十能	二六個	四・八三〇
	其他	七〇一個	一三三・五八〇
	小計	——	一、四一一・五六〇
一、雜品類			
	蠟燭	九、一八〇丁	一三六・七九五
	石鹸	一、〇四三個	一三九・〇五〇
	古疊	五〇疊	一五・〇〇〇
	木材	一貨車	三五三・四七〇
	木炭	九五四、〇〇〇匁	三、三五四・五〇〇
	繩	六五、六〇〇尋	三二八・〇〇〇
	慰問袋	一〇、一九〇袋	三、〇〇九・八〇〇
	古新聞	三八、〇〇〇匁	一九・五〇〇
	其他	一三、五六四點	二、〇九九・六四〇
	小計		九、四五五・七五五
	合計		九七、二四四・七〇〇

2、學用品寄贈　罹災地小學校兒童の爲め、各郡市及縣立諸學校へ通牒して、生徒兒童より學用品を募集し、男女師範學校生徒の應援を得て、五日に亘り之を整理分類し、文部省に配給を依託す、其品名數量左の如し。

教科書類	十萬八千九百十九冊	雜書類	千八百八十二冊
雜記帳	二萬三千五百九十三冊	用紙類	廿七萬三千百八十七枚
毛筆鉛筆	六萬二千八百六十本	墨	二千二百九十一本
衣類	五百七十一枚	足袋	四百六十足
下駄	百十七足	風呂敷	八百七十五枚
手拭	三千九百四十八枚	慰問袋	五百五十三袋
雜品	五千三百三十五點		

3、各團體義捐金は、

一、福島縣教育會　九月三日役員を招集して協議し、學校兒童生徒の義捐金を募集するに決し、縣下中小學校職員生徒兒童（生徒兒童は一人十錢以內）の義捐を勸說し、一萬五千八百六十五圓四十三錢を得て文部省に送付す。

二、愛國婦人會福島支部　義捐金慰問袋の寄贈を受け、義捐金六千七百七十五圓四十七錢を得、縣內に避難したるもの丶衣服料として贈與す。

品目	數量	價額	備考
白米	三四石四斗	內三四石四斗は臨時震災救護事務局へ送付	
	二三、八三二・〇〇〇圓	六石四斗は愛國婦人會本部へ送付	
金	一〇、六四〇包	三二・四〇	內、六四〇包は臨時震災救護事務局へ送付
麵	一〇、六四〇包	三二・四〇	內、六四〇包は福島縣にて避難者に給與
慰問袋	二、三二個	一、〇二六・四〇	內一、〇二六個は臨時震災救護事務局へ送付
			內一、三三個は愛國婦人會本部へ送付
衣類其他	三六點	三六〇・六四〇圓	日本赤十字社篤志看護婦人會へ送付
古衣類購入費	一	一〇・一二	同
古衣類（新調）	一〇〇	三三〇・〇〇〇	在橫濱福島縣人會へ寄贈
木綿反物	八〇	一〇六・〇〇〇	同
古衣類其他	六〇九	九六・二四〇	同
計		一、三二八・〇一〇	

四、其他の團體左に主なるものを擧ぐ。

團體名	金圓	物品（換算金額）	計	備考
若松市	六、三〇〇・〇〇圓	一〇、〇三二・九〇圓	一六、三三二・九〇圓	社會局送付
若松警察署	—	二、三〇二・六〇	二、三〇二・六〇	同
福島市	二、〇〇〇・〇〇	—	二、〇〇〇・〇〇	京濱及橫須賀市送付
在鄉軍人會福島支部	一、〇一六・三〇	一、一四二・三〇	二、一五八・六〇	軍人會本部送付
同若松支部	二、四〇一・一〇	一一〇・〇〇〇	二、五一一・一一〇	同上
福島縣消防會	天九九・三〇	—	天九九・三〇	全國消防會送付
郡山町救護團	一、八六九・〇〇〇		一、八六九・〇〇〇	東京市役所へ送付
高田町田川村組合	一、一四五・三〇	一、二四五・三〇	二、二九〇・六〇	臨時震災救護事務局へ送付
東京地方震災救護團	一、〇四〇・〇〇〇		一、〇四〇・〇〇〇	東京市役所へ送付
四白河郡白河逸名會	—	一、〇四〇・〇〇〇	一、〇四〇・〇〇〇	小石川區震災救濟會本部へ送付
愛集部熊町村入間組	—	三三〇・六〇	三三〇・六〇	東京市役所へ送付
石城郡玉川村救護班	—	二六二・〇〇〇	二六二・〇〇〇	東京市へ送付
耶麻郡喜多方佛教青年會	—	三二五・〇〇〇	三二五・〇〇〇	東京女子大學部へ送付
東白川郡社川村青年團	—	四六〇・〇〇〇	四六〇・〇〇〇	日暮里町へ送付

第三、救護

1、東京方面の救護　九月七日埼玉縣浦和町に福島縣救護事務所を開設し、廳と罹災地との通行連絡及政府委囑の物資調達、寄贈品受渡に任じ、東京の秩序恢復と共に、田端日暮里を經て、東京市內に移動し、縣出身者の人事相談、物資配給等に當れり、即ち

自九月七日　至同九日　埼玉縣浦和町埼玉縣廳內
自九月十日　至同十二日　田端電燈株式會社發電所內
自九月十三日　至同三十日　日暮里町谷中本藍原方
自十月一日　至同四日　東京市本鄉區三丁目上村旅館內

外に日暮里、上野、個島、巢鴨、大塚、駒込、新宿、澁谷、東京市役所前に支部及派出所を設く。

九月六日大竹地方課長、廳員數名を率ゐ、次で東土木課長亦廳員數名及福島市內青年團二十餘名を率ひて上京し、後六澤農商課長、桐谷社會課長（後橫濱市役所に轉ず）、木村、二瓶、西坂各屬等、交代して事務所に主任となり、十月二十三日の事務閉鎖に至る、取扱事件は、

歸鄉證明書下付	二百一人	人事相談	百一人
安否調査	千八百十二戶、五千八百十一人		
給與物品			
白米	四十七石二斗	パン	四百個
餅	三石一斗	味噌及味噌漬	四百四十貫
醬油	六石	條干	八十貫
鳳鈴薯南瓜	百七十貫	衣類	千二十點

2、橫濱方面の救濟　九月十九日開始、十月十五日閉鎖、位置橫濱市紅葉坂停留所前天幕張、次に同三井銀行支店長社宅跡バラック、主任桐谷社會課長、穴澤理事官、以て東京同樣の事務を取扱へり。

安否調査	九百三十六戶、三千五百九人	歸鄉證明	四十五人
職業紹介	三十五人	死亡判明	百三十三人
物品給與	七百十七戶、二千八百十二人		

3、避難者救護　鐵道沿線各駐在所及附近の市町村消防組、在鄉軍人、醫師會其他何れも應急救護事務所を設けて通過者及下車者に食品、被服其他を贈り、車馬賃を給し、或は宿泊せしめ、或は救療し、以て九月二十日前後に至れり、縣內各驛下車者四萬餘人なり。

避難者救護場所及團體

救護場所	救護團體
桑折町	桑折町青年團
飯坂町(湯天地(信夫郡))	飯坂町湯天地主、同青年團、同處女會
伊達郡	長岡村消防組、東湯野村消防組
福島市	福島市醫師會、福島和光會、日本赤十字社福島支部、愛國婦人會福島支部、福島市各青年團、福島市消防組、松川村消防組、飯野村消防組、同軍人分會、飯野村青年團、青木村消防組、川俣自動車株式會社
大久保村(伊達郡)	大久保村消防組
安達郡	油井村消防組、上川崎村消防組、同村軍人分會、二本松署
二本松署	日本赤十字社安達郡委員部、愛國婦人會安達郡幹事部
五百川信號所	二本松婦人會、二本松佛教不染會、二本松町醫師會、木幡村軍人分會、小濱町青年團
本宮署	荒井村青年團
日和田署	本宮町、和木澤村、和木澤村消防組
郡山署	山野井村救護團(消防組、軍人分會、青年團)、郡山町救護團、安積郡役所、郡山町、郡山町消防組、郡山人事相談所、郡山町青年團、郡山醫師會、修養團郡山支部、郡山婦人會、郡山町軍人分會、郡山町各小學校、郡山實踐女學校、安積高等女學校、安積自由公民會、其他の有志
笹川署	永盛村救護團(消防組、軍人分會、青年團)
須賀川署	須賀川町、須賀川警察署、須賀川軍人分會、岩瀨郡醫師會、小鹽江村消防組
鏡石署	稻田村救護團(村消防組、軍人分會、青年團)
白河署	白河町消防組、白河町在鄉軍人分會、愛國婦人會四白河郡幹事部、白河町青年團、白河佛教青年團、澤田村消防組、同軍人分會、同青年團
金澤署	社川村消防組
棚倉署	棚倉町、同軍人分會、愛國婦人會東白川郡幹事部、棚倉町醫師會
安子ヶ島署	丸守村救護團(消防組、青年團、村有志)
廣田署	日橋村廣田青年團、同廣田婦人會、同廣田第一部消防組、同北山婦人會、堂島村青年團金道支部
會津若松署	若松市、若松市消防組、若松市軍人分會、愛國婦人會若松市幹事部、一箕村消防組、町北村錬澤勇消防隊
鹽川署	鹽川町絵堂村組合、同青年團、鹽川町婦人會、鹽川町處女會
喜多方署	喜多方町青年團、同軍人分會、同消防組
山都署	山都村消防組、同青年團、小川村青年團、木幡村青年團
荻野署	山鄉村青年團、同消防組
野澤町	野澤町、野澤町消防組、同軍人分會、同青年團、同處女會
三春署	三春町、日本赤十字社田村郡委員部、三春町消防組、三春人事相談所、御木澤村、御木澤村消防組
船引署	片曾根村、同消防組、同青年團
磐城常葉署	常葉町、同消防組、同軍人分會
大越署	大越村、同消防組、同青年團、同婦人會、同軍人分會
神俣署	瀧根村、同消防組、同婦人會、同處女會
小野新町署	小野新町、同消防組
夏井署	夏井村、同消防組、同青年團
川前署	川前村消防組
小川鄉署	赤井村消防組、赤井村青年團、小川鄉火防組合
赤井署	窪田村消防組
勿來署	植田町青年團
植田署	泉村、同消防組、同青年團
泉署	

湯本署	湯本町、同消防組、同青年團
綴署	好間村、同消防組
平署	平町、同消防組、同軍人分會、同青年團、平町婦人會、同處女會
草野署	草野村、同消防組
四ツ倉署	四倉町、同消防組、同軍人分會
久ノ濱署	久ノ濱町軍人分會、同消防組、同青年團
木戸署	木戸村消防組
龍田署	龍田村消防組
富岡署	富岡町消防組
夜ノ森署	上岡村消防組
大野署	大野村消防組、大野村
長塚署	新山町消防組第四部
浪江署	浪江町消防組、愛國婦人會浪江町委員、浪江佛教婦人會、苅野村下立野青年團、大堀村消防組、幾世橋村消防組、請戸村、請戸村消防組
小高、磐城太田、原町、鹿島、中村、新地ノ各署	〔署所在町村及消防組、青年團、軍人分會、婦人會、教濟會(主婦會、處女會、學生團
長江村(南會津郡)	長江村二川村組合
橫原村豐成(同)	橫原村、龜田村

縣內避難者調　其の一　(現存者)

大正十二年十一月十五日現在

郡市名	重傷者 男	重傷者 女	重傷者 計	輕傷者 男	輕傷者 女	輕傷者 計	無負傷者 男	無負傷者 女	無負傷者 計	合計 男	合計 女	合計 計
信夫	二二	二	二四	八	一〇	一八	二四四	三四二	三五六	二七四	三五四	三〇八
伊達	二	—	二	八	一三	二一	四九	五二	一〇一	五九	六五	一二四
安達	二三	二	二五	二一	一九	四〇	五九	一〇二	一六一	一〇二	一二三	二二五
安積	二一	一	二二	一一	一一	二二	三一	三〇	六一	五三	五二	一〇五
岩瀨	三二	二	三四	八	七	一五	三三	二二	五五	四三	三一	七四
南會津	一	—	一	五	三	八	六三	五四	一一七	六九	五七	一二六
北會津	—	—	—	三	一	四	二六	二八	五四	二九	二九	五八
耶麻	一	二	三	二	九	一一	四八	五八	一〇六	五一	六九	一二〇
河沼	二	—	二	六	五	一一	四八	五二	一〇〇	五六	五七	一一三
大沼	一	—	一	—	—	—	一六	八五	一〇一	一七	八五	一〇二
東白川	—	—	—	二	二	四	一三四	一七三	三〇七	一三六	一七三	三〇九
西白河	四	五	九	一〇	八	一八	三三六	六四七	一、〇八三	三五〇	六六〇	一、〇一〇
石川	二	二	四	六	六	一二	一八〇	三六四	五四四	一八八	三七二	五六〇
田村	一	四	五	七	六	一三	三一	三五六	六七七	三九	三七六	六八八
石城	五	八	一三	一九	四〇	五九	九〇	一、三三	二、一三三	九五六	一、二四六	二、一八五
雙葉	二	一	三	四	九	一三	一七〇	二三六	四〇六	一七六	二四六	四二二
相馬	二	二	四	三	一	四	二六一	三七八	六三九	二六六	三八一	六四七
福島市	一	三	四	九	八	一七	四七六	五九八	一、〇七四	四八六	六〇七	一、〇九五
若松市	—	四	四	七	三	一〇	四七一	四九五	九六六	四七八	五〇二	九七〇
合計	三八	三五	七三	一二五	一二三	二四八	九六四〇	七、六四〇	一四、二八〇	九、八〇三	七、九三八	一四、七四一

縣內避難者調　其の二　(死者及行衞不明者)

大正十二年十一月十五日現在

郡市名	死者 男	死者 女	死者 計	行衞不明 男	行衞不明 女	行衞不明 計	合計 男	合計 女	合計 計	總計 男	總計 女	總計 計
信夫	七	二	九	一	一	二	三八	一一	四九	二六七	二九二	五九九
伊達	一四	二	一六	一二	一二	二四	二七	一四	四一	一四八	一四八	二九六
安達	八	三	一一	九	七	一六	一七	一〇	二七	一一一	六九〇	一、一八一
安積	一一	一	一二	一一	一一	二二	二二	二一	四三	九三	一、一二九	一、二二二
岩瀨	一三	一三	二六	八	七	一五	二一	二〇	四一	二五六	二四六	四九一
南會津	—	—	—	二	二	四	二	二	四	四一	三一	七二
北會津	二	—	二	—	—	—	二	—	二	二二	一〇二	二二四
耶麻	一一	九	二〇	三	三	六	一四	一二	二六	二一四	二四四	四五八

縣內避難者調　其の三（罹災地別）

大正十二年十一月十五日現在

郡市名		死亡行衛不明者	生存者	計
東京府	東部	九	一六六	一七五
	西部	一	一	二
	計	一〇	一六七	一七七
神奈川縣		二	一〇五	一〇七
埼玉縣		一	一四	一五
千葉縣		一	一	二
茨城縣		一	一	二
靜岡縣		一	一	二
山梨縣		一	一	二
長野縣		一	一	二
新潟縣		一	一	二
福島縣		一	一	二
栃木縣		一	一	二
群馬縣		一	一	二
合計		一九	二九二	三一一

郡市名		死亡行衛不明者	生存者	計
東京府	東部	九	一六六	一七五
	西部	一	一	二
	計	一〇	一六七	一七七
神奈川縣		二	一〇五	一〇七
埼玉縣		一	一四	一五
千葉縣		一	一	二
茨城縣		一	一	二
靜岡縣		一	一	二
山梨縣		一	一	二
長野縣		一	一	二
新潟縣		一	一	二
福島縣		一	一	二
栃木縣		一	一	二
群馬縣		一	一	二
合計		一九	二九二	三一一

縣內避難者調　其の四（罹災地別）

大正十二年十一月十五日現在

郡市名	死亡行衛不明者	生存者	計
東京府	一〇	一六七	一七七
神奈川縣	二	一〇五	一〇七
埼玉縣	一	一四	一五
千葉縣	一	一	二
茨城縣	一	一	二
靜岡縣	一	一	二
山梨縣	一	一	二
長野縣	一	一	二
新潟縣	一	一	二
福島縣	一	一	二
栃木縣	一	一	二
群馬縣	一	一	二
合計	二一	二九二	三一三

郡市名		死亡行衛不明者	生存者	計
東京府	東部	九	一六六	一七五
	西部	一	一	二
	計	一〇	一六七	一七七
神奈川縣		二	一〇五	一〇七
埼玉縣		一	一四	一五
千葉縣		一	一	二
茨城縣		一	一	二
靜岡縣		一	一	二
山梨縣		一	一	二
長野縣		一	一	二
新潟縣		一	一	二
福島縣		一	一	二
栃木縣		一	一	二
群馬縣		一	一	二
合計		一九	二九二	三一一

郡市名	死亡行衛不明者	生存者	計
東京府	一〇	一六七	一七七
神奈川縣	二	一〇五	一〇七
埼玉縣	一	一四	一五
千葉縣	一	一	二
茨城縣	一	一	二
靜岡縣	一	一	二
山梨縣	一	一	二
長野縣	一	一	二
新潟縣	一	一	二
福島縣	一	一	二
栃木縣	一	一	二
群馬縣	一	一	二
合計	二一	二九二	三一三

縣內避難者調　其の四（罹災地別）

大正十二年十一月十五日現在

郡市名		死亡行衛不明者	生存者	計
埼玉縣	東部	一	一四	一五
	西部	一	一	二
	計	二	一五	一七
千葉縣		一	一	二
茨城縣		一	一	二
靜岡縣		一	一	二
山梨縣		一	一	二
長野縣		一	一	二
新潟縣		一	一	二
福島縣		一	一	二
栃木縣		一	一	二
群馬縣		一	一	二
合計		一九	二九二	三一一

東京地方震災救濟會は、義捐金の一部を支出して之を救護したり、即ち、

1、給與を爲すべき者及其の給與金額

イ、年齡滿六十年以上滿十七年未滿ノ者及一定ノ收入又ハ職業ナキ婦女子一人ニ付金五圓。

ロ、現ニ傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ居ルモノニシテ一定ノ收入ナキ者（震災ノ爲不具廢疾ト爲リタル者ヲ含ム）一人ニ付金五圓。

ハ、死亡者行衛不明者一人ニ付其ノ家族又ハ遺族ニ對シ金七圓。

ニ、前各號ニ該當セザルモ市町村長ニ於テ眞ニ生計困難ト認メタル者一人ニ付金參圓。

2、給與の方法

給與を爲すべき者は大正十二年十一月十五日現在震災調査の申告を爲し、現に其の市町村內に居住する避難者及死亡者行衛不明者の家遺族に對し、市町村長に於て周知し、左の方法に依ること、但し周知の方法は則に新聞廣告を爲さゞるを得ず。

イ、大正十二年十二月三十日迄ニ第一項各號ノ該當者ヲシテ現ニ居住スル市町村役場ニ申告ヲ爲サシムルコト。

但シ、相當ノ事由ニ因リ期限內ニ申告シ得ザルトキハ大正十三年一月十日迄トス。

ロ、期限內ニ申告ヲ爲サザル者ニハ給與ヲ爲サズ。

ハ、申告ノ避難者ノ世帶主、世帶主在ラザルトキハ其ノ避難者中ノ年長者、幼者ノミナルトキハ、現ニ寄寓又ハ養育シアル世帶主、死亡者、又ハ行衛不明者ノ家族遺族ヲシテ爲サシムルコト。

ニ、申告アリタルトキハ市町村長ハ第一項ノ認定ヲ爲シ直ニ給與ヲ爲スコト。

ホ、給與ハ濫給ヲ避クルモ可成迅速簡易ヲ主トスルコト。

之が受救濟者總計八千三百卅三人、金額三萬八千五百七十一圓なり。

4、失業救濟　內務次官及社會局長官の通牒に依り、失業者收容の調査を爲し、縣事業土工人夫二百七十人の需用あるを知りて、中央職業

紹介所へ申込み、市及避難者多き町村へは、郡市へ通牒して臨時職業紹介所又は人事相談所を設けしむ。

第四、救　療

1、縣救護班　九月五日石川衞生技師以下係員五名、看護五名、雜役二名を以て救護班二班を組織し、九月六日より十一日間本所區藤代町東京電燈株式會社倉庫内に救療所を開き、延人員内科四九七人、外科六二八人、計一、一二五人を救療す。

2、日本赤十字社福島支部救護班　九月二日大原醫學博士以下係員三名、看護婦七名を以て救護班を組織し、九月三日より二十八日まで上野公園帝國學士院内及帝室博物館内に於て、九月二十九日より十月十九日まで千葉縣習志野廠舍に於て、救療所を開きて救療し、別に九月三十日巽衞生技師以下係一名看護婦二名を以て一班を組織し、十二月二日より五日まで神奈川縣厚木町の救療を爲す、診療延人員上野公園二十五日間に内科一、五三七人、外科一、一〇四人、計二、六四一人を救療し、習志野廠舍及厚木町の分を合せて合計五、一一一人に達す。

3、郡醫師會救療班　耶摩郡醫師會、大沼郡醫師會、石川郡醫師會、皆救護班を組織し、上野公園帝室博物館内に救療す。

耶摩郡醫師會救護班　醫師大原良男外醫員一名、事務員一名、看護婦四名を以て組織し、九月六日より十三日までに延人員二、一五三人を診療す。

大沼郡醫師會救護班　醫師谷田肇豫後備陸軍看護卒三名、看護婦二名を以て組織し、九月八日より十四日までに延人員五〇〇人を診療す。

石川郡醫師會救護班　醫師吉田利一外醫員一名、看護卒二名を以て組織し、九月七日より十一日までに延人員一四八人を診療す。

4、縣内避難者救療　縣衞生技術官、赤十字社支部各郡醫師會協力して鐵道各驛に救護班を出し、延人員内科七三七人、外科一、〇八七人、其他三四人、計一、八二四人を救療したり。

第五、物資及金融

1、物資調達輸送　九月二日内務省より食糧米供給の電報に接し、直に左の方法に依り、調達輸送を開始す。

イ、米の輸送及東京方面の災害の詳細なる情況を知るべく、九月二日夜取不敢　廳員二名を川口町及東京方面に出張せしめたり。

ロ、米の買付及發送の爲め、廳員數名を會津地方及中通方面に出張せしめたり。

ハ、各郡市長及各穀物檢査支所に照會し、確實に買付移送し得べき餘裕在米の調査を爲したる結果、白米約五千石玄米約五萬石を得たり。

此の結果、九月四日より七日までの四日間に白米五千六百三十五俵（二千二百五十四石）を確實に發送し得べきを認め、直に輸送を開始し、廳員を川口町に出張せしめ、輸送米引渡を開始したるに、東京の供給米比較的潤澤なるべき見込なるを以て、輸送の一時見合を受領委員より申込まれ、乃ち發送を中止し、輸送米は川口驛及田端驛に於て受渡を了す。

五日遷信次官より食糧品日用品其他の船送依頼あり、直に縣水産試驗場長に移電し、同時に廳員を出張せしめて、同試驗場船舶磐城丸に積載し、九月六日小名濱出帆、七日芝浦着、農商務省食糧局に引渡を爲す。

六日救護事務局より馬鈴薯五萬貫の注文あり、農商務省二宮囑託來縣す、乃ち會津方面に於て之を調達し、九月十日までに全部を發送し、田端驛に於て引渡をなす。

鐵道輸送に依りたる物資

品名	數量	價額
白米	七三〇、八〇〇合	三二、六二〇、〇五〇円
馬鈴薯	一三、二八〇、二六〇貫	
計	四九、九〇〇貫	四五、九〇〇、七六〇

船舶輸送に依りたる物資

品名	數量	價額
醬油	一〇〇樽	四〇四、〇〇〇円
味噌	六〇〇貫	四〇五、〇〇〇
南瓜及茄子	四四俵	一二六、六二〇
漬物及梅干	二七樽	一三八、七五〇
鐵鍋	七三五個	二〇〇、四〇〇
鍵釘	二七貫	二一六、〇〇〇
鍵荒節	四八五尾	一、〇一八、五〇〇
瀬戸引鍋及蓋	四三四個（鍋） 五一個（蓋）	二〇五、七七〇
鐵燭及燭寸笠	七函	一五五、六二〇
荷造材料及莚	五〇〇個（材料） 五九個（莚）	一七六、〇〇〇
藥品及醫療品	二〇枚	三七、三五〇
計	一一點	三一、三五〇
總計		三、一一五、三六〇

2、金融及物資調節　商業取引の主腦地たる東京方面の被害が地方經濟に影響すべきを慮り、縣銀行同盟會幹部に協議し、此際休業せざる事、貸付及預金拂戻に相當制限を加ふる事とし、次に日本銀行福島支店と、各保品の範圍擴張方交渉に關する調査を整へ、日本銀行福島支店と、各銀行業者間の金融に關する協定を爲さしめ、九月八日、龜井内務部長は白井代議士福島市内銀行代表者と同じく上京して、大藏大臣及日本銀行副總裁に面接し、陳情する所あり、出來得る限り便宜を與ふべしとの言明を得、當業者は勿論、一般取引者預金者も相戒めて金融の圓滑安定を圖るべき旨を諭達し、遂に一休業者をも出さず、東京方面の秩序恢復を見るまで平靜を持するを得たり、其外縣下石城郡内各炭礦會社は、京濱に於ける本社及取引銀行罹災せるより、金融杜絶し、屢傭人礦夫の給料支拂に支障を生じ、且貨車の配給不十分にして輸送力減退し、東京方面の販路全く梗塞し、一面同郡内の需用米供給せられず、之が爲人心動搖の兆ありしも、白米三百十二石を調達回送すると同時に、關係官署各炭礦本社に交渉依頼して救濟の方策を講じ、幸に事なきを得たり、物價の買占、賣惜み、價格吊上等に對する方策講究の爲には、福島市長、福島商業會議所會頭、福島警察署長及市内米穀其他の食料品、木材金物商組合長若くは有力者の會同を求めて、各種の協定を爲したり。

3、物資供給準備　米穀以外の食料品、日用器具、用材、木炭等の供給に關し、之が準備調査を爲して救護事務局へ通知す、調査數量は、味噌五萬貫、食器數五萬個、笊千五百個、古着類三千枚、下駄三萬足、傘三千本、用材三十九萬六千百九十八石、板類十一萬八千九百七十二間、木炭八十八萬四千貫、人夫三千人なり。

4、木炭廉賣　濱三郡木炭同業組合は、同組合生産木炭の實費配給を企て、十月一日東京府下南千住町隅田川驛前に配給所を設け、販賣を開始す。

第六、警　備

1、應援警官派遣　九月三日内務次官より震災地に應援警官二百名派遣の照電あり、直に左の五隊を組織し、三日午前六時五十分より午後八時二十四分までの福島發上り列車を以て、警視廳へ向け派遣す。

警部　以下三十四名　警部　以下六十八名
警部補以下三十三名　警部補以下三十三名
警部補以下二十一名　計百九十四名（警部二名、警部補六名、巡査部長十七名、巡査百六十九名）

十月一日更に交代のため、警部補以下三十三名を上京せしむ、九月

十九日より十月三日までに全部歸還したり。

2、縣下警備　九月六日各警察署長に左の訓示を爲す。

慘害ニ對スル縣內警備方

一、警備ノ朝鮮人及內地人ニ對スル身體生命財產ノ保護ヲ以テ目的トス。

二、警備ニ從事スル者ハ、能ク溫和ヲ旨トシ、粗暴ノ行動ナキ樣注意スヘシ。

三、戒具ノ使用ニ愼重ノ必要限度ニ止メ、棍棒竹槍等ヲ携帶セシメサルコト。

四、停車場取締

イ、警備警察官ハ二名乃至四名ヲ標準スルコト。

但乘降少キ小驛ニ對シテハ一名ト爲スコトヲ得。

ロ、警備官補助員ハ消防組員トシ、其數ハ所轄警察署長ニ於テ多數ニ渉ラサル範圍ニ之ヲ定ムルコト。

ハ、警備補助消防組員以外ニ對シテハ、特ニ警察官ヨリ要求シタル場合ノ外、警備上ニ關シ容喙セシメサルコト。

ニ、朝鮮人ヲ發見シタルトキハ、保護ノ目的ヲ以テ下車セシメ、絕對ニ他ノ暴力迫害ヲ受ケシムルコトナキ樣親切ナル取扱ヲ爲スコト。

ホ、朝鮮人等ニ對シ甚シキ過激ノ言動ヲ爲スモノアルトキハ、溫和ニ其ノ不心得ヲ懇諭スルコト。

ヘ、警備補助員ハ勿論、其他ニ對シテモ、決シテ棍棒其ノ他人ヲ殺傷スルニ足ルヘキ物件ヲ所持セシメサルコト。

五、國道筋其ノ他ニ對スル警備

町村境界其他ニ警備ヲ要スルモノアルトキハ、左ノ各項ヲ遵守セシムルコト。

イ、警備人員ハ眞ニ必要ト認ムル人員ニ止メ、決シテ多數集合シ、却テ人心ヲ動搖セシムルコトナキ樣注意スルコト。

ロ、朝鮮人其他暴動不審ノ者ヲ認メタルトキハ警察官吏ニ、警察官吏アラサルトキハ消防幹部ノ一名之ニ當リ、調査ヲ爲スコト。

ハ、朝鮮人又ハ暴動不審ノ者ト雖、決シテ創傷等ヲ爲サシメサルコト。

ニ、通行者ニ對シテハ、特ニ暴動不審ト認ムルモノ外誰何スヘカラス。

六、爆彈爭銃等ヲ携帶シタル朝鮮人、又ハ一時解放シタル囚徒ヲ發見シタル場合ト雖、理カニ之ヲ取押ヘ、暴擧ノ行爲ニ出ツヘカラス。

情報通信のため、九月二日震災の報を得ると同時に警部補一名を宇都宮市に、巡査部長一名を黒磯町に派し、警察電話其他の方法を以て情報を通信せしめ、宇都宮市出張者は、飛行機の齎らしたる情報並に軍隊方面、栃木縣警察部、鐵道官署、新聞記者等よりの報を蒐集し、黒磯出張者は、警察電話、鐵道電話を利用して通信する所あり、九日には更に埼玉縣浦和町、東京府下田端驛及警視廳に各二名の警察官を派し、公報情報を集めしめ、毎日二回東京に向け派遣する移動警察搶任者をして、取纏め輸送せしめたり、既にして田端東京電燈株式會社縣救護事務所開設を見るに及び、同所と縣下猪苗代發電所との專用電話を利用し、同發電所に廳員を出し、駐在警察官を中繼として、猪苗代警察分署より、警察電話を以て各種の報告通信を爲したり。

奸商取締は、嚴重なる取締方を訓示し、極力勵行を期し、各警察署長亦其意を體して各種商組合長又は組合員を召集して示達する所あり、或は注意書を配布し、違犯者は假借なく檢擧し、一般に物價の騰貴を防ぎ得たるのみならず、違犯者亦極めて少數に止まりたり。

避難者中不正の者あるやも計られず、解放囚人を混ずるも知るべからざるのみならず、通信交通機關杜絕のため、流言蜚語行はれ、人心不安の狀に在るを以て、消防組員、青年團、在鄉軍人分會等と氣脈を通じて萬一に備へ、一面自警團の輕擧を戒め、何等の不祥事を見るに至らず、勞働者一萬七千餘を有する石城地方各炭山に於ては、本社よりの物資供給絕え、金融杜絕し、加ふるに採炭の販路を失ひ、一時休山廢坑の已むなき狀態なりしを以て、多數勞働者を不安ならしめしも、物資の供給を援助し、金融の方策を講じ、一面警察官を派して狀勢視察の警戒に努め、是亦平靜を保つを得たりき。

中福島市

(一)應急停車場救護　福島市は、東北本線奥羽線の分岐點に當るを以て、親戚知己を頼り、或は市及附近村落に避難する者、列車到着毎に驛頭雜沓を極むる有樣なりしを以て、市は此等避難者に對する應急の救護を爲すため、左の活動を爲したり。

一、休憩所設備　福島驛附近には多數を收容するに足るの家屋なく避難者亦驛外に出でゝ休憩するを嫌ふの傾向あるを察し、中步道全部に葭簀及莚を敷きて休憩所に充て、常に掃灑して清潔を保持せり。

二、食糧給與　下車者通過者を問はず、握飯、パン類を給與し、乳兒には牛乳を與へたり。

焚出七石三斗五升、パン四千六百八十三袋、牛乳七升六合

此外構內に於て湯茶を給せり。

三、雜品給與　市より草履、漉返紙、其他を給與し、篤志家より寄贈の衣類履物雜品は、之を停車場に置きて必要に應じ給與したり。

四、醫　療　應急醫療は、構內派出の赤十字社福島支部救護部、縣救護部、福島市醫師會之に當り、市は入院加療を要するものに限り救護し、人員三名を共立福島病院に出張せしめたり。

五、其　他　避難者の便を計り、電報の發打、通信文の代筆をなし、料金なきものには之が給與をなしたり。

六、青年團出動　市內各町青年團は、市內の警備をなすと共に、輪番に停車場に出動して、救護に任じ、中には味噌汁を作りて避難者に救與したるものあり。

七、消防組出動　市內消防組は、停車場を警戒すると共に、避難民の救護に當る。

(二)救護費支出　市は臨時震災福島市救護部を開始することとし、經費千五百二十三圓を支出する事としたり。

(三)金品義捐　市は義捐金三千圓を東京市に寄贈す、市內各團體亦金品を醵出して京濱地方に贈れり。

一、義捐金　一萬七千三百十八圓九錢　(九月二十二日現在)

一、義捐品　左の如し。

白　米	一石四斗	味　噌	六十貫目
饅　頭	四百八十九個	澤庵漬	(四斗樽)四本 (二斗樽)二本
梅干漬	(四斗樽)一本	パ　ン	四十個
反　物	二百三十五反	帶	百十二筋
衣服綿	二　點	衣　服	三千五百七十三點
足　袋	三百五十七足	襯　衣	二百二十四點
前掛	四十四點	ヨダレ掛	一　點
ヅボン下	八十三點	靴　下	七　足
布　團	八　點	袴	一　着
枕	十　點	洋　服	二　點
敷　布	八　點	座布團	四　點
頭　巾	四十九個	慰問袋	四、三〇〇
オシメ	四十八點	毛　布	一　點
風呂敷	十三點	手　拭	六百三十五本
鍋	六十一個	釜	四十九個
膳	五　點	茶　椀	三百九十七個
皿	百十七個	シヤモジ	百五十個
箸	二百五十二個	セシヤク	六　點
湯　沸	四　點	飯　臺	一　點
箸	千百人前	茶　器	二百十個
煙　草	一百個	パケツ	三百九十七個

十能　五點　　火箸　二十一點
タワシ　二百十點　　洗面器　七點
提灯　五十個　　裁縫具　二點
傘　六本　　櫛　三個
靴　十三足　　麻裏　十三足
草履　三百三十一足　　蝋燭　五千二百三十本
石鹸　十七個　　マッチ　百五十個
團扇　百五個　　紙　三百七十帖
新聞紙　五貫目　　財布　二個
古疊表　五十枚　　古疊縁　八百本
雜品　三百十四點

(四)臨時震災福島市救護部設置　震災の爲め多數の罹災民福島市に避難し來れるを以て、之れが救護のため、九月二十五日救護部を設け、諸般の救護をなせり、其狀況左の如し。

イ、避難屆出及證明　避難屆をなせる者六百八十一戸千百二十一人にして、避難者證明を與へたる者四百十五件なり。

ロ、衣食の給與　食料を給與し救護せるもの人員十三名、數量白米七斗なり、又子供着物十枚、下駄十足を給與せり。

ハ、職業の周旋　求職男十一人女二人にして、紹介數男八人女二人なり、而して其就業先は多くは勞働なり。

ニ、學齡兒童の保護　小學兒童にして當市に避難し來れる者男五十六人女四十人計九十六人なり、此等兒童は全部市外各小學校に分配收容し、小學校と協力して相當の保護を與へたり。

ホ、醫療救護　共立福島病院に無料入院せしめたるもの一名、又輕症者には救療券を與へて醫療を爲さしめたり、其人員六名治療日數百六十日なり。

娙婦にして産婆看護婦學校に入院出産したるもの三名あり、內一名は無料にして、二名は實費の半額を自辨したり。

ヘ、埋葬救護　死亡者にして扶養義務者なきため埋葬の救護をなせるもの一名あり。

ト、現金救護　數多の子女を有し生計困難の者に金五圓を給與せしもの一名あり。

以上を救護部に於ける救護成績の概要とす、左に救護部規程其他を掲げん。

臨時震災福島市救護部規程

第一條　東京地方震災ニ原因セル救護事務ヲ處理スル爲、市ニ臨時震災救護部ヲ設ケ、事務所ヲ市役所內ニ設ク。

第二條　救護部ハ東京地方ヨリ避難シ來リシ者ヲ救護シテ生活ノ安定ヲ得セシメ、兼テ一般福災者ヲ救濟スルヲ目的トス。

第三條　救護部ノ事業概ネ左ノ如シ。

1、衣食ノ給與、2、職業ノ周旋、3、學齡兒童ノ保護

4、以上ノ外評議會ニ於テ決定シタル事項

第四條　救護部ノ經費ハ篤志家ノ寄附及市費繰入金ヲ以テ之ニ充ツ。

第五條　救護部ニ左ノ役員ヲ置ク。

部長　市長ニ囑託ス。

副部長(一名)　助役ニ囑託ス。

評議員(八名)　正副市會議長、市參事會員ニ囑託ス。

幹事(三名)　收入役及應務財務兩課長ニ囑託ス。

事務員(若干名)　市吏員中ニ就キ部長ヨリ囑託ス。

第六條　部長ハ救護部ノ事務ヲ監督シ一切ノ責ニ任ス、副部長ハ部長ヲ補佐シ部長事故アル時ハ代理ス、評議員ハ部長ノ召集ニ應シ重要事項ヲ審議ス、幹事ハ部長ノ命ヲ承ケ事務員ヲ指揮ス、事務員ハ上司ノ命ヲ承ケ擔任事務ニ從事ス。

第七條　救護部事業ノ遂遒ヲ計ルタメ必要ニ應シ市內有力者ニ委員ヲ囑託スルコトアルヘシ。

第八條　救護部ノ事務ノ分擔ハ別ニ之ヲ定ム。

東京地方震災避難民衣食其他給與ニ關スル件

東京地方震災福災者ニシテ福島市ニ避難シタル者ヨリ衣食ノ給與又ハ其他ノ救護ヲ申出テタルトキハ左ニ依リ取扱フモノトス。

一、扶養者ナキモノ又ハ扶養者アルモ貧困ニシテ扶養スル能ハサルトキハ、其狀況ニ應シ米又ハ其他ノ給與ヲ爲ス、但場合ニ依リ福島廣濟會ニ救助ヲ囑託スルコトアルヘシ。

二、前項ニ依ル者ニシテ時服ナキモノニハ之レカ給與ヲ爲ス、但場合ニヨリ現金給與ヲ爲スコトアルヘシ。

三、前項ニ依ル者ニシテ、疾病又ハ負傷者ニシテ治療スルコト能ハサル者ニハ、醫療ノ救治ヲ爲ス、但シ濟生會ノ救療ヲ受ケシムルコトアルヘシ。

四、前項ニ依ル者ニシテ死亡シタルトキハ、埋葬費ヲ給與ス。

五、前各項ノ外ハ、部長ノ指揮ヲ受ケ救助スルモノトス。

東京地方震災避難民職業紹介ニ關スル件

一、東京地方震災福災者ニシテ福島市ニ避難シタル者ヨリ求職ノ申出アリタルトキハ、職業ノ紹介ヲ爲スモノトス。

二、履修セントスル人ハ、左ノ事項ヲ具ヘ、福島市ニ申込ヲナスヘシ、但郵便又ハ電話ヲ以テ申込ヲナスコトヲ得。

1、履修主ノ住所氏名職業。

2、業務ノ種別期間及賃銀。

3、男女別年齡其他ノ希望條件。

三、求職セントスル人ハ、左ノ事項ヲ具ヘ福島市ニ出頭ノ上申込ヲ爲スヘシ。

1、求職者ノ住所、氏名、年齡及過去ノ經歷。

2、從事セントスル希望ノ業務種別及賃銀。

3、其他ノ希望條件。

町東安寺に開設し、十五日の閉鎖に至る迄の成績左の如し。

收容延人員　二百七十三人
給食延數　二百五食
給藥（二圓十錢袋入一袋づゝ）　百八十二人
收容所費　金二百六十二圓九錢、

九月八日には寄贈金品の內より左の通り東京地方震災本縣救護部へ寄付をなせり。

金二百圓　衣類、布團、下駄等　四十六點

2、收容所閉鎖後　九月十五日閉鎖後は、各宗寺院に於て避難者を收容救護す、其人員二十一名なり。

市內に避難したるものゝ內救濟したるは五戶にして、一戶に付白米六升衣類三點づゝなり。

十月十九日福島三新聞社及臨時震災福島市救護部の後援を受け、福島市公會堂に於て罹災死亡者追弔會を營み、其冥福を祈れり。（費用八十圓和光會支出）

叙上の費用は市內托鉢修行による寄贈金三百五十八圓六十九錢の外、不足の分は和光會之を支辨す。

下若松市

大震災に際し、若松市は救護班を派し、在鄉軍人會亦出動したり。

(一)若松市救護班　天機奉伺、主として會津出身者の罹災狀況調査救護、一般罹災者の救護援助を目的として、救護班を編成し、班員二十八名、在鄉軍人將校以下豫備役に在るもの及醫師の志願者を以て之に充て、市長陸軍少將松江豐壽之を指揮す、服裝は一般に軍服を着し、聯隊より飯盒天幕を借り、糧食、衞生材料、燈火材料を携へ、標旗十旒及各自左腕に標識を付し、九月三日より八日に至る六日の豫定を以て出動したり、其行動左の如し。

九月三日　午後出發、鐵道輸送。

四日　埼玉縣川口驛より徒歩東京市小石川區松平子爵邸に到る、途次救護せるもの約四十人。

出動期間松平邸並に竹早町山川家に分宿す。

五日　救護員を四分し、本丸、芝、日比谷方面、淺草、新宿、本所、深川方面の各避難地に派遣し、主として會津出身者の狀況を調査し、一方に醫師看護卒は、市內を巡回して一般傷病者の手當を爲したり、又若松市民にして父兄其他知友等に急報を要するものに對しては、將校以下をして之を若松市役所に報告せしめ、市役所は氏名避難地並に救護救援の狀況を各所に揭示し、父兄其他に通信して家族を安心せしむるの方法を講じたり、救護人員約七十名。

六日　救護員を六區に分ち、上野、下谷、淺草、本所、深川、日本橋方面に派遣し、前日同樣の救護をなし、約五十名を救護す。

七日　市長及在鄉軍人聯合分會長天機を奉伺す、其他行動前日に同じく約二十名を救護す、午後は救護員の一部を松平家に殘し、他は附近の警戒に當り、其より歸途に就き、八日午後歸廳す。

宿泊地なりし小石川區第六天町及竹早町附近は、同町自警團之を警戒せるを以て、之に協力し、夜間は巡察を派したり。

(二)在鄉軍人分會出動　在鄉軍人會本部よりの通牒あり、乃ち在鄉軍人會若松聯合分會は、歩兵少尉佐々木英一を團長とし、團員二十二名、食料、燈火、衞生材料を携帶出動す。

九月十二日　午後十時五十二分發列車出發。

十三日　早朝田端驛下車、徒歩にて上野公園に着し、團長陸軍省に出張して指示を受け、其夜は上野公園に露營す。

十四日　午前八時參謀本部前に集合し、軍用自動車にて芝浦着、同所救恤品配給司令部倉庫班に配屬し、救恤品の搬出入に任じ、夜間は同所の警戒に當る。

十五日、十六日、十七日　同。

十八日　任務前日に同じ、團長は配給部の命に依り、陸軍省に出頭し、班員二名は救恤品受領のため、軍艦富士に到り、任務を了す。

十九日　午前八時配給司令部倉庫前に整列し、團長任務終了の辭を述べ、今夕六時田端驛集合、歸鄉の準備をなすべきを告ぐ。

二十日　午前六時二十分歸鄉。

第三件　宮城縣の活動

上宮城縣

(一)悲報と救護着手　九月一日午後十時、河北新報號外は、東京地方に激震あり、其震動極めて峻烈にして、家屋の潰倒、男女の慘死、幾萬なるを知らず、剩へ火災四方に起りて火焰天に沖し、東京全市一夜にして焦土と化すと傳ふ、縣は眞相を確むると共に、先づ救護班派遣の事に決し、赤十字社宮城支部に對して準備を急がしめ、縣衞生課員一隊と共に、二日午後三時を以て先發せしむ、一面幹部を縣廳に召集して救護方法、殊に食糧品の輸送に關し、鳩首協議中、社會局長官より福島縣を通じ食糧輸送の急を告げ來る、是に於て縣は初めて的確なる報道に接し、最早や一刻も猶豫すべからざるを以て、各課吏員を派して食糧品の購入に着手せしめ、同時に食糧品の輸送のため、所員を擧げて之れに盡力せしむべく、各郡市長に命令を發す。

同夜玄米二〇〇俵、雜誌一〇〇函を發送す、此の間市內各新聞は、頻々として號外を發し、帝都、並橫濱地方震害の慘狀、言語に盡し難きを傳へて止まず、內務大臣、同次官及東京市長より相次で食糧輸送の急を告げ來る、此夜閣議に徹す。

(二)宮城縣臨時出張所設置　九月二日、縣は是より先吏員を各地に派して食糧品輸送に從事せしめ、尋で救護品の受渡、震災事務局との聯絡交涉、隣縣との通信聯絡に從事せしむるため、二日午後、本田會計課長外一名に上京を命じ、三日埼玉縣廳內に縣臨時出張事務所を設けしむ、同時に通信機關の破壞に依り、獨特の施設必要あるを認め、宇都宮市に係員を配置し、更に茨城、栃木、埼玉三縣の了解を得て、古河、小山各警察署にも係員を配置し、夫々警察電話、或は徒歩連絡に依り情報を發せしめ、九月三日より二十日まで、每日巡査部長一名を交互に出張せしめ、縣臨時事務所との文書送達、其他連絡事務に從事せしむ。

其後震災地の秩序漸く回復に伴ひ、事務所を前進して東京市外田端驛前に開設するに及び、理事官以下出張員を增加し、繁劇なる事務を處理せしめたり。

九月十六日よりは出張所に於て、縣出身罹災者のため、人事相談、職業斡旋、書信の取扱、行衞不明者の搜索、其他各種の相談に應ぜしむ、舊藩主伊達伯は、金壹千圓を寄附して、事務を應援す、九月二十七日より事務所を日比谷公園に移し、以て十月二十日の閉鎖に至る、取扱相談件數四、〇〇〇件、內主なるものは職業紹介、法律相談、歸鄉旅費貸與、生業資金貸付、施療斡旋等にして、人事搜索は一五〇件に及ぶ。

又罹災者に古衣、古蒲團、下駄、手拭等を給與したるが、時漸く寒天に向ひたるを以て、袷二、〇〇〇點を新調し、軍隊より毛布七〇〇枚の拂下を受け、之を配給せり。

(三)縣救護事務分掌　縣は、震災事務を處理のため、係員を部署し、外勤應員と共に、力を協せて連日諸務の整理に努め、一方には、九月四日縣參事會を招集して、震災地救護費用十萬圓を知事に於て假支出し得るの議決を得、同日郡市長會議を開きて事務打合を爲し、左の注意を發せり。

注意事項

一、此ノ際應員ハ先立チテ緊張活動ノコト、殊ニ各自所在ヲ明ニシ、晝夜ノ區別ナク應急救護ノ要務ヲ處理スルコト。

二、食糧等ノ買上寄贈ニ就キ萬遺憾ナキヲ致スコト、殊ニ此等物資ノ供給上ニ關シ研究ヲ怠ラサルコト。

此際救護會ノ如キモノヲ組織シ活動セシムルモ可ナルヘシ、又在鄉軍人會、青年團、婦人會等ヲ活動セシムルモ可ナリ。

三、各種ノ場合ヲ想像シテ、夫々準備ヲナシ置クコト、例ヘハ避難民到來ノ場合ニ對スル措置、或ハ萬一傾向惡化ノ場合ニ對スル措置等ニ就キ考慮ヲ怠ラサルコト。

四、交通、通信ノ狀況、其他時々變化スル四圍ノ狀況ニツキ深ク注意ヲ拂ヒ、適當ノ措置ニ出テンコトニ努メ、又當廳トノ連絡ヲ密接ニシテ、統一的活動ヲ爲スヘク特ニ留意スルコト。

五、各團體等ノ寄贈救護品ハ、貨車一輛ヲ單位トシテ取扱フコト。

六、此際特ニ縣民ノ公共心ニ訴ヘ、又之カ喚起ニ努ムルコト。

告諭第一號

今回罹災地方同胞ノ罹災ニ對シ、我縣民ハ熱烈ナル同情ヲ以テ救護ノ方途ヲ講シ、且克ク共目的ヲ達成スルコトニ努メサルヘカラス、而シテ之カ爲ニハ、官民相一致シ、又能ク實際ノ狀況ニ鑑ミ、愼重ノ考慮ヲ拂ヒ、苟且ニモ罹災地官民ノ迷惑ヲ釀スカ如キコトナキヲ期セサルヘカラス、若夫レ此際私利私慾ヲ擅ニシテ、生活必需品ノ買占賣惜ヲ爲スカ如キアラハ、情理ヲ盡シテ之ヲ矯正シ、其ノ弊ヲ遂クルコトナカラシムルヲ要ス、尚此時局ニ際シテ、更ニ戒シムヘキハ各自ノ輕信輕噪ニアリトス、或ハ風聲鶴唳ニ驚キ、或ハ流言蜚語ニ惑ヒテ、輕擧妄動ヲ敢テスルカ如キハ、斷シテ之ヲ避ケ、宜シク平靜愼重ナル態度ヲ持シテ、徐ニ時局ノ展開ニ處セサルヘカラス、不逞ノ徒ニ對スル警戒ノ如キモ、外形的活動ニヨリテ能ク共目的ヲ達シ得ルモノニアラス、寧ロ透徹セル警察眼ト緻巧ナル方法トヲ以テ之ニ當ルヘキモノトス、徒ニ力ヲ以テ力ニ當リ、却テ無辜ノ民ヲ傷クルカ如キハ、斷シテ認許スヘキ限リニアラス、以上之ヲ要スルニ、此ノ時局ニ際シテハ縣民一致適正ノ心情ト態度ヲ失ハサルコトニ努メ、以テ時局ノ良好ナル展開ニ資スルノ覺悟ナカルヘカラス。

右告諭ス。

大正十二年九月七日　　知事

尙震災地に傳染性疾病發生し、縣下にも入り來るの徵あるを知るや、九月十二日告諭第二號を出して警告を與へたり。

(四)救護班派遣　縣衞生技師五名、學校衞生主事一名、赤十字社看護婦九名、同事務員一名を以て救護班を組織し、天幕三、醫藥扱二、米三斗を携帶せしめ、九月二日夜東上せしむ、一行は三日朝埼玉縣廳に着し、更に進みて午後五時巢鴨警察署に至り、直に救療所を開始したり、翌四日赤十字社より派遣せる醫師二名、看護婦十二名到着し、六日には、縣技師一名、學校衞生主事一名、赤十字社醫師二名、事務員一名、看護婦十二名、看護人六名を以て一班を組織し、新に芝增上寺境內に出張救療に從ひたり、同日更に縣醫師會より醫師二名、事務員一名、看護婦五名、人夫三名、縣の應援によりて來着し、八日より更に巢鴨庚申塚に醫師二名、看護人二名、人夫一名を派して救療に努む、此等の撤退は、九月十三日にして、三日より閉鎖に至る迄、左の患者を取扱ひたり。

種類	巢鴨	芝公園	計
外傷	五二五	一、一二六	一、六五一
內科	六四五	一、一五九	一、八〇四
眼科	三〇	一七	四七
火傷	九〇	一四	一〇四
感冒	八三	二三	一〇六
日射病	七	一	八
脚氣	三八	六	四四
赤痢疑似	四	一	五
腸病疑似	一	—	一
疫病疑似	一	—	一
花柳病	一	一	二
肺結核	三	一	四
即死	二	—	二
繃帶交換	六九	—	六九
投藥	二	—	二
計	一、五〇一	二、三四九	三、八五〇

五、物資調達並輸送　は、

1、食糧品　九月二日以來各地に派遣せる應員は、日夜寢食を忘れて奮闘し、各郡市長又能く部下吏員を統率して、共に極力物資の買上げ、輸送に力を致し、傍ら仙臺驛に係員を常置して、日々鐵道局と折衝を重ね、貨車の配給を潤澤ならしめ、輸送の圓滑を計り、同月九日に到り、救護事務局より輸送見合せの電報に接す。

縣が取扱ひたる政府買上食糧品　並諸物資は、概略後記の通りにして、然も縣は震災地方に於ける鐵道一部の不通を認め、且は貨車停滯の缺陷によりて配給意の如くならざるに着眼し、船舶輸送の適當なるを知り、直に三陸汽船株式會社に交渉して會社所有の新大勢丸を傭入れ、白米三〇〇俵、味噌一四〇樽、鏑詰二、〇〇〇函、鹽魚一〇八樽、干鰯五二俵を滿載して、三日夜半鹽釜港を出帆せしめたる如き、確に機宜を得たる措置と謂ふべし、即ち縣が採りたる船舶輸送の魁たり、同船は、六日未明隅田川口月島水上署附近に着し、渴望せる東京市民をして、異口同音に、宮城縣萬歲を絶叫せしめたり、共荷揚を了し、貨物自動車を以て震災救護事務局に引渡せしは八日夕なりき、是より先二日午後五時、大湊要港部より食糧品輸送の爲め軍艦春日を石卷に向くるの電報あり、乃ち人を石卷に急派して食糧品を蒐集せしめしに、寄港取止めの電報あり、已むを得ず汽車輸送に變更したるに、適ま北海道炭鑛汽船株式會社船夕張丸石卷に寄港し、輸送に應ずべき旨申出でたるを以て、同地方蒐集の食糧品中、白米一七〇俵、野菜八、〇〇〇貫、飲料水二〇噸を積載せしめ、夕刻出帆、五日拂曉橫濱に着し、遠隔地よりの輸送品中第一着なりとて同地方の官民より多大の歡迎を受けたり、七日神奈川縣廳に引渡す、縣の取扱ひたる救護品の種類並數量は、

種類	數量	見積價格
米穀	七、〇二四・六一八石	二四〇、三八一・四〇六內
蔬菜	六〇、八八九・一〇〇貫	一二、五八八・九八〇
鑵詰	一四、五三五・〇〇〇個	一七四、七九九・七五〇
濱物	一、六〇〇・〇〇〇貫	七三九・〇〇〇
個	二、七四六・〇〇〇	一一、〇〇二・七五〇
味噌	四四一・〇〇〇樽	六、五五〇・〇〇〇
梅干	四〇・〇〇〇斛	九九五・〇〇〇
麵麭	三一〇・〇〇〇	二、八二〇・〇〇〇

皇　　室			三、四二三、〇〇〇
乾　　魚	一七〇、〇〇〇	斤	四五三、二九九、八八六
計		—	

2、鍋釜類　三日午後十一時遞信次官より食糧、鍋釜類を極力送附すべき旨入電あり、依て仙臺市内金物商に就き鍋釜類の買上に努め、四日左記の通り發送せり。

品　目	數　量	金　額
鍋	四三、六五〇個	一〇九、一二五円
釣		
鍋	九七打	一七四、五〇〇
切		
行　手　鍋	一八五個	一六二、〇〇〇
鑄　物　鍋	四五九個	六五八、一七〇
羽　釜	六〇五個	二、二四四、三一〇
鑄　物　鍋	一、五八二個	一、九九〇、二〇〇
板　鍋	三、五四四個	九〇三、八七二
仮　蒸	九一〇個	二、〇二〇、二五〇
圓　付　鍋	八一五個	三六八、一四〇
釜	三二〇個	二五六、四七〇
鍋	二、三〇二個	三五三、五五五
計		九、二三〇、五九二

六、避難民救護狀況　九月二日夜より、多少避難民の到來を見、三日朝に至り、其數激增し、爾來列車毎に避難民の滿載を見るに至れり、是に於て、縣は三日縣下主要驛所在地の郡役所に、電話を以て救護慰問の開始を慫慂し、四日更に廳員を派して之を督勵す、されば各驛何れも救護所を設けて、在鄉軍人分會、青年團、處女會、婦人會、消防組合、其他學生、職員、各種宗教團體等、晝夜出動、列車到着毎に、或はホームに於て、或は列車内に於て、罹災避難者に握飯、食パン、牛乳、茶、麥湯、味噌汁、菓物、手拭、煙草等を贈與し、慰藉を與へ、下車するものには、病者に醫療を加へ、荷物ある者は之を運搬し、各驛競ふて最善の方策を講じ、物質的精神的に慰撫に努めたり、就中仙臺市の如き、救護方法最も徹底し、避難者をして感謝措く能はざらしめたり、即ち九月三日より仙臺驛前に數棟の天幕を張り、事務所、罹災者休憩所、診療所、炊事場等を設け、電燈及水道を配置し、自動車三臺を備へ、仙臺座を借りて醫師を出張せしめ、風呂、夜具を備へ、炊事所を設け、市吏員、並に有志應援者數十名在りて、列車内の避難民を救護慰問するのみならず、下車避難民に衣服其他の物品を給與し、飲食物を供し、傷病者は救療し、親戚知己あるものは自動車を以て之を送り屆け、或は仙臺座に收容して慰問懇切を極む、又仙臺座收容者にして仙臺市内に自活の道を求めんとする者は、職業紹介を爲して就職せしめ、親戚知己を尋ねて更に北行せんとするものは停車場に送れり、仙臺座に於ける收容者は、十一日市公會堂に移し、九日二十日に至りて撤廢す、收容人員左の如し。

自九月三日至二十日　男二、九九二人　女一、七五三人。

七、勞力奉仕　災地の狀況勞力奉仕の要あるを聞き、各地の青年團は競ふて出動を希望せるより、

一、奉仕の場所　東京市又は埼玉縣下の豫定。

一、奉仕期間　約一週間の豫定。

一、奉仕團員數　一郡市二〇名以上三〇名以内。

一、奉仕團資格　困苦缺乏に耐へ得る身體强健者にして、米一俵（四斗）を自由に運び得る力量あるもの。

一、指揮者　團員一〇名に對して一名の指揮者を置くこと。

一、經費　自辨のこと。但成るべく郡市町村に於て相當の補助を爲すこと。

汽車賃は相當割引の件目下交涉中、米及副食物（梅干、鹽辛等の如きもの）各自携帶のこと。

一、衣服寢具　輕快なる服裝を爲し、毛布若しくは簡單なる寢具代用品、其の他水筒、タオル等携帶のこと。

の條件を以て救護團を編成する事とし、翌四日電話を以て、左の要項を示し、之が出動を命ず。

一、青年團員　一郡市三〇名。

一、指揮者　三　名。

一、携帶品　天幕、食糧、水筒、蠟燭、提灯、簡單なる寢具代用品。

一、出發日時奉仕期間は、

第一回大正十二年九月六日より同十二日迄、

柴田、刈田、伊具、名取、亘理、各郡。

第二回大正十二年九月十二日より十七日迄、

宮城、黒川、志田、玉造、登米、遠田各郡。

第三回九月十六日より同二十二日迄、

本吉、加美、栗原、牡鹿、桃生各郡及仙臺市。

一、行先地　埼玉縣浦和町宮城縣廳出張所（當時驛前松屋旅館内）

一、出　發　出發の際には指揮者團員氏名其他直ちに通報のこと。

斯くて第一回は六日を以て上京の途に上り、第二回第三回は之を合併して、一市十一郡總數三七七人を一團とし、宮城縣勞力奉仕團と稱し、中木社會教育主事以下四名之を統べ、九月十六日出發、二十二日歸縣したり、其作業左の如し。

市　郡	人　數	作業の場所及種類
宮　城　郡	三三	
黒　川　郡	三三	淺草公園區内小學校燒跡整理
加　美　郡	三三	
玉　造　郡	三三	
志　田　郡	三三	

仙　臺　市	一四	大崎驛救濟品荷下し及積込品川驛同上
登　米　郡	三三	
桃　生　郡	三三	麹町區役所及區内小學校燒跡整理
牡　鹿　郡	三三	
本　吉　郡	三四	
栗　原　郡	三三	
遠　田　郡	三三	

も亦多數收容したり。

中學校　三五、女學校　二五、實業學校　九、計　六九

一〇、罹災外國人收容　橫濱居留地始め京濱一帶に於ける外國人罹災者のため、縣は松島に於ける縣設「パークホテル」を開放することゝし、九月十日、震災救護事務局宛打電し一方「アトヴー、タイザー」に左の廣示を爲す。

縣設パークホテル解放

罹災外國人來れ

松島宮城縣精養軒

尙仙臺在住外國人を縣廳に招致し、右旨を傳へ、之に關する盡力方を懇憑す。

一一、罹災孤兒收容　震災地に於て多數孤兒生じたりと傳聞し、之が救護に就き、仙臺基督教育兒院と交涉し、同院より三〇〇名迄の收容引受の旨申出でたるにより、院の役員を東京橫濱に赴かしめ、當局と交涉せしむると共に、救護事務局總裁、東京橫濱兩市長に孤兒貧困兒引受の旨を通じ、埼玉、千葉、兩縣知事にも同樣の趣を通牒したり、

一二、義捐金募集　九月三日正午、縣廳に知事、內務部長、縣會議長、仙臺市長、同市會議長、商業會議所會頭、市內四新聞社長、東京朝日、報知各仙臺支局長等參集し、震災地救濟義捐金募集を協議したる結果、管內一般より廣く募集することに決し、新聞紙に廣告すると共に、郡長は主として郡內資產家の勸誘に努め、十月三十日を以て締切り、左の成績を得たり。

縣社會課並各郡市取扱總額　三四二、九一六・八三五圓

尙外に、送金額三四、五〇〇圓あり。

一三、罹災失業者救濟　罹災失業者救濟の爲、縣は單獨に、或は協力して爲せる事項の概要左の如し。

一、九月六日郡市長に通牒し、罹災失業者の收容可能人員を調査報告せしめ、同時に書を有力なる商店、會社、工場に贈りて、罹災失業者採用を勸誘せり。

2、縣迫川堤防修築工事に使用すべき人夫は、成るべく縣內に避難せる罹災失業者を以て充てしむる樣請負人に交涉し、知識階級の罹災失業者救濟に就ては、縣は率先範を示し、電氣技術者二名を採用せり。

3、九月六日より一週間仙臺市職業紹介所に社會課員三名を派し、罹災失業者就職に助力せしむ。

又、各會社、銀行、商店、工場を歷訪し、極力求人口を探せり、

九月及十月中に於ける其成績左の如し。

求職者數			就職者數	
	男	女	男	女
九月	六三七	七四	三六一	五一
十月	二六九	一八	一四四	八

4、仙臺職業紹介所のみにては十分ならざるに依り、縣は勿論、各郡市役所に於て、直接職業紹介の事務を管掌せり。

5、有志に金品の補助をなし、宮城縣失業者收容所を東京市神田區小川町に設けしめ、燒跡片附其他勞務を請負ひ、東京市內のみならず、遠く神奈川縣下に至る迄、請負業務をなし、失業者救濟に努めり。

一四、警察官應援　左の如し。

1、千葉縣管內に千葉縣知事並警保局長の通牒により左の警察官を派遣す。

警部一、警部補二、巡査部長六、巡査六一名。

2、警視廳管內に、警保局長の通牒と警視總監の要求に依り、警察官を左の如く派遣す。

警部補一、巡査部長二、巡査二五名。

一五、入京者制限　震災秩序未だ挽回せず混亂せるに際し、親戚知己の安否を氣遣ひて上京する者、一旦遁れて再び東京に歸らむとする者、漫然震災の狀況を見んため上京せんとする者等、逐日多きを加ふるに依り、嚴に其の無謀を戒めて彼地秩序の回復の一日も早からんことを希へり、偶ゝ、救護事務局關東戒嚴參謀部警保局長等より、上京者阻止の通牒あり、鐵道當局亦之を制限取締る方針なるを聞き、各驛に配置したる警察官に此の旨を含め、公用又は止むを得ざる者以外は、嚴に之を制限せり。

一六、書信取扱　東京市並共接續地にして、燒失を免かれたる地域の在住者に通信せんとする者は、九月二十五日迄に一定の條件の下に信書を縣廳に差出すべきを告示し、依託書信の相當數に達する毎に、吏員を派して出張所に屆けしめ、出張所に於ては出張員自ら持參配達し、若くは市內配達區に投函せり、此取扱數一、一二五通に及ぶ。

一七、日用品實費販賣所　罹災者に對し應急必要なる食料品家具等を廉價供給する目的を以て、實費販賣所を日比谷公園幸町入口に設け、縣商品陳列所員を派して經營に當らしむ、九月二十七日より販賣を開始し、十月六日より經營を縣下商人に委任し、物產を廉價に提供せしむ。

販賣品	味噌、醬油、鯛味噌、牡蠣味噌、鑵詰類、節類、竹輪、海苔、若布、其他海產物、湯麵、菓子、漬物類、木綿織、常盤繻形、敷布、タオル、手拭、メリヤス類、蒟蒻細工、茣蓙、帶、紙及紙製品、毛筆、硯、刷毛、笊、籠、行李、火鉢、鹿取祝等指物、下駄、傘、桶、漆器等。
賣上高	自九月二十七日至十一月六日　一〇、八六七、五二〇圓

一八、赤十字社及愛國婦人會宮城支部活動　は、

1、赤十字社支部　救護班を上京せしめて震災地に於ける傷病者の救護に從ふと同時に、仙臺停車場に臨時救護所を開設し、避難民にして仙臺驛に下車し、又は通過する傷病者を救療す。

イ、震災地派遣救護班開設場所並日數　左の如し。

場所	期間	救療人員
深川區岩崎公園	自九月十五日至十月二日	二、四五七
同月島第一號地	自十月八日至十一月九日	二、九〇七

ロ、臨時救護所開設　仙臺停車場構內乘務車掌室を借受け、之に擔架、輕便寢臺、毛布、藥局用椅子、机、藥品、醫療器械等を設備し、左記人員を以て九月七日午後八時より救療を開設し、同月二十日閉鎖せり。

醫師	一	看護婦	三	事務員	一
救療患者	男四二七	女	二三二		

2、愛國婦人會支部　に於ては、

1、白米寄贈　食糧供給を最急務なりとし、購入資金を募集し、白米を購入して、九月十一日發送せり。

2、義捐金品募集高　左の如し。

義捐金	六、一四五四七〇、內　二、三二二圓白米購入）
義捐金品	八、八三七點

3、避難民慰藉　縣下を通過若くは下車する避難民に慰問並救恤品を贈與せり。

4、避難民救療　避難民中病者負傷者に對し、每週月水金曜日、無料にて診療投藥を爲せり。

5、避難民に對する無料講習　每月三日より一週間ミシン裁縫、每月十一日より六日間毛絲編物の講習をなし、特に避難民に限り無料敎授の特典を與へて、以て自活の道を講ぜしむ。

中仙臺市

東京地方に於ける震災救護施設概況

九月一日關東地方に於ける大震災の報傳はるや、直に市會を招集し、

仙臺市に避難し來る者の救護所を設置する外、震災地に贈るべき救恤金四萬圓支出の件を議決し、差向最も必要と認むる食料品其他の日用品を購入し、一方之が輸送を迅速ならしむるため、仙臺鐵道局と交渉して輸送をなしたり、然るに鐵道(東北本線)は、川口驛以南汽車不通なるを以て、九月四日より一先づ川口町に事務所を置くことゝせり。

一、仙臺市役所出張事務所　九月四日川口驛に開設し、鐵道の恢復するに從ひ同月七日田端高寮に移し、十月五日を以て閉鎖したるが、開設以來東京市當局と打合せ、救恤品の積卸配給に努めたり、救恤品は、仙臺市費を以て購入したる外、市民有志其他各種團體の寄贈に係るものにして、其數左の如し。

義捐金品數量並に種類

市費に依るもの

種類	數量	價格	發送月日
鑵詰	四打入 二七三個	三、六四二、〇〇〇円	九月四日
漬物	〃 三個		
漬物雜品	四斗樽入 七〇樽	一、一五六、一五〇	同
麵麭	二ッ合 一八〇〇個	二、五二〇、〇〇〇	同
醬油	九升入 四二〇樽	二、六五七、〇〇〇	同
味噌	噌 二十貫入 五〇樽		
白米	四斗入 一七〇俵	二、七七六、〇〇〇	九月五日
紙	五棚		
雜木下駄	一三棚		九月十一日
草履草鞋	一棚		同
草履	六棚		同
草鞋	四棚		同
蓮	三三棚	一、〇八七、七六〇	同
繩	五〇九		九月十一日
竹行李	二ッ組 二棚		同
笊	一〇〇個入 一個		同

寄贈に依るもの

種類	數量	發送月日
氷砂糖	二〇斤	九月六日
味噌	一五樽	同
鑵詰	五四個	同
漬物	二斗入 六樽	同
味噌	同 二樽	同
鑵詰	一五個	同
衣類	五點	同
大根漬	四斗入 四樽	同
味噌	二斗入 二二〇樽	同
大根漬	二斗入 四樽	同
醬油	一二樽	同
醬鮭	一俵	同
梅漬	五樽	同
白米	叺入 二叺	
蔬漬	三樽	同
衣類	三點入 一棚	同
鈴蕃	六一俵	同
馬墨	三〇〇錠入 一樽	同
衣類	三四點入 一棚	同
	箱入 八棚	同
	三四八個	九月八日田端驛渡
計		
醬油	一五樽	九月十一日
梅漬	一樽	同
手拭	四〇枚	同
子供腹掛	一、〇〇〇枚	同

手拭、風呂敷、草履、下駄　四五〇點入　八棚　九月七日
麵麭　二〇、〇〇〇枚
　　一三棚　同
衣類　八〇〇點　同
同　一八點入　一棚　同
瀨戶引鍋　七〇個　同
匙　七〇個　同
慰問袋　一〇〇袋　三棚　同
混燈　二〇個入　二棚　同
湯呑　二〇〇個入　一棚　同
味噌　四斗入　二樽　同
澤庵漬　二斗入　二樽　同
梅漬　九斗入　一樽　同
味噌　四斗入四八樽　同
　　一斗入一五樽　同
　　一斗入　二樽　同
　　十貫入　二樽　同
味噌　四斗入　六樽　同
同　二斗入　一樽　同
計　七四個　九月十二日田端驛渡
梅漬　四斗入　五樽　九月　八日
同　二斗入　一樽　同
味噌　四斗入一九樽　同
同　二斗入　四樽　同
同　四斗入一五樽　同
同　二斗入　三樽　同
梅漬　二斗入　一樽　同
同　四斗入　六樽　同
味噌　四斗入一五樽　同
噌　二斗入　五樽　同
鼻紙　五〇〇帖入　一棚　同
衣類　八八一點入一〇棚　同
慰問袋　三〇點　一個　同
　　二、一五七足　同
下駄　一九棚　同
衣類　二〇〇點入　一棚　同
味噌　十斗入　五樽　九月　八日
同　四斗入一五樽　同
同　四斗入　一樽　同
同　四斗入　四樽　同
同　四斗入一五樽　同
同　二斗入　三樽　同
梅漬　二斗入　一樽　同
同　二斗入　六樽　同
味噌　四斗入一五樽　同
噌　二斗入　五樽　同
鼻紙　五〇〇帖入　一棚　同
衣類　八八一點入一〇棚　同
慰問袋　三〇點　一個　同
　　二、一五七足　同
下駄　一九棚　同
衣類　二〇〇點入　一棚　同
味噌　十斗入　五樽　九月　八日
同　四斗入一五樽　同
同　四斗入　一樽　同
同　四斗入　四樽　同
同　四斗入一五樽　同
同　二斗入　三樽　同
梅漬　二斗入　一樽　同
同　二斗入　六樽　同
味噌　四斗入一五樽　同
噌　二斗入　五樽　同
鼻紙　五〇〇帖入　一棚　同
衣類　八八一點入一〇棚　同
慰問袋　三〇點　一個　同
　　二、一五七足　同
下駄　一九棚　同
衣類　二〇〇點入　一棚　同
味噌　十斗入　五樽　九月　八日
同　四斗入一五樽　同
同　四斗入　一樽　同
同　四斗入　四樽　同
同　四斗入一五樽　同
同　二斗入　三樽　同
梅漬　二斗入　一樽　同
同　二斗入　六樽　同
味噌　四斗入一五樽　同
噌　二斗入　五樽　同
鼻紙　五〇〇帖入　一棚　同
衣類　八八一點入一〇棚　同
慰問袋　三〇點　一個　同
　　二、一五七足　同
下駄　一九棚　同
衣類　二〇〇點入　一棚　同
味噌　十斗入　五樽　九月　八日
同　四斗入一五樽　同
同　四斗入　一樽　同
同　四斗入　四樽　同
同　四斗入一五樽　同
同　二斗入　三樽　同
梅漬　二斗入　一樽　同
同　二斗入　六樽　同
味噌　四斗入一五樽　同
噌　二斗入　五樽　同
鼻紙　五〇〇帖入　一棚　同
衣類　八八一點入一〇棚　同
慰問袋　三〇點　一個　同
　　二、一五七足　同
下駄　一九棚　同
衣類　二〇〇點入　一棚　同
味噌　十斗入　五樽　九月　八日
同　四斗入一五樽　同
同　四斗入　一樽　同
同　四斗入　四樽　同
同　四斗入一五樽　同
同　二斗入　三樽　同
梅漬　二斗入　一樽　同
同　二斗入　六樽　同
味噌　四斗入一五樽　同
噌　二斗入　五樽　同
鼻紙　五〇〇帖入　一棚　同
衣類　八八一點入一〇棚　同
慰問袋　三〇點　一個　同
　　二、一五七足　同
下駄　一九棚　同
衣類　二〇〇點入　一棚　同
味噌　十斗入　五樽　九月　八日
同　四斗入一五樽　同
同　四斗入　一樽　同
同　四斗入　四樽　同
同　四斗入一五樽　同
同　二斗入　三樽　同
梅漬　二斗入　一樽　同
同　二斗入　六樽　同
味噌　四斗入一五樽　同
噌　二斗入　五樽　同
鼻紙　五〇〇帖入　一棚　同
衣類　八八一點入一〇棚　同
慰問袋　三〇點　一個　同
　　二、一五七足　同
下駄　一九棚　同
衣類　二〇〇點入　一棚　同
味噌　十斗入　五樽　九月　八日
同　四斗入一五樽　同
同　四斗入　一樽　同
同　四斗入　四樽　同
同　四斗入一五樽　同
同　二斗入　三樽　同
梅漬　二斗入　一樽　同
同　二斗入　六樽　同
味噌　四斗入一五樽　同
噌　二斗入　五樽　同
鼻紙　五〇〇帖入　一棚　同
衣類　八八一點入一〇棚　同
慰問袋　三〇點　一個　同
　　二、一五七足　同
下駄　一九棚　同
衣類　二〇〇點入　一棚　同

衣類	一、〇〇〇點入 六個	九月九日	松六分板	八寸十二枚入 五一束 九月十一日
白米	四斗入 二俵	同	同	九寸十枚入 二八束 同
味噌	二斗入 一樽	同	同	尺九枚入 四四束 同
清酒	二斗入 一樽	同	計	二三三束 九月十八日隅田川驛渡
慰問袋	五五點入 三個	同	白米	四斗入 五七俵 九月十二日
衣類雜品	一〇〇點入 一個	同	衣類	一〇五點 五〇點 九個 同
白米	五升入 一袋	同	衣類手拭	同
鼻紙	三帳 一打 一個	同	衣類雜品	一八點 四五點 同
給筆	六〇〇本	同	メリヤスシヤツ	一〇〇枚入 一個 同
蠟燭	二四八點入 二個	同	黒漉紙	一萬帖入 一七個 同
衣類	一一四個	九月十四日隅田川驛渡	衣類雜品	二八九點入 二個 同
計			梅濱	一斗入 二樽 同
石鹸	三一點 一一點 一個	九月十日	衣類	四三四點入四個 同
磨粉	九升入 二〇樽	同	同	一九點 一個 同
味噌	二五〇點 五個	同	草鞋	二〇人分 一個 同
衣類雜品	二〇七點 五個	同	計	九月十八日隅田川驛渡
洗濯桶	六〇個 二〇個 三二個	同	慰問袋	五四六袋入 三〇個 九四個 九月十六日
洗手桶	一〇個	同	同	二三一袋 二個 同
衣類雜品	四個	同	味噌	四斗入 三樽 同
味噌	四升入 一樽	同	同	二斗入 五樽 同
澤庵	十貫入 一樽	同	同	一斗入 二樽 同
白米	八三俵	同	同	五升入 一樽 同
計	一四七個 六寸十五枚入 五六束 七寸十三枚入 五四束	九月十三日隅田川渡	同	一斗入 三樽 同
松六分板		九月十一日	梅濱	一斗入 一樽 同
			演劇	四斗入 一個 同
			物	四斗入 四俵 同
			演劇	箱入 一個 同
			白米	四斗入 四俵 同
				一斗五升入 一俵 同

馬鈴薯	四斗入 五俵	九月十六日	計	二九 十月二日隅田川驛渡
パケツ	八個 一個 一個	同		
笊		同		
取塵	二個	同		
提灯	五ッ合セ 一個	同		
衣類	二〇〇點入 二個	同		
衣類雜品	二八三點入 二個	同		
計	六六個	九月十九日隅田川驛渡		
衣類	一、四〇九點入 一〇個 一個	九月十八日		
鐵瓶		同		
計	一一個	九月二十日隅田川驛渡		
衣類	五四〇點入 九個	九月二十七日		
梅濱	八升入 一樽	同		
演劇	五升入 一樽	同		
	五升入二ッ合セ 一個	同		
夜具	一〇、一五〇人分 一個	同		
笈	大小二組一個	同		
竹帶	一〇〇本入 一個	同		
兵兒		同		
古衣	一個	同		
雨傘	五〇本入 一個	同		
夜具	大二小一入 一個	同		
衣類	四七點入 九個	同		

二、罹災者慰問事務開始　吏員は避難場所等を巡回して、罹災者を慰問すると同時に、人事相談に應じ、救護に努めたり、尚仙臺市より罹災地の親族知己の安否並に罹災狀況を照會し來るもの多く、又罹災者の其安否等を知らしめむとするも、郵便物の配達並に輸送不能なる關係上、郵便物の取機連絡の任にあたれり、其取扱件數左の如し。

配達先	取扱件數	配達不能件數
東京	七五〇	二一
仙臺地方	一三二	—

此外鄉里其他の親族等より、出張事務所に罹災者の安否を照會し來る者尠からざるを以て、吏員は避難場所、燒跡等に出張し、揭示、立札、或は警察署等に就き罹災者の安否を調査し、回答に努めたり、取扱件數左の如し。

取扱件數	發見したるもの	發見せざるもの
九四	七九	一五

三、罹災者救濟會　九月三日市會議事堂に官公衙關係者、市會議員、有識者其他有力なる各商店主、實業家等を招集し、協議の結果、罹災者救濟會を組織し、義捐金品を募集し、震災地に寄贈したるが、其數量左の如し。

イ、義捐金七萬七千五十二圓十二錢。

但し、宮城縣を經由して震災地に寄贈。

ロ、義捐品上記の通り。

四、諸團體の救援狀態　仙臺市青年團に於ては震災地に寄贈すべき救恤品の蒐集、並に避難者救濟事務に努め、一方に震災地派遣の宮城縣勞力率仕團組織せらるゝや、之に十四名參加し、救護第一班に屬し盡力せり。

下　東北帝國大學

一、救護班の組織

第一班

教授　山川章太郎、明城彌三吉、醫員　二十一名、藥劑手　二名、看護婦　三十名、事務員　二名、在鄉軍人　二十九名（監督陸軍軍醫監木村辰次）、小使　四名、人夫　六名。

第二班
教授　熊谷岱藏、醫員　九名、醫學部學生三十名（監督教授木村男也）。
第三班
教授　小柳美三、醫員　十三名、事務員　二名、小使　一名。
糧食衛生材料醫藥水筒天幕等の供給、及在鄉軍人の參加に關し、
第二師團より多大の援助ありたり。

二、經過　第一班は、九月三日夜仙臺出發、四日川口町荒川河岸に着し、救護に着手し、川口警察の懇請により、同日午後川口町に救護所を開設して多數の患者を診療す、五日午前川口町を引揚げ、東京上野公園自治會館に到り、下谷區役所と協議の上同館に救護所を開設し、患者の救護に努めたるも、患者多數なるを以て市の請を容れて更に上野精養軒に救護出張所を設け、六日より外來患者の診療をなす、七日第二班到着、八日京都帝國大學派遣の救護醫員の懇請により、精養軒に於ける診療を同醫員に引渡し、八日朝第三班到着、醫員看護婦の一部、在鄉軍人合計六十名歸學の途に就けり、然るに第三班は、兵站給與不能となり、炊事器具缺乏して救護を繼續すること能はざるに至れるを以て、自治館内に殘留せる傷病者を東京市に引渡し、殘務處理の爲め若干名を殘し、九日午後出發、十日午後歸學せり。

三、診療患者數

月日	入院患者數	外來患者數	計	備考
九月四日	一	一三七	一三七	
五日	三七	九〇	一二七	
六日	四三	三九五	四三八	外來自治館二二三
七日	五七	三二一	三七八	〃〃精養軒一七二
八日	三七	七三	一一〇	〃〃二一三
九日	三三	五五	八八	
十日	二七	一	二七	
計	二三四	一、〇七一	一、三〇五	

第四件　岩手縣の活動

大正十二年九月一日東京方面大震災の報、初めて岩手縣に達したるは同日午後八時にして、翌二日正午頃、各情報及新聞號外等を綜合して其被害の甚大なるべきを感知し得たり、次で同日午後二時に至りて、宮城縣を經由せる公報に依り事態愈〻容易ならざるを知る、乃ち廳中會議を開き左の三項を決定したり。

一、直に食用に供し得べき白米一千石及其他の食料品材料品を購入急送すること。
二、各郡市に急報して食料品及材料品の急送を促すこと。
三、赤十字社岩手支部をして救護班を組織し急派せしむること。

白米其他物資の購入に關しては、直に廳員を郡部に派遣して之に着手せしめ、一方郡市及最寄警察署には電話電報を以て之を急報し、又此際極力救護に盡すべき旨を通知したり。

斯くて知事は、日本赤十字社岩手支部救護班と共に、灾機挽回並に救護方法を內務省に打合の爲、二日午後九時盛岡驛を出發上京したり。

第一、震出張所設置

一、震災地出張所　九月三日廳員二名に、消防夫五十一名、青年團員其他四十五名を附屬せしめ、之を埼玉縣川口町に派遣して縣出張所を設置し、救護品配給及縣人避難者の慰問救護に當らしめたり、然るに事務頗る繁劇を極めたるを以て、九月六日技師二名屬官以下十一名を增派し、尙先に派遣したる青年團員と交代の爲、更に青年團員三十二名を派遣したり、而して縣出張所は同七日府下日暮里驛前本行寺內に移り、九月十六日に至りて之を引上げたり。

二、縣內出張所　九月四日縣出張所を更に盛岡驛構內に設け、廳員數名宿夜出張して、市役所員、愛國婦人會員、在鄉軍人會員、青年團員、處女會員等と共に救護品の輸送及避難者の慰問救護に當り、萬遺憾なきを期したり、同出張所は九月二十日之を閉づ、尙縣內主なる停車場には郡書記を派遣し、町村吏員、愛國婦人會員、在鄉軍人會員、青年團員、消防夫、處女會員等と協力して、救護品の輸送、避難者の慰問、救護に盡さしめたり。

第二、物資の輸送及義捐金

一、物資の輸送　物資の輸送に關しては、九月二日廳員を郡部に派遣したる外、最寄郡役所員並に警察署員に手配を命じ、係員は極力奔走して購入輸送に努めたる結果、同夜花卷、水澤の兩驛より白米二車發送の運に至り、以後順次輸送を爲せり、又釜石港よりは鹽詰生魚等を汽船及冷藏船に積込み、三日正午出帆、海路東京に向はしめたり、而して冷藏船に積込みたる生魚「カジキ」鮪三百九十貫（三十函）は、之を宮中に獻じたるに、御嘉納あらせられたり。

九月九日には橫須賀戒嚴司令官より木材購入の照會に接し、直に廳員を宮古、大船渡兩港に特派し、四千六百餘石を購入して海軍特務艦に積載發送したり、以上により購入輸送せる食料品其他の用品左表の如し。

食料品其他の用品輸送調（有料）

品目	數量	金額	備考
白米	七四三石六	二九、一八一・四〇円	
鑵詰	各種込 一七六函	二、四五〇・六〇	
千鰯	千鰯者千鰯込 二二五貫目	四、五五〇・九〇〇	
鯨肉鑵詰	一、二五〇函	二四、五〇〇・〇〇	
野菜	各種込	六八〇・〇四〇	
馬鈴薯	一三、三五二貫	三、二九九・九二四	
味噌	二〇〇貫	二〇五・九〇〇	
鑵節	二、九六九貫三	二、九六九・七三〇	
食用氷	四、〇五〇貫	二〇三・五〇〇	
計		七四、九九九・三五四四	以上社會局長官宛送付
鍋釜類	三五、七六四個	三、五七七・二四〇	
雨傘	一九、一九五本	一〇、四〇九・二〇〇	
汁椀	五〇、一四〇個	二、九四一・一四〇	
筵	一、〇〇〇本	三五・〇〇〇	
下駄	三、九八〇足	一、一九二・八〇〇	
計		四、六八七・三四〇	以上社會局長官宛送付
木材	四、六八〇石六七	四二、六八六・九四〇	橫須賀戒嚴司令官宛送付
野菜及鑵詰類	八九函	一、九九二・三〇〇	宮內省へ送付
白米	一三六石	三、四二六・八〇〇	同　上
生魚	三五〇貫	九九六・八〇〇	同上（鯛料、宮中へ獻上
計		五二、八二五・三四四	
合計		一三九、一三三・三四四	

縣內市町村に於て、東京方面大震災の報傳はるや、市町村吏員、軍人分會員、青年團員、愛國婦人會員、消防夫、處女會員、佛教婦人會員、基督教婦人會員、各宗教家等相次いで起ち、日夜奔走して衣類、食料品、日用品等を集聚寄贈したり、寄贈品左表の通り。

食料品其他の用品輸送調（其他は慰問袋雜類學用品等を含む）

品目	數量	金額
白米	四一六石	一六、一四一・〇〇〇円
雜穀	四	六九・〇〇〇
馬鈴薯	八、二九五	二、一二八・〇〇〇
味噌醬油		二、〇六二・〇〇〇
罐詰類		一、三四八・〇〇〇
千物類		二、六四八・〇〇〇
漬物類		一、〇七四・〇〇〇
菓子類		四、二〇七・〇〇〇
粉類		六三九・〇〇〇
衣類		四、五七八・〇〇〇
學用品		二、四六〇・〇〇〇
其他		二四、八四七・〇〇〇
合計		六二、一九九・〇〇〇

二、義捐金　義捐金の募集に關しては、九月五日各郡市に通諜すると同時に新聞紙に掲載し、之が勸誘をなしたるに、大に好成績を收め、總額十四萬圓餘に達したり。尙縣下各産業組合は罹災地に於ける同種組合の爲に、義捐金三百二圓を募りて寄贈し、岩手縣人罹災者救護の爲に組織せられたる縣人罹災者援護會は、更に義捐金二萬圓を募り、事務所を東京市及岩手縣廳に置きて援護を續けたり。

第三、罹災者救護、救恤

一、日本赤十字社岩手支部救護班　日本赤十字社岩手支部救護班は、醫師四名藥劑師以下十六名、合計二十名を以て組織し、支部長引率の下に、三日午後川口町驛に下車、直に同所に於て救護に從事し、翌四日日暮里に移り、次で東京市内に移り、更に横濱市に轉じて共任務に努めたり、其組織及成績左表の如し。

名稱	人員	出發歸着日數	救護したる場所	救護患者延人員
第一班	醫師　二人	九月二日　九月十四日	東京帝下日暮里に於て救護に從事	內科患者　三九人 外科患者　三三人 計　八二人
	藥劑師　一人			
	書記　一人			
	看護婦　二人		盛岡發日	
	使丁　二人			
	計　六人			
第二班	醫師　二人	九月十四日　九月十四日	臨町區有樂町日本赤十字社假事務所に於て九月十四日より二十三日まで巡回救護に從事	巡回救護患者 內科　二六人 外科　二人 計　二八人
	書記　一人			
	看護婦　九人			
	使丁　二人		日暮里發	
	計　十二人			
第三班		九月二十四日　九月二十四日	濱市井土ヶ谷町に於て救護に從事	巡回救護患者 內科　一、二六八人 外科　一、二三八人 計　二、五〇六人

備考　第二班は第一班引上歸鮮の際其一部を殘留せしめ組織せるものなり、十月七日日本赤十字社の要求により岩手縣支部看護婦六名を派遣し、益谷分院に於て勤務せしむ。

二、縣下に於ける診療班　縣は更に縣醫師會と協議し、縣内主なる停車場に救護所を設置したり。例へば、西磐井郡醫師會は、七日より十七日に至る迄一ノ關驛構内に救護所を設けて、看護婦二名を常置し、在町醫師は七組に分かれて各列車毎に交代出張救護に從事したり、藥品繃帶材料看護婦費用等計百十四八十五錢は會員の負擔に屬す。

又診療班を組織し、避難者を乘せたる各列車に乘込ましめ、避難者の外傷、內科患者等を車中に診療し、重症者は下車せしめて最寄病院に收容する等、傷病者の療養に努めたり。其成績左表の如し。

九月六日より二十日まで十五日間

一、患者總數	三百十六人
一、入院患者	三人
一、施術せるもの	八十八人
一、回數	百六十四回
一、出動醫師延人員	二百十四人
一、同看護婦延人員	百七人
二、經費	五百七十四圓六十錢
	內藉乘費用百三十圓

三、震災地出動救護團體　縣より震災地に出動せる救護團體は左表の通にして、何れも奉仕的精神を發揮し、或は縣出張員を援助し、或は自ら震災地救援に活動し、或は縣人罹災者の消息を報ずる等、困苦缺乏の間に能く其任を全うしたり、尙縣は臨時震災救護事務局の要求により、九月十日大工五十名を募りて之を派遣したるに、右は神奈川に於いて十日間實働、九月二十一日に至りて歸縣したり。

名稱	歸鄉月日	滯京作業日數	作業場所及種類	備考
岩手郡太田村救護班	九月十一日	三	田端驛構內救護品の荷卸食料飲料水の配給	
同郡賣川村救護班	九月十三日	四	田端驛構內　同前	
紫波郡不動村救護班	九月十日	三	田端驛構內救護品の荷卸及避難者救護並乘車援助	
稗貫郡花卷町救護班	九月九日	四	川口驛、田端驛構內、救護品の荷卸、食料品の配給手傳	
同郡花卷川口町救護班	九月八日	四	同前　避難者救護に從事	
四磐井郡一ノ關中里山目消防義勇團	九月十三日	七	同前	
江刺郡岩谷堂町救護班	九月十二日	六	同前	
東京府罹災者救護班	九月十一日	三	同前	
岩手縣盛岡消防救護班	九月十二日	五	震災地全圓に亘り罹災者救護に從事	
岩手郡沼宮內町救護班	九月九日	五	同前	
同郡米內村救護班	九月十二日	五	東京市及荏原郡大森町の救護品運搬に從事す	
同郡中野村救護班	九月十二日	五	本所區方面其他に於て救護品の運搬配付に從事す	

二戸郡小鳥谷村消防組	九月十二日	五	震災地全圓に亘り罹災者救護に從事	
岩手縣盛岡消防救護班	九月十三日	五四	同前	
岩手郡沼宮內町救護班	九月九日	五	同前	
軍人會沼宮內分會	九月四日	七	幹事四名は六日間滯在	
同郡米內村救護班	九月六日	六	軍人分會青年團消防組、自然會醫師會其他有志	
消防組	九月六日	五		
同郡中野村救護班	九月六日	五		
消防組	九月十二日	五		

和賀郡黒澤尻村救護班	町吏員軍人團消防組青年團	四九	九月四日	九月九日	四
同郡二子村青年救護團	青年團	一三	九月六日	九月十日	三
同郡江釣村救護班	青年團軍人團消防組	五三	九月四日	九月十日	五
氣仙郡唐田村救護班	村内有志	一三	九月五日	九月十四日	八
計　十六團體		五二二	九月三日乃至七日	九月八日乃至十四日	三日乃至八日
盛岡第二第三分會救護班	在郷軍人團體	四一	九月四日	九月十二日	七
膽澤郡水澤町救護班	在郷軍人分會	七八	九月五日	九月十日	二
計　二團體		一一九			

右後の二團體は、軍人分會及司令部の指揮に從り活動したるものなり。

四、汽車沿道及船着場の施設　縣内主なる停車場船着場には各〻救護所を設置し、愛國婦人會員、青年團員、消防組員、在郷軍人會員、處女會員等出張して、避難者の下車する者、通過する者に食事を給し、或は衣類、食料、慰問袋、日用品、藥品、慰草類、玩具等を贈り、又種々便宜慰安を與ふる等、晝夜を兼ねて慰問救護に努めたり、而して縣内に下車、上陸せる避難者計六千八百四十一名。

五、愛國婦人會の活動

イ、慰問品の寄贈　愛國婦人會に於ては、大震災の報に接するや取敢へず支部評議員並に盛岡市幹事を支部樓上に招集し、直に之が救護の方法を議定したり、即ち先づ市内會員並に篤志者の同情を得て慰問品を贈呈すべく、是に職員の一部は極力之が勸誘に奔走し、一部は晝夜兼行慰問袋の調製に從事し、斯くて九月五日までに蒐集調製せる慰問袋五百二十六箇を八箇の函に收め、同日内務省社會局長官宛に發送するを得たり、而して一面各幹事部に對して、被服類其他の日用品若くは義捐金一口金五十錢以上の募集方を依頼し、各職員は專心之が集聚に盡力して豫想外の成績を收むるを得たり、即ち、九月二十八日には被服類三十六梱（二千五百八十九點）を發送し、次で十月三日には義捐金一千二百圓を一先づ送金し、更に同月二十九日被服其他五十五梱を發送したり、其後の義捐金二千二百餘圓及被服類若干も亦發送せらる、其成績左表の如し。

（一）盛岡市内應募人員並に金品數

慰問袋寄贈人員並に個數、支部職員慰問袋調製數二三九人　五八五袋、約四〇〇袋。

慰問品代として出金せる人員並に金額

四〇三人	四二二圓九〇錢、慰問袋調製其他の費用　二三九圓一六錢。		
義捐出金人員並金額			
二九六人	三九八圓八〇錢。		
被服寄贈人員並金額			
四一四人	三、〇三七點。		
（二）郡幹事部應募慰問金品數			
現金三千八百八十五圓。			
被服其他救恤品四梱、七千二十六點及風呂敷包一個、ミルク四打。			

ロ、避難者救恤　愛國婦人會は更に各停車場に於ける避難者の慰問慰藉に努めたり。

（一）盛岡市に於ける救護慰問の狀況　盛岡市に於いては職員會議に基き盛岡市役所、青年團、佛教婦人會等と聯絡をとり、縣社會課と協力して、盛岡驛に救護所を設置したり、而して支部職員並に市部幹事は、會員有志と共に晝夜の別なく下り列車毎に交互停車場に參集、避難者に對し、麥湯、握飯、味噌汁等を供し、又避難者の狀況により衣服、足袋、草履其他の日用品、慰問袋を給したり、而して物質上と相俟つて精神上の慰安を與んが爲、成るべく多數の婦人會員を參集せしめ、殊に親切丁寧を旨として、之が慰問に當らしめたり、救護所設置期間は九月五日より同二十日に至る十六日間にして、避難者の下車せる數は千四百十六人、給與せる品名數量左表の如し。

一、衣類	一、九一九點	一、座蒲	五五〇枚
一、慰問袋	一、〇〇〇個	一、味噌	二樽
一、果實	二、一二二個	一、食パン	二五〇個
一、米	二石九升	一、湯物	一樽
一、ハガキ	一、〇〇〇枚	一、炊出	三桶
一、繃帶	一五二枚	一、味噌漬	五本
一、メリヤスシヤツ	二〇着	一、サイダー	一五本
一、手拭	二八一本	一、氷	四〇〇貫
一、足袋	五六足	一、鮭	一本
一、帽子	三〇個	一、葱	一貫目
一、オシメ	一〇枚	一、鰹節	一連
一、草履	一〇〇足	一、牛乳	八斗
一、洋傘	三本	一、玩具	一函
一、下駄	四足	一、石鹸	一〇〇個
一、靴	四足	一、金華鯖	七〇〇袋
一、葉子	十五袋外五圓代	一、茶碗	一〇〇個
一、ビスケット	三箱	一、空壜	二五〇本

一金三七〇圓四〇錢（内一三〇圓餘衣服新調發送ぜり、殘は給與品購入及諸費用とす）

右給與品は、諸團體に對し寄附ぜられたるものにして、諸團體に於て合同給與せるなり。

（二）西磐井郡に於ける救護慰問の狀況　西磐井郡幹事部にありては、救護所を一ノ關驛に設置し、一ノ關在住幹事は町青年團、軍人分會員と協力、各下列車に付き麥湯、味噌汁、パン、握飯等の配給をなせり。而して救護所設置期間は、九月三日より同十八日に至る十六日間にして、避難者の下車せる數約八百名、内百八十名は同町に避難せるものと認めらる、給與品名及數量左の如し。

パン二十箱、握飯五石七斗、四瓜若干、香物（大根等）二斗樽二個。（以上一ノ關町提供）

（三）膽澤郡幹事部に於ける救護慰問の狀況　九月四日水澤町幹事を膽澤郡役所に招集して慰問慰藉に關する打合せをなし、翌五日より水澤驛に救護所を設置し、職員及會員は下列車毎に交互是に參集し、水澤町役場、青年團、消防組、佛教婦人會、基督教婦

人會と合同、避難者の慰問慰藉に盡力したり、救護所設置期間は九月五日より同十二日に至る八日間にして、避難者の下車せるは約七百十名なり。

(四)　和賀郡幹事部に於ける救護慰問の狀況　和賀郡幹事部にありては、救護所を黑澤尻及土澤の兩驛に設け、幹事部顧問、事務員及幹事は下列車毎に停車場に參集し、慰問慰藉に努めたり、救護所設置期間は九月五日より同二十日に至る十六日間にして、避難者の下車せる數は、黑澤尻驛三百三十三名、土澤驛四十名なり、而して給與品名及數量左の如し。

飯二千八百五十人分代金二百八十五圓、菓子代金七十三圓八十九錢、牛乳代金二圓四十錢、被服九十六點、コップ百個、草履百足、塵紙百把、白木綿二反、仁丹一圓五十錢。

(五)　紫波郡幹事部に於ける救護慰問の狀況　紫波郡幹事部に於ては、日詰驛及矢幅驛に救護所を設け、兩驛に於いて附近在住會員、其處女會と協力して二三人宛晝夜交互に出場し、又幹事部長は隔日に出で、麥湯、菓子を給與し、罹災者の慰問に努めたり、救護所設置期間は九月七日より同二十日に至る十四日間、避難者の下車せる數は百二十六名、給與品は麥湯、西瓜、氷菓子類にして約二十五圓なり。

尙九月十三日支部長は評議員一名を伴ひ、支部管內各驛に於ける郡幹事部內の避難者救護狀況を視察したり。

第四、職業紹介

盛岡市に於ては、盛岡驛前に臨時職業相談所を開設し、避難者中職業を求むる者に對し、其の紹介に努めたり、成績左の如し。

九月三日設置　同月二十五日閉鎖

求職者	男	九二人	女	一〇人

第五、人心安定及暴利取締

震災地に於ける流言は岩手縣地方にも蔓延し、人心安定を缺く處ありしを以て、縣に於ては極力之が鎭壓に努め、一面共在住鮮人に保護を加へ、幸に事なきを得たり、又暴利取締に關しては、告諭及通牒等を發して郡市町村及各警察署同分署に其趣旨を傳へ、各公署は協力或は又告諭を發し、或は主なる商人等を招致して懇諭を加へたる結果、一般經濟界に何等惡影響を見ず。

第六、詔書並に告諭の傳達

大正十二年九月十二日を以て發せられたる　詔書並に之に關する總理大臣の告諭に關しては、各郡市通牒を發して之が傳達に努めしめたり、而して各市町村には必ず戶主會總會を開かしめ、席上詔書の捧讀並に告諭の傳達をなし、一般人民の聖旨を體し、協力救援、帝都復興に努力せんことを促したり。

第七、避難者の衛生狀態

九月八日各警察署、同分署に通牒を發して避難者の一般衛生に注意せしめ、且其健康回復に努む、縣內避難者健康狀態調査を兼ね、檢病的戶口調査を爲したるに其結果左表の如し。

罹災避難者健康狀態調査表

管內避難人口		同上	歸鄉後發病者	健康者
	震災の爲	重傷者	輕傷者	傳染病者	非傳染病者	
三、七〇五		五	五〇	一	一二	三、六三七

第八、大震災の縣下產業上に及ぼしたる影響

一、金融並金融等に及したる影響　從來岩手縣商人の商品仕入先は大部分東京にして、二三ケ月延拂の契約を以て取引を爲せり、然るに震災に由り、震災地卸商人は地方得意先に對し信用を與へ置く餘裕を失ひて、一時に在來の賣掛代金を取立て、而も取引先は大阪名古屋方面に移り、之に對しては現金引換によらざるべからざるを以て、資金は多く東京以西に移動し、縣下に於ける金融一般に逼迫を告ぐるに至れり且縣より東京方面に移出せらるべき多額の物產は其販路杜絕するに至り、爲替關係甚だ不如意となりて、愈〻資金の不足を招徠し、金融逼迫の度を高めたり、斯くの如きを以て、金融業者は手許資金の缺乏より、貸出は極力之を差控へ、金利亦從つて騰貴す。

二、輸出入並に一般商業に及したる影響　同縣には直接外國貿易をなすものなきを以て、輸出入に關して大なる影響を認めず、一般商業に就いては、縣の商品の大部は震災地方に仕入及販路を有し、爲に商品購買の途を失ひたるを以て、商品の拂底を來し、又は品不足の豫想により價格は多少の騰貴を見たり、唯、大阪、名古屋の多數商人を網羅する巡回見本市場の開催ありて、該地方と取引をなす者增加し、漸く商品拂底緩和の途を得たりと雖も、貨物輸送に圓滿を缺けるがため、猶舊態に復する能はず、而して其取引は殆ど現金なるを以て、商人のうちには資金の調達に困難を感ぜるもの多し、移出物產に付きては、一時に大なる販路を失ひ、其回復も輸送の障碍のため停滯著るしく、生產過剩を來し、生產の中止、縮少を見るに至れり、而も得意先たる罹災者に代金支拂不能に陷りたる者ありて、爲に受けたる損害尠からず。

三、製造並製造加工業に及したる影響　縣には震災地方面に原料を求むる製造業者少きを以て、甚しき影響なしと雖も、同地方を販路とする水產物、木炭、鐵器類等の製造業者は、一時取引を中止したる有樣にして、價格の下落を來し、爲に多大の損害を蒙れり。

四、運輸業並に一般交通に及したる影響　震災の地方に及したる影響の甚しきは運輸交通上にあり、鐵道は不通の箇所尠からず、且貨車の配給圓滿を缺けるが爲、鐵道に依ること多き縣の運輸は多大の支障を感ぜずんばあらず、輸送貨物各所に停滯し、運輸業者の損害甚大なりき、一般の交通にありては一時頗る混雜を來したるも、暫らくにして大なる影響を認めざるに至れり。

五、通信に及したる影響　震災地方との各種通信機關は一時全く杜絕し、金融並に商品取引上に影響するところ甚大なりしも、間もなく回復したり。

六、鑛業に及したる影響　大なるものなし。

七、農業に及したる影響　前記の如く貨車の配給充分ならざるを以て、米穀蔬菜等の農產物、牛豚等の畜產物等の輸送に一大支障を生じ、共價格一般に低下し、農家經濟上の影響少からず、加之金肥の價格は交通機關の障碍と品不足の爲に騰貴し、縣內農家の購入量減少せるを以て、次年度麥作牧種上多少の影響ありたるものの如し。

八、勞銀に及したる影響　大工、左官勞働者の出稼するものありたるも、勞銀には大なる影響を見ず。

九、企業に及したる影響　現在せる企業に對しては著るしき影響なきも、震災に由り一般に不景氣の襲來豫想せられ、勃興せんとしつゝありし企業熱に頓挫を來したり、尙震災地復興等の爲資金中央に集中し、地方金融愈〻逼迫するに至らば、企業上の影響尠からざるべし。

一〇、震災の爲特に影響を蒙りたる商品

イ、木材に及したる影響　木材界は數年來引續き不振なりしが、這般の災害に由り、一時に應急建築材料の需要を激增せると共に、將來の需要をも豫想し、買入伐採等其供給に備ふる者多く、一般に强氣を含み來り、價格は震災前に比し約二割乃至三割の騰貴を示し、尙

將來の漸騰を思惟せしめたり。唯輸送關係圓滿ならず、取引上甚だしき障碍を受けたり。

ロ、鐵材及釘類に及したる影響　縣內金物販賣業者は、從來其商品の殆ど全部を東京橫濱方面より購入しつゝありしが、震災のため其事不可能となりたるを以て、已むなく大阪方面に注文するに至れり。然るに同地に對しては全國より注文殺到する有樣にして、從て供給に不足を生ずるのみならず、輸送に長日數を要するを以て、需要を滿すに足らず、相場も震災前に比し約二割騰貴を示せり。

ハ、薪炭に及したる影響　同縣薪炭唯一の供給地たる東京地方は、混亂により其の一般の需要一時に絕え、時に需要あるも、貨車の不廻、銀行業者の資金融通の手控等の爲、取引極めて困難なる狀態なりき、由て縣は縣下木炭取扱業者を糾合し、岩手縣木炭移出組合を組織し、東京市場協會及臨時震災救護事務局に木炭の供給を計り、以て生産移出の途を講じたり、而して後に至り、當業者各自に對しても同地方より多數の注文ありしが、輸送關係前述の如きを以て、地方集散地に於ける滯貨尠なからず、生産額前年に比し減少を免れざるべしと認めらる。

〔附記〕岩手縣人罹災援護會　左の如く活動す。

一、救濟救護及弔慰に關する件　大正十二年九月一日有史以來の大震火災に遭遇せる關東一帶は、其の慘憺筆舌のよくする能はず、岩手縣人の多數亦此の災禍の襲ふ所となり、其の悲慘窮迫、甚しきものありたるを以て、岩手會同人（岩手會は岩手縣出身者又は緣故者を以て組織す）は、之が救護の爲め立つことゝなり、九月十二日岩手會主事盛岡に急行して、岩手縣知事盛岡市長岩手日報社岩手毎日新聞社岩手日日新聞社及其の他の有志を歷訪し、之が援助を求め、岩手縣人罹災援護會を設立したり、會は本部を岩手縣廳內に、支部を東京市外大崎町に置きて救護事業に着手し、後東京市內及橫濱市に罹災縣人相談所を開設す、斯くて罹災に因り困窮最も甚しきものを第一次に救濟することゝし、東京に於ては各新聞に縣人罹災者に對する救護廣告を爲すと共に、市內各所に宣傳ビラを貼付せり、此の宣傳ビラの貼付は、在京縣出身學生に依りて行はれ、忽ち全市に之が宣傳の效を上ぐることを得たるは大いに多とする所なり、金品の救護は、其の家族の員數罹災の程度等を參酌して、五圓乃至二十圓の現金並に毛布衣類石鹼其他縣產出の物品を給與せり、縣物產の配給は特に罹災者に喜ばるゝを得たり、然れども十一月中は資力不足勝にして十分の救濟を爲す能はざりしかども、十二月中旬に至り縣內外よりの義捐金品陸續として到着せる以て、益に再び之が救濟の宣傳廣告を爲したるに、罹災者の救護を求むるもの俄然增加し、一月中五百餘名の多數に昇れるを以て、積極的には救護を爲さず、救護を求めて來訪せるものに付てのみ救濟し、東京に於て左の如く救濟す。

人員　八百五十八人

金員　金六千五百參拾圓五拾錢

物品　衣類布團一百餘點其他

橫濱に於ては、十一月一日を以て救護事業を開始し、最初は窮迫其の極に達したるもののみにつき救濟の途を講じ、後資金の到來するに及びて更に進みて救護事業を遂行せり。

救護人員　二百三十六人

救護金額　貳千壹百四拾圓

橫須賀市に於ては、同市岩手縣人俱樂部主として救護の任に當り罹災者の希望に應じバラックの建設を主とし金品の寄贈を從として救濟事業を遂行したり、バラックは總建坪五十七坪にして、之を十二室に分割して罹災者を收容し、窮迫甚しきもの十六人に對し金壹百參拾圓を寄贈したり。

尙東京に於ける縣出身罹災學生の爲めに、市外杉並町阿佐ヶ谷に假寄宿舍を建設して之を收容せり。

二、就業復興及び其の援助に關する件　在京縣人にして災後失職して會の盡力を仰ぐ者に對しては、會は直接之を官衙公署會社工場等に斡旋し、又は內務省中央職業紹介事務局に紹介の勞を採れり。

三、經費其の他參考資料に關する件　會の經費は當初より總て補助金寄附金に依り支辨することと豫定したり、依つて縣の內外に對し寄附の勸誘を爲したりしも、縣內居住者は既に縣に對し拾五萬圓餘を義捐したる後なりしを以て、却つて縣外居住者の應募割合は比較的良好なりき、其の總金額を示せば左の如し。

金壹萬六千五百貳拾四圓貳拾壹錢　縣內募集金

金壹千壹百貳拾圓〇五錢　縣外募集金

被服布團類一百餘點其他　縣內外より寄贈

第五件　青森縣の活動

上　青森縣

（一）救護開始　九月一日夜鐵道運輸事務所の電話に依り、九月一日東京地方震災の報に接するや、二日早朝部課長及各課主任等を招集し、物資の輸送其他救護に付、協議指示し、夫々活動を開始し、二日午後二時三十分庶務課長鹿野理事官に屬三名を付し、食糧輸送及救護の爲上京せしめ、同日以來縣廳幹部の夜勤を續け、九月十三日迄各課員より一名宛の徹夜勤務をなさしめたり。

（二）告諭及義捐金品　九月二日縣民に告諭を發し一般に周知せしめ又縣內重なる者發起人となり、義捐金品を募集することに決定し、直に各郡市長各警察署長縣立農學校長に通牒し、新聞に募集廣告を揭載し、左記の金品を募集す。

義捐金　貳拾五萬七千五百七拾七圓

寄贈品　參萬圓

（三）救援費支出　震災地に應急の食糧其他必要品を供給するに要する經費を支出する爲め、九月三日縣參事會を招集し左の件を可決せり。

一、一時借入金の件　大正十二年度に於て救濟品購買費に充つる爲金九拾萬圓の一時借入金を爲すこと。

一、大正十二年度青森縣歲入歲出追加豫算　救濟品購買費金九拾六萬七千六百六拾壹圓、縣收入取扱費金貳萬四千參百圓、計金九拾九萬千九百六拾壹圓の追加にして、購買品は主として白米藁工品鑵詰鹽干魚鑵切味噌醬油木炭馬鈴薯其の他とす。

一、大正十二年度青森縣歲入歲出追加豫算　特別救助救濟費金壹萬圓の追加。

（四）物資調達輸送及引渡　九月二日朝取敢へず、鑵詰、白米、繩、魚類、味噌、醬油、蠟燭、燐寸等を急送することゝし、是等關係商人と調達方法を定め、一方鐵道當局と交涉して敏速輸送の計畫を樹て、同日午後五時青森發客車便を以て鑵詰及蠟燭二車引續同夜白米其の他五車の發送を爲せり、然るに被害の狀況漸次判明し、且內務次官遞信次官社會局長官等より無線電信又は電信を以て、食糧品小屋掛材料急送の依頼を受くる等、引續き物資供給の必要を認め、午後汽車汽船に依り逐次發送し、其品目數量價格は、下記の通りにして、貨車百五十車客車便五車船舶六隻に達せり、物資の調達は急速を要するを以て、縣下各生產地より購買する遑なく、主として青森市內に於て信用資力確實なる

商人を指定して物資の蒐集を爲さしめ、馬鈴薯蒐集は主産地郡農會をして之に當らしめ、其他郡內より調達發送せり、東京に派遣せられたる廳野理事官一行及其後增派したる吏員は、田端に事務所を置き、到達船車を調査して急速に當局に引渡すことに努力せり、縣事務所は、東京市內の秩序回復を待ち、九月二十七日上野櫻木町に移し、十月十八日に至り之を閉鎖す。

品名數量を示し購入委託を受け發送したる物品調

種目	品名	數量	單價	價格	附記
小屋掛材料	並四分板	一四萬、〇〇〇坪	円 一・二二	一七、二四〇、〇〇〇	
〃	並六分板	五、三五〇坪	一・五二	七、三四六、〇〇〇	
〃	三寸角	四二、六六六本	一・一四	四八、九七六、九四二	
〃	三寸五分角	七七、六六六本	八〇〇	六二、一三三、六〇〇	
〃	中貫	九二、七五〇本	二九八	三四、八七五、〇〇〇	
〃	小貫	二一〇、六六六本	一九一	四〇、一九六、〇〇〇	
〃	目板	六、五三三本	二九九	一八、八二、〇〇〇	
〃	押板	四〇、〇〇〇枚	〇三九	一二、六〇、〇〇〇	
〃	板割	三三、三三三枚	四一〇	一三、六六六、八六〇	
〃	繩	三、〇一〇束	一〇〇	一、〇一〇、〇〇〇	
〃	蓙	九〇、〇〇〇束	一一〇	九、九〇〇、〇〇〇	
計				一四九、九四〇、四三五	
自動車用油	赤貝印揮發油	四〇〇缶	二・〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	五ガロン詰二缶入
〃	ソコニー印一號揮發油	五〇〃	一〇・八〇〇	五三五、〇〇〇	〃
〃	ソコニー印二號揮發油	五〇〃	九・八〇〇	四五五、〇〇〇	〃
〃	オート油双印モビール油	一〃	三一・〇八〇	三一・〇八〇	〃
〃	オート油双印エキストラビスコス	四〃	二六・五八〇	一〇六・三〇〇	〃
自動車用油	モビール油	一函	二五・二〇〇	二五・二〇〇	一ガロン詰十缶入
〃	A印モーターオイル	八〇〃	二四・九〇〇	一、九二〇、〇〇〇	五ガロン詰二缶入
〃	〃	一〇〃	二七・〇〇〇	二七〇、〇〇〇	一ガロン詰十缶入
〃	特第三號グリース	九八〇〃	一〇・一	一〇三、九四〇	九缶一組
〃	ギアコンパウンド	一一〇〃	三二六	三五、九六〇	一缶一組
〃	コンモングリーム	六〇〃	三〇八	一八、四八〇	一缶
〃	テキサコアリース	八七五	三〇一・三五〇	二六三、一二五、〇〇〇	二十五瓩入二十五瓩入
〃	キシライトグリース	五〇〃	八〇〇	四〇、〇〇〇	二缶一組
計				八〇、九四九、八五〇	
食糧品	馬鈴薯	六、〇五六俵	三・〇〇〇	一八、一六八、〇〇〇	
計				一八、一六八、〇〇〇	
合計				二〇六、一六九、三三五	

概括的に無線電信等に依り發送したるもの

種目	品名	數量	單價	價格	附記
食糧品	內地白米	一〇、〇〇〇俵	円 一六・一〇〇	一六二、〇〇〇、〇〇〇	
〃	鮭罐詰	六、五三八打	二・九五〇	一九、八八二、〇〇〇	
〃	鯖罐詰	二、〇〇〇〃	二・八〇〇	五、六〇〇、〇〇〇	
〃	鰯罐詰	一、二五〇〃	二・〇〇〇	二、五〇〇、〇〇〇	
〃	飴罐詰	一七、一〇〇〃	二・九三三	五〇、一六六、六〇〇	
〃	鹽鮭	二、九八〇貫	一・〇五八	三、一五九、〇〇〇	
〃	鹽鰤	一、二五〇〃	一・二八〇	一、六〇〇、〇〇〇	
〃	馬鈴薯	一、二五〇俵	一	一、二五〇、〇〇〇	
〃	味噌	八八〇樽	九・〇一〇	七、九二〇、〇〇〇	
〃	醬油	六八〇樽	六・三一〇	四、二八四、二〇〇	
〃	身欠鰊	八〇俵	一六・〇〇〇	一、二八〇、〇〇〇	

食糧品	干鱈	九六四貫	一・四〇〇	一、三四九・六〇〇	
〃	鹽鰤	三〇俵	二・五〇〇	四五〇・〇〇〇	
合計				二六五、〇九六・六〇〇	
小屋掛材料	繩	三、三〇〇綱	六・六二	二一、八四〇・〇〇〇	
〃	蓙	一、六八〇〃	七・四一〇	一二、四五二・八〇〇	
〃	苫	八三〇枚	百枚 一四・四一〇	一一四、〇〇〇	
〃	釘	三四〇〇	一〇・〇〇〇	三四〇、〇〇〇	
〃	並四分板	八、六二七・五九坪	一・四六二	一二、六〇〇・四四〇	
〃	貫	四〇〇〇枚	三三	一三二、〇〇〇	
〃	板割	三、四〇一坪	二・九六二	九、九五二・六〇〇	
〃	樽	三、四〇一本	三・〇〇〇	一〇、〇〇三・〇〇〇	
〃	小角	三、四〇八〃	二・一三	七、二四二・六四〇	
計				六六、九四二・六四〇	
燃料	木炭	一六、一七〇俵	一・三二一	二一、三四〇・三七〇	
〃	薪	二、四一〇束	十五束 三・八三〇	六八、六三〇	
計				二一、四〇八・〇〇〇	
雜品	鍋	三、八三五枚	一・〇一七	三、九二〇・二四〇	
〃	釜	二天五個	四・三一七	一、一二九・八四〇	
〃	杓子	三、三八本	一三三	四四九・四〇	
〃	白布	三、四〇〇本	—	六四三・〇〇〇	
〃	草履	四、四〇〇足	四八〇	二〇六、〇〇〇	
〃	鎌	四〇〇本	三六一	三六、一〇〇	
〃	蠟燭	一〇〇函	一、六四〇・〇〇〇	一、六四〇、〇〇〇	
〃	燐寸	一三一〃	一一・〇〇〇	一、四一二、〇〇〇	
計				一〇、一七九、二一〇	
合計				三六七、一八一、二五〇	

（五）救護班派遣　罹災地に於ては傷病者の救護治療は焦眉の急を要すと認め、日本赤十字社青森支部をして、急運嘱託醫縣衛生技師警部補巡査支部書記外看護婦十名にて第一班救護班を組織し、三日午前九時青森發にて出發せしめ、次で五日前同樣の組織に成る第二班を、九月十二日に第三班を出發せしめたり、又主として在京罹災縣人救護の爲め、六班の救護班を派遣せり。

救護班

團體名	種類	人員	出發月日	歸着月日	作業場所
青森縣第一救護班	縣技師警察官支部醫師書記看護婦	一〇名	九月三日	〃十三日	上野
同　第二班	〃	一五名	九月五日	〃十八日	日暮里
同　第三班	〃	四名	九月十二日	〃二十二日	〃
青森縣罹災者救護第一班	縣官吏縣會議員	四名	九月四日	〃二十二日	東京市
同　第二班	〃　新聞記者	三名	九月六日	〃十八日	〃
同　第三班	在鄉軍人	六〇名	九月七日	〃十八日	〃
同　第四班	醫師看護婦	一五名	九月十二日	〃二十四日	〃
同　第五班	在鄉軍人青森市民	一二名	九月十六日	〃二十九日	〃
同　第六班	縣會議員	二名	九月三十日	十月七日	〃

（六）應援警察官派遣　九月十八日警保局長よりの電命に依り、警部警部補各一名巡査部長四名巡査四十六名應援の爲め東京へ向け出發せしめたり。

（七）郡の活動　左の如し。

イ、東津輕郡　は、

1、義捐金募集　九月四日町村庶務主任會議を開き、義捐金品募集に關する協議會を開催、同五日各町村に募集豫定額を定め急速募集に努めたる結果、左記金品を得たり。

一金壹萬九千六百四拾五圓	一般義捐金
一金貳千五百參拾貳圓	寄贈品見積價格

2、食糧購入斡旋　縣の指導に從ひ、罹災者食糧供給の爲め、郡内馬鈴薯の生産地に郡書記産業技手を急派し、馬鈴薯二千八百六十八俵を購入し、災害地へ急送せり。

ロ、西津輕郡　は、

1、義捐金募集　郡は郡書記郡視學中より七人の臨時救濟係員を囑託し、寄附金の募集等に當き、各自分擔して愛國婦人會幹事部青年團等と連絡を取り、左記金額を募集す。

一金貳萬九百拾五圓	一般義捐金
一金壹千貳百圓	愛國婦人會幹事部募集
一金六百六拾六圓	小學校兒童
一金八百九拾五圓	官公吏教員在鄉軍人青年團
計　貳萬參千六百九拾七圓	

2、各團體の活動　木造町に於ては、臨時救濟會を設け、平素積立てせる基金を以て、罹災民に對し金員物品の貸與負傷者施療等をなせり、愛國婦人會支部に於ても、同樣救護に努め、共の他越水村は壹百圓の寄附金を得、本村出身在京者の死亡者負傷者等に金品を贈與したり、又五所川原驛及鶴田驛は、避難者の通過多きを以て、郡は北津輕郡長を通じて金壹百圓を兩驛所在町村に寄贈し、救護方を依頼す。

ハ、中津輕郡　は、

1、義捐金募集　九月六日義捐金に關し町村長會議を招集し、郡内各町村及學校職員兒童團體より寄附金を募集することに協議一決、直ちに募集に着手す、共の成績左の如し。

一金壹萬貳千九拾六圓	一般義捐金
一金五百七拾參圓	官公吏教員青年團婦人會

2、各團體の活動　中津輕郡帝國在鄉軍人聯合會は、救護團を組織し、團員中より三十一名を選拔し、副分會長指揮者となり、九月十四日弘前を出發上京し、翌日陸軍省に達す、團の任務は、芝浦救護團に編入せられ、專ら炊事に從事し、食料運搬を爲し、六日間命令の救援勞力に服し、九月二十一日其の任務を全ふして歸來せり。

ニ、南津輕郡　は、

1、義捐金募集　九月三日郡下町村長を郡役所に招集して、郡内篤志者より貳萬圓の義捐金を醵出することに協議し、募集金は八日縣へ送付したり、尙九月七日郡役所に愛國婦人會幹事會を開き、罹災者救護を協議し、郡内より二千個（内容壹圓）の慰問袋を寄贈することに決し、各町村委員と協力募集の結果、同月十七日千七百二十五個、同二十四日三百二十二個、合計二千四十七個の慰問袋を臨時震災救護事務局宛送付す、其後各町村より送付したる義捐金は縣廳に、寄贈品は臨時震災救護事務局に宛て、九月十五日より十一月二十一日迄に其の都度送付せり、其の金品總額左の如し。

一金貳萬參千七百五拾八圓	一般義捐金
一金貳千四百五拾九圓	官公吏學校職員兒童在鄉軍人
計貳萬六千貳百拾七圓	
一金貳千五百七拾四圓	白米外九品四千二十七點見積價格

2、震災避難者救護　郡内六ケ所に救護所を設けたるが、其の狀況左の如し。

救護所設置地名	開所閉所月日	救護人員	經費	施設團體名
川部驛	九月四日〃十八日	一、二五二名	六四圓	郡役所光田寺村
黒石町	九月七日〃二十日	一五〇名	四一圓	黒石町
大釋迦驛	九月九日〃十八日	六名	一七圓	大杉村
浪岡驛	九月八日〃十五日	六九名	九圓	浪岡村
石川驛	九月五日〃十日	三六名	八圓	石川町
大鰐驛	九月二日〃二十日	四四名	二〇圓	大鰐町

救護所設置地名	開所閉所月日	救護人員	經費	施設團體名
五所川原驛	九月五日十月二十日	七六三名	一六五圓	五所川原町
陸奥鶴田驛		一二〇名	六七圓	〃　鶴田村
板柳驛		五名	二圓	〃　板柳町

避難者救護に關し陸奥鐵道會社は、避難者に對しては無賃乘車を許し、社内に宿泊せしめ、旅費を給する等救護に盡力したり。

3、食糧其他輸送　縣命に依り、郡内二十三ケ町村に對し電報又は使を以て、二日間内に馬鈴薯一萬七千五百七貫を買收し、九月四日震災地に向け發送せり、其の他震災に鍋釜類缺乏して困難するを聞き、九月六日左の物品を發送せり。

鍋二百七十個	杓子二百七十個
五徳五十個	湯沸百個
此の見積價格貳百六拾貳圓	

ヘ、上北郡　は、

1、義捐金の募集　郡は、九月四日郡下十六町村に對し一萬五千圓の義捐金を割當て、急速其の募集に努め、各町村亦其旨を諒し、割當額以上の醵出に努力し、左記金品の寄附を得て夫々發送せり。

一金壹萬五千參百七拾六圓	一般義捐金
一金千六百五拾七圓	官公吏學校職員兒童青年團等
計壹萬七千參拾參圓	
一金貳千七百三拾九圓	被服其他木炭馬鈴薯白米等千八百八十三點見積價格

2、避難者救護施設　九月二日より陸續として東京より避難するもの、各列車毎に通過到達するを以て、之が救護の必要を認め、

郡内左記各驛に救護所を設置せしめ、之が救護に努めたり。

救護所設置地名	開所月日 閉所月日	救護人員	経費	施設團體名
野邊地驛	九月四日 〃二十一日	一、八四二名	五一六圓	野邊地町
古間木驛	九月五日 〃十八日	一四二名	二四〇圓	三本木町法奥澤村 四和村藤坂村三澤村六戸村
沼崎驛	九月五日 〃二十日	四七名	一九一圓	下田村
下田驛	九月五日 〃十二日	一〇八名	二五圓	七戸町浦野館村大深内村
乙供驛	九月五日 〃二十日	二三名	七二圓	甲地村
千曳驛	九月五日 〃十二日			

3、各團體の活動　郡愛國婦人會員は、一同献身義捐金の募集に努め、總額千百參拾參圓を募集し、上北水産會は、義捐金の外、煮干鰯四百斤價格百貳拾圓を醵出し、上北郡町村軍人分會亦義捐金四百四拾參圓を募集醵出せり。

4、七戸町及野邊地町救護團　七戸町は、町長町會議員代表一名在郷軍人青年團代表一名計四名を以て救護團を組織し、九月十日上京町出身罹災者を慰問し、一人當り參圓の慰問金を贈呈せり、共の人員百四十八名、共金額四百四拾圓を要せり、野邊地町は町會議員有志十四名を以て一團を組織し、上京町出身罹災者の慰問をなす。

5、委託輸送　郡は、縣の委託に依り、九月十日馬鈴薯千二百俵（一萬九千貫）を急速災害地へ向け發送せり。

ト、下北郡　は、

1、義捐金募集　九月五日郡内有力者三十三名を郡役所に集め、

義捐金の募集に付協議を遂げ、郡内より壹萬貳千圓醵出することに定め、郡吏員を各町村に派遣して町村吏員に應援せしめ、募集す、其結果金額壹萬四千參百五拾圓を得て、縣に送付せり、共他田名部町及大湊村は、義捐金の外馬鈴薯八百二十俵を寄め、臨時震災救護事務局へ送致せり。

2、救護所設置　田名部町大湊村に於ては、九月七日より十四日迄、同停車場構内に救護所を設置し、一般避難者に對して諸種の斡旋をなし、貧困のものに對しては旅費の給與其他無料宿泊等をなさしめたり、救護人員總數九十三人、此の費用金貳拾四圓。

チ、三戸郡　は、

1、義捐金募集　九月七日町村長を招集して義捐金募集を協議し學校役場青年團處女會等と連絡し、各方面に募集することに決し左記金品を募集し得たり。

一金貳萬九千四百四拾貳圓　一般義捐金
一金九百五拾四圓　官公吏員學校其他分
計參萬參百九拾七圓
一金七千七拾壹圓　寄贈品見積價格

2、避難者救護　郡内五驛に救護所を設け、鋭意之を救護す、即ち九月四日より同二十二日迄の間、尻内八戸湊鎭吉三戸の各驛に於て、附近各町村聯合して、郡役所の監督の下に役場員消防組員青年團等出動し、夜間通過の列車と雖構内に出場し、通過避難者に對して、辨當菓菓を供し、懇切に慰問をなし、十數日間終始一貫共の目的を貫徹せり、殊に尻内驛及八戸驛に於ては、八戸町婦人會及修養會の二團體合して一團となり、八戸町有志婦人團として救護を開始し、給與品として辨當、パン、手拭、仁丹、湯茶、波服、帽子、マッチ等を給す、費用全部は各自支出することゝし、

救護所設置地名	開所月日 閉所月日	救護人員	経費	施設團體名
尻内驛	九月四日 同二十三日	三、六二五名	一、三三八圓	三戸郡役所大南部武上長苗代村八戸有志婦人會
八戸驛	〃	一九〇名	一八〇圓	八戸町
湊驛	〃	九二名	一〇圓	小中野村
鋼吉驛	九月五日 〃十一日	一六名	二五圓	北川村
三戸驛	〃	一四四名	三一一圓	三戸郡向村平良崎村斗川村品崎村

3、食糧品輸送　縣の委託を受け、各町村より馬鈴薯を蒐集し、總計千貳百六十八俵を臨時震災事務局へ發送す。

4、各團體の活動　罹災者救護の目的を以て、八戸町助役同書記九月四日震災地に出張し、埼玉縣廳に於て縣救護班一行と事務打合をなし、原議輔を團長として團員六十六名を、九月五日震災地に向け、小石川區上富坂町に事務所を設けて、晝夜の別なく救護に從來したり。

下青森市

九月一日東京及近縣に渉る大震災の報達するや、市は食糧物資の供給を焦眉の急なりとし、九月五日直に市會を開きて罹災救恤義捐金壹萬圓を議決し、東京震災救護事務局宛即刻送金したり、其外九月五日十七日の二回に救護費として金五千圓を議決し、九月四日より救護事務を開始し、三十日を以て閉鎖す、共の概況左の如し。

1、避難者救護所　市は、青森驛前に急造バラックを設け、罹災避難者の休憩所に充て、炊事場を附屬せしめて、食糧供給の便を計る

眞實と懇切を旨とし、細心に救護に盡力したり。

と共に、臨時避難者救護所員を三組に編成し、市吏員を以て之に充て、各組交代して救護所に勤務し、日夜其事務に從事したり。

市民及他町村民にして市に歸來せるもの六百二十名、北海道方面に渡行のため市を通過したる者約一萬七千名あるが、市は避難者を一應停車場前の休憩所に收容し、傷病者は出張勤務せる醫員をして應急手當を施さしめ、尚避難者の全部殆ど飢渴を訴へ居る情況なるを以て、握飯を供給し、又市有志の寄附に係る飲食物其他日用品を給與し、汽車汽船の都合等により市に宿泊するものは、救護所及保育園等に無料宿泊せしめ、北海道渡行者には一々乘船場まで案内を附する等、其の救護に遺憾なきを期したり。

2、義捐金品　市の取扱に係る寄附金品左の如し。

一金四萬八千七百五拾壹圓五拾八錢
一衣類三千六百十點（價格參千七百五拾四圓九拾五錢）
一慰問袋九百〇三個（價格九百〇參圓）

3、罹災者調査　震災に罹り市に避難し居る者に就き、同年十二月十五日午前零時現在の調査をなしたり。

1、罹災者調査に關係せる調査人員

臨時避難者調査係長	一名
同　調査係	七名
同　調査員	十八名
合　計	二十六名

2、調査實施概況　市内を九區に區分し、調査員を各町に二名づゝ配置し、十一月六日各調査員其他を一堂に召集し、調査手續の打合を爲し、十一月七日より各區に渉り豫備調査を開始し、個人票及世帶票を各避難者に交付す、同時に豫備調査書を作製し、十一月十二日迄に調査係に提出せしめ、調査係は豫備調査書に就き一々共の整

否を檢し、尙罹災者には一定の不動文字を印刷せる葉書を交付し、十一月十五日迄に異動ある分を報告すべき旨を特に注意し置き、十一月十五日の本調査に萬遺算なきを期したり。

十一月十六日は、早朝より各調査員一齊に每戸罹災避難者に就き世帶票及個人票を取纏め、調査係は各票を整理分類して調査要計表を作製し、十一月二十六日各票を添付し、縣當局に送附の手續を爲したり。

3、罹災者要計表の摘要左の如し。

一、東京府罹災者數

死亡者七名、行衞不明者十八名、生存者六百七十六名。

二、神奈川縣

死亡者十三名、行衞不明者一名、生存者百八十四名。

三、靜岡縣

死亡者なし、行衞不明者なし、生存者十三名。

四、埼玉縣

死亡者なし、行衞不明者なし、生存者一名。

合　計　九百十七名。

第六件　山形縣の活動

上山形縣

第一、政府及罹災府縣希望救援

(一)食料品買上輸送　事件突發と同時に必然起るべき糧食米、建築用材等に關しては既に手配し置きたるに、九月二日政府より買上げ方電命あり、仍て直に庄內方面より玄米一萬三千七百三十二石を買ひ付け、內九百四十八石は玄米の儘にて、殘り一萬二千七百八十四石は、鶴岡、酒田、大山の精米業者に依頼し、精白の上九月三日より鶴岡、酒田、藤嶋、大山驛發を以て遞次積出し、同月二十六日全部の輸送を了す、共の代金合計五十萬八千三百五圓五十二錢四厘にして、共の積出內譯等左の通りなり、而して輸送の迅速確實を期する爲め、縣に土木課長をして山形運輸事務所と打合はせを爲さしめ、發驛着驛に吏員を派し、以て積出しの督勵並に輸送上連絡を執らしむ。

發送月日	發驛	着驛	石數	種別	備考
自九月三日 至九月八日	酒田	浦和	九四八・〇	玄米	
同	同	同	一、三八〇・〇	白米	
同	同	田端	九〇六・八	同	
同	同	隅田川	三八・〇	同	
同	鶴岡	浦和	一四二・四	同	
同	同	田端	二〇四・四	同	
同	羽前大山	同	七・六	同	
同	同	隅田川	九七・二	同	
自九月十一日 至九月十六日	鶴岡	同	四、八四九・六	同	
同	羽前大山	同	四、二五六・四	同	
同	藤島	同	一二九・六	同	
計			玄米　九四八・〇　白米　一二、〇一二・〇　（玄米　一二、七八四石を精白す）。		

更に政府の要求に基き、左記食料品、生活必需品を、縣內當業者より買上げ、食糧米同樣の方法を以て發送したり。

品名	數量	發送月日	備考
パン	二六、四五八袋	自九月三日 至九月五日	
ビスケット	九八貫	同	
鍋	五、一〇七個	九月十三日	
羽釜	四五八個	同	

大根味噌漬	三〇〇貫	九月十四日
湯沸	一、〇六〇個	同
バケツ	六三一個	同
ヤタラ漬	一、九八五貫	同
味醂漬	一、一五二貫	同
綿織物	一七、〇〇〇反	同
裏附草履	五、一〇〇足	同
下駄	二、八九九足	九月十五日
ヤタラ漬	二〇〇貫	同
大根味噌漬	五〇〇貫	同
菜切庖丁	三、〇〇〇挺	九月十八日
ヤタラ漬	五七六貫	同
下駄	一、六〇一足	九月二十二日
同	八八六足	九月二十五日

政府の要求に基き縣內に於て調達せる總救助品の價格は、前記食糧米五十萬八千三百餘圓の外、藥品、衞生材料一千七百圓、各種食糧品一萬四千七百四十五圓、木綿織物三萬三百八十三圓、救護材料一萬五千二百九十圓、合計五十七萬四百二十八圓なり。

(二)救護班派遣　同じく政府の要求に基き、醫師一名乃至二名、看護婦二名乃至三名、附添警察官一名及事務員、助手、人夫若干名等、凡て十名內外を以て組織する救護班十一箇班を編成し、九月四日、五日、夫々必要醫療用品携帶、罹災地に派遣し、何れも政府の指示したる神奈川縣新町長延寺、同橫濱市中村町縣立第二衞生試驗所跡に於て、患者の救療に從事したるが、各班通じて滯在延日數五十八日、取扱ひ救療患者延人員三千三百二十九人なり。

(三)醫療藥品及衞生材料輸送　九月四日內務省衞生局長の委託に基き、縣內に於ける當業者在庫品の二分の一に相當する左記醫療藥品及衞生材料を買ひ上げ、荷車三臺、人夫六名、警察官一名を附し、六日輸送したり。

種別	數量	種別	數量
鹽酸モルヒネ	七九瓦	カンフル注射液	一七一函
繃帶	五五九反	ブランデー	九八本
酒精	四〇砂	昇汞ガーゼ	二、一三〇反
昇汞錠	二八瓶	オキシフル	八二本
絆創膏	一七八本	硼酸軟膏	二七本
アキタミン	二八本	ガーゼ	四四九反
沃度丁幾	一六砂	沃度ホルム	四七瓦
石炭酸	四八砂	ガーゼ脫脂綿	五九六包
赤衞酒	一五本	油紙	一四函

(四)應援警察官派遣　政府よりの電命に依り、罹災地警備取締應援として、九月八日警部以下巡査通じて百十名を選拔派遣す、十月三日勤務を終へ一先歸縣し、九月三十日更に警部補以下巡査三十三名を派遣し、一ケ月滯在歸任す。

(五)警察官給與品輸送　巡査用夏服六十五着を警視廳に輸送せり。

(六)建築用材の輸送　震災の報に接すると同時に糧食米同樣手配し、縣內に於て丸太角材三萬七千七百五十一石、板二萬二千三百八十六間を準備す、然るに共の後震災地官公衞の都合上大部分必要なきに至りたるも、尙在京財團法人協調會よりの依頼に應じ、九月十六日、同十九日の二回に、木村九車、此の內譯樺太松三二〇石、杉材九三石、計四一三石を發送せり。

第二、縣自發應急施設

(一)關東震災救援委員設置　震災と同時に、知事は急遽內務、警察兩部長以下各課長を召集して救援に關する大體方針を協議決定し、左記

救援委員を設く。

關東震災救援委員

委員長　久米内務部長　副委員長　長非警察部長

庶務係長　知事官房主事兼學務課長　地方課長

會計係長　會計課長

情報通信係長　高等警察課長

救助品調達係長　商工課長　農務課長　耕地整理課長　衛生課長

救助品輸送係長　土木課長　保安課長

救護班係長　衛生課長

警備係長　警務課長

係員　當該課員九十六名

(二)通信連絡保持　震災に依り交通通信機關杜絶せる爲め、當初震災地實情を知悉し得ざりしより、救援上支障尠からざりしを以て、取敢へず栃木、埼玉、東京に警察官一名乃至三名を配置し、警察電話、電信、鐵道電話を利用し、刻々情況を報告せしめ、更に特別要急の場合は、當該配置員の往復を以て、情報機能の完備を期したり。

(三)義捐金品募集　九月二日縣所屬職員醵出の金三千六百四十圓五十四錢を取纏め、次で同日各郡市長を通じて汎く縣下一般に渉り義捐金品を募集したるに、同情裒然として集まり、申込總額實に三十六萬八千五百七十三圓十六錢五厘、此の內譯左の通りに達し、更に現金以外物品寄贈のもの少しとせず、仍て現金は凡て之を政府に致し、物品は政府又は縣出張所に送付し、夫々處置したり。

義捐金應募申込額調　(大正十二年十二月一日現在)

本廳內	六、八八三・五〇〇圓	一〇、二一四・八四五圓
東村山郡	二六、九四四・〇二〇	二五、四五九・九六〇
北村山郡	二九、五九四・五九〇	二〇、六九五・二七〇
南村山郡	一〇樽	九月八日
西村山郡	五樽	九月十日
最上郡	一〇俵	九月五日
飽海郡	一三五、八七四・〇〇〇	東田川郡　二六、五三五・〇二〇
西田川郡	三七、〇〇〇・四六〇	西置賜郡　一一、二七六・五六〇
東置賜郡	一二、五三〇・九八〇	南置賜郡　五、三五一・五五〇
山形市	一六、四七〇・九七〇	米澤市　一〇、六二四・九四〇
計	三七五、四五六・六六五	
外有價證券	額面　二、五〇〇圓	東置賜郡
同	一〇〇圓	飽海郡

其他物品寄贈は下記政府並に本縣出張所輸送調表に同じ。

寄贈品輸送調　(大正十二年十二月四日現在)終了

救護事務局へ送付したるもの

品名	數量	寄贈者又は取扱官公署名	發送月日
白米	一〇包	米澤市	九月五日
同	一五俵	〃	〃
混麵	四九函	〃	〃
味噌	一一函	〃	〃
鑵詰	九函	〃	〃
醬油	二一樽	〃	〃
燒麩	一函	〃	〃
玉葱	一函	〃	〃
菓子	一函	〃	〃
昆布	一俵	〃	〃
衣類	一五梱	〃	〃
雜品	一七梱	〃	〃
梅干	五五樽	南村山郡	〃
味噌	三樽	〃	〃
漬物	一〇樽	〃	〃
味噌	一〇樽	〃	〃
鮭	一〇俵	山邊佛教修養團	〃
梅干	二樽	〃	〃
味噌	一〇樽	〃	〃
漬物	三樽	米澤市	九月六日
白米	一三俵	〃	〃
雜品	五一函	〃	〃
器具	一函	〃	〃
漬物	四樽	〃	九月七日
雜品	九函	〃	〃
白米	一四六俵	宮內町	〃
味噌	五三樽	〃	〃
茄子漬	一〇樽	東置賜郡沖郷村	九月八日
澤庵漬	五樽	高畠寺	〃
奈良漬	五樽	四田川郡	九月十日
野菜味醂漬	四〇〇鑵	〃	〃
味噌	一〇〇貫	〃	〃
雜品	六八梱	米澤市	九月十一日
白米	二一三俵	飽海郡	〃
味噌	一一二樽	〃	〃
大根漬	一七樽	〃	〃
梅干	二六樽	〃	〃
醬油	二〇樽	〃	〃
味噌漬	四函	〃	〃
ビスケット	二函	〃	〃
燒麩	二函	〃	〃
鮭鑵詰	二函	〃	〃
若布	一函	〃	〃
眞綿	一包	〃	〃
蠟燭	一函	〃	〃
流直し紙	一〇〇帖	〃	〃
味噌	三樽	山邊佛教修養團	九月五日
漬物	三樽	米澤市	九月六日
白米	一三俵	〃	〃
雜品	五一函	〃	〃
器具	一函	〃	〃
漬物	四樽	〃	九月七日
雜品	九函	〃	〃
白米	一四六俵	宮內町	〃
味噌	五三樽	〃	〃
茄子漬	一〇樽	東置賜郡沖郷村	九月八日
澤庵漬	五樽	高畠寺	〃
奈良漬	五樽	四田川郡	九月十日
野菜味醂漬	四〇〇鑵	〃	〃
味噌	一〇〇貫	〃	〃
雜品	六八梱	米澤市	九月十一日
白米	二一三俵	飽海郡	〃
味噌	一一二樽	〃	〃
大根漬	一七樽	〃	〃
梅干	二六樽	〃	〃
醬油	二〇樽	〃	〃
味噌漬	四函	〃	〃
ビスケット	二函	〃	〃
燒麩	二函	〃	〃
鮭鑵詰	二函	〃	〃
若布	一函	〃	〃
眞綿	一包	〃	〃
蠟燭	一函	〃	〃
流直し紙	一〇〇帖	〃	〃
草鞋	一〇足	飽海郡	九月十一日
白米	四俵	米澤市	〃
同	二梱	〃	〃
漬物	一樽	〃	〃
雜品	五一函	〃	〃
器具	一函	〃	〃
漬物	二樽	〃	〃

白米	三俵	米澤市	九月二十二日	
味噌	一樽	〃	〃	
醬油	一樽	〃	〃	
雜品	一五個	〃	〃	
衣類	六個	〃	〃	
學用品	三六函	西村山郡	九月二十五日	
白米	一八六俵	西村山郡	九月二十五日	
同	一〇俵	東村山郡	〃	
同	一六七俵	飽海郡	〃	
餅白米	一個	〃	〃	
味噌	八樽	〃	〃	
醬油	二樽	〃	〃	
梅干	一樽	〃	〃	
杭	一個	〃	〃	
海綠	三樽	〃	〃	
下駄	二樽	〃	〃	
衣類	一〇樽	〃	〃	
白米	一三俵	東田川郡	〃	
味噌漬	一樽	〃	〃	
梅干	二樽	東田川郡	九月二十七日	
濱物	八樽	〃	〃	
白米	一〇七俵	最上郡	〃	
味噌	二〇樽	〃	〃	
梅干	一樽	〃	〃	
雜品	四個	〃	〃	
餅白米	二〇俵	北村山郡	〃	
外米	一五個	〃	〃	
白米	三三俵	西置賜郡	〃	
桐下駄	一函	〃	〃	
白米	二〇俵	南置賜郡	〃	
衣類雜品	一函	〃	〃	
白米	三五俵	東置賜郡	〃	
中繩	七個	〃	〃	
慰問袋及衣類雜品	一四個	〃	〃	
手拭	一個	東村山郡	〃	
白米	二二俵	西田川郡温海村	〃	
慰問袋	二函	長齡寺	〃	
麵木	三三〇本	東村山郡	十月一日	
被服食器其他雜品	二函	南村山郡	十一月十二日	
白米	四俵	北村山郡	〃	
醬油	五斗	〃	〃	
衣類	一個	山形市	十一月十七日	
味噌	四〇〇貫	〃	〃	
大黑ランプ	三個	〃	〃	
白米	一四石四斗	西田川郡	十一月二十二日	
疊	一〇〇枚	〃	〃	
古着類	一個	〃	〃	
慰問袋	四二個	西田川郡	十一月二十二日	
味噌	四〇貫	〃	〃	
白米	五五石六斗	〃	十一月二十三日	
醬油	一石	〃	〃	

寄贈品輸送調（大正十二年十二月四日現在）結了

本縣臨時出張所へ送付したるもの

品名	數量	寄贈者又は取扱官公署名	發送月日
白米	五〇〇俵	本縣臨時出張所	九月十二日
味噌	一二樽	酒田町より指定寄附 本間光彌	〃
味噌漬	一函	東村山郡	九月十九日
梅干	七樽	〃	〃
慰問袋	七函	〃	〃
味噌漬	四樽	南村山郡	〃
衣類	二〇個	山形市	〃
味噌	一樽	〃	〃

（四）臨時出張所開設　縣は前掲政府買上米其他の輸送引渡し事務の爲め、埼玉縣浦和町に臨時事務所を設け、九月六日更に左記規程の下に、東京市小石川區表町一〇九番地村山同鄉會內（本縣人の組織するもの）に出張所を、及東京市內七ケ所に相談所を設け、其の旨新聞廣告又は宣傳ビラを以て避難民に知らし、出張所に於ては、晝夜兼行を以て一般罹災者並に在京罹災縣民（傷病者に對しては特に臨床給與したり）に對し、指定寄附に係る白米二百石の內、一部無代施與、一部廉賣を爲す、外自動車三臺を使用して、本廳送附に係る寄贈品又は生活必需品を左記各方面に給與したるが、是等救護人員通じて一萬四千人以上、其の內譯左記の通りなり、尙一面本廳及縣下各郡市役所と連絡し、縣人安否調査（結果は都度山形市發刊新聞紙に揭載す）、人事相談事務を開始し、取扱事件通じて四千件以上、內譯左記の通りなり、其の後罹災地に於ける秩序漸く恢復の緒に就きたるを以て、十月二日出張所の規模を縮少し、縣人安否、人事相談の事務を繼續する外、前記指定寄附に係る白米の廉賣に依て得たる代金三千餘圓を以て、木綿一、〇〇〇反、鍬五〇〇挺、針五〇〇包、絲五〇〇把を購ひ、之を最も悲慘なる在京罹災縣民千百三十八名に給與し、十月三十一日を以て救護事務の大體を終了し、出張所を閉鎖せり、然して其の間出張所に於て取扱ひたる各種救護の成績は左の通りなり。

山形縣臨時出張所成績表

一、白米其他食糧品等を給與したるもの	一〇、九一六戶
一、反物衣類其他附屬品を給與したるもの	二、六七九人
一、毛布又は布團を給與したるもの	三七三人
一、旅費、營業資金其他金錢を給與したるもの	六〇人
計	一〇、九一六戶 三、一一二人

縣人消息調査

一、依頼に基き縣人消息の調査を爲したるもの	三九八件
一、依頼に依らず縣人消息の調査を爲したるもの	二、〇二九件
計	二、四二七件

人事相談

一、人事相談	一、六五六件

救護事務を取扱ひたる場所

本部	小石川區表町一〇九　山形縣臨時出張所
支部	日比谷公園幸門內　日比谷相談所
出張所	市外淀橋町柏木一六〇槙松良三方　淀橋相談所

出張所　本郷區西片町一〇市原卯之助方　本郷西片町相談所
同　同區根津八重垣町三七大貫庸次方　本郷根津相談所
同　同區駒込曙町二登坂小三郎方　麻布相談所
同　牛込區横寺町四九佐藤寛大方　牛込相談所
同　赤坂區青山南町六の八〇齋藤紀一方　青山相談所
同　芝區白金三光町二五〇川崎吉兵衛方　芝相談所

隨所出張配給場所

日時　方面

九月二十四日　深川猿江小學校方面
同　淺草觀音堂
同　二十五日　淺草富士小學校並に瓦斯會社附近
同　上野公園
同　二十六日　横濱市
同　二十七日　芝公園増上寺
同　二十八日　本所、深川、龜戸方面
同　二十九日　深川岩崎公園
同　三十日　淺草公園並に下谷區龍泉寺方面

山形縣臨時出張所設置規定

一、罹災者救援救護ノ爲メ山形縣臨時出張所ヲ東京市小石川區表町百九番地村山同郷會内ニ設ケ支所ヲ田端驛附近ニ置ク。

一、罹災者ノ救護ノ不取敢赤十字社山形支部及山形市ノ救護班ヲシテ之ニ當ラシムル後續ノ救護班アルトキハ合置ス。

一、救援ノ白米、味噌、醬油、漬物及其ノ他ノ食料竝日常必需品ノ給付竝實費分讓ニ依ル。

一、前項ノ事業ハ米澤有爲會、村山同郷會、莊内館及最上育英會東京支部ノ協力ヲ受ケテ遺漏ナキヲ期ス。

一、尙縣内出身罹災者ノ避難狀況ハ前記四會ヲ通シテ急速調査シ縣内新聞紙ヲ通シテ發表シ且關係者ニ通知ス。

一、出張所ニハ自動車三輛ヲ配屬シ運輸ノ敏速ヲ計リ田端支所ニハ荷車三輛ヲ配屬シ（縣ニ於テ一時借リ入ルルカ縣有ノ内都合シテ持參ノコト）適宜ノ人夫ヲ山形ヨリ採用シ運搬使走ニ當ラシム。

一、事務所長　内務部長

事務委員　常任　三人　臨時適宜

田端支所　事務委員　常任　二人

一、事務所開始期間ハ先ツ以テ一箇月ト見込ミ機宜ニ從ヒ短伸ス。

一、事務所ノ開始ハ各新聞ニ之ヲ報シ東京市内五十箇所内外ニ高札ヲ以テ周知ヲ計ルノ外四會ヲ通シテ縣出身者ニモ之ヲ普及ス。

一、高札

一、罹災者ノ醫療救護及食料品ノ給付竝實費分讓ノ爲メ設置セルモノニ付無御遠慮御來所アリ度シ。

山形臨時縣出張所

一、米澤有爲會、村山同郷會、莊内館、最上育英會及縣下出身諸君ノ特別ナル援助ニ依リ之カ普及ヲ望ム。

一、四同郷會ヨリハ相談役トシテ一會七名宛ノ推薦援助ヲ得度シ在京代議士ハ同シク相談役ヲ依囑スルモノトス。

一、本件ニ就テハ宇佐美府知事ハ顧ル賛同セラレタルカ決定ノ上ハ更ニ報告シ尙警察署、區役所、鐵道關係、通信官署等ニモ充分ノ諒解ヲ得援助ヲ受クルコト。

一、山形縣臨時出張所ニ左ノ係ヲ置ク。

一、庶務係

▼記錄及ヒ諸通報ニ關スル事項。
▼縣出身在京者ノ安否調査ニ關スル事項。
▼其他各係ニ屬セサル事項。

百九番地　東京市小石川區表町　村山同郷會内

一、物品配給係

▼縣其他ヨリ輸送ノ物品受授ニ關スル事項。
▼罹災者ニ物品配給ニ關スル事項。

一、經理係

▼物品ノ購入ニ關スル事項。
▼人夫、荷車、自動車等ノ調達ニ關スル事項。
▼金錢ノ出納ニ關スル事項。
▼出張所員ノ賄ニ關スル事項。

一、慰問係

▼罹災者、患者等ノ慰問ニ關スル事項。
▼罹災者ノ救容ニ關スル事項。

（五）告諭　震災ニ際シ應急縣ノ執リタル處置ノ大要ヲ縣下一般ニ知ラシムルト同時ニ、一面未曾有ノ異變ニ處スヘキ縣民ノ擧措ニ關シ、縣知事ハ九月十日左記告諭ヲ發ス。

山形縣告諭第一號

今次ノ關東地方ニ於ケル震災ハ、實ニ空前ノ慘害ニシテ皆ニ倒潰燒失家屋多數且ツ死傷ノ夥シキノミナラス、殃疫之ニ伴ヒ酸鼻ノ極寔ニ名狀スヘカラス。

曩クモ　聖上ニ於カセラレテハ、痛ク御軫念在ラセラレ、救恤ノ御思召ヲ以テ御内帑金一千萬圓ヲ下賜セラレ給ヒ、又　攝政宮殿下ニハ恐レ多クモ猛火ノ裡ニ留マラセラレ、具サニ慘狀ヲ親覽シ、擧國一致協力シテ時宜應急ノ措置ヲ講スヘキ旨宣ハセ給フ、聖恩ノ優渥ナル誠ニ恐懼ニ堪ヘサルナリ。

政府ニ於テハ、直ニ臨時震災救護事務局ヲ設ケ、豫備費九百五拾萬圓ヲ支出スル外、非常徴發令其他ヲ公布シテ、應急措置ヲ執リ、一方戒嚴令ヲ布キテ保安ノ維持ニ力メ、更ニ内閣總理大臣ハ如上　聖旨ノ存スル所ヲ奉體シ、戮力以テ　御沙汰ノ貫徹ヲ期スヘキ旨一般官民ニ諭示セラル。

本官ハ震災ノ報ニ接スルヤ、直ニ部下ヲ罹災地ニ派遣シテ其ノ實狀ヲ視察セシメタル結果、政府特設臨時震災救護事務局ノ要求ニ基キ、糧米ヲ移送シ、衛生救護班ヲ派遣シ、亞イテ縣下一般ニ對シ義捐金ヲ募リ、得タル資金ヲ以テ各種生活必需品ヲ購入シ、一面政府ヲ通シ、之ヲ關係地方ノ罹災者ニ致スト同時ニ、他面災害關係地ニ設ケタル本縣出張所ニ於テモ、亦罹災者救護ノ途ヲ講シタルカ、更ニ本縣人ノ組織スル團體ニシテ、罹災民ノ救助ニ活動シ居ルモノヲ助成スヘク計畫シ、或ハ縣内來往ノ罹災者ニ對シ、救濟ノ實ヲ擧クヘク、若干金ヲ各郡市ニ配當シ、其ノ費途ヲ郡市長ニ一任スル等、政府ノ施設ト兩々相俟チ、全力ヲ擧ケテ應急救濟ノ事ニ當リツヽアリト雖モ、尙ホ方策ニ於テ盡サヽルモノアルヲ保シ難キニ付、夫等ハ縣民各自ノ個人的活躍ニ據ツテ救濟ノ完璧ヲ期セムトス。

幸ニシテ先ツ縣内ノ義捐金ハ、縣民ノ熱誠ナル義俠心ト急ヲ救フ底ノ同情トニ依リ、募集ニ着手後幾何ナラスシテ相當ノ額ニ達シ、爾來日ヲ逐フテ增額ヲ見ツヽアルハ、本縣ノ救濟計畫ヲ完成セシムルノ基調ニシテ邦家ノ爲メ同慶ニ堪ヘサルナリ、更ニ縣下各地就中沿道各驛ニ於テハ、下車又ハ通過ノ罹災者ニ對シ、救護ノ實ヲ擧クヘク、團體トシテ、又個人トシテ、競フテ相當方法ヲ講シツヽアルハ、寔ニ同胞ニ對スル慈愛ノ發露ニ外ナラス。

惟フニ、今回ノ如キ未曾有ノ震災ニ際シテハ、縣民カ全力ヲ傾注シテ、精神的ニ將亦物質的ニ罹災民救護ノ任ニ膺ルヘキハ人道上當然ノ義務ニシテ、社會連帶責任ノ本義亦玆ニ存スヘキハ敢テ贅言ヲ要セサル所ナルヲ以テ、例令救護カ將來多少長日月ニ渉ルコトアリト雖モ、當初ノ意氣ヲ喪ハスシテ、終始更ラス首尾一貫以テ救濟ノコトニ當ルヲ要ス。

蓋シ一旦公事ニ當ルヤ眞摯且ツ徹底的ナルハ、本縣人ノ氣質ニシテ、他ニ多ク類例ヲ見サル美風ナルヲ以テ此際ニ處シ本縣人ノ氣慨ト意氣ヲ發揚サレムコトヲ望ムヤ最モ切ナルモノアリ。

災害ニ伴ヒ一時物資ノ需用劇增スルニ乘シテ不當ニ共ノ價格ヲ騰メ或ハ日用必需品ノ賣惜ミ、又ハ買ヒ占メヲ爲シ利益ヲ壟斷セムトスルカ如キ者アラハ、之レ將ニ罹災民困厄ノ度ヲ愈ゝ深刻ナラシムルノミナラス、同時ニ縣民ノ生計ヲ脅威スルモノニシテ、人道上默許スヘカラサル害惡ナリトス、曩ニ政府ヨリ發布セラレタル非常徵發令又ハ暴利取締令モ畢竟此ノ趣旨ヨリ出テタルモノナルコト勿論ナルカ、本官ハ縣民ノ氣質ト多年培ハレタル公德心ノ厚キニ信賴シ、縣內ニ於テハ如斯强制ノ方法ニ據ルコトナク、圓滿ニ物資集散需給ノ行ハル、コトヲ深ク信スルモノナリ、今ヤ秩序漸ク恢復シ、救援ノ實着々トシテ擧リツヽアリト雖モ、尙ホ今後幾多ノ施設ヲ要スルモノアルノ秋ニ當リ、人心動モスレハ輕信輕躁ニ趨リ、世人ヲシテ徒ニ危惧ノ念ヲ懷カシムルカ如キ、流言巷間ニ流布セラレ、爲ニ民心ニ動搖ヲ來サムトスルモノアルハ眞ニ浩嘆ニ堪ヘサル所ナリトス、勿論各自ノ注意警戒ハ平素ニ於テモ必要ナリト雖モ、此際特ニ不安ノ念ニ驅ラレ輕擧盲動ヲ敢テシ、一部同胞ニ對シ徒ニ脅威ヲ與フルカ如キコトアランカ、延テハ將來ノ國策上ニ影響ヲ及スコトナキヲ保シ難キヲ以テ、是等流言蜚語ニ對シテハ宜シク平靜愼重ノ態度ヲ持シ、徐ニ時局ノ展開ニ處セサルヘカラス、殊ニ不逞ノ徒ニ對スル警戒ノ如キモ、外形的活動ニ依リテノミ共ノ目的ヲ達成スヘキニアラス、寧ロ透徹セル警察施設ノ微妙ナル發動ニ俟ツヘキモノ多シ、徒ニ力ヲ以テ力ニ當リ却テ無辜ノ良民ヲ傷ツクルカ如キハ、斷シテ之ヲ認容スヘキモノニアラス。

要之、今回ノ災害ハ、共ノ範圍廣汎ニシテ、共ノ影響ノ波及スル處極メテ深刻ナルヲ以テ、擧國一致以テ之レカ救濟ニ當ルニ非ラサレハ、共ノ回復容易ナラサルモノアルヘシ、依テ縣ニ於テハ全幅ノ力ヲ致シ、之レカ救護ニ當ルヘキハ勿論ナリト雖モ、縣民各自ニ於テモ亦此際特ニ高處大局ヨリ事象ヲ考察シ、人道ノ大義ト國家的見地ニ立脚シテ己レヲ持シ、以テ國家社會ニ對スル率公ノ誠ヲ盡サレムコトヲ望ム。

大正十二年九月十日　　山形縣知事　縣　忍

(六)震災救援費追加豫算　震災救援事務に伴ひ當然に生ずべき經費鉤からざるも、當時秩序的に款項節目を設けて計上するの遑なく、已むを得ず歲入を繰越金に求め、歲出豫備費に五萬圓を追加すべく、九月十一日の縣參事會に提出、同日決議を經たり。

(七)沿道各驛救護　避難民の縣下通過又は下車に際し、之が慰問と傷病者に對する手當に關し、關係市町村又は各種團體若くは個人に於て、列車到着毎に各驛に出迎へ、晝夜兼行之に從事し、更に一層救濟の實を擧ぐるため、縣費より五千九百圓を各郡市長に配布し、費途は之を郡市長に一任したり。

縣下沿道各驛避難民救護

郡市	給與金品等の價格	給與延人員	救護主體團體等
山形市	六、三七六圓	一一、一〇三人	郡市役所、町村役場、青年團、婦人會、赤十字社、軍人會、其他特志者等
南村山郡	六五三	六、八三六 同	
東村山郡	一、二四〇	一八、八八〇 同	
西村山郡	二二八	七三三 同	
北村山郡	一、四九一	九、八〇〇 同	
最上郡	九〇〇	一一、一〇一 同	
米澤市	一、一二一	六、三七四 同	
南置賜郡	五二三	五、四六五 同	
東置賜郡	五三二	一七、六五六 同	
西置賜郡	二七六	二、〇四五 同	
東田川郡	四四九	三、二三九 同	
西田川郡	三、〇二三	六四六 同	
飽海郡	三九二	二、〇三九 同	
合計	一七、二〇四	九五、九一七	

備考(本表總價額中には縣より郡市長に配付したる縣費五千九百圓を含む)

(八)罹災生徒轉入學許可　罹災地に於ける中等學校生徒中、縣出身者にして差當り學習の方途に惑ふもの四十九名に對し、縣下各中等學校に轉入學又は假編入を許したり。

(九)慰問袋、教科書募集　九月十一日縣下各郡市長及縣立各學校長を通じて縣內諸學校生徒、青年團並に處女會員に對し、罹災生徒に頒與すべき慰問袋を募集し、日用必需品等を內容とする一袋單價五十錢內外のもの二萬袋以上、此の內譯左記の外に、慰問袋代として現金八百六十八圓九十五錢纏りたるを以て、直に文部省を經て之を橫濱市罹災者に分與したり、更に罹災者子弟救濟の一助として、九月十一日各郡市長を通じ、縣下各地方に於ける書籍店、文具商及一般有志者より教科書其他學用品の寄附方募集し、左記應募を得、直に文部省を經て夫夫頒與したり。

慰問袋應募調

實業補習學校	五〇袋	師範學校	一六九袋
教員養成所	四五五〃	宮內實科高等女學校	二一六〃
山形高等女學校	一四一〃	山形工業學校	一八八〃
女子師範學校	六七五〃	米澤中學校	四〇六〃
米澤工業學校	五八七〃	酒田中學校	二一九〃
山形中學校	三二〇袋	寒河江中學校	二八六袋
鶴岡中學校	五〇五〃	鶴岡高等女學校	五三〇〃
長井中學校	四五〇〃	新庄實科高等女學校	二八三〃
米澤高等女學校	一四三〃	鶴岡工業學校	二八五〃
酒田高等女學校	七〇〃	庄內農學校	一八八〃
鶴岡實科高等女學校	一六一〃	東置賜郡	三、〇一〇〃
村山農學校	四〇一〃	南村山郡	六九四〃
置賜農學校	一、三二二〃	西村山郡	一五〇〃
山形市	三、三四四〃	最上郡	二、六〇六〃
東村山郡	二六五〃	南置賜郡	一、五六九〃
北村山郡	六二八〃	東田川郡	四、一二七〃
米澤市	一、三一二〃	飽海郡	六六一〃
西置賜郡	二六、四一六〃		
西田川郡			
計	外に慰問袋代として四田川郡より現金八百六十八圓九十五錢の寄贈ありたり。		

教科書等の應募調

山形市	教科書及日用品		八、五四六點
西村山郡	教科書		一〇七冊
北村山郡	半紙		一〇〇帖
米澤市	教科書及學用品木箱入		三六個
東置賜郡	同		二三個
西置賜郡	雜記帳		九、〇〇〇冊
東田川郡	教科書		八七二冊
西田川郡	教科書及學用品		五九〇點
飽海郡	教科書		四三冊

(一〇)郡市長會議　震災救援事務に關し九月十八日郡市長を召集し、左記訓示後各般の救援事務を打ち合せ、並に縣內產業政策等に就て協議を爲したり。

都市長會議に於ける縣知事訓示要旨（大正十二年九月十八日）

本年六月各位ノ會同ヲ催シ、今亦重ネテ各位ノ來集ヲ煩ハシタルハ、今回不測ノ變災ニ遭遇シ、是カ對策ニ就キ、政府ノ意圖ヲ傳達シ、併セテ縣ノ措置ニ關シ一層各位ノ考慮ヲ煩ハサンカ爲ナリ。

今次關東地方ニ於ケル震災ハ、我國有史以來ノ大異變ニシテ、强震ニ次クニ祝融ノ災ヲ以テシ、是カ爲人命財寶ノ滅失シタルモノ其ノ幾何ナルヲ知ラス、京濱一帶ノ市邑忽チニシテ焦土ト化シ、酸鼻ノ極寔ニ正視スルニ忍ヒサルモノアリ、

長クモ　天皇陛下ニハ、痛ク宸襟ヲ惱マサセラレ、最ニハ御內帑金ノ下賜セラルヽ等アリ、更ニ今回恐レ多クモ　詔書ヲ煥發セラレ、大震災ニ處シ、協力一致、以テ時宜適切ノ措置ヲ講シ、善後劃經營萬遂算ナキヲ期スヘキ旨宣ハセ給フ聖慮寔ニ恐懼ニ堪ヘサルナリ。

政府ハ急遽臨時震災救護事務局ヲ設ケテ各種時宜ノ措置ヲ講シツヽアリ、本縣亦政府ノ方針ヲ體シ、相策應シ、萬般ニ亘リ是カ救援ノ途ヲ盡シツヽアルハ、這般本縣告諭ヲ以テ發布シタル處ニシテ、各位ノ既ニ了知セラルヽ處ト信ス、各位亦本縣ノ意ヲ體シ、或ハ進ンテ救護ノ事ニ當リ、施設其ノ宜敷ヲ得タルハ、其ノ勞ヲ深ク多トスル所ナリ、然レトモ是等ハ暴寒スルニ一時的ノ措置タルニ過キス今ヤ救援ニ關シ事ノ急務ニ屬スルモノハ之ト其ノ施設ヲ了シタリト雖、特ニ夥ラントスル罹策ニ至リテハ、前途尙遼遠ニシテ多々益々繁キモノアルヲ信ス。

惟フニ今回ノ震災ハ、其ノ影響スル所ノ範圍極メテ廣汎ニシテ、文教產業經濟ヲ始メ凡ユル方面ニ波及シ、而モ深刻ヲ極ムルヲ以テ、擧國一致ノ協力ニ俟ツニアラサレハ復舊ハ蓋シ容易ノ業ニアラサルヘシ。

殊ニ震災地ト密接ノ關係アル東北地方ニ於テハ、一層切實ニ感スルモノアリ、本縣ニ於テモ金融、製絲、蠶業、輸出織物等、經濟產業ニ及ホシタル影響甚少ニアラス、今ヤ縣ニ於テハ極力之カ對策ニ努メツヽアリ、各位ニ於テモ、克ク當事者ヲ指導シ、新業ノ榮ラントスル不安ヲ除キ、是カ發達ノ阻害ヲ除却スルニ努メサルヘカラス、而シテ一面又一般民衆ニ對シテハ、徒ニ輕佻浮華ヲ戒メ、勤儉力行ノ美風ヲ助長涵養シ、益健實ナル縣民性ノ發揚ニ努メラルヘク、又罹災者ノ爲ニ職業ノ紹介ヲ爲シ、勞働需給ノ圓滑ヲ計リ、以テ事業ノ發達ヲ促シ更ニ災害ニ伴ヒ一時物資ノ需用激增スルニ乘シ不當ニ其ノ價格ヲ高メ、或ハ日常必需品ノ賣借ヲ又ハ買占メヲ爲シ、剩益ヲ壟斷セントスルモノニ對シテハ、克ク其ノ非ヲ論シ、反省ヲ促シ、以テ物資ノ供給ヲ圓滑ナラシムルニ留意スルヲ要ス。

其ノ他時局ノ齎ス處、今後事相ノ推移著シキモノアルヘキヲ以テ、深甚ノ注意ヲ拂フト同時ニ、是ニ對應シテ將來施設計畫ヲ要スヘキコトニ就キテハ、凡テ機先ヲ制スルノ用意ト努力ヲ拂ハサルヘカラス。

今ヤ罹災地ニ於ケル秩序ノ漸次恢復ノ緖ニ就キツヽアルモ、尙ホ民心ノ動搖セル間隙ニ乘シ、浸ニ流言蜚語ヲ爲シ、脅威ヲ與フルカ如キ者アランカ、獨リ人心ノ安定ヲ妨クルノミナラス、延テ將來國家ノ大策ニ影響スヘキヲ以テ最モ戒心ヲ要ス。

各位ハ縣會議員選擧事務其ノ他重大ナル案件ヲ目睫ニ控ヘ、更ニ今回ノ災厄ニ際會シ一層實任ノ重且ツ大ナルヲ加フ、宜シク平靜愼重ノ態度ヲ以テ一般ヲ指導シ、圓運ノ進展ヲ阻害セシメサルト同時ニ、目下ノ時局ニ處シ、本縣ノ實情ニ鑑ミ其ノ施措ヲ誤ラサラムコトヲ望ム。

（一一）日用必需品廉賣計劃　救濟の一端として縣物產中の日用品廉價販賣を東京市に於て爲すべく計劃す、たま〳〵山形市並に山形商業會議所亦同樣の企圖あり、乃ち合同施設の協議を重ね、一方郡市長會議に諮り、之が具體案を定めたるに、其の後農商務省より、本施設は其の趣旨に於て可なるも、結果は罹災地に於ける小賣商人を壓迫することとなるに依り差控へられたき旨の希望あり、計劃を中止し、代るべき方策を講ずべく凝議の結果、縣出身罹災者に生業を得せしめ、傍ら一般罹災者に日用必需品の廉價供給を目的としたる左記山形縣罹災者後援會を組織することゝなり、之が賣店を十月十八日東京市に開き、

縣は補助金五千三百圓を交付したり。

山形縣罹災者後援會會則

第一條　本會ハ山形縣罹災者後援會ト稱シ、其ノ事務所ヲ山形商業會議所ニ置ク。

第二條　本會ハ山形縣出身罹災者ニシテ引續キ東京在住ヲ繼續セムトスル者ニ對シ、山形縣產物資ヲ供シ販賣ヲナサシメ、生活安定ノ基礎ヲ開ク便宜ヲ計リ、併テ一般罹災者ニ對シ廉價ニ物資ヲ販賣スルヲ以テ目的トス。

第三條　本會ハ本縣出身罹災者ニシテ、左記事項ニ該當スル者ヨリ之ヲ詮衡シ後援スルモノトス、但シ本縣出身者ニ在ラサルモ、特ニ本縣產物資ノ販賣ヲナサムトスル者ニ對シテハ、其ノ便宜ヲ取計フコトアルヘシ。

一、信用確實ニシテ東京市內居住ノ本縣出身者又ハ本縣內ニ居住者二名以上ノ保證アル者。

一、商業殊ニ小賣業ニ經驗アル者。

第四條　本會ハ本會ノ後援ヲ受クル者ニ對シ生業タル物資ノ供給ヲ計ルノ外、營業所ヲ貸付スルコトアルヘシ。

第五條　本會ノ承認ヲ得タル者ハ、營業所內ニ其ノ家族ヲ住居セシムルコトヲ得。

第六條　本會ノ供給スル物資ノ價格ハ凡テ卸値以下トス。

第七條　本會ノ後援ヲ受クル者ハ、本會ノ經營ヲ體シ誠實其ノ業ニ從ヒ、薄利ヲ以テ供給物資ノ販賣ニ從事スルモノトス。

第八條　本會ニハ左ノ役職員ヲ置ク。

會　長　一名　副會長　二名　評議員　若干名　事務委員　若干名

會長ハ、會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス、副會長ハ會長ヲ補佐シ、會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス。

評議員ハ、評議員會ニ出席シ、重要ノ案件ヲ審議評決ス。

事務委員ハ、上司ノ命ヲ受ケ、庶務會計等ノ事務ヲ掌理ス。

第九條　本會ニ顧問若干名ヲ置ク。

顧問ハ會長ニ於テ適當ト認メタルモノニ對シ會長之ヲ囑託ス。

第十條　本會ノ後援細則ハ別ニ之ヲ定ム。

第十一條　本會ノ事業ハ其ノ成績ニ鑑ミ繼續ヲナスコトアルヘシ。

山形縣罹災者後援會收支豫算

收入の部

一金八千參百圓

內譯

金五千參百圓　縣補助金

金參千圓　市補助金

支出の部

一金八千參百圓

內譯

金參千六百七拾五圓九拾錢　營繕費

バラック間口三間奥行十八間建設費參千百七拾圓同機械器具費五百五圓九拾錢

金貳千九百四拾圓八拾八錢　通信運搬費

バラック建設用材二十六噸、出品物二百噸、壹噸に付運賃宇額參圓八拾八錢、計八百七拾六圓八拾八錢、倉出積卸日比谷公園並籠盛諸掛り壹噸に付九圓計貳千參拾四圓通信費參拾圓

金百圓　什器費

事務所用寢具炊事用具其他

金百四拾圓　印刷費

出品目錄、小札、寒帽用紙七拾圓、ポスターピラ印刷費七拾圓

金貳拾五圓　消耗費

半紙、西洋半紙其他

金參百貳拾圓　旅費

役員出張手當一人に付四拾圓づゝ八人分

金參　百　圓　　俸　　給
事務員一人月額九拾圓二ヶ月分百八拾圓、傭丁一人金貳拾六圓二ヶ月分百貳拾圓
金百四拾七圓四拾錢　　雜　　給
手傳圖書人十八三等往復汽車賃八拾七圓四拾錢、食費五日分一人一日壹圓貳拾錢づゝ六拾圓
金參　百　圓　　雜　　費
準備集會費、看板其他の諸雜費
金參百五拾四八拾貳錢　　臨　時　費　以　上

（一二）金融に關する措置　關東地方の震災は、延て縣重要物産の取引上に甚大なる影響を及ぼし、取引貨物の被害亦尠少ならず、加之是等重要物産中繭、生絲、織物、米に對する金融は、極度に梗塞したる結果、縣下當業者の困憊容易ならざるものあり、由々敷問題を惹起するやも保し難きを以て、熟議の結果、先づ內務部長を福島市に出張せしめ、日本銀行福島支店長に面議し、本問題の解決に關し、擔保品種の擴張、並に擔保品價額の引上、其他に關し諒解を得たり。

而して縣下織物就中輸出羽二重に至りては、取引地橫濱市の災害に伴ひ著しき影響を蒙りたるを以て、主產地西田川郡鶴岡町所在各銀行頭取並に支店長を、又內地向織物に關しては山形市所在兩羽銀行頭取・

（參考）震災避難民職業別人員表　（九月三十日現在）

種別 / 男女別	學生 大學專門學校	學生 中等學校	學生 小學校	農	工	商	職工	勞働者	其他	無職業	計
男	七五	一六三	一七四	一七	一八三	五七〇	五六八	一三	九九	二〇	一五	一四四	六九四	四一五	三、一五〇
女	二	四七	一三三	六	一二四	三二九	三六七	三	—	—	—	一〇〇	七六九	八〇一	二、六八一
計	七七	二一〇	三〇七	二三	三〇七	八九九	九三五	一六	九九	二〇	一五	二四四	一、四六三	一、二一六	五、八三一

備考　右表中學生以外は家族女性並女工を含む。

第三、警察取締

人心動搖の防止、流言蜚語の取締、暴利取締、鮮人の保護警戒、列車內移動警察、停車場に於ける取締、其他警察取締に關し、各警察官署長を督し、極力勵行したる結果、比較的靜穩にして、幾に左記事故ありたるのみなり。

震災地方面より貴金屬其他を窃取又は橫領したるを檢擧せるもの

件數	被害額	賍物發見價額
物盜　一三	三、七一七、五〇〇	三、七一一、六六〇
橫領　二		

流言蜚語取締成績

刑事訴追に附したるもの	警察犯處罰令に處分せるもの
一	一

暴利取締成績

刑事訴追に附したるもの	說諭に止めたるもの
一	三九

其他警察官署が避難に對し職業を紹介せるもの八五件ありたり。

第四、各種團體活動

避難民歸鄉の途中、縣下各驛を通過又は下車したる者に對し、關係市町村並に各種團體若くは個人に於て、極力救濟方法を講じたるが、團體として震災地に出動し、又は特に著しき活動を爲したるものを擧ぐれば左の如し。

（一）青年團　縣聯合青年團の名を以て各郡市青年團に對し、震災救援

率仕方募集し、先づ一箇班四十名を以て組織するもの十班を編成し、九月二十日より十月三十日に至る間に、郡視學附添ひ、遞次罹災地に出發せしめ、東京市、文部省と協議し、帝國大學、博物館、傳染病研究所、航空研究所、農科大學等の燒跡、若くは震災後の整理に從事し、特に農科大學に於ては、率仕事務の餘暇を以て、同大學教授より家畜事業、青年の精神修養等に付き講話を受けたり。

其の間別働隊として三十名の青年團員は、東京に於ける縣臨時出張所に所屬し、救助品配給、縣人消息調査等の用務に從事したり。

青年團派遣表

區分	郡名	出發月日	率仕期間	歸鄉月日	人員
第一班	飽海郡	九月二十日	自九月二十一日 至同二十五日	九月二十六日	四〇
第二班	南置賜郡	九月二十五日	自同二十六日 至同三十日	十月一日	四〇
第三班	最上郡	九月三十日	自十月一日 至同五日	十月六日	四〇
第四班	東田川郡	十月五日	自同六日 至同十日	十月十一日	四〇
第五班	西置賜郡	十月十日	自同十一日 至同十五日	十月十六日	四〇
第六班	北村山郡	十月十五日	自同十六日 至同二十日	十月二十一日	四〇
第七班	西村山郡	十月二十日	自同二十一日 至同二十五日	十月二十六日	四〇
計	七				二八〇

備考　一回の率仕は正味五日間づゝ、延人員二百人なり、故に總率仕日數三十五日間にして其の延人員一千四百人とす。

（二）在鄉軍人分會　縣派遣衛生救護班、縣臨時出張所の事務援助の爲め、縣下各在鄉軍人分會員五名乃至一八名を以て組織するもの一二箇班を左表の通り派遣し、何れも滯在十日內外に涉り活動したり。

在鄉軍人會員派遣表

名稱	種類	代表者	人員	出發月日	歸還月日	滯京日數	作業の場所及種類	備考
帝國在鄉軍人會山形市聯合分會救護班	在鄉軍人	佐々木作治	七三人	九月五日	九月二十一日	十六日	本部事務所に於て救護品の配給方を調査	一班九名乃至十名より成る組織にて八月五日より九月二十日迄救護に當れり、各班交代に上京し其の間不明者は本部事務所に於て白米、古着、毛布、外十一點の救護品の配給を受け、又は患者の治療を爲せり
西置賜郡長井町在鄉軍人分會	同	長沼忠右衛門	一八人	九月六日	十月三日	七日	本部事務所に於て救護品の配給方を調査	九月十七日より同二十日迄の間に於て白米、古着、毛布、外四ヶ村の救護品を配給せり
西田川郡在鄉軍人聯合分會	同	本間德三郎	五人	十月八日	十月十五日	七日	同上	九月二十六日より同二十九日迄の間に於て白米、古着、毛布、外四ヶ村の救護品を配給せり
南村山郡在鄉軍人聯合分會	同	内田孫六	五人	十月十四日	十月二十一日	七日	同上	九月二十六日より同二十九日迄の間に於て白米、古着、毛布、外四ヶ村の救護品を配給せり
東田川郡在鄉軍人聯合分會	同	成澤武雄	五人	十月十一日	十月二十一日	十日	同上	九月二十六日より同二十九日迄の間に於て白米、古着、毛布、外四ヶ村の救護品を配給せり

以上の外、在鄉軍人會南村山郡聯合分會員河合彦治以下六十六名、及東村山郡聯合分會員菱沼新三郎以下六十二名は、九月十五日より同二十一日まで往復一週間、自發的上京し、關東戒嚴司令部の指揮の下に、本所深川方面に活動せり。

(三)赤十字社支部　赤十字社山形支部は、罹災傷病者救護の爲め救護班を組織し、罹災地に派遣す。

第一救護班は、支部主事、醫員二名、看護婦四名を以て組織し、九月三日山形を出發し、翌日東京府下王子町に救護所を設けて救護に從事し、九月六日歸還したり、此の間內科患者一二二人、外傷患者八九九人、計一、〇二一人、此の延人員一、一四〇人に對し施療したり。

第二救護班は、醫員一名、書記一名、看護婦五名を以て組織し、九月四日山形發、東京本社の指揮に依り、東京府廳內救護所に於て救護に從事し、九月十一日歸還したるが、其の間取扱ひたる患者一、〇一七人なり。

第三救護班は、醫員一名、書記一名、看護婦三名を以て組織し、九月十四日山形發、東京府廳前の救護所に於て救護に從事し、九月三十日歸還す、施療患者二、五九三人。

其の他東京本社よりの要求に基き十月七日看護婦六名を派遣したり

(四)愛國婦人會支部　山形驛通過下車避難者に對し、愛國婦人會支部は、山形市主催避難救濟所と協力して、直ちに山形驛前に出張所を設け、九月七日より同月十七日迄、連日支部長以下役員、支部職員全部出動し、救護に力め、就中避難民にして困難のもの又は老幼不具のものに對しては、特に應急手當を施したり、更に管內二萬八千人餘の會員に檄を飛ばし、一般篤志者の同情に訴へ、救恤品を募集し、前後四回に渉り、東京愛國婦人會本部に送致し、之れが配給を委託したり。

救恤品寄贈概況表

寄贈品	寄贈者	推定價格	送附月日若くは受領月日	寄贈者區別
白米、古着、毛布、外十一點	鈴木幹事外四ヶ村	四萬圓	九月二十六日	他海郡
子供衣服、寢具、其他	東根村（石坂しづ）子	五〇〇點	九月二十一日	西置賜郡
梅干（二三樽）三石二斗五升	會	三〇〇點	九月二十日	西村山郡
合計一萬七千二百五十三點　金九千二百七圓九錢				

〔附記〕　米澤有爲會　此度の大震火災に際し、在東京の殆んど凡ての公共團體は、何れも都下幾十萬の同情すべき罹災者諸君の見舞救護に有ゆる手段を以て力を盡せり、有爲會に於ても米澤市の依頼に應じ、共に同鄉の東京罹災者に對し救助のことに當れり、即ち市の義捐金六千三百圓（內味噌濱樽七十個）の分配依頼の旨申越されしを以て、十月七日評議員會を開き、その分配法につき相談の結果、興讓館舍生の上京を促し、學生の援を借り、新聞廣告ビラ貼付等の方法を講じたる爲め、罹災通知に接したるもの約六百名に達せり、依て十月十九日より二十二日迄四日間、慰問品分配の旨を各罹災者に通知を發し、無事分配を終れり、其後二十八日衣類一萬二千點到着せる故、之も全部配給せり。

横濱地方は、會員近藤熊太郎氏の獻身的努力により、神奈川縣間の罹災者に分配することを得たり。

中山形市

九日一日關東地方大震災前古未曾有の大慘事なりとの報に接したるを以て、急遽市會正副議長及參事會員の會合を要め、天機奉伺、並災害地に於ける山形市民慰問救護の事を協議し、同月三日市長川合爲吉市書記二名を隨へ上京し、四日夜山形市役所と絶えず連絡を爲し、救護方法を講じたり、同月六日よりは、事務所を東京市小石川區表町村山同鄉會內に移し、同事務所專屬の市會議員たる救護委員及市書記各一名を派遣し、在鄉軍人會員を以て組織せられたる救護團の援助を求め、救護事務所を設置し、廣告書の撒布、罹災民の安否調査、救助米其の他の配給等に從事し、同月二十七日事務所を閉鎖して歸形す、左に救護事務施設及成果を概擧す。

(一)　救護事務所　は、

九月四日五日　板橋郡役所內
自九月六日　至九月二十七日　東京市小石川區表町村山同鄉會內
救護事務專屬者　委員市島虎吉外書記一名

救護團出動人員

在鄉軍人分會	第一回出動 日數	人員	第二回出動 日數	人員	第三回出動 日數	人員	第四回出動 日數	人員	第五回出動 人員	計 延人員
第一分會	自五日 至十二日	七	自八日 至十四日	三	自十二日 至十九日	四	自十六日 至廿二日	三	一九	一四六
第二分會	同	一〇	同	四	同	四	同	三	二五	一九三
第三分會	同	七	同	二	同	二	同	二	一五	一一六
第四分會	同	六	同	二	同	二	同	一	一四	一〇九
計		三〇		一一		一二		九	七三	五六四

(二) 安否調査戸數は、

無被害		六六九戸
被害	全焼	六〇九戸
	半焼	二一戸
	倒潰	一五二戸
	破損	五戸
死亡者		二八人
負傷者		三人
行衛不明		六〇人

(三) 救護人員及物品の配給は、

無償配給人員		九五六人
配給品	米	二五石二
	衣類	三、三九七點
	其他	三八點
廉賣配給人員		一五六人
廉賣品米		七石三三
價格		二五六圓五五

下米澤布

關東地方大震災の報は、一報毎に愈〻慘憺を加ふるに至れるを以て、市は九月二日急遽市會を招集し、其決議に依り、天機を奉伺し、東京府東京市を慰問し、兼て米澤市出身罹災者を救護する爲め、市長は即日市會議長と共に書記二名、青年團員六名を隨へて上京し、直に天機を奉伺し、東京府市を慰問し、地方出身罹災者の救護を企圖したるも、罹災者四散して策の施すべき由なく、更に救護の途を採ることゝし歸廳したり。

一方に市内青年團、軍人團は、震災の報傳へらるゝと共に、諸團體に協力して、衣類食料品等の募集に着手し、寢食を忘れて募集に盡力したる結果、之に應ずるもの頗る多く、市役所員は、寄贈物品を受付くるに從ひ、徹夜之を整理し、九月四日より輸送を開始し、内務省臨時震災救護事務局及東京府市宛に發送すること十數回、其棚數六百七十六個、見積價格六千八百四十圓餘に達す、此外市内小學校兒童は、學用品三十六個、青年團、各女學校は、慰問袋を寄贈す、乃ち之を縣學務課に託送せり、義捐金は、九月六日募集趣意書を市内各戸に配付し、募集に着手したるに、一萬九千七百三十圓餘の應募を得、内一萬二千百三十七圓餘を山形縣知事に託して、罹災者救助方を依頼し、其餘は米澤市及東西南置賜郡出身罹災者を救助するため、東京市小石川區表町財團法人米澤有爲會に託送し、夫々慰問金を贈與したり。

又地方出身罹災者を救護するため、愛國婦人會員其他婦人團體の幹部に諮り、市内各町より一名乃至數名の婦人に募集委員を依囑し、衣類取合せ約一萬三千點、價格約八千圓を得、篤志婦人三十名數日に亘りて整理し、是亦東京市小石川區有爲會に送附して、約二千餘名に配給したり。

尙市青年委員二十一名は勞力率仕のため、山形縣聯合青年團の募集に應じ、九月十日出發し、東京市小石川區表町村山同鄉會に集會の上、各方面の救護品運搬に從事し、同月二十三日歸鄉せり。

第七件　秋田縣の活動

上　秋田縣

一、救援準備　九月一日東京市を中心として激震あり、加ふるに火災各所に起り、混亂を極むとの噂ありたるも、詳細不明、翌二日に到り、新聞紙の報導により、稍〻其情報を知り得たるを以て、直ちに兩部長各課長其他關係吏員を召集して救護方法を凝議し、左の如く各部の分掌を決定し、夫々活動を開始せり。

1、米の買入及食糧品の買入に關する事務　内務部勸業課
2、義捐金の募集に關する事務　内務部教兵課
3、日用品の寄附募集及他係に屬せざる事務　内務部庶務課
4、輸送に關する事務　警察部保安課

5、會計に關する事務　内務部會計課

尙罹災地の實狀を調査し、本省と打合せの上、具體的救援方針を定むる必要を認め、九月三日警察部長を上京せしめたり。

二、物資輸送

1、食糧品　九月二日社會局長官より食糧供給の依頼ありしを以て直ちに關係吏員を各地に派して、之が調達に當らしむると同時に、五日縣參事會を招集し、米穀買入費用一時縣費立替に關する豫算の議決を求め、一面係員を埼玉縣川口町及び東京府下田端に出張せしめ、輸送品の引渡を爲さしむることとせり、而して縣内在米は十分の餘裕あり、多量の調達敢て困難ならざりしと雖、近縣何れも戰ふて調達發送する模樣に察せられたるを以て、應急措置として取敢へず左記の數量に止めたり。

種別	數量	價格
白米	六〇〇・〇石	二三、四〇〇・〇〇圓
玄米	二、三六六・四石	七六、〇三三・八〇〇
合計	二、九六六・四石	九九、四三三・八〇〇

2、建築材料　林産國たる縣としては、今回の如き事變に際し、必ずや木材供給の任に當らざるべからざるを察し、九月三日より關係吏員を各部に派し、製品貯藏高、材料の準備、製造能力等を精査し、豫め計劃を樹て、供給の遺憾なきを期せり、各方面の需めに應じ、輸送せる建築材料の種類數量價格左の如し。

用途別	種目	數量	價格
(イ) 罹災民收容小屋材料	木材	五四、六六四・四四石	六一九、九四二・〇四二圓
	葦工品	一二六、五〇〇枚	二六、四二七・七〇〇
	繩莚	三〇、〇〇〇把	一二、〇二五・〇〇〇
	杉皮	九二、五〇〇間	六五八、三九四・七四二
計			

	横須賀海軍建築部委託用材料	ニゾ四分板外五	四、九八八・八二〇石	五六、六二五・三二八円
(ロ)	中央官衙假廳舍建築用材	ニゾ板割外十五種	二七、五〇五・五二五	四〇四、八九九・三五〇
		杉厚板	一、八五〇・〇〇〇	七九、五五〇・〇〇〇
		計	二九、三五五・五二五	四八四、四四九・三五〇
	木材及板		八九、〇〇八、七八五	
	杉皮		九二、五〇〇間	一、一九九、四六九・四二〇
	合計		一二六、五〇〇枚	
	總		三〇、〇〇〇把	

以上の外、九月十九日東京市下谷區役所より吏員來縣、同區内バラック用材約千五百石購入に付斡旋方の依頼ありしを以て、直に製材力に餘裕ある製材工場をして之が供給に當らしめ、其他在東京財團法人精神團より木材購入の斡旋方申出あり、調査の結果、救護上必要と認め、製材所を紹介せり。

3、木炭　九月十一日東京市ヶ谷刑務所より、木炭一車至急購入輸送方來電あり、特に吏員を派し四貫目三百二十二俵即ち一千二百八十八貫（共價格四百二圓五十錢）を調査供給せり。

三、義捐金品の募集

1、義捐金　別項記述の救恤品の購入、在京縣人の救護、其他救療團派遣等の費用に充當する目的を以て、九月三日取敢へず第一回義捐金として郡市より五萬圓、縣廳所屬官吏より約八千圓寄附募集の計畫を樹てたるに、郡市は勿論、縣廳關係以外の官公署よりも寄附申込ありて、豫定以上の額に達したるが、更に一面縣内一般より廣く現品寄附を募集する爲、縣會議事堂に臨時事務所を設け、諸般の準備を整へ、極力勸誘に努力したり、次で第二回義捐金として相當多額の寄附金募集を爲さんが爲、九月十二日郡市長及縣内主なる資

産家數十名を會合し、知事より親しく縣計畫の趣旨を指示し、了解を求め、爾來關係吏員を督勵し、十月二十日迄の寄附申込累計九萬九千三十四圓三十九錢五厘に達す、此第二回義捐金募集總額は二十五萬圓以上に達せしむる見込を以て、其處分方法を決定したり。

2、義捐品　縣廳所屬官吏其他有志より醵出せられたる第一回義捐金五萬圓を以て、米穀、木炭、蔬、倒煮、提灯等の生活必需品を調達寄贈す、其額左の如し。

品名	數量	價格
食料品	個煮外二十種	二九、六八八・三二〇円
白米	五六四俵	八、五二〇・四八〇
日用品	提灯外四十六種	五、一〇九・四三〇
蓙	五、三五〇枚	九八九・〇〇〇
木炭	一一、七〇六貫	五、四五一・〇五〇
計		四九、七五八・二八〇

更に九月三日より縣會議事堂内に募集事務所を設け、特に被服家具食糧品等現品の寄贈を需めたるに、續々寄附の申込ありしを以て、之を取纏め、九月八日より十月二十日に渉りて臨時震災救護事務局に輸送せり、其品名數量又價格左の如し。

右の如く募集の寄附金を以て購入の上寄贈したるもの、及現金にて寄贈したるものの合計九萬六千六百六圓餘に及ぶ。

食糧品の部

品名	數量	價格
白米	二八一石	九、二六六円
麥	三石	二七
其他穀類	六石	八六
梅漬類	一〇二貫	四二六
味噌	一一七貫	九三〇

被服其他の部

品名	數量	價格
被服	二七、四五七枚	二二、五二六円
反物	一、〇九三反	一、七二七
洋服	二六一着	三二一
帽子	二八二個	一二七
履物	二、八四二足	七二一
綿	詰二、〇九五個	四二六
醬油	一石	三三
玄米	三石	九三
馬鈴薯	二四石	二八〇
濱物其他		三、一九六
計		一四、七六三
鍋釜		二一〇個
毛布		一四枚
足袋		六六七足
木炭		九〇一俵
慰問袋		五五三個
日用品		—
雜品		—
計		三二、〇八五
合計		四六、八四八

		一四枚	一九
		六六七足	三九四
		九〇一俵	一、三一二
		五五三個	五四八
		—	五五四
		—	三、七三〇
			三二、〇八五
			四六、八四八

四、救護班の派遣　九月六日在京縣人救護の目的を以て、縣屬三名醫師一名人夫十數名を上京せしめ、九月八日より秋田縣廳救護班本部を東京市上野公園内帝室博物館前庭天幕内に置き、支部を市内枢要の地數ケ所に設け、一般罹災者約一萬二千人に對し金品を給與すると同時に、歸鄉縣人の世話、各避難所及傷病者收容所の歷訪慰問等に努め、九月十一日より在京縣人の安否、調査、金品給與、歸鄉者世話等の目的を以て、本鄉根津小學校内に同本部を移轉すると同時に、市の内外に在住せる縣人有力者に依頼して、其私宅十ケ所に支部を設置し、金品の給與は、主として各支部より爲すこととして罹災者の便を計り、本部に於ては前後三回横濱市罹災者救援の爲め出張の上、東京に於けると略ゝ同樣の方法を採るの外、罹災者約八十名を引率して歸縣し、職業の斡旋、治療、歸鄉等の世話を爲し、且各避難所及傷病者收容所の歷訪等を爲す、同月二十九日本部を第一高等學校に移轉してより後、更に一般罹災者五千人に對して救護品の給與を爲せり、以上救援の人員一般罹災者約一萬七千人、縣人罹災者約九千百餘人にして、救援品の重なるものは米、餅、味噌、醬油、鹽鮭、澤庵、木綿類、新古衣服類、莘與、蠟燭等なりとす、又罹災在京縣人救護の爲、九月五日警察官十名を以て救護班を組織し、急遽上京せしめ、以て要所々々に之を配置し、在京縣人の救護並本籍其他への安否通信の方法を講じ、一面又各種救護團體と連絡を保ち、專ら救護の遺憾なきを期するに努めたり、而して在京縣人の安否所在を調査したるもの千四百二十餘人に及べり。

五、赤十字社の活動　日本赤十字社秋田支部に於ては、東京に救護班を派遣すると同時に、避難罹災者中傷病者も少なからざりしを以て、秋田驛にも臨時救護所を設け、一面本社の需めに應じ、臨時病院勤務救護看護婦六名を供給せり。

東京各救護班及秋田驛救護所の狀況、左の如し。

區分	個所	期間	醫員數	調劑員數	看護婦數	患者數
第一班	東京府下日暮里町	自九月四日至同十日	二	五		八三四
第二班	東京市淺草公園	自九月十日至同十八日	二	五		九八三
第三班	同上	自九月十八日至十月廿五日	二	一	七	六、五三四
秋田驛	秋田驛前	自九月六日至同十八日	二三		四〇	二〇三
合計			二九	一	五七	八、五五四

六、愛國婦人會の活動　愛國婦人會秋田支部に於ては、九月二日臨時震災救護部設置の協議を遂げ、第一着手として義捐金の募集を企て、義捐金一萬六千二百九圓六十七錢、衣類四千九百十一點、食料品二千七百六十七點の寄附を得、右の内衣類は六百五十點を縣内避難者の爲保留し、殘部三千八百四十六點及食糧品味噌濱二千三百五十七本、澤庵四百本、梅濱九樽（外一樽縣内避難者へ供與）を九月八日臨時震災救護事務局宛に輸送し、更に前記義捐金を以て縣產橫手木綿を購入し、女子師範學校各高等女學校、秋田、土崎、能代の各高等小學校生徒に裁縫を託して袷類を新調し、縣内避難者給與用として百十八枚を控除

し、殘り七千三百六十四枚（內本部宛六千七百七十六枚、在京罹災縣人救護班五百八十八枚）を、十月五日主事附添の上輸送せり、以上の外九月六日より十八日迄十三日間、各驛通過、下車の避難者に、パン、握飯、菓物、草履、手拭、油紙（雨天のとき）、衣類、車代等を給與し、尙避難罹災者の職業紹介に努め、又其實情に依り金品を與へて救護せり。

七、救護團の活動　九月六日秋田私立衞生會、醫師會、齒科醫師會、聯合後援の下に、秋田縣救護團を組織し、其編成を四箇班に分ち、各班次の如くにして、內務省、警視廳の指揮の下に、府下龜戶町第二尋常高等小學校に救療所を設置す。

區分	期間	醫員數	事務員數	看護婦數	人夫	計
第一班	自九月六日 至同十日	六	三	一一	六	二六
第二班	自九月八日 至同十二日	九	四	一九	九	四一
第三班	自九月十日 至同十四日	九	三	一一	九	三二
第四班	自九月十三日 至同二十日	外に藥劑師一名	五	二	八	六 二一
合計	自九月六日 至同二十日	二九	一二	四九	三〇	一二〇

救療患者延人員千七百二十五名（內譯外科六百九十一名內科千三十四名）にして、其治療日數十日間なり。

五、汽車沿道町村の救援　縣內に避難し來れる罹災者に對しては、沿道町村當局青年團、在鄉軍人分會、愛國婦人會等の團體と協力して、各驛に救護所を設け、下車及通過せるものに、握飯、湯茶其他の食糧品及草履等を給與せり、其救護を受けたるもの六百餘人なり。

九、避難罹災者の救護　縣避難罹災者の多數は、漸次秋田市に集中し來れるを以て、九月二十二日より十月二十一日に至る一ケ月間、秋田市に臨時職業相談所を設け、就職斡旋に努む、求職數百十名紹介者數百名就職者數五十五名なり、又東京派遣縣救護班の引率歸鄉せる八十名を、秋田市武德殿に收容して衣食其他の必需品を給與し、傷病者は赤十字社秋田支部病院に入院せしめ、其他の避難者の爲にも特に無料宿泊所を設け、二十名を保護せり、尙其他にも汽車賃勞賞料の給與をなし、救援の遺憾なきを期せり。

十、各種團體の活動　縣下各市町村及在鄉軍人團青年團其他の有志團體にして上京、專ら在京縣人其他の救護に活動したるもの多し、秋田市の如きは一萬圓の義捐金支出豫算を議決し、市吏員を上京せしむる等、各種救援の實を擧げたり。

上秋田市

第一、市の活動

大震災に對する秋田市の活動は、曰く救護費寄附、曰く避難民救護、曰く救護通信部出動、曰く義捐金募集是なり。

（一）救護費寄附　市は九月七日の市會に於て、一萬圓を東京市其他の被害地に寄附するに決し、十二日臨時震災救護事務局に寄附を申込み、十月二十日送金す。

（二）避難者救護　秋田驛頭に救護班を出し、避難者を救護したり、設備成績左の如し。

イ、救護期間　九月六日より十八日まで十三日間。

ロ、每日救護時間　午前八時より翌日午前零時に至る、但し汽車到着遲延のため實際は翌日午前二時三時に至るを常としたり。

ハ、給與　パン、すまし餅、麥湯、外寄贈品。

ニ、救護人員

月日	昼	夜	計
九月六日	二五五	八八	五六〇
九月八日	三四三	一二〇	四三一
九月九日	一二〇	一二一	二四一
九月十日	二六二	八八	三五〇
九月十一日	二六五	八九	三五四
九月十二日	四三〇	三〇五	七三五
九月十三日	二〇〇	四一九	六一九
九月十四日	二七五	六〇	三三五
九月十五日	一六二	四五	二〇七
九月十六日	一一一	四六	一五七
九月十七日	一二七	三〇	一五七
九月十八日	九五	—	九五
計	二、九五〇	一、六七〇	四、六二〇

ホ、傷病者手當　重傷者は、赤十字社秋田支部に收容して無料治療し、輕症者は現場出張の市看護婦及赤十字病院醫員、看護婦手當し、市內歸還者中步行困難なるものは、人力車にて送り屆けたり、手當人員二百六十五人。

ヘ、宿泊　鐵道運輸事務所に避難者宿泊所を設け、寢具等を設備したり。

ト、救護從事者　市吏員主として之に當り、在鄉軍人分會員、上下鍛冶町川反協和會員之を援け、愛國婦人會員、秋田婦人會員、將校婦人會秋田支部員、鐵道婦人會員、楢山婦人修養會員、あげまき會員、保綫青年會員、聖心愛子會員、メソヂスト教會員、天主教會員等協力す。

チ、經費豫算　一千圓

リ、寄贈品　篤志者寄附、全部避難者に配給す。

（三）救護通信部出動　市は市在住者の依頼を受け、在京市人（郡部人も出來るだけ取扱ふ）の安否を取糺し、書簡金員等の送達をなすため、秋田市救護通信部を設け、東京市に出張して事務所を設置し、活動したり。

事務所　東京市麹町區富士見町一丁目佐竹侯爵邸內。

部員　市吏員を以て組織す。

出發及歸着　九月十三日、九月二十七日。

事務開始及終了　九月十四日、九月二十六日。

東京出張員執務狀況　部員適宜に事務を分擔し、內一人は全般の處理に當り、他は東京市內及市外に出張して安否取糺に從事し、又秋田市役所、東京事務所間を往復して、依頼事件の携帶、取糺結果の報告等に當る。

安否取糺人員　二三〇人（男一四三 女八七）

取調結果左表

種別	無事と認むべきもの	行方不明	死亡	不詳及取調不能のもの
男	八五	七	五	二 四四
女	四五	四	七	三 二八
計	一三〇	一一	一二	五 七二

依頼書簡及金員

書簡　一、〇二二通

金員　一、六〇三圓八一〇（三五件）

但し交付不能の爲め後刻者に返附したる金員　一七二・四五（五件）

經費豫算　千五百圓市會議決。

（四）義捐金募集　縣廳よりの依頼に基き、市長は吏員に命じて義捐金の募集勸誘をなさしめ、左の結果を得たり。

一、金二千六百二十八圓　第一回募集額

一、金二萬千二百三十六圓五十錢　第二回募集額

第二、各團體の活動

（一）赤十字社秋田支部　は救護班五班を編成し、四班を東京に、一班を秋田停車場に出動せしむ。

イ、第一班　支部及支部病院在職者を以て編成し、醫員長澤剛を班長とし、外醫員一名、書記一名、看護婦長一名、看護婦八名、雜役夫一名計十二名なり、九月五日より九日まで、東京府日暮里町第五小學校内に於て救療に從事し、人員八三四名、延人員四、二四四名を救療す。

ロ、第二班　縣衛生主事外一名の醫員を臨時囑託とし、支部より書記一名、支部病院より看護婦二名、召集看護婦三名を以て編成し、雜役夫二名中一名は東京に於て雇入れたり、醫員渡邊正武を班長とす即ち醫員二名、書記一名、看護婦長一名、看護婦四名、雜役夫二名なり、九月十日より十八日まで、東京市淺草公園佛教青年團信道館に救療所を設け、人員九八四名、延人員二、四六〇名を救療したり。

第三班　支部及病院在職者を基幹とし、調劑員一名を臨時囑託し、看護婦七名中四名を召集して編成す、醫員太田英雄長たり、即ち醫員二名書記一名、看護婦長一名、看護婦六名、雜役夫三名（內二名東京雇入）なり、九月十八日より十月二十五日まで東京市淺草公園に於て救療し、內十月五日まで信道館に、六日よりバラックに於て服務す、救療人員二、二〇四名、延人員六、五三四名なり。

第四班　支部及病院在職者を基幹とし、看護婦七名中五名を召集して編成す、班員十四名、內醫員二名、調劑員一名、書記一名、看護婦長一名、看護婦六名、雜役夫三名（內一名東京雇入）にして、長澤剛を班長とす、八月二十五日より十一月十七日に至り、淺草公園バラックに服務し、十一月十九日より十二月二十日まで橫濱市に服務す、救療人員東京二、二七三名、延人員五、七三二名、橫濱二、一二五名、延人員四、四五九名なり。

臨時救護所　秋田停車場に之を設け、支部病院在職者之に當り、一日一回醫員一名乃至二名看護婦二名乃至四名を以て編成す、九月六日より十八日に至り、人員二二八名を治療す。

又日本赤十字社篤志看護婦人會秋田支部は、巢布團調製料として金百圓を東京市婦人矯風會に寄贈したり。

（二）愛國婦人會秋田支部　前後三期に分ちて救護を爲したり。

イ、第一期活動　九月二日支部長以下各役員職員及市內婦人團代表者を支部社會事業部に會し、同部規定共同作業部の活動として、各婦人團體の協力を得て本部を設くる事とし、第一期救護手段を協定し、義捐金品募集及避難者救護を爲す。

1、義捐金品募集　は、

義捐金　秋田市一人二十錢以上、管內各幹事部一町村五十圓宛

衣　類　罹災者に施與直に着用し得らるべきもの。

但し古着は洗濯したるものに限る。

食料品　饂飩又は澱物類にして輸送に便なるものを選ぶこと。

の方針を以て、市は九月三日より七日まで支部長以下役員各婦人團體幹部員方面を區分して、各方面訪問を爲し、管內各幹事部亦幹事部長幹事委員協力して、同じく手分をなし、募集に努め、南秋田幹事部の如き、分擔額三倍に近き好成績を得たり、應募總額左の如し。

義捐金　合計一萬六千二百九圓六十七錢

內　譯　秋田市　三、二三〇・七五
幹事部總額　一二、九七八・九二〇〇

衣　類　合計四千九百十一點

內　譯　秋田市　三、五五八點
幹事部總額　一、三五三點

食料品　合計二千七百六十七點

內　譯　味噌漬　二、三五七本
澤庵　四〇本
梅漬　十樽

而して衣類四、九一一點中六五〇點は、縣內避難者に給與する事として差引三、八四六點、食料品味噌漬二、三五七本、澤庵四〇〇本、梅干十樽の內一樽を縣內避難者に給與する事として、其餘は九月八日縣經由、臨時震災救護事務局に送付す。

2、避難者救護　驛頭救護、歸縣救護の兩事業とし、前者は秋田驛に於て、通過者下車者に對し、經費四百圓一日平均三十圓の見込を以て、パン、握飯、菓物、草履、手拭、油紙（雨天の時）外に衣類（募集衣類）、車代を給する事とし、九月六日より十八日まで十三日間之を爲したり、救護に當りたるは、支部長支部役員各婦人團幹事部員にして、避難者接待と記したる襷掛にて、連日驛頭に於て給與品を配給し、傷病者に對しては、篤志看護婦人會支部長引率の看護婦二名に應急手當を爲さしめ、重病者は之を赤十字社病院に送り、疲勞のため步行困難の歸宅者には車代を給し、遠隔地に歸るもの若くは汽車乘換時間の都合に依り宿泊するものは、鐵道倶樂部に無料宿泊せしめたり、管內幹事部に在りては、各町村救護班に力を協せて活動せり。

一方の歸鄉者救護は之を繼續事業とし、縣施設の職業紹介所と連絡して、金品の給與職業の紹介等を爲せり、九月十八日までの狀況は、

金　品　旅費五圓、入院者慰問パン菓物若干、衣類百六十八點。

職業紹介　男一人、鍛冶職。

ロ、第二期活動　避難者減少せるより、九月十八日正午秋田停車場設置の救護團を撤し、午後第二協議會を愛婦倶樂部に開き、第二期救護として、一、募集義捐を以て郡內橫手木綿袷類を調製寄贈すること、二、第一期に引續き歸鄉者救護を爲すことの二を協定す。

1、第二回救濟品贈與　顚末左の如し。

品目數量　新調袷衣類　小供、老人用着物、羽織　七、四八二枚。

經　費　一萬一千三百七十二圓七十九錢

內　譯

反物、絲、羽織紐代　一萬八百三十五圓六十九錢

運賃其他雜費　五百三十七圓十錢

衣類製作狀況　九月十八日より二十三日迄、支部長初め支部役員、職員、裁縫、教員數名、縣關係陳列所樓上に集合して、小供、婦人、老人用の衣類員數を豫定し、用布の節約を計り、成るべく配給枚數を增加するの計畫を以て之れが裁斷方を考究し、其の用布量を見積りて反物並に絲綿を購入、柄合裏裏取合せをなし、各校へ配分の上、九月三十日を期限とし、女子師範學校縣內各高等女學校秋田、土崎、能代の各小學校高等科女生徒に裁縫方を託し、更に十月一日より各幹部員出席、縣會議事堂內に收集したる製作品を調査し、年齡並に男女用の區分及び裁縫の不完全なるものを整理し、十月四日全部荷造を了せり。

寄贈方法　製作總數七千四百八十二枚に各別紙寄贈の趣旨を明記せるカードを添付の上、縣內避難者給與用として百十八枚を、差引殘り七千三百六十四枚を左の如く配分し、十月五日主事附添の上輸送せり。

本部宛　六千七百七十六枚

在京罹災縣人救護班　五百八十八枚

前記寄贈品を配給せられたる東京及橫濱の受給者よりは、續々禮狀到來せり。

2、歸鄉者救護　第一期事業を繼續して、九月十九日より十月十四日までに左の業務を擧ぐ。

一、職業紹介　罹災縣人一名（男子）を社會事業部に臨時採用し

女子一人を女中奉公に紹介す、罹災婦人にして社會事業部作業従事を希望する向も漸次申込あり。

一、物品給與　本人又は保護者の申請に依り、新調給古ネル單衣男女取交ぜ三十點を給與す。

一、寄贈　罹災歸鄉者に本支部事業部家庭手藝會作女學生服を寄贈し、縣施設罹災歸縣者職業紹介所に新給古單衣八十點を寄贈す。

縣救護班引率の縣人假宿所（武德殿）を訪問し、實況視察の上、衣類を給與し、婦人の就職を勸誘す。

一、入會宣傳　罹災婦人に對し、社會事業部施設家庭手藝會及むすめの會に無料入會を宣傳す。

一、給與衣類　合せて二百八十點。

ハ、第二期活動　十月十五日、支部長以下愛締倶樂部に會して第三期救護事業を協定す、即ち一方に豫定經費五千圓を以て慰問用防寒具を寄贈し、康實品として縣内生産品社會事業部防寒製品を買入る事とし、一方に歸鄉罹災者救護を繼續するに決す。

寄贈濟のもの

市内婦人團にて罹災地、防寒用毛布圓寄贈に付、右調製費用の内へ金五百圓寄附。

東京府下大森町木原山　金澤基衛の罹災者救護事業に對し寄贈品

毛絲編物其他三百二十一點　價格六百十九圓六十一錢

愛國婦人會神奈川支部へ寄贈

毛絲編物　百四十八點　價格百七十八圓六十八錢

同　埼玉支部へ寄贈

同　百點　價格九十二圓五十二錢

同　千葉支部へ寄贈

同　九十七點　價格百十八圓二十八錢

（三）其他各團體　在鄉軍人會秋田市聯合分會は、市事業に協力して避難者の救護に當り、六日より十八日まで晝夜秋田驛に出動し、避難者に食糧半乳等見積價額六十五圓を寄贈す、秋田婦人會は、秋田婦人團體をなし、パン三百袋見積價三十圓を寄贈す、秋田驛救護にパン二百個代二十圓、秋田高等女學校あげまき會は、一千七百圓の義捐金を集めて、罹災會員及震災地居住の會員共他に贈り、稻山婦人修養會は金三百九十餘圓及物品見積代二百五十圓、外に東京市婦人慈眞會へ二十圓を寄贈す、各宗教團にては、ハリストス正教會二十六圓を東京駿河臺ハリストス正教會總務部に贈り、秋田市佛教青年會は、救護班を災地に出して棄兒遺兒の收容を圖ると共に、食糧品七十圓を寄贈し、淨土宗救濟會は、淨土宗一般より百圓、同寺院より百八十五圓を醵出して、百圓を縣救兵課に、百八十五圓を增上寺共濟義金勸募事務所並に託兒所に、曹洞宗青年會は、六十圓を縣救兵課に贈る。

第四段　北海方面

第一件　北海道廳の活動

其一　北海道廳

一、救援準備

九月二日午前七時札幌遞信局より大震災の情報を得、宮尾長官直ちに廳員を召集し、救援方法に關する協議をなし、部署を定め、重要なる事項は各部長の合議に依り決定することとし、救援事務に從事せしめたり。

物資購入及陸上輸送　産業部　商工課

食糧品衞生材料等　拓殖部　林業課

建築材料木炭　同　地方林課

同　土木部

船舶備入及海上輸送　拓殖部

同　産業部

義捐金品募集及之が處分　內務部　社會課

來道避難者の救護職業及紹介　同

震災に關する法令訓達公報等の傳達

其の他震災關係文書の處理

救護團情報部報告の傳達及處理　同

義捐金品の出納及廣告　內務部　會計課

物資購入並船舶備入費に關する經費出納事務　同

救護班の派遣　警察部

秩序維持　同

2、物資は小樽、函館にて其の大部分を調達すること、但し蔬菜類に就ては札幌を中心とし後志、空知地方に求むること。

3、物資の蒐集調達に就ては、支廳市役所商業會議所等の指導督勵の下に、重要物產同業組合、農會、產業組合其の他實業團體を利用すること。

4、物資の價格は、出荷地の遠近に依り均一し難きも、大體實費主義を標榜せしめ、事變前の取引價格を超過せざる範圍にて提供せしむること。

5、輸送の方法は、小樽及函館に於て傭船し、品川沖に廻航すること、汽船は吃水十六尺以下とす、輸送物資の出荷者を長官とし、受取人を社會局長官とすること。

6、事務所は本部を道廳に置き（內務部長室を以て之に充つ）、出張所を小樽及函館に設け、警察電話を以て連絡をすること。

汽船出帆の際は、直ちに出帆の日時、船名、積載物資の數量、着沖豫定時刻等を社會局長官に電信通報すること。

大體以上の如き計劃に基き、各部署を定め、九月二日午後四時より着手、同月十四日迄に左の物資を調達輸送す。

一金六十八萬一千九百四十三圓八十三錢

內譯

食料品　五十三萬一千六百二十九圓三十二錢

品目	數量	價格	品目	數量	價格
		圓			圓
白米	二、〇〇〇石	七、一三〇・九〇	千鰯	一、四三俵	七、六二・九二〇
金時豆	二、一〇八俵	一四、〇三五・〇六〇	鹽鮭	三、〇六一俵	三八、八六四・一三〇
鶉豆	二、八六六俵	一四、四〇〇・三五〇	開鰹	二六八個	三、二六八・〇〇〇
馬鈴薯	一〇、九二五俵	二三、六四五・〇四〇	鮭鑵詰	二、九八〇個	一四九、〇五〇・〇〇〇
玉葱	一、三七六俵	三、八四〇・二〇	鮭鑵詰	四三〇個	四、六八四・九四〇

乾饂飩	一、〇〇〇俵	三、六〇〇・〇〇	蒲子團漬	一二樽	一、二三・八〇
煉乾	一、四〇〇俵	四、九四〇・〇〇	南瓜	一四〇帖	三三一・〇四〇
身缺鰊	三、三四〇俵	三、九三六・一一〇	鹽鯨	三、二六〇俵	三四、〇六八・三〇〇
建築材料（板、貫、種類）		八千九百六十二石			九萬五千九百四十八圓九十錢
衞生材料		二十九棚			千六百四十八圓八十錢
木炭		四千俵			八千八百圓
荷車		三十臺			六百八十六圓七十六錢
天幕		十張			不詳
積込諸掛					二千四百五十七圓六十五錢
船賃					四千三百七十二圓四十錢

製材の調達は、拓殖部之に當り、左記二種の手段を執れり。

一、取敢へず民間在庫品を購入すること。

二、官行研伐製品たる丸太材を民間製材工場に託して製材せしめ、之を供給すること。

前段の民間買上は、之が爲めに道內必需材料に手を觸れ、市價を素すが如きことなき樣警戒し、特に向先未定の在庫品を精査し、三井物産及秋田木材兩會社より製材を買上げ、正木及東祐の二傭船に滿載し、九月九日及十二日小樽港を出帆せしめたり。

後段官行研伐製品の製材事業は、北見國溫根湯置戶、頓別及釧路國陸別事業所に當時持合せたる針葉樹丸太材の內、約十萬石中四萬石を各地元及旭川、札幌、小樽各地に於ける二十工場に分配し、夫々監督員を派遣して工場を監督し、迅速且懇切に製材の進捗をなさしめ、九月十四日早くも其の製品板、貫、棰木、柱等一千百餘石を平野丸にて發送したり。

以上何れも救護事務局宛に供給したるものなるが、其の際同局にては、一應材料充實せる旨通報ありたるを以て、直に東京市の申込に應じ、同市小學校建築材に振向くることとせり、而して之が數量は、各種製材五萬六千石にして、之に要する原料は丸太約八萬餘石なるを以て、更に第二期計劃として四萬餘石を追加し、前記の工場をして製材せしむ。尙東京市より大小桂類其の他五千石の追加申込あり、此製材事業は大體十月中に之を了し、十一月中旬全部を積出し得る見込を以て作業す。

(二)物資輸送　一般物資の輸送は土木部產業部之に當り、木材及木炭の輸送は拓殖部之に當れり、東京を中心とせる陸上輸送機關杜絕せる爲、之が應急策として、小樽、函館兩港より船舶輸送の計劃を樹て、九月二日直ちに廳員を小樽、函館に急行せしめ、市役所と協力して傭船をなし、小樽に於ては、北海郵船株式會社の所有船にして、伏木發大泊行の樺太廳命令航路定期船第二北海丸(八六四噸)を小樽にて打切り傭船し、白米二千五百俵、金時豆千五百俵、中長鶉豆五百九十五俵、馬鈴薯九十八俵、玉葱百五十九函、乾饂飩千函、煉乳五百函、身缺鰊千三百二十二俵、鮭鑵詰二千百三十六函及舲船四隻、同人夫二十名を搭載し、道廳監查員五名便乘、先發船として九月三日午後品川洲へ向け出帆す、同時に函館港碇泊中の近海郵船株式會社所有船にして、當廳命令航路定期船石狩丸(一、二五五噸)を臨時變更し、白米二千五百俵、干鰯千俵、鹽鮭三千六十一函、鹽鱒二千六十八函、開鮮百二十九俵、鯨鑵詰四百二十函、及舲人夫三十名搭載、道廳監督員及救護班等四十八名、其の他震災地行旅客百餘名を便乘せしめ、同三日午後出帆したり、當時震災地に於ける海運救護品輸送の狀況を聽くに、四日初めて遞信當局、日本郵船會社と協議し、熊野丸、日光丸兩船を神戶橫濱間に專用し、政府米輸送の爲、六日大榮丸、七日金福丸、八日大連丸を神戶より、五日鳥羽丸を大阪より出帆せしめたるが、廳先發船石狩丸及第二北海丸は、六日已に相前後して芝浦に入港し、政府食糧輸送船の第一着を占め、該地罹災民に非常なる好感を與へたり、第二回配船としては、引續き小樽より九月四日出帆の千速艦に、同五日海軍御用船貨船丸に、同七日同御用船代志丸に、藥品、馬鈴薯、雜誌、漬物等を搭載し、更に貨物船關東、正木、東祐、平野各船を傭上げ、海產物及木材等搭載、何れも九月中罹災地へ向け出帆せしめたり、外に東京市依頼に依り、廳官行研伐の製材輸送の爲め、數隻を傭船して輸送を爲したり、今救護物資輸送を表示すれば左の如し。

震災救護輸送物資總括表

（※印は東京市役所行其の他は臨時震災救護事務局行なり）

船名	物資價格	其の他	計
	円	円	円
石狩丸	一五、一六〇・三五〇	四、六三五・〇〇〇	一六三、八〇五・三五〇
第二北海丸	一〇五、三一〇・三一〇	五、〇〇〇・〇〇〇	一一〇、三一〇・三一〇
千速艦	一、六四八・八〇〇	—	一、六四八・八〇〇

救護物資輸送配船表

船名	噸數	借上條件	傭船率	傭船期間	傭船料	出帆日時	所有者
					円		
石狩丸	重一、二六五	一航海積卸一切を含む			三、〇〇〇・〇〇〇	九月三日夜半	函館出帆	近海郵船株式會社
第二北海丸	〃　九三一	同			五、〇〇〇・〇〇〇	同	小樽出帆	北海郵船株式會社
千速艦	〃　九三九	同				四日午後五時	同	海軍　御用船
貨船丸	〃　一、〇二六					五日午前四時	同	海軍　御用船
關東丸	〃　二、三六〇	日借	噸二三錢	十五日	八、九〇一・〇〇〇	五日午後三時半	同	近海郵船株式會社
代志丸	〃　九三一	〃	〃	〃	—	七日午後六時	同	海軍省御用船
正木丸	〃　一、八三五	日借	噸二七錢	十六日	八、〇一三・〇〇〇	九日午後十時	同	近海郵船株式會社
東祐丸	〃　一、八五〇	同	同	二十四日	一二、九六八・〇〇〇	十二日午後十時	同	北海郵船株式會社
平野丸	〃　一、八三五	同	同	二十四日	一二、八七二・〇〇〇	十四日午後十時	同	島谷汽船株式會社
正木丸	〃　一、八三五	同	同	二十四日	四、三三四・二一〇	二十七日	同	近海郵船株式會社
佐川丸	〃　一、九二一	同	噸二五錢	十六日	六、八四〇・〇〇〇	十月四日	同	島谷汽船株式會社
笠戶丸	〃　一、九二五	同	噸二六錢	十七日	七、〇二一・八〇〇	十月五日	同	島谷汽船株式會社
貨船丸					二七、九三七・九〇〇			
關東丸					一五九、三五一・五六〇			
代志丸					二九、七三五・六一〇			
正木丸					四三、二六六・〇六〇			
東祐丸					八九、〇四〇・四一〇			
平野丸					二二、四二二・九三〇			
正木丸		※			五五、六二五・一七〇			
佐川丸		※			六二、八八四・六一〇			
笠戶丸		※			六〇、〇八四・四〇〇			
東祐丸		※			六二、六五五・二四〇			
佐川丸		※			六一、一五五・二六〇			
計					六六八、七二四・九六〇			
					※三〇〇、五六〇・二四〇			

東萠丸　重一、八五〇　日　借　噸二五錢　十九日　八、六四・五〇　十月八日　小樽商船　北海郵船株式會社
佐川丸　〃　一、四二三　同　噸二五錢　二十一日　一〇、二九・四〇　十月十九日　同　鳥谷汽船株式會社

震災救護物資輸送數量內譯表

（※印は東京市へ其の他は臨時震災救護事務局へ送りしものなり）

船名	第二北海丸	石狩丸	千速艦	貴船丸	關東丸	代志丸	正木丸	東萠丸	平野丸	佐川丸	笠戸丸	計
品目												
米	二、五〇〇俵（朝鮮米）											二、五〇〇俵
白米												一、六〇〇俵
金時豆	一、三〇〇俵											一、三〇〇俵
中長莢豆	一、二〇〇袋											一、二〇〇袋
馬鈴薯		久俵										久俵
玉葱												
乾餅	一、〇〇〇函											一、〇〇〇函
煉乳	五〇〇函											五〇〇函
身鉄	一、三三俵											一、三三俵
千鰯												
鹽鮭												
鹽鱒												
鮭鑵詰												
鯨鑵詰	二、二五〇函											二、二五〇函
茹子鹽漬												
木炭												
南瓜												
木材												
荷車												
藥品衛生材料	天幕（附屬品共）											

船名	第二北海丸	石狩丸	千速艦	貴船丸	關東丸	代志丸	正木丸	東萠丸	平野丸	佐川丸	笠戸丸	計
品目												
米												
白米												六俵
金時豆												
中長莢豆												
馬鈴薯												一、八四五俵
玉葱												二、三五〇函
乾餅												一、〇〇〇函
煉乳												三、四五〇函
身鉄												五〇〇函
千鰯												一、三三俵
鹽鮭												一、〇〇〇函
鹽鱒												三、〇八四函
鮭鑵詰												一、二三俵
鯨鑵詰												二、〇八〇函
茹子鹽漬												三、二五〇函
木炭												一、三三俵
南瓜												一、〇〇〇函
木材												三、二八俵
荷車												一、〇〇〇函
藥品衛生材料												二九個

震災救護輸送物資價格內譯表

（※印は東京市へ其の他は臨時震災救護事務局へ送付のもの）

船名	第二北海丸	石狩丸	千速艦	貴船丸	關東丸	代志丸	正木丸	東萠丸	平野丸	佐川丸	笠戸丸	計
品目	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
米	三六、二五〇・〇〇											三六、二五〇・〇〇
白米												七、二五〇・〇〇
金時豆	七、二〇〇・〇〇											七、二〇〇・〇〇
中長莢豆	二、三四〇・〇〇											二、三四〇・〇〇
馬鈴薯	四六一・〇〇											四六一・〇〇
玉葱												
乾餅	三、六〇〇・〇〇											三、六〇〇・〇〇
煉乳	八、四〇〇・〇〇											八、四〇〇・〇〇
身鉄	三、三九〇・〇〇											三、三九〇・〇〇
千鰯												
鹽鮭												
鹽鱒												
鮭鑵詰												
鯨鑵詰	四、六八〇・〇〇											四、六八〇・〇〇
茹子鹽漬												
木炭	一、三三〇・〇〇											一、三三〇・〇〇
南瓜												
木材												
荷車												
藥品衛生材料												
積込諸掛	一、六四八・〇〇											一、六四八・〇〇
傭船料	※一、八九〇・〇〇	※一、三三〇・〇〇			※一、八九〇・〇〇	※一、八九〇・〇〇	※一、八九〇・〇〇	※一、八九〇・〇〇	※一、八九〇・〇〇	※一、八九〇・〇〇	※一、八九〇・〇〇	※一六、二四〇・〇〇
合計	※三五、六一二・一七	※六、一六五・〇〇			※三、四八〇・〇〇	※三、〇五七・八〇	※六、〇八四・〇〇	※三、四〇〇・〇〇	※九、六四〇・〇〇	※六、〇八四・〇〇	※三、四〇〇・〇〇	※八五、三五〇・〇五
	五九、八八八・一七	一、六五〇・〇〇			一、八九〇・〇〇	三、〇五七・八〇	六、〇八四・〇〇	三、四〇〇・〇〇	九、六四〇・〇〇	六、〇八四・〇〇	三、四〇〇・〇〇	八五、三五〇・〇五
積込諸掛	※一、八九〇・〇〇	※一、八九〇・〇〇			※一、八九〇・〇〇	※一、八九〇・〇〇	※一、八九〇・〇〇	※一、八九〇・〇〇	※一、八九〇・〇〇	※一、八九〇・〇〇	※一、八九〇・〇〇	※一六、二四〇・〇〇
傭船料	一、八九〇・〇〇	一、八九〇・〇〇			一、八九〇・〇〇	一、八九〇・〇〇	一、八九〇・〇〇	一、八九〇・〇〇	一、八九〇・〇〇	一、八九〇・〇〇	一、八九〇・〇〇	一六、二四〇・〇〇
合計	二二、三一〇・五一	二六、八一九・〇〇			二八、〇〇九・四〇	一、六四八・〇〇	二八、〇〇九・四〇	二八、〇〇九・四〇	一四、二八九・〇〇	二八、〇〇九・四〇	二八、〇〇九・四〇	一八五、三五〇・〇五

第一篇　總急措置　第七章　救援

三、義捐金品の募集

九月二日、長官、道内貴衆兩院議員、道會議長、商業會議所會頭、支廳長、市長、日刊新聞社を發起者とし、道廳、各支廳、各市役所、町村役場を取扱所とし、義捐金品を募集することゝし、同時に震災フキルムを購入して、各地實況映寫をなし、以て道民の同情心喚起に力めたり、之が爲め、官公署は固より、各新聞社、宗教團體、在鄉軍人團、公職者、有志、青年團、處女會等、日夜活動努力し、道民盛に同情して、財界不況の折にも拘はらず、左の成績を收めたり。

義捐金（十一月末日）

取扱所名	寄附申込額	現金收納額
北海タイムス社	三五、四〇〇・七三五	三五、四〇〇・七三五
小樽新聞社	四二、〇七三・三七〇	四二、〇七三・三七〇
旭川新聞社	九、九四五・七二五	九、九四五・七二五
勞働社	一、四三〇・六五〇	一、四三〇・六五〇
北海道廳	六七、六三八・六三〇	六七、七三八・六三〇
札幌市役所	一〇八、七六五・〇七五	一〇八、七六五・〇七五
小樽市役所	一一三、一九九・〇二〇	
旭川市役所	二六、九七四・八三〇	二〇、〇〇〇・〇〇〇
釧路市役所	一七、六〇一・九五〇	一七、〇五五・六〇〇
室蘭市役所	二三、五九七・九一七	二〇、〇〇〇・〇〇〇
函館市役所	一一八、〇三三・一五五	一一八、〇三三・一五五
渡島支廳	二七、九五三・一四〇	二六、一六一・三四〇
檜山支廳	一〇、七四七・六五〇	一〇、七四七・六五〇
後志支廳	四三、九〇九・〇一五	
空知支廳	五三、七三三・五九〇	五三、七三三・五九〇
上川支廳	五五、六二七・三二〇	五一、一四〇・四四〇
留萌支廳	一五、一四五・六七〇	一五、一四五・六七〇
宗谷支廳	一五、六〇〇・九七五	一五、四八一・四五五
網走支廳	三五、〇七八・六七〇	三四、九五一・〇七〇
膽振支廳	二五、二六一・〇一〇	二五、一一〇・五二〇
浦河支廳	一〇、四一八・一三〇	一〇、五一四・三三〇
釧路國支廳	一三、六四三・二二〇	一三、八〇〇・〇〇〇
河西支廳	三三、五七一・三〇〇	二〇、六〇〇・〇〇〇
根室支廳	二九、六七〇・七六五	二八、七一二・二〇五
石狩支廳	二一、八九八・一一〇	二一、八九八・一一〇
計	九五七、〇五九・六二二	七六八、四七九・三二〇

〔追記〕大正十三年一月四日調　寄附申込額　一、〇一二、七四七・六六七
收入濟額　九五五、九八九・二七七、利子　一、一六三・五〇〇

寄贈物品にして既に臨時震災救護事務局へ發送したるもの

食糧品	三、八二八個	見積價格	二一、三一二圓
衣類雜貨	三、八二〇個	同上	五二、五六一圓
教科書及學用品	二二六個	（文部省へ發送濟）	三、〇四一圓
學校兒童に對する義捐金收納額			

道内日刊新聞社は、義捐金募集趣意書及寄附金領收廣告を無料にて揭載し、義捐金其の他にも多大の援助をなしたり。

四、寄贈救恤品輸送

各市町村に於て集めたる救恤品は、函館派遣の廳員宛發送せしめ、函館出張員は之を食糧品及雜貨と衣類とに區分し、前者は相當數量取纏りたる都度、救護事務局宛發送し、衣類は函館海港檢疫所に於て燻氣消毒をなしたる上發送したり、而て此等救恤品の受渡し及事務打合の爲、九月十四日廳員を東京市に派遣したるが、其の狀況報告と救護事務局よりの通牒に依り、九月三十日限り食糧品の寄贈受理を打切り、專ら衣類のみの寄贈を受くることゝす、たま〳〵鐵道局より、救恤品無賃輸送小口扱は九月三十日限とし、一車以上のものに限り十月末日迄取扱ふ旨通達あり、かくては衣類及別途文部次官より委囑せられたる罹災兒童救護品を各地より函館へ集中するに支障を來すを以て、之が延期を鐵道局に交涉し、十一月末日迄小口取扱も無賃の承認を得、輸送消毒等の事務を繼續す。

五、遭難者救護と職業紹介

（一）辨當配給　九月六日廳員二名を函館市に派遣し、同市保導委員、在鄉軍人、警官の應援を得、同地に上陸して奥地へ行かんとする者にして旅費を所持せざる者に、一食金二十錢の割を以て辨當料を支給し、同月十日よりは、黒松内、倶知安、小澤、小樽、札幌、追分、苫小牧、室蘭、岩見澤、深川、旭川、下富良野、新得、池田、釧路、晉威子府、濱頓別、渚滑、稚内、名寄の二十箇驛に、辨當配給所を設け、驛所在各市町村に委囑して、一食十五錢の辨當を給與せしめたり、其の數左表の如し。

函館棧橋にて支給したる辨當料金三百七十二圓二十錢千八百六十一食分

驛名	辨當配給數	驛名	辨當配給數	驛名	辨當配給數
黒松内	三、四二七	追分	三〇	新得	三五二
小澤	九一	深川	八六	池田	一一〇
小樽	二、〇三九	旭川	八六八	釧路	一五二
札幌	一、四六〇	下富良野	一四二	頓別	一五二
室蘭	三五六	苫小牧	一九七	渚滑	八六
岩見澤	八〇	名寄	二五二	上湧別	一四一
				計	一〇、一〇一

之が開設其の他の事務は、函館を除くの外各市町村に委囑して取扱はしめたり。

（二）臨時人事相談所開設　九月七日函館棧橋驛に東京地方震災罹災者臨時人事相談所を設け、廳出張員をして之に當らしめ、函館市保導委員函館警察署員の應援を得、罹災者の人事相談に應ぜしめ、全道に檄して求人口の開拓をなし、各市職業紹介所を督勵して罹災者の職業紹介をなさしめたり、其の數左の如し。

外に函館市が直接棧橋驛にて支給したる辨當數一一、八六五個。

（三）臨時宿泊所開設　汽車汽船發着の時刻により、又は鐵道沿線より遠隔の地に行かんとする避難者の宿泊を要する者は、函館市に函館慈惠院、函館無料宿泊所の二箇所、札幌市に大谷派本願寺別院、公益宿泊所の二箇所、岩見澤町、釧路市、稚内町に各一箇所の臨時宿泊所を設け、之を宿泊せしめ、小樽市、苫小牧町、追分驛にも各一箇所增設したり、宿泊延人員及食事數は、

宿泊所名	宿泊延數	食事數
函館慈惠院	四五〇	一、〇一九
函館無料宿泊所	六〇三	八三七
小樽簡易宿泊所	二一八	五九〇
札幌大谷派本願寺別院	八一〇	一、三五七
札幌公益宿泊所	二五二	六三九
岩見澤町	二五九	五一八
室蘭市	八五	一七〇
追分驛	一五	三〇
苫小牧町	四	一二
釧路市	三四	六八
稚内町	一一三	九四
計	二、八四三	九、三三四

人事相談　五五二八
職業紹介就職者　四六七人

(四)慰問品贈與、汽船、舒船、馬車、自動車無料取扱　九月四日以來罹災者の渡來に對し、函館市を始め鐵道沿線各地に於ては、官公吏は固より、公職者、社會事業團體、在鄉軍人團、青年團、宗教團、婦人會、各種營業組合、有志等擧て其の慰藉救護に奔走し、辨當の外、味噌汁、おでん、パン、牛乳、菓子、果物等の食料及手拭、塵紙、衣類、履物、慰問袋等を分與し、或は無料にて宿泊(道廳施設の外)せしむる等、慰撫に力めたり、而して此等罹災者の來道する者激增し、殊に鐵道便に依り難き地方行紡績女工等、集團渡道する者尠からず、爲に左記回漕店、汽船會社へ交涉し、無賃乘船の快諾を得、渡島、後志、日高方面沿岸へ罹災者を輸送し、其外全道到る處、馬車、自動車、電車及汽船、舒船は、警察官、市町村吏員等の交涉に依り、又は自發的に、罹災避難者に對し無賃乘船乘車の取扱をなしたり、左に十月二日迄の來道避難者を表示す。

無賃乘船せしめたる回漕店汽船會社

船名	行先地	扱店
第三雲刕丸	札刈、當別	(函館發)恒産組合回漕店
第五當別丸	福山、福島、吉岡	(ヤ)同上
神生丸	日高、室蘭	(ヤ)金森回漕店
芙蓉丸	鵡川、福山、江差、奥尻(ヤ)	高橋回漕店
第三福山丸	日高、戸井、日高、尻岸內、根法華、古武井、尾札部	高橋回漕店
第五日高丸	千島、日高、十勝	千島汽船株式會社
棒太丸	瀨棚、江差、奥尻	宮本回漕店

震災避難者調　(十月二日調)

市町村名	避難者數	市町村名	避難者數	市町村名	避難者數
函館	二、七四九	岩見澤	五三	雲	二六

備考　以上二班は組織內容を異にするも、救護地に至りては一團となりて活動し、衞生材料の如きは共同使用したり。

日本赤十字社北海道支部は、九月十八日第二班の交代員を派遣す。

一、救護の組織內容　醫師二名、看護婦一〇名、看護人一名、事務員一名。

二、出發及歸着　九月十八日出發、九月二十日東京砂町着、十月二十九日砂町出發、同三十一日札幌着。

三、救護從事日數及場所　三十六日間、砂町。

四、救療人員　內科　四、九一二名)　外科　四、〇〇九名)　計　八、九二一名。

五、經　費　四、八五七圓(日本赤十字社北海道支部負擔)

第二　北海道各市及同醫師會聯合救護團

一、班數及組織內容

六班外に(北海道廳)關付事務員一名、看護員一名。

第一班　(札幌市及同醫師會)醫師五名、藥劑師一名、外一三名。
第二班　(小樽市　同　)醫師五名、外一一名。
第三班　(函館市　同　)醫師三名、外四名。
第四班　(旭川市　同　)醫師二名、外五名。
第五班　(室蘭市　同　)醫師三名、外六名。
第六班　(釧路市　同　)醫師一名、外二名。

二、出發及歸着　九月六日函館出發、七日東京上野着、同十八日東京日暮里出發、同月二十日函館歸着。

三、救護從事日數及場所　日數十日間、場所下谷區上野公園。

四、救療者の延數　一、三四五人。

五、經　費　一五、〇〇五圓(六市及醫師會負擔)。

七、救護團(情報部)派遣活動

九月五日開催の臨時道參事會に於て、救護團派遣に決し、團長代議士岡田伊太郎、班長道參事會員大田半三郎、同齋藤良三、同北林吃郎、團員は警察部及內務部より選拔し、即日先發隊として警部補齋藤吉外十名を急派し、六日班長以下團員一行災害地に向ふ、先發隊は七日、

小樽	一、四七二	夕張	二四二	名寄	一八
札幌	一、六〇六	帶廣	六九	其の他	四、四三六
旭川	五五二	雜內	五〇	計	一二、八一六
釧路	三一八	深川	一三		
室蘭	三七六	岩內	八三		

以上の施設は、九月二十六日に至り、避難者の減少したると其の狀態とに依り廢止したり。

六、救護班派遣

震災地に於ける罹災者の救療及道出身罹災者の情報を爲すため、九月二日以來數回に涉り救護班を派遣す。

第一　北海道廳及赤十字社北海道支部聯合救護團

一、班數及組織內容

第一班　北海道廳　醫師七名、看護婦五名、事務員二名　看護員一二名。
第二班　日本赤十字社北海道支部　醫師三名、藥劑師二名、看護婦一四名、書記一名。

二、出發及歸着　九月二日札幌出發、六日東京芝浦着、同二十一日東京田端發、同二十二日札幌歸着。

三、救護從事日數及場所
日數　十九日、場所　南葛飾郡砂町、南葛飾郡龜戶町。

四、救護患者延數　五、一四〇名。

五、經　費　一二、〇七〇圓(北海道廳及日本赤十字社北海道支部負擔)

備考　以上二班は組織內容を異にするも、救護地に至りては一團となりて活動し、衞生材料の如きは共同使用したり。

日本赤十字社北海道支部は、九月十八日第二班の交代員を派遣す。

一、救護の組織內容　醫師二名、看護婦一〇名、看護人一名、事務員一名。

二、出發及歸着　九月十八日出發、九月二十日東京砂町着、十月二十九日砂町出發、同三十一日札幌着。

三、救護從事日數及場所　三十六日間、砂町。

四、救療人員　內科　四、九一二名)　外科　四、〇〇九名)　計　八、九二一名。

五、經　費　四、八五七圓(日本赤十字社北海道支部負擔)

第二　北海道各市及同醫師會聯合救護團

一、班數及組織內容

六班外に(北海道廳)關付事務員一名、看護員一名。

第一班　(札幌市及同醫師會)醫師五名、藥劑師一名、外一三名。
第二班　(小樽市　同　)醫師五名、外一一名。
第三班　(函館市　同　)醫師三名、外四名。
第四班　(旭川市　同　)醫師二名、外五名。
第五班　(室蘭市　同　)醫師三名、外六名。
第六班　(釧路市　同　)醫師一名、外二名。

二、出發及歸着　九月六日函館出發、七日東京上野着、同十八日東京日暮里出發、同月二十日函館歸着。

三、救護從事日數及場所　日數十日間、場所下谷區上野公園。

四、救療者の延數　一、三四五人。

五、經　費　一五、〇〇五圓(六市及醫師會負擔)。

七、救護團(情報部)派遣活動

九月五日開催の臨時道參事會に於て、救護團派遣に決し、團長代議士岡田伊太郎、班長道參事會員大田半三郎、同齋藤良三、同北林吃郎、團員は警察部及內務部より選拔し、即日先發隊として警部補齋藤吉外十名を急派し、六日班長以下團員一行災害地に向ふ、先發隊は七日、

團長以下は八日、各東京田端驛に着し、內務省、東京府、東京市、警視廳等を歷訪し、救護事務に付打合を爲し、團を三組に分ち、第一班を上野公園西鄕銅像前に、第二班を日比谷公園に、第三班を日暮里驛前に、各災幕張假事務所を開設し、直ちに救護事務を開始し、專ら道民の救護に當り、一方團長は自ら自動車を驅て各官公衙道民關係者を慰問したり。

九日より警察員をして自轉車を以て各道民關係者を慰問せしめ、他面之が急報を爲すべく通報員を定め、即日其の安否を本道居住關係者に報告するため、宇都宮郵便局に出張打電せしめ、更に之が確實を期する爲、同行記者所屬の北海タイムス、小樽新聞紙に其の安否を揭載せしむ、團は又札幌、小樽、旭川、室蘭、函館、釧路六市及同醫師會より成る救護班と連絡し、傷病者を同班に送り、救護の實を擧ぐるに努む。

當時日暮里驛は、東北方面出入の關門として雜沓甚だしく、歸道者及道民關係避難者を乘車送還せしむる事に苦心し、第三班は能く之に努め、同驛長及同驛詰軍隊司令官と打合せ、特別の便宜を得て最も良好なる成績を擧げたり。

同月二十三日交通機關竝に通信機關稍〻回復するに至り、第二班及第三班を廢し、第一班に鈴木松之助外三名を殘留せしめ、團長以下同月二十五日歸還す、殘留團員は引續き救護事務に從事し、同月三十日閉鎖の上十月三日何れも歸道したり、開始より閉鎖に至る迄の取扱事務成績次の如し。

一、捜索願受理件數	二、三八六
二、電信に依る安否報告件數	二、一〇〇
三、書面に依る安否報告件數	二四七
四、避難歸道者乘車斡旋件數	一、一六〇

五、醫療者取扱件數	三二五
六、罹災者遭内通信取扱件數	一、〇五〇
七、避難者宿所届出件數	三三
計	七、三〇一

八、各市町村救護

全道各支廳各市町村に於ては、震災事務取扱の爲め、特に委員或は係員を置き、警察署、在鄉軍人團、宗教團體、青年團、處女會、愛國婦人會、其の他各種團體有志等と協調を保ち、義捐金品の募集に、避難者の慰藉救護に、殆ど精力と資力とを傾倒して日夜奔走努力したり、今各市町村に於ける施設の一般を列擧すれば左の如し。

一、義捐金品を募集し道廳を經て寄贈す。

二、避難者の慰藉保護

1 辨當、牛乳、パン、菓子、慰問袋、手拭、半紙、麥湯、茶等を給與す。

2 無料入浴券を與へ婦人の爲め結髮をなす。

3 乘下船車の際老幼を扶け或は手荷物の運搬を爲し行先案内をなす。

4 傷病者に對しては醫師會、藥劑師會或は市町村醫が無料診療をなす。

5 汽船會社、自動車會社、電車、解業組合、乘合場車組合等と交涉し、或は之等が自發的に無料取扱をなす。

6 職業紹介及無料宿泊等の斡旋をなす。

7 道廳施設の辨當配給所、臨時宿泊所設置の市町村に在りては、其の事務委囑を受け之を遂行す。

三、六市に在りては、各醫師會と共同し、震災地に救護班を派遣す。

九、各警察署活動

管内各警察署同分署に於ては、所在地支廳、市町村各種團體と協調して、罹災避難者の救護義捐金の募集に盡力したる外、通牒に基き妄りに上京せんとする者を阻止し、流言蜚語を取締り、鮮人所在地に在りては之を保護し、土工夫收容地にては點檢を周密にし、又土地不案内なる避難者の惡周旋屋客引等に誘拐さるゝ處あるを以て、停車場埠頭等に視察員を派遣して保護を加へ、或は職業紹介、宿泊所、乘船車等に付各方面と折衝斡旋を爲す等、目覺ましき活動をなしたり。

一〇、震災事務從事者

內務部長服部教一、警察部長今村正美、土木部長稻葉健之助、産業部長小島床吉、拓殖部長山中恒三、社會課長山本秋廣、會計課長近藤喜寬、道路課長久保田峻、遠山信一郎、商工課長唯根伊與、農務課長里見哲太郎、水産課長小島孝造、土地整理課長甲斐莊正顯、殖民課長栗田五百枝、衞生課長木村眞之助を初めとし總計二百二十八名なり。

其二　函館市

一、市會議員協議會　九月一日夜半突如として東京地方大震災の報飛來し、續て刻々其の慘情を傳へらるゝや、松下市會議長は、二日急遽市會議員を召集して、震災救護に關する協議會を開き、其の決議に依り、當面の急務として東京、橫濱二市罹災者に食糧を急送し、尙適當なる方法の下に義捐金品を募集することに決せり。

二、義捐金品募集　九月五日義捐金品募集に關し、市會議員、商業會議所議員、商工聯合組合長、衞生組長を會同して協議を遂げ、直に委員千四十一名を囑託し、大活動を開始し、義捐金品の募集に全力を傾注せり。

三、食糧品寄贈　市書記蒲生武彥、仲仕六名と共に郵船讃岐丸に便乘し、東京橫濱二市を見舞ひ、食糧を寄贈するため、六日未明橫濱に向け出發す、寄贈品左の如し。

東京市第一回　鵞（十二貫入）二百八十俵、身缺（十貫入）七十俵。
東京市第二回　鵞（十二貫入）百六十俵、鹽鮭（十一貫入）四百函、鹽鱒（同上）四百五十函、鹽鰤（同上）百八十五俵、鹽豚八十二個。

讃岐丸は、九日正午橫濱に入港したるも、荷揚人夫不足の爲め、海軍の援助を求め、萬難を排して辛ふじて十一日十二日罹災地市長に寄贈す。

四、救濟事務委員　臨時救濟事務處理の爲、伊藤助役を委員長に、尾上主事以下三十名を委員に任命し、義捐金品取扱、旅行證明、在京者捜索、避難者慰藉等に關する臨時事務を管掌せしめたり。

五、避難者救護　鐵道當局と打合せ、棧橋待合室を開設し、入市者通過者を區分入室せしめ、麥湯茶辨當を給する外、各團體又は有志より寄贈の味噌汁、おでん、パン、牛乳、菓子等の食糧、手拭、衣類、履物、慰問袋、新聞等を給與し、入市者に對しては、無料電車券、入浴券を交附し、婦人には結髮をなす等、接待至らざるなく、殆ど遺憾なき狀態なりき。

函館醫師會員、藥劑師會員、愛國婦人會員、赤十字社員、函館學生會員、基督教會員、在鄉軍人分會員、新聞社員、佛教團員、東部料理屋組合員、飮食店組合員、開發自警團員、婦人理髮保健組合員、各見番婦人等各種團員及有志は、着船毎に黎明より夜半に至るまで避難者に應對し、老幼を扶けて下船乘車せしめ、電報の發信を受託し、醫療、投藥、行先案内、職業紹介、無料宿泊、人事相談等、油然たる同情、人をして感激に堪へざらしめり。

六、救護團派遣　罹災者救療の目的を以て、函館市醫師會より醫員三名、看護婦三名、事務員一名（市吏員）、六日上京し、救急の任務に服し、十九日歸還せり。

市吏員及在鄉軍人分會員を以て編成せる救護及捜索班二十名は、尾上市主事、佐々木司令引率の下に、八日上京し、其の任務に從事し、九月二十三日歸還せり。

其三　小樽市

一、震災小樽市慰問會組織　九月二日京濱大震災の報を得、市は直に市内各種團體幹部及有志者を會して協議を遂げ、慰問會を組織し、義捐金品の募集其他罹災救護に必要なる活動を爲すに決し、先づ左の組織を以て、慰問會を設置したり。

一、會　長　市長小柳藤太。

一、副會長　商業會議所會頭森正則。

一、委　員　市内有志六三三名、市吏員及商業會議所員四四名。

二、義捐金品募集は、

1、義捐金募集　市内を八區に分ち、各區に委員長、副委員長、委員を置き、九月六日募集に着手したるに、市内の木村圓吉、藤山要吉率先して各一萬圓宛を醵出せられたるを以て、市民の同情心大に緊張し、締切までに下記の額に達し、更に小樽新聞社、北門日報社の募集に係る分を加ふれば、優に十七萬圓に上る。

2、義捐品募集　現金の外、罹災者慰安救濟のため義捐品を募集し、内慰問袋の蒐集は在鄉軍人分會、愛國婦人會、各青年團之に當り、僅々五日間にして下記の數を得、衣類下駄其他の募集は、愛國婦人會及各宗教團體主として共衞にあたり、亦下記の額を集め得たり。

三、避難者救護　災後は避難者續々北海道に渡り來りたるが、下車者通過者に對し、九月五日乃至二十六日の二十二日間、關係市吏員、愛國婦人會員、在鄉軍人分會員等より十五名宛、交互に每日四回小樽、南小樽兩驛に出動し、それ〴〵慰問する所あり、每日朝夕二回は、小

樽驛に於て道廳委囑の辨當を配給し、其他は列車毎に、罹災者に茶を給與し、市醫師會は、毎回兩驛に一名宛交互に出動して、傷病者に無料手當を施せり、又市下車者にして、知己親戚なきものには、無料宿泊の便を與へ、樺太其他に渡航するものには、北日本汽船株式會社小樽支店、近海郵船株式會社小樽支店及北海郵船株式會社西谷汽船株式會社等に交渉し、無賃乘船の便を與へ、之に依り樺太に渡行したるもの七名、北海道沿岸の各目的地に歸着したるもの十六名あり、市に下車したる千八百五十九名中、慰問會より無料宿泊の便を與へしは八十五名なり。

四、職員活動狀況　慰問會の組織なると共に、庶務係、通報係、義捐金係、出納係を設け、吏員四十二名、商業會議所員二名之に當り、義捐金品の整理發送等、會務繁多なるのみならず、特に急を要するものなるを以て、夜勤すること十數日に渉り、殊に義捐品係の如き、慰問袋の收受發送のため、交互參加したる青年團員と共に、勤務夜半に及べること五日に渉り、又別に罹災者慰問係なるものを設け、別項記載の如く、午前六時より午後十二時迄の間、毎日四回、在鄉軍人分會員、愛國婦人會員と共に、毎回兩驛に出張して、茶の給與、辨當配給、職業紹介及宿泊、乘船に關する諸手配をなし、以て諸事の遺憾なからんことを期したり。

五、救護班派遣　市醫師會及在鄉軍人分會は、夫々救護班を組織して上京し、罹災者の救護及其消息の通報に努めり、其活動狀況左の如し。

イ、第一回救護班　（小樽醫師會にて組織）

1、班　員　醫師五名、看護婦八名、事務員一名、人夫二名。
2、發　着　九月五日小樽市出發、八日東京市上野着、十八日東京市出發、二十日小樽市歸着。
3、救護に從事したる日數及場所　從事日數十日間、場所東京市上野公園慰問袋の部

東照宮前、但し一部は巡回診療に從事。
五、救護患者の延人員數　內科千三百三十五名、外傷百五十七名、計千四百九十二名。
5、經　費　二千圓、內手當及旅費千四十八圓三十四錢、携帶品其他九百五十一圓六十六錢。
6、經費負擔者　小樽市。

ロ、第二回救護班　（小樽市在鄉軍人分會組織）

1、班　員　在鄉軍人四十名、事務員二名。
2、發　着　九月九日小樽市出發、十一日東京市上野着、二十日東京市出發、二十三日小樽市歸着。
3、救護に從事したる日數及場所　從事日數十日間、場所東京市上野公園精養軒內に事務所を置く。
4、消息調査件數　左の如し。
A、捜索の結果判明したるもの　五七八件。
B、捜索したるも不明なるもの　二一五件。
C、罹災者に物件を傳達したるもの　四七五件。
D、其　他　二六六件。
5、經　費　千三百八十一圓五十錢、內汽車賃雇費金費　四百十二圓〇三錢、携帶品　六百八十九圓四十七錢、其他　二百八十圓。
6、經費負擔者　小樽市。

六、義捐金品　寳集額左の如し。

義捐金の部

一、總計金十二萬四千七百五十六圓八十三錢

內　譯

金四萬一千二百二十二圓五十八錢　小樽市役所直接扱の分。
金八萬三千五百三十四圓二十五錢　募集各區委員扱の分。

一、總計二萬七千六十五袋

內　譯

一、一萬五千九百九十四袋　在鄉軍人會小樽市分會
一、三千三百七十六袋　愛國婦人會小樽市幹事部
一、一千九百六十五袋　各衞生火防組合
一、一千四百九十六袋　小樽市聯合青年團
一、八百二袋　小樽市內各町會
一、七百九袋　村雲婦人會
一、五百三十八袋　其他の婦人團體
一、四百八十三袋　キリスト教會
一、三百十一袋　各小學校
一、二百二十六袋　各寺院
一、一千百六十五袋　市役所直接扱

衣類の部

一、總計一萬九千九十四點　外に二十五包

內　譯

一、七千七百二十一點　愛國婦人會
一、六千七百七十七點　居士會
一、一千七百八十一點　區立小樽高等女學校
一、三千二百十五點　上野鐵三郎外六十八名分
一、二十五包　久々津久子外十三名分

雜貨の部

一、總計六千五百十三點　居士會外十名分

內　譯

一、下　駄　五千二十四足
一、粉　餅　一點
一、白　米　十一俵
一、六神丸　五百包
一、洋　傘　十本
一、ゴム靴　九百三十一足

一、木　炭　二俵
一、其　他　三十四點

古教科書

一、總計一萬八千三十四冊

內

一、各小學校　一萬八千二十六冊
一、小樽居士會　八　冊

其四　旭川市

關東震災の報に接し、市は九月五日吏員二十名を罹災者救護委員に充て、部署を定めて應急事務に從事せしむると共に、市內各團體と提携連絡して左記施設をなしたり。

一、救護團體派遣　左の如し。

1、旭川市は、罹災者の安否消息の搜査、並に通報を兼ね、罹災地居住當市民を救護せしむる目的を以て、九月五日市吏員二名を東京に急行派遣し、同月七日より二十四日に至る間、專ら情報事務に從はしむ、此の間の通報件數三百餘件に達したり。

2、旭川青年聯盟團は、團員四十八名を以て一團を編成し、理事（市會議長）坂東幸太郎を團長とし、同月七日出發、東京府下雜司ヶ谷に事務所を開設し、東京橫須賀方面に渉り、主として在住旭川市民の情況を搜査し、同月十六日より四日間、東京市本鄉區役所の依頼に依り、罹災民の各戶調査をなし、或は警戒の爲め同地青年團の應援に從事したり。

3、在鄉軍人會旭川市聯合分會は、會員三十名を以て救護團を組織し、退役陸軍步兵少尉松野萬壽之を率ひ、九月十日出發、東京府下

田端に駐在し、即日運動を開始し、東京一圓及遠く横須賀、横濱方面に渉り、罹災者調査に從事し、同月二十三四兩日は、在鄉軍人會本部の指揮下に隷屬し、救恤品の運搬配給に從事したり。

4、旭川醫師會は、醫師二名、看護婦三名、人夫二名より成る救護班を編成し、九月五日出發、上野公園に駐在なし、札幌外三市の救護班と共同し、北海道救護班と稱し、專ら罹災民の醫療に從事し、十日間に亘り、外傷者四百七十五名、內科患者六十四名の治療をなしたり、之が經費一千六百二十圓は、同醫師會自ら之を支辨す。

二、避難者救護　市避難者救護所は、九月七日旭川停車場構內に開設し、市吏員、警察署員、聯合婦人會員、青年團員、補導委員、其他篤志家協力して、旭川驛到着並に通過の避難者に對し、食物の給與、宿泊の斡旋、疾病の手當、寄贈品の贈與、婦人理髮等をなし、同月三十日の閉鎖迄に取扱たる總人員一千三百六十六名にして、一日平均約五十七名に達せり、而して此等避難者に給したる食物は、初め辨當を以てしたるも、當驛着及通過者は多く午前五時なるを以て、成るべく溫き飮食物を供せんとの議起り、婦人會員中の篤志家進で自ら炊爨をなし、每早朝之に當り、共勞洵に多とするものありたり、尙、市內寺院靑洞宗大林寺、眞宗慶誠寺は、寺院を開放して避難民を無料宿泊せしめ、市の公費を以て旅館其他に收容宿泊せしめたる避難民を合し、其數百十九名、延日數百四十九日に達す、其外職業を紹介して就職せしめたるもの九名あり。

又醫師會に於ては、避難民中の疾病者を無料治療、並に入院加療せしめ、其數二十一名に及び、藥劑師會に於て施藥したるもの九百九十六名、十一回、寄贈品一千九百七十六點、之が頒與を受けたるもの九百九十六名なり。

三、救濟金品募集　罹災民救濟の爲め、義捐金品募集事務所を市役所內に開設し、旭川佛教團は托鉢を行ひ、旭川基督教會員、及愛國婦人會、旭川婦人會、旭川火防衞生婦人會、矯風會、十五日會より組織せる旭川聯合婦人會員は、金品義捐の勸誘及募集に努め、左の如く募集す。

金額三萬一千二百〇九圓〇四錢。

寄贈品は衣類を始め、白、玄米、漬物、木炭、石鹼、下駄、蒲團袋等にして計一萬七千九百六十三點。

各小學校生徒より募集せる學用品其他二萬三千五百八十九點。

此等金品は、之を數回に分ち、北海道廳を經て各罹災地に發送せり。

如上救護救援事務終了後、市は各宗寺院を以て組織しある北都佛教團の協力を得、市內常磐公園內に祭壇を設け、多數官民參列して、罹災死亡者の爲め、追吊會を執行したり。

此くの如く震災救護救援事務開始より終了迄に要したる費用は、各團體員及篤志家の義捐、北海道廳よりの下附金を以て充當したるが、尙其の不足額及活動團體員慰勞金は市會の議決を經て、金八百圓を支出し、以て一切の事務收支計算を了したり。

其五　室蘭市

市は震災當時、通信並に交通機關の杜絕に依り、災禍の眞相を知る能はざりしが、新聞紙を見て事態の容易ならざるを看取し、機宜の處置として、臨時震災救濟委員規程を定め、市吏員中より委員二十名を任命し、以て救濟事務處理の敏捷を計れり。

室蘭市告達第一〇號

臨時震災救濟委員規程　（九月七日發布）

第一條　市役所ニ臨時震災救濟委員ヲ置ク。

第二條　委員ハ市吏員中ヨリ市長之ヲ命ズ。

第三條　委員ヲ左ノ二係ニ分チ事務ヲ掌理セシム。

一、救護係　二、情報係　三、庶務係

第四條　救護係ニ於テ擔任スヘキ事務、概ネ左ノ如シ。

一、罹災避難者ニ對シ慰問救護並就職紹介ニ關スル事務。

一、義捐金收受寄贈物品ノ報告新聞揭載ニ關スル事務。

第五條　情報係ニ於テ擔任スヘキ事務概ネ左ノ如シ。

一、罹災情報ヲ各關係者ニ周知セシムル事務。

一、本市ニ於ケル救護ノ情況報告ニ關スル事務。

第六條　庶務係ニ於テ擔任スヘキ事務概ネ左ノ如シ。

一、震災ニ關スル文書ノ收受發送編纂ニ關スル事務。

一、寄贈物品ノ收受並發送ニ關スル事務。

一、罹災者救護ニ關スル物資ノ調達及代金ノ請求支拂ニ關スル事務。

一、義捐金保管及送金ニ關スル事務。

一、其他他係ニ屬セサル事務。

第七條　各係ニ係長一名係員若干名ヲ置ク。

係長ハ委員長ノ指示ヲ受ケ、係事務ヲ統一シ、係員ヲ監督ス。

係員ハ、委員長並係長ノ指揮ヲ受ケ、係事務ヲ分掌ス。

係員ハ、每日其ノ取扱ニ係ル事務ヲ係長委員長ヲ經テ市長ニ申報スヘシ。

第八條　委員長ハ助役ヲ以テ之ニ充ツ。

第九條　收納シタル義捐金ハ每日收入役ニ提託スヘシ。

第十條　寄贈物品ハ主務辨當係長ニ於テ保管スルモノトス。

第十一條　保管金品ハ市長ノ指示ニ依リ出納スルモノトス。

大正十二年九月七日　　室蘭市長　中村俊清

一、救護係の活動

第一篇　應急措置　第七章　救援

一、罹災者休憩所設置　避難者の慰安救護、各種相談、職業紹介の目的を以て、九月七日室蘭驛前市公會堂內に罹災者休憩所を開設し、救護係長以下七名の係員を配置し、午前四時より靑森室蘭間聯絡定期船に由る午後九時三十五分着列車に至る間の、各船便にて到着する罹災避難者を休憩所に招致し、市に歸來し、又は市內緣故者を賴り來れる者に對しては、其の目的地を懇篤に調査し、尙依賴に應じ對者に通報招來せしめ、市を經由して道內各地に赴く者に對しては、室蘭驛其他船舶取扱所に交涉して、目的地に至る間の無賃乘車乘船の世話をなし、市內緣故者の所在不明なるものは、一先づ市に救護宿泊せしめ、職業の紹介、他の緣故者の往訪等の途を講ぜり、尙辨當、牛乳、パン等を給與し、其他衣類金品等必要に應じて相當の救護處置をなせり。

室蘭婦人會に於ては、特に幹事長以下全員右休憩所に交五に出動し、罹災者の罹災狀況に應じて、衣類、手拭、下駄、其他日用品並に金品等を贈與し、接待慰問等、同所係員の援助に努力せり、婦人會の同所に於ける給與金品左の如し。

一、金三十五圓　一人に付き五十錢以上三圓迄。

一、衣類三十點、帶、前掛、足袋等五十點。

一、手拭三百本。

一、履物五十足。

一、其他日用品、座紙、商磨揚子、卷紙、封筒等百點。

此外基督教婦人矯風會室蘭支部會員も、室蘭婦人會に助力應援し、接待慰問に盡力す。

九月二十八日災害地の秩序漸く回復し、罹災避難者の數漸く減じ、ほぼ常時に復せるを以て、驛前休憩所を開鎖し、事務は室蘭市役所內に移掌す、右罹災者休憩所開設以來二十二日間に於ける取扱人員左の如し。

1、罹災者取扱總人員　四百五十八名。

種別	性別	人員	宿泊延人員
市内の實家又は縁故に到着せるもの	男	一七四	—
	女	一一三	—
北海道内外の實家、又は縁故に赴くため當市經由したる者	男	一〇一	九
	女	五二	一二
市内縁故者所在不明のため當市にて保護したる者	男	一七	五七
	女	一	四

2、職業を紹介したるもの　十六名。

3、其他取扱件數

船舶無賃取扱件數	五四	罹災者證明交附	一八
借家紹介	二	歸還證明交附	三八

二、義捐金品募集　市役所及室蘭新聞社發起となり、市内各町會、室蘭婦人赤誠會、其他の團體聽力募集し、九月四日より十一月三十日締切までに、應募金額二萬三千八百七十五圓十八錢七厘に達し、全部北海道廳を經て發送せり。

救護物品の募集は、室蘭婦人會に於て幹事以下多數會員出勤し、市内各戸を訪問して衣類其の他の醵出を受け、室蘭裁縫女學校に於ては、生徒より慰問袋を募集し、市内各小學校は教科書及學用品を寄贈し、左の如く道廳を經て發達せり。

種類	數量
衣類	三千七百六點。
教科書	一萬四千六百十一冊。
衣類及布團	十四點。
學用品	二千四百三十二點。
慰問袋	二百五袋。
其他雜品	二千三百四十九點。
計	二萬三千三百十七點。

三、市派遣救護班　九月三日の道廳通達に基き、直ちに震災地派遣救護班編成に着手し、醫員三名、助手六名を應募し、即日救護班を編成せり。

市立室蘭病院長　醫學士　稻葉龍三郎外助手二名
市内開業島影療院々長　醫　師　島影　義輿外助手二名
市内開業織田病院長　醫　師　織田　將一外助手二名

右派遣員は、九月五日出發上京して、北海道救護班に參加合同し、傷病者の救療に從ひ、同月十七日歸室す。

四、在郷軍人分會派遣救護隊　在郷軍人會室蘭市分會は、九月七日市長よりの慫慂あり、幹部協議の上役員會を開き、救護隊を編成して東京に派遣するに決し、直に希望者の受附、携行すべき食糧、其他の準備に着手し、一面輪西分會、製鋼所分會に通告し、合同して四十三名を得、本部及四班に區分編成し、糧食十日分（白米及パン）、炊事及其他必要品を準備し、尚用意の爲め各自金二十圓を出金して一切の費用に充つる事とし、同月二十八日午後三時三十五分室蘭驛を發す、尚參加人員は、室蘭分會三十名、製鋼所分會五名、輪西分會八名、計四十三名なり、差寄り京濱に於ける室蘭人知己親戚を訪問するため、汽車中に於て實行手段を左の如く定む。

安否訪問の手段

イ、新聞宣傳

ロ、張紙及旗宣傳　眼に觸れ易き場所に貼紙し、罹災者集合場所及訪問に標旗を立て、注意を喚起す。

ハ、戸別的訪問（イ、ロ二項の手段にても本部に來訪せざる者に對し、戸別的訪問をなす）。

斯くて一行は田端驛に下車し、各自荷物を脊負ひ、困憊を過りて、九月十日午後五時頃上野精養軒に到着し、同所屯在の北海道廳救護班と連絡を執り、同夜は其の斡旋により大部分天幕内に、一部軒下又は藤棚下に宿營し、代表者を渡嚴司令部及本郷聯隊區司令部上野出張所に出し、隊上京の趣旨を通じ、十一日より十六日まで捜索訪問を爲し、十七日常磐線第一列車を以て退京す。

室蘭婦人會の依頼により金錢を給與したるもの　十六名。
歸還の途中保護を加へ室蘭まで同伴したるもの　男一女名、一名、小兒二名。

二、情報係の活動

情報係は、上京救護班及在鄉軍人團救護隊と通信連絡を取り、廣く市民の求めに應じて、東京室蘭兩市間の照會通報に當り、災地への交通通信機關全滅のため、滯京救護團よりの通信は、宇都宮市まで日々救護團員往復して連絡し、同市を中繼として安否消息の電信郵便を通達せり、右取扱通報件數千五百件餘に達す。

三、庶務係の活動

庶務係は、震災救護事務に關する文書の起草、物品の收容、發送、罹災者救護に關する物資の調達、代金の請求支拂、義捐金の保管送金等の事務を管掌したり。

庶務係は、震災に關する文書及寄贈物品の收受發送、罹災者救護に關する物資の調達、代金の請求支拂、義捐金保管及送金に關する事務を分掌したり。

1、救護物資調達　北海道廳長官より救護品として鰯の購買方依頼を受け、膽振支廳と協力直ちに之が手配をなし、四百三十二梱斤量五萬八千四百七斤五分（代金一萬八千五百五十六圓六錢）を買付け、九月五日小樽驛出張の北海道廳長官代理宛發送す、又北海道廳長官の命に依り、白米及木炭の購買に着手せしも、變更に付き中止したり。

2、寄贈物品發送　寄贈物品は、罹災地への速達を期し、船便の都合を北海道廳と打合せ、急送の取計をなせり、其發送狀況及寄贈品内譯左の通り。

發送月日	種類	梱數量	寄贈者	備考
九月十一日	衣類	二五梱	（室蘭婦人會	二十三梱
			室蘭見雷	二〃）
九月十三日	慰問袋、衣類	四〃	（室蘭裁縫女學校	三〃
			室蘭婦人會	一〃）
九月二十日	同	上 一二〃	（室蘭婦人會	六〃
			天理教室蘭教會	二〃
			室蘭裁縫實習所	四〃）
九月三十日	教科書及學用品	三二〃	市内各小學校	
十月七日	衣類	三〃	室蘭鐵道婦人會	
計		七六〃		

内譯左の通り。

寄贈物品内譯

品目	室蘭婦人會	室蘭裁縫實習所	室蘭天理教會	鐵道室蘭婦人見雷	市内小學校	計
單衣	一、一八四	一六〇	一〇五	六九	一一	一、五九九
袷衣	五六六	—	二三	七五	六	六五二
綿入	二一三	—	三三	七五	三	三二五
羽織	一六七	—	二五	一四	三	一九九
袴	一三五	—	一一	三	一	一五〇
洋服	二一	—	九	二	一	三三
帶類	二六五	—	三一	一八	一	二九〇
布團	一三	—	一	一	—	一四
座布團	二	—	—	—	—	二
夜衣	一	—	—	—	—	一
シャツ類	一三	—	二	一	—	一六
股引類	一一	—	二	一	—	一四
袖ナシ	九	—	一	—	—	一〇
襦袢	一六	—	一	一	—	一八
袴	九三	—	一	一	—	九五
反物	八	—	—	—	—	八

	三	一	一	一	一	二	三五
慰問袋	二四	二六	三五	一	一	一	三〇五
其他	一、六四九	一	公五	九	四二	公二	二、四四七
教科書	一	一	一	一	一	一四、六二一	一四、六二一
學用品	一	一	一	一	一	二、四三三	二、四三三
計	一、四五八	一六六	天六	二三	四三五	二六九	二四、四二七

其六　釧路市

帝都大震災の報に接し、市は取敢へず天機奉伺の至急電報を奏上し、各省大臣、東京横濱、横須賀各市長宛に夫々見舞の至急電報を發し、皇室御安泰の新嘗式を執行したる後、市吏員二十八名に臨時災害事務係員を命じ、市會議員協議會、市内各種公私團體協議會を開催し、義捐金品の募集、救護班の派遣、其他罹災者救護に全力を盡したり、今其概略を記述すれば左の如し。

一、義捐金品募集　九月三日午前九時市會議員協議會を開催し、災害地罹災者救濟義捐方法に關し協議する所あり、之が決定事項により、更に具體的協議をなす爲め、翌四日午後一時公會堂に市内各種公私團體代表者の協議會を開催し、各新聞社、各官公衙首長、赤十字社及愛國婦人會各委員及幹事、各學校長、佛教各宗寺院及基督教會、各商工業組合、重立銀行、會社、其他各種團體代表者等百餘名出席し左の事項を協定す。

一、本日參集せる者は、全部募集の衝に當ること。

一、更に市内重立者百名にも募集委員を囑託すること。

一、募集に付ては、新聞へ廣告揭載をなすの外、宣傳ビラ一萬枚を配布して大々的宣傳をなし、同情の喚起に努むること。

一、寄附は物品たると金品たるとを問はず、寄附者の任意とすること。

一、袋物は一個五十錢以上とし、腐敗すべきものは混入せざること。

一、義捐金品は取纏め、發送は市に於て取扱ふこと。

一、物品の輸送は汽車汽船共無賃たることを交渉すること。

是に於て市は直ちに市有力者百餘名に對し募集委員を囑託し、九月五日全市一齊に活動を開始したり、一方に佛教各宗寺院は、合同して市内を托鉢し、淨財を集め、基督教青年會員は約五十名赤襷をなし、隊伍を整へ讃美歌を高唱し、或は演說をなして各所を巡廻募集に努め、斯くして集りたる義捐金は北海道長官宛、物品は震災救護事務局宛夫々發送を了せり、義捐金品募集成績、左の如し。

イ、義捐金募集高　金一萬七千六百圓。

寄附者　個人　四千九百八十名、　團體　百三十團體。

ロ、義捐品募集高　九千九百二十三個。

此價格　金四千八百四十圓九十七錢。

寄附人員　四千九百七十七名。

二、救護班派遣　九月六日午後一時東京市へ救護班を派遣するに關し、市會議員協議會を開催し、罹災傷病者に對する一般救護事務及災害地に於ける親族、緣故等の安否搜索情報のため、市立釧路病院長並市會議員二名、在鄉軍人其他篤志者十四名、市吏員四名を救護班として東京市に派遣のことゝせり、一行は、出發前夜、市役所に會して諸般の打合をなし、直に出發準備に着手し、糧食、天幕、醫藥材料其他搜索に要する諸品を調達し、九月七日市民多數の見送裡に午後三時二十五分釧路驛發列車にて出發、十日午前八時上野驛に到着、北海道廳派遣救護班と連絡を取り、災害地罹災傷病者の救護、市關係者の搜索及情報等、二十日間非常なる活動をなし、九月二十六日午後一時五分任

務を了へ歸釧したり。

三、罹災避難者救濟　災害地より避難し來れる罹災者の裡、市に下車するもの及市通過の者に對し、九月七日より二十六日に至る二十日間、着車毎に吏員を停車場に出張せしめ、避難者の宿泊並辨當給與等に從事す、下車者二百四十一名、通過者百十四名、宿泊者二十九名、辨當を給與したるもの百七十三名に及ぶ。

四、震災慈善大演藝會　十月一、二日午後四時より市内有志の援助を得て、市及愛國婦人會釧路市幹事部主催のもとに、劇場惠比壽座に於て震災慈善大演藝會を開催し、其純利益金百二十八圓七十九錢を擧げて反物三百反を購入し、震災地に向け發送、罹災民の救濟に資したり。

其七　北海道帝國大學

北海道帝國大學は、九月一日關東大震災の報傳るや、直に第一救護班を組織し、醫學部長秦勉造を班長とし、助教授助手藥劑手學生事務員等二十四名を一團となし、寢具食料品救急藥品を携帶し、外に天幕醫療藥品繃帶材料等を大行李二十一個小行李十三個に入れ、鐵道に託送し、同月三日午後九時八分札幌を出發せり、翌四日午後〇時十分青森に上陸し、着京後に於ける行動計畫を定めんとするも、東京方面の狀況は流言蜚語紛々として要領を得ず、不安ながらも同日午後二時三十分青森を發し、仙臺を經て福島に到着せしも、未だ帝都の情況を知る事能はず、只震災地方は已に戒嚴令を布かれ、入京覺束なきことを知りたるを以て、便宜を陸軍官憲に藉るの外なしと決定し、直に第十四師團所在地たる宇都宮に向へり、翌五日午前九時四十分宇都宮に到着下車したるに、偶ゝ驛頭に於て第十四師團參謀長に邂逅せり、乃ち班長より一行の來旨を告げ、入京の便宜を與へられんことを請たるに、同參謀長は之を諒とし、好意を以て一行を遇せられ、同日午後一時半宇都宮を出發し、大宮驛にて軍用列車に乘換へ、同日午後九時半田端驛に着下車せり、而して一行は或民家の椅子工場に其一夜を明したり、翌六日午前五時半、班長は診療所開始に付東京市役所及其他關係官署に打合の爲め出發し、種々交涉の結果、青山七丁目市電乘務員養成所を以て診療所に充用することに協定したるを以て、直に自動車及馬車にて輸送せり、途中、一望焦土の巷を避難民等右往左往其混雜名狀すべからず、萬難を排して青山七丁目に到着せるは午後四時頃なり。

翌七日午前十時より全員を二班に分ち、一は外來患者及入院患者を診療し、一は巡回診療を開始せり、爾來同月十一日まで繼續實地の診療に從事したり、其取扱ひたる患者數は別表の通りにして、玆に第二班と交替し、九月十二日當診療所を引揚歸學の途に就き、同十四日無事札幌に歸着せり。

是より先き、更に第二救護班派遣の必要を認め、醫學教授今裕を班長とする三十二名より成る一團を組織し、一班同樣の準備をなし、九月九日午後九時八分札幌を出發し、同十一日午前十一時大宮驛に到着、此處にて軍用列車に便乘し、日暮里に着せり、偶ゝ新潟醫大の救護班驛前寺院内にありしを以て、之に就き救護の大要を聞き、一方新庄病内兩教授は、第一班の所在を探す爲め上野方面に走り、北海道廳救護班により青山七丁目車庫内にあるを知り、午後八時同所に着し、燈下に第一班と引繼交代を了し、同月十二日より東京市救護班と協力罹災患者の診療に從事し、略ゝ第一班と同樣の行動を取れり、爾來十七日迄繼續し、同日東京市救護班に引繼ぎ、翌十八日同所を出發、二十日歸學したり。

本學救護班の着京以來、日夜寢食を忘れ、能く困難と缺乏とに堪へ、重大なる任務を盡したる行爲を嘉せられ、九月十三日、長れ多くも皇后陛下より特に御使の御差遣ありたり。

第一班診療患者數調

月日	科別	内科 新入院	内科 在院	内科 外來	内科 計	外科 新入院	外科 在院	外科 外來	外科 計	眼科 新入院	眼科 在院	眼科 外來	眼科 計	巡廻 内科	巡廻 外科	計
九月七日		一	一二	三〇	四二	一	四八	四六	九四	一	一〇	一〇	二	一四	四六	二〇六
〃八日		一	四	一二	一七	一	一〇	四八	一〇八	三	一	一四	四	一六	三〇	二一〇
〃九日		一	一六	二八	四五	四	五八	五四	一一六	三	一五	一八	二六	一二	三六	二二七
〃十日		四	一七	三〇	五一	七	六二	九六	一六五	三	一八	二一	四二	一八	四六	三〇一
〃十一日		一	二一	二一	四二	二	六九	七六	一四七	三	一〇	一三	二六	一二	二八	二四二
計		九	七八	一三五	二二二	二三	二八五	三二二	六三〇	九	六四	七六	一四九	七二	一八六	一、一八六

第二班救護診療患者數

月日	種別	内科 新入院	内科 在院	内科 外來	内科 計	外科 新入院	外科 在院	外科 外來	外科 計	眼科 新入院	眼科 在院	眼科 外來	眼科 計	巡廻 内科	巡廻 外科	計
九月十二日	前日迄の患者數	一一六	一一七	六六	三九四	一七	一九	六八	二〇四	六六	六	一	七三	一一	一	六七九
十三日	新入院患者數	一	一七	六〇	七八	一	三	六四	七八	一	一	一	三	一	一	一八八
十四日	退院數	一	六六	六	七三	一	七	七	一五	一	一	一	三	一	一	一八八
十五日	死亡數	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一八
十六日	轉送數	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一	三	一	一	一八
十七日	現在數	一一七	六六	六〇	二四三	一七	六八	六四	二四九	六六	一〇	一三	八九	一一	一	四九四
十八日	外來患者數	五八	七二	七四	二〇四	七五	六九	四二	一九六	三	九	六四	七六	七二	一八六	一、一八六

第二件　樺太廳の活動

大正十二年九月一日、東京を中心として起りたる關東地方の大震火災は、有史以來未曾有の悲慘事にして、斯の如く帝都を中心とする慘禍の復舊のためには、全國民均しく協力同心すべき所なるを思ひ、取り敢へず應急の處置として、罹災者のために試みたる施設概要を記述すれば、左の如し。

一、庫の施設

震災地方に於ける衣食住の窮乏甚しきものあるを察し、臨機の處置として、現金、食糧品、建築用材、衣類等、震火災の救濟に最も緊要なる物資の寄贈を爲す事に決し、且つ帝都民心の安定、秩序維持に努むる爲め、警察官を急派する事とし、他面罹災者にして本島に避難し來る者の救護に意を致す等、夫々應急の施設を爲したり。

1、義捐金募集　九月二日、東京地方震火災害の報一度廳に傳はるや、永井長官は各幹部と共に、救護義捐金として取り敢へず二萬圓募集の計畫を樹て、左表の如く各支廳長別に割當醵出せしむる事とし、直ちに之れを各支廳長に通達せり。

救濟寄附金割當調

支廳管内	戶數	所得額	戶數割當	所得割當	合計
	戶	円	円	円	円
豐原	四、六三二	三六九、一九九	二、九八四	二、〇六五	五、八九九
大泊	四、三〇四	四、〇九六、一九九	二、九八四	二、〇六五	五、〇五〇
留多加	一、六四二	一、一四二、九八四	一、一四二	七九二	一、九三四
本斗	二、三四四	五三五、一〇三	六、三三	四、三四	一〇、六七
眞岡	五、八四六	二、八五二、八四〇	二、〇二四	一、四〇四	三、四二八

敷香　三二　一、〇二六、八〇　七三、八〇　三、八〇

直接機　八、四〇四、〇〇　五、三五二、一二　二、七二、一二

計　二〇、〇〇〇　五、三五二、一二　三、二五、一二

2、鹽鱒送付　震災地に送付すべき見舞食糧品として、九月二日先づ鹽鱒を送付する事に決す、是れより先、金二萬圓の義捐金を豫定したる內、一萬圓を以て鹽鱒三萬七千六十尾を購入したり、其の臨時震災救護事務局に引渡す迄の經過次の如し。

九月八日、樺太廳より臨時震災救護事務局に宛て、鹽鱒三萬數千尾を罹災者に對する見舞品として同局宛送付差支へなきやを電照す。

九月九日、臨時救護事務局より、鹽鱒は同局宛に發送せられたき旨の電報を接受す。

九月十日、臨時震災救護事務局長より、震災害罹災者救助のため、食糧品を出來る限り援助配慮ありたき旨の電報を受く。

九月十日、臨時震災救護事務局宛に罹災者見舞の目的を以つて、本島住民より取り敢へず鹽鱒四萬尾を送付の事とし、九月十一日、大泊港發の正和丸にて當廳高橋事務官携帶、芝浦に廻送、臨時震災救護事務局に送付すとの打電をなす。

九月十三日、北日本汽船株式會社より本廳宛にて、正和丸昨夜（十二日午後十時）小樽入港、即時救恤品及炭水の補給、積荷の爲め徹夜荷役をなし、今朝五時芝浦に向け直航したり、本廳よりも臨時震災救護事務局へ其の趣打電せられたき旨の電報に接す。

九月十四日、本廳より臨時震災救護事務局宛に、九月十日と同趣旨の打電をなす。

九月十四日、臨時震災救護事務局拓殖事務局並びに石坂事務官に對し「鹽鱒正和丸にて十六日朝芝浦着の見込、高橋事務官上船す。」との打電をなす。

九月十八日、高橋事務官より本廳宛「時化のため大原沖に避難したり、十八日東京着の見込みなり」と、同所發の電報を受く。

九月二十日、高橋事務官より本廳宛「救恤品十九日陸揚げ、救護事務局に引

（十月二十日現在）

支廳	割當額	醵出額	割當に對する超過額	超加割合
		円	円	割
豐原	二、八五八	一、九〇二・四〇	一三、一三五・四〇	三一・八
大泊	四、九二〇	一、七、九九九・九五	一三、九九九・九五	三四・九
留多加	一、一〇〇	二、九四六・二八	一、九四六・二八	一四四・二
本斗	九六	三、八四〇・三五	二、八四〇・三五	二九六・八
眞岡	三、一〇六	四、〇四三・三五	一、〇四三・三五	一四〇・〇
泊居	一、〇三一	三、六八九・三四	三、六八九・三四	三五八・一
鵜城	一一〇	一、一六六・六八	一、一六六・六八	一〇四・二
元泊	三一七	一、二六八・一七	八〇九・一七	二五四・三

渡しをなしたり」との電報あり。

右の如くにして慶祝寄贈の目的を達せり。

3、告諭　震火災により各地の通信、交通諸機關は絶大なる損害を受け、殆ど其の用を辨ぜざるに至りしため、遂に島にも流言蜚語の傳る所となり、人心恟々として動搖甚だしからんとする傾向あり、乃ち民心の歸趨を鎭まらしめざる事を期するため、左の如き告諭を發し、島民をして各其の業に精勵すべき事を諭したり。

告　諭

東京及其ノ近縣ニ亘ル今次ノ災害ハ、震災ニ亞グニ大火災ヲ以テシ、其ノ慘害ノ激甚ナル未曾有ト稱スベク、同地方ニ於ケル罹災者ニ對シテハ、衷心同情ニ堪ヘザル所ニシテ、之ガ救恤ニ就テハ、管內住民ニ於テモ適當ナル方途ニ依リ、誠意ヲ披瀝セラレム事ヲ望ム。

今回ノ災禍ハ、政治經濟竝ニ文化ノ源泉地タル帝都ヲ中心トセルモノナルヲ以テ、一般產業界、經濟界、將又思想界ニ及ボシタル影響ノ甚大ナルハ勿論ニシテ、早晩此ノ影響ガ本管內ニ波及スベキハ豫知スルニ難ラズ、即チ之レガタメ、物價ノ暴騰、金融ノ梗塞、事業ノ不振等社會上經濟上幾多ノ難問題續生スベク、或ハ一時食糧其ノ他物資ノ供給上多少ノ不便ヲ感ズルコト無キヲ保セザルヲ以テ、本管內ノ如キ、未ダ自給自足ノ域ニ達セザルノ地ニ於テハ、住民ハ大ナル決意ヲ以テ、今ヨリ愛費ヲ愼ミ、一層消費ノ節約ニ努メ、勤儉力行以テ產業ノ恢復ト財界ノ安定ヲ俟ツヲ要ス、又商賈ニ在リテハ斯ノ如キ事變ニ際シ、往々一部猾商ニ於テ見ルガ如キ、買占賣惜ミ等ヲ爲シ、暴利ヲ壟斷スル等ノ擧ニ出ヅルコトナリ、一般住民ノ福祉ヲ旨トシ、物價ノ安定ヲ圖ルニ努メラレンコトヲ望ム。

道般ノ災厄ニ依リ一般ニ蒙リタル打擊ノ多大ナルハ言ヲ俟タズト雖モ、近代產業組織ノ完整ト文明ノ發達トハ、之レガ復興ヲ速カナラシムベキヲ信ズ、隨ツテ徒ラニ危惧スルコトナク、官民戮力倍々質實剛健ノ美風ヲ涵養シ、各其ノ業務ニ精勵シ、以テ此ノ災禍ニ處シテ愆ル所ナキヲ期セラルベシ。

4、建築用材寄贈　震災地方に在りては、燒失若しくは破壞家屋の數大にして、其の資材の供給困難なる事明白なる所なるを以て、安藤林務課長を東京地方に出張せしめ、建築用材の需給關係を調査せしめ、時宜に依り當廳官行斫材の輸送をなさしめんとしたるも、內地各府縣よりの出材多く、本島より供給するの要なきを認めたるを以て、此の計畫は之を取り止めたり。

5、警察官派遣　關東地方に戒嚴令布かれたりと雖も、治安回復のためには尙警察官の力を要するもの多々あるべきを察知し、九月五日、重野保安課長以下警察官五名を急派し、警視總監指揮監督の下に、各々其の任務を遂行せしめたり。

6、衣類其他寄贈　東京並に其の近接地帶にある、樺太島民及其の緣故者に對し、島民より衣類其の他物品を送付する者に對しては、廳東京出張所員をして特別取扱ひをなさしめ、或は右關係者の安否を調査報道せしめたり。

7、避難者罹災者保護救濟　震火災地帶より避難し來れる罹災民の保護救濟の事務は、部署を定め、銳意熱心に處理せしめたり。其の要綱を左に揭げん。

イ、臨時罹災者收容所　九月五日頃より、罹災地よりの避難者來島し、十月十八日迄三十四日間二百六十一名の多數に達し、大泊港に在る當廳移民休泊所の一部を臨時罹災者收容所に充て、大泊支廳長以下吏員、警察官吏、移民事務所諸吏員、大泊町役場吏員等七名をして專ら救護事務に當らしめたり、避難者數左の如し。

職業	男	女	合計
官吏	三		三
公吏	四		四
社員	一四		一四
事務員	一		一
學生	三八	三	四一
會社員	一		一
藥劑師	一		一
寫眞師	二		二
製圖業	一		一
神道教師	一		一
呉服商	一		一
金物商	一		一
時計商	一		一
樂器商	一		一
酒商	一		一
魚商	二		二
店員	五		五
鐵鋼業	六	七	一三
荒物商	一	一	二
雜貨商	一六	一	一七
青物商	三	二	五
海產物商	三	一	四
菓子商	二	一	三
木炭商	二	一	三
計	一九七	六四	二六一

ロ、罹災者無賃輸送　罹災者にして避難地點鐵道を利用し得るものに對しては、國有鐵道同樣無賃輸送を爲さしめ、船舶に由るものに對しては、廳命令航路受命者と協定して、特に無賃輸送の方法を講じたり。

ハ、日用品寄贈　一般罹災者は身を以て避難來島したる者なるを以て、もとより富裕に非らざるべきに依り、其の希望によりては、日常必要品たる衣類、下駄、手拭、石鹼、齒磨用具、湯札、理髮券等を寄贈し、罹災者をして不自由なからしむるを期したり。

ニ、職業紹介　樺太に於て就職希望の者に對しては、關係吏員をしてそれ〴〵職業の紹介を爲さしめたり、左の十名是なり。

（十月二十三日現在）

職業	男	女	計
木工	一		一
勞働	一		一
コック	一		一
〃	一		一
搾乳業	一		一

職業	男	女	計
會社員	一		一
コック	一		一
勞働	一		一
魚商	一		一
無職	一		一

ホ、避難者慰問　避難者に對し、永井長官、酒井內務部長を始め、地方課長代理佐藤事務官、西村、角兩屬出張慰問す。

ヘ、告示　戒嚴地を旅行せんとする者は、長官又は支廳長の證明を受けざるべからざる旨の通牒を戒嚴司令官より受け、乃ち旅行者の便宜を計るため、九月七日廳告示第一七〇號を以て、出願者には證明書を交付する事としたり。

告　示

今回ノ災害ニ付キ、東京橫濱附近一帶ニ戒嚴令布カレ、同地方ニ入ラントスル者ニ對シテハ、各要所ニ戒嚴關係官出張ノ上、左ノ條件ヲ具備スル者ニ非ラザレバ、之レヲ許可セザルコトトナレリ。

一、公務ヲ有スル者。

一、自ラ給與ノ途アル者（自活ノ途明ラカニ立チ居ル者）。
一、震災地域ニ家族ヲ有シ止ムヲ得ザル者。
前項第一號、第三號ニ該當スル者ニ對シテハ、所轄支廳長ニ於テ本人ノ出願ニ依リ證明書ヲ下附スベシ。
大正十二年九月六日　　長官名

二、廳外施設

關東震災の慘報一度傳はるや、島民の同情は、罹災同胞の上に集注し、或は金品を投じ、或は衣類を贈り、涙ぐましきまでの美しき同胞愛の發露を示せり、今此等の篤志家及團體の救濟寄贈を、廳に於て取り扱ひたるものを表示せば左の如し。

品目	數量	見積價格	寄贈者	寄贈先
タオル衣類	包袋六個	二二・〇〇圓	蒲合町四本嗣寺婦人會	臨時救護事務局
慰問袋	一、二〇二個	二、二一〇・〇〇	泊居町在鄉軍人會、青年團、同志會、同交會	〃
友染モス子供衣類小布團其他	二枚	三・〇〇	藤原新三	〃
藥品	數點	一〇・〇〇	菅野	〃
子供着物綿入	取合一函	五・〇〇	無名一名	〃
ネル肌着	六枚	三・〇〇	安部利男	〃
男單衣	三枚	一・〇〇	武田由吉	〃
女羽織	一枚	一・〇〇	武田佐一郎	〃
女子供袷綿入	取合六枚	五・〇〇	武田佐一郎	〃
慰問袋	一個	一・〇〇	禪寺觀音講婦人一同	〃
〃	一〇〇個	二〇〇・〇〇	禪寺觀音講婦人一同	〃
豐鮮	四〇〇貫	九〇・〇〇	愛國婦人會棒太支部	〃
晉油	五〇一枚	九六・五二	〃	〃
精粹	八五個	八五・〇〇	數香村棒太北東教育會	〃
慰問袋	七〇個	七〇・〇〇	眞岡支廳內教育會	〃
教科書	五〇九冊	一二・〇〇	〃	〃
學用品	九種二五點	二五・〇〇	〃	〃
慰問袋	一、九七點	九七・〇〇	川上村教育會	〃
學用品	一四五袋	二九・一〇	幾嶺村教育會	〃
ネル製襦袢	三〇四枚	三〇四・〇〇	愛國婦人會棒太支部	〃
金員		八・〇〇	數香村數香青年團	東京大震災後會
〃		七・〇〇	數江村長善	〃
〃		七・〇〇	數香村北東教育會	東京府教育會救護事務所
慰問袋	二八個	一	〃	〃
〃	五七個	一	〃	〃
金員		五〇・〇〇	在鄉軍人會　羽母舞會	〃
〃		九八・〇〇	大谷派本願寺廟泊布教所信徒一同	〃
〃		八・〇〇	同婦人談話會	〃
〃		一二・〇〇	唐松小學校職員兒童一同	〃
〃		五〇・〇〇	川上村青年團教育會共同	帝國教育會
〃		三〇・〇〇	佐藤廣大震災善後會	〃
〃		一〇・〇〇	高橋忠次郎	〃
〃		七・五〇	本川上尋常小學校兒童一同	棒太日日新聞社扱
〃		一二・五〇	小沼尋常高等小學校兒童一同	〃
〃		一〇・〇〇	同校長　露崎貫一	〃
〃		三・〇〇	同訓導　西川貫三	〃
〃		二・一〇	同　船山カツエ	棒太日日新聞社扱
〃		六六・〇〇	榮濱村　高澤常宣	〃
〃		五〇・〇〇	名崎村　名崎青年團	〃
〃		五〇・〇〇	泊居村　富山縣人會	〃
〃		三・〇〇	山崎八平	〃
〃		三・〇〇	無名氏	〃
〃		五〇・〇〇	山梨縣人會	〃
〃		一〇・〇〇	女髮結組合	〃
〃		二・五〇	みどり女一同	〃
〃		五〇・〇〇	鮮魚組合	〃
〃		一〇・〇〇	理髮組合	〃
〃		五〇・〇〇	馬車營業組合	〃
〃		三・〇〇	南東町匿名婦人	〃
〃		一三・〇〇	同會我之家方	〃
〃		八三・三三	幾六外九名	〃
〃		二〇・〇〇	興村富浪館外二十名	〃
〃		一六・五〇	同日蓮宗布教所內彼岸修業有志	〃
〃		二三・〇〇	同和賀眞夫郎外六名	〃
〃		五〇・〇〇	海馬村燈臺內筑摩市土屋鮎夫郎航路標識管理所	〃
〃		三三・〇〇	石井平輔	〃
〃		〃	本斗字大龍	〃
〃		〃	本斗海陸運輸株式會社	〃

第五段　中央線方面

第一件　山梨縣の活動

上山梨縣

山梨縣は九月一日の震災に被害ありたる地方の一にして、縣下を通じ死者二十、負傷者百十六を出し、住家の全潰五百七十八、半潰二千二百二十五に及び、一市九郡中、南都留、東八代、中巨摩、南巨摩、西山梨、北都留六郡及甲府市に被害多く、就中南都留郡中野村、忍野村、明見村、東八代郡山城村、玉諸村を最も激甚と爲す、即ち

況調（各郡市別）

郡市名	種別	人	被害戸數	住家棟數	非住家棟數	破損棟數
東山梨郡	死傷	一	二三	三	一	一
	全潰		一三	三	一	一
	半潰		九	一三	一	一
	計		二三	六	二	二

| | | |

計十三箇所、堤防、笛吹川、早川通各一箇所、笹子川通二箇所、釜無川一箇所、瀧澤川通三箇所、計八箇所也、其經費八萬四千四百圓を要せり。

耕地被害は三九八町、復舊費豫算四二九、三〇〇圓、耕地整理工作物復舊費一五三、二〇八圓、田畑の被害一、〇七〇町、見積金高四四三、九九〇圓、崩壞地七五四町三反四畝、復舊費一、〇七八、二八二圓、村道被害は八、一二八間、復舊費二〇、二二〇圓、荒廢地修繕費四一、四九〇圓、學校被害五三校、復舊費一五七、六九三圓、官公署學校寺社被害二五五、損害額四一八、三〇〇圓、外に工場の被害一八、損害見積額一〇八、〇〇〇餘圓、水道の被害町村一五、損害額五九、九五四圓、傳染病隔離病舍の被害町村八、損害額六、一五〇圓なりき、殊に產業上の打擊は一層甚大にして、縣生產物の首位を占むる生絲の如き實に年產額二千六百萬圓に達し、之が取引は悉く橫濱に於て行はるゝを以て、橫濱の燒失と共に燒失したる生絲多量なるのみならず、秋蠶收繭期の養蠶を脅威したること甚しく、爲に金融梗塞、養蠶家製絲家機業家產金の途絕え、或は倒產者を續出せんとするの狀態ありたるより、九月十六日縣廳に養蠶製絲機業者及銀行業者を招集して熟議する所あり、第十、若尾、有信三銀行をしてシヽヂケートを組織せしめ、日本銀行より產業資金三百萬圓の供給を受くる事とし、農商務大藏兩省に電請し、更に內務部長委員を帶同上京して、兩省及日本銀行に請願し、以て斯業の救濟に努めたり、又縣特產葡萄の如きも、出盛期に際して販路を失ひ、東八代、東山梨、西山梨三郡の如き、爲に多大の損害を受けたり、若夫れ縣民の衞生上に於ける心得に關しては、九月十七日知事より左の告諭を發す。

山梨縣告諭第一號

今回ノ大震災ハ、未曾有ノ大悲慘事テアリマシテ、辛シテ難ヲ免レタル者テモ、終日終夜屋外ニ住ヒ、雨露ヲ凌クサヘ非常ニ困難テ、完全ナル飮食ヲ攝ルコトカ出來ナカツタノテアリマス、而シテ斯ル震災ニハ、種々ノ原因ニ依リマシテ、人々ノ健康上ニ種々ナル影響ヲ及ホス處カアリマス、震災ノタメニ多大ナル損害ヲ蒙リタル上ニ、又々傳染病カ蔓延シマシタリ、流行病カ擴カツタリ、又ハ其ノ他ノ病人カ殖エタリシマスコトハ、實ニ國家衞生上由々シキ大事テアリマスカラ、此ノ機發セントスル第二ノ災害ニ對シテハ、人力ノ及フ限リヲ盡シテ之カ豫防ニ努メナケレハナラヌノテアリマス、當局ハ今回ノ災害ニ當リ、直ニ傷病者ノ救療避難民ノ救護ニ努メ、同時ニ傳染病患者ノ發見隔離等、種々ナル方面カラ最善ノ努力ヲ爲シテ居リマスカ、然シ此ノ場合一般公衆ノ之ニ對スル協力ト、各個人ノ自衞的注意ヲ得ルニ非サレハ、其ノ效果ヲ充分ニ擧クルコトハ決シテ出來マセヌ、何卒協力一致シテ、次ニ來ラントスル傳染病ノ慘禍ヲオ互ニ免レル樣努メテ下サイ。

大正十二年九月十七日　　山梨縣知事　大海原　重義

震災後傳染病地方病ノ蔓延其ノ他一般ニ病者ノ增加ヲ豫防スヘキ方法ハ、之ヲ短言スレハ、消毒的淸潔方法及乾燥方法ノ施行幷ニ飮食物ノ攝生此ノ三件ニ歸スルノテアリマス。

左ニ項ヲ分テ其ノ要領ヲ申シマヨウ。

○災害地ニ於ケル一般個人的豫防

一、衣服寢具類ハ勿論淸潔ニ洗濯スルコト。

二、屋內乾燥スルニ至ル迄ハ可成他ニ假住居ヲ求ムルコト、決シテ著シク濕潤セル住室ニ起臥セサルコト。

三、日常ノ飮食ニ注意シ必ス煮熟シタルモノヲ選ヒ、不消化物又ハ腐敗ノ傾アル物ハ決シテ飮食セサルコト。

四、可成腹卷ヲ用ユル等身體ヲ溫保シ寢冷セサルコト。

五、身體ニ違和ヲ感スルトキハ速ニ醫治ヲ求ムルコト。

六、避難民中ニ傳染病ノ疑アル者アリ交通ヲ遠慮スルコト。

七、食前ニハ手ヲ洗フコト。

○尙水害地方ニアリテハ、以下各號ノ施行ヲ必要トシマス。

一、床下及ヒ宅地內ニ滯溜セル汚水其ノ他ノ汚物ハ、能ク之ヲ掻キ取リテ衞生上差支ナキ場所ニ搬出スルコト、但シ燒却ニ適スルモノハ燒却スルコト。

二、床下ニハ可成一面ニ乾キタル砂ヲ入替ルコト。

三、井戶ハ數回淺澤シテ、先ツ沈澱セル汚物ヲ除去シ、次ニ水量約五十分ノ一ノ生石灰(水一石ニ對シ約一貫不明ノ處ハ警察署ニ問合シテ)ヲ適宜乳狀トシテ投入シ、能ク攪拌シタル後、十二時間以上放置シ、井戶側ノ內外ヲ洗ヒ、淸潔無臭無味異狀ヲ認メサルニ至ル迄、數回井戶替ヲスルコト。

四、井戶水ハ數回淺澤シタル後ト雖モ、當分ハ完全ナル裝置ニ依リテ濾過シ、又ハ煮沸シテ用ユルコト。

五、駄柱戶障子其ノ他水ニ浸サレタル部分ハ、可成加熱シタル炭酸曹達溶液(洗濯曹達一貫目ヲ熱湯約四斗ニ溶解ス)又ハ其ノ他消毒藥液ニテ拭淨シタル後、更ニ淸水又ハ湯ヲ以テ洗濯シ、殊ニ居間庖厨日用ノ什器類ハ叮嚀ニ洗濯スルコト。

六、疊ハ前號ニ依リ處置シタル後、殊ニ反覆日光ニ曝シ、床板モ可成剝離シテ疊ニ倣フコトトシ、其ノ他乾燥シ難キ物品ハ又日光ニテ乾燥セシムルコト。

七、屋內ノ洗拭了ラハ、窓戶障子ヲ開放シテ日光ノ射入大氣ノ流通ヲ圖リ、又火力ヲ借リテ各室內ノ乾燥ヲ速カナラシムルコト。

第三、京濱救援

第一篇　應急措置　第七章　救援

一、京濱在住縣民救濟　縣民にして京濱に在住する多數罹災者救濟は、最も急要を要するを以て、縣は甲府商業會議所と共同して、縣聯合青年團其他有志團體の勞力奉仕に待ち、山梨縣救護團を組織し、之を東京に派し、縣より係員醫師、赤十字社山梨支部より看護婦事務員を同行せしめ、縣費を補給し、配給米を購入し、以て大に活動する所あらしめたり、同救護團は、甲府商業會議所に本部を置き、九月六日未明團長縣教育主事藤波團途引率の下に、五十四名の一團を出發せしめ、七日より十五日に至る九日間、事務所を東京府淀橋町角筈三〇二塚原元兵衞方に設け、在京縣人有志の援助を得、關東戒嚴司令部臨時震災救護事務局東京府市共他關係官署及橫濱市に交涉して、京濱在住の縣人に食糧を配給し、歸鄕を援助し、罹災者の安否搜索及鄕里への通信、並に巡回救療を行ひたり、當時鐵道の輸送力不十分なりしより、白米共他の重量貨物の積卸及徒步連絡箇所の運搬の如き、團員自ら之に當り、辛うじて新宿驛に輸送し、淀橋町事務所及新宿驛構內、四谷坂町、向島須崎町、神田驛下、上野公園、淺草公園、三河島、橫濱市掃部山、同中村橋等の出張所に配達し、以て罹災者に給與したり、避難歸鄕者保護のためには、新宿驛構內に於て炊出援助を爲し、休憩露宿の世話、傷病者の手當、證明書の周旋、乘車の斡旋等に任じ、罹災者搜索班、巡回救療班は、京濱の燒跡に活動せり、團に加はりたるは、甲府市聯合青年團員、在鄕軍人會甲府分會員、甲府有志、北巨摩郡武川青年團員等の三百十名にして、白米百四十俵、握飯十四俵、小麥粉六十袋、其他副食物を延人員四萬一千五十人に配給し、百五十三人を救療し、避難歸鄕者五千二百五十人に保護を加へ、罹災者八百五十人を搜索したり、此間警視廳は、團の依賴に應じて、兩度宣傳ビラの配付を爲す、此外四八代郡市川大門町救護班、南都留郡谷村町救援團等、何れも京濱の間に出動し、地方罹災者の搜索救護に從事したり。

二、通過避難者救護　京濱避難者にして饑餓に迫り、疲勞困憊に陷り、或は傷病に惱むものにして、縣内に入込みたる數、九月四日來多きを加ふ、乃ち縣内鐵道各驛には何れも救護所を設け、公共團體の費用若くは篤志者の寄附を以て、食糧品及日用品を給與し、傷病者は醫療を施し、夜を日に繼で慰藉救恤に努め、食糧缺乏の地方へは、縣より白米を輸送して之を補給したり、就中甲府驛前に於ては、縣及甲府市合同して救護所を設置し、縣衛生課赤十字社山梨支部合同の救護班之に加はり、青年團在鄉軍人甲府市婦女會並に驛前旅館其他の篤志家應援して炊出を爲し、握飯、牛乳、氷、其他の飲食物を給與し、着衣の甚しく破れたるもの若くは履物を失ひたるものには之を與へ、傷病者に手當を爲し、重態のものは縣立病院に收容し、宿泊を要するものは縣公會堂機山館を開放して宿所に充て、共不足は驛前旅館の好意を以て之を救護したり、共の延人員九月十四日救護所閉鎖までに救助五千二百十九人、宿泊七百六十二人、加療五百四人なり。

縣下輕便鐵道は、避難者無賃輸送を爲し、老弱者傷病者は、各地人力車組合亦無賃乘車を爲さしむ、而して各驛出勤の青年團其他各團體員は、避難旅客の護送、手荷物の運搬を行ひ、避難者亦之に感激し、九月六日通過の長崎市學生赤潮兄弟の如き、救護團に對して誠意を表し、金二百圓を寄贈し來りたる程なりき、左に救護狀況を表示す。

郡市	關係數	關員數	救護の方法
東山梨	五六	四、六三一	食料配給、日用品配給、衣類雨具の給與、宿所提供、救療、護送、通信の世話、藥品給與
西山梨	七	三〇七	食料配給、慰問袋寄贈
東八代	六	三五二	食糧配給、衣類、雨具提灯等の給與、宿所提供、救療
西八代	四	八〇	食糧配給、藥品の給與
南巨摩	一	五六	食料配給、慰問袋の寄贈、組子の給與、宿所提供、看護
中巨摩	三	二〇二	食料配給、草鞋の給與、護送
北巨摩	一六	一、一四四	食料配給、日用品給與、救療、護送
南都留	二一	二、一〇〇	食料配給、日用品給與、救療
北都留	二八	二、七二七	食料配給、日用品給與、宿所提供、救療、提灯履物給與
甲府	四	八七五	食料配給、日用品給與、傘、衣類給與、宿所提供、救療
計	一四六	一二、四七四	

三、避難窮民救助　京濱地方より入縣したる避難者中、生活困難のもの、東山梨南北巨摩北都留及甲府市を通じて二十七戶百二人あり、縣は金一千四百圓を支出して之を救助す。

四、罹災地學校生徒兒童收容　罹災民學齡兒童の縣内に轉住したものは、出來得るかぎり機宜の處置を執りて小學校に收容し、中學校生徒にして、轉入學希望者は、中學校長會議を經て、百三十九名を收容したり。

五、物資供給　非常徵發令の發布となるや、各郡市長に通牒して徵發物件の數量及大工左官等の勞力に關して調査する所あり、震災救護事務局より晒木綿及下駄草履の供給方を申越し來るや、直に郡市長及甲府市内當業者に交涉して之を調査し、東京へ晒二千二百五十三反、履物四千八百九十足、横濱に履物二萬八千八十七足を發送供給したり、一面京濱地方へ小丸太寄贈の方針を以て、九月八日相川村地内縣有模範林の實地調査を爲し、杉扁柏落葉松三種の伐木可能を確め、十二日之が一萬本寄贈を救護事務局に通覺し、金二千二百圓を以て所在地相川村に之が伐採造材運搬を請負はしめ、村民の義俠的出勤に依り、翌十三日來作業に從事し、逐次甲府驛より田端驛へ輸送し、十月二十日之を完了す、之が爲め相川村民の出役延人員一千人なり、係員は全力を擧げて之が督勵に努めたり。

六、勞力供給　勞力を以て帝都を救援するを目的とし、消防組、在鄉

軍人分會、青年團員中、二十歲以上四十歲以下の身體强健者を以て、山梨縣帝都救援團を組織し、編成事務所を縣保安課に、作業事務所を東京市麻布區霞町に置き、臨時震災救護事務局及東京市と連絡して、二重橋前廣場、日比谷公園の汚物掃除、青山外苑バラック居住者戶口調査、慰問品配給、其他食糧品建築材料、運搬燒跡片付に關する宣傳ビラ配布等に從事するもの、九月十二日より二十八日に至る十六日間、縣警察部の巡査部長附添ひ、中巨摩郡池田村長小宮山清三を團長とし、今諏訪、七里、池田、小泉、篠尾各消防組員、睦合、竹野原青年團員、在京山梨出身各大學生團等百六十六名之に當れり、此外東山梨郡岡部村救護團、東八代郡錦村救護班、南巨摩郡增穗村在鄉軍人會分會救護班、身延村救護團、睦合青年班、北巨摩郡安都那村救護班、武里村新富村救護班、甲府市帝都救援隊等、團員總數四百三十六人、食糧醫療材料を携行して、何れも東京府市の勞役に服し、九月七日頃より二十六日頃まで、傷病者の救護、食糧建築材料の運搬、燒跡整理、死體捜索其他の雜役に當りたり、又救護事務局神奈川支部の需に應じ、大工二十五名を募り、之を横濱に派せり。

第四、義捐金品募集

一、救恤品募集發送　震災突發の當時、縣は京濱地方竝に縣下罹災者に對する救恤寄贈品の取扱要項を定め、最初は食糧及食器を募り、後被服類、雨具、蠟燭、マッチ、手拭、用紙、懷中藥品等の如き生活必需品に及ぼし、各郡市役所をして警察官署と協力して之を取纏め、縣より運賃を支給して、最寄驛より東京横濱市役所、若くは縣下罹災地へ發送せしめたり、共概數東京市役所へ發送せるもの、白米及其他穀類四十八石餘、食糧品三千三百餘點、衣類二千六百點、食器日用品藥品等六千四百點、横濱市役所へ宛てたるもの白米其他穀類十八石餘、食糧品一千八百餘點、衣類二千二百餘點、食器日用品等三千三百五十餘點に及び、共他縣下罹災地へ發送せるものに米麥及豆類等あり、尚縣下竝に京濱地方兒童生徒に對する學用品の寄贈を勸誘し、之を取纏めて文部省横須賀市役所及縣下罹災地へ發送せるもの九千四百餘點に達す、此等救恤品の内譯左表の如し。

震災地宛送付救恤品調

品目	東京市役所	横濱市役所	横須賀市役所	文部省	管内	其の他	計
白米	石 三五、三五二	石 二二、〇〇〇	—	—	石 〇、四三二	—	石 三五、二七〇
雜穀	二一、九九二 俵	五、九一〇 俵	—	—	〇、五二二	—	一七、五二四 俵
味噌	二九、四〇〇 貫	三、〇〇〇 貫	—	—	—	—	三二、九〇〇 貫
醬油	二 六	—	—	—	—	—	二 七
澱粉	二二 三	—	—	—	—	—	二二 三
梅干	四二 九五	—	—	—	—	—	四二 九五
蔬菜	三三 一七	—	—	—	—	—	三三 一七
副食物	一、九〇〇 一、四三二	—	—	—	—	—	一、九〇〇 一、四三二
衣類	二、三六九	一、二一六	—	—	五	—	三、五九〇
日用品	一、四五二	八二三	—	—	—	—	二、二七五
食器	一、四六一	五九九	—	—	—	—	二、〇六〇
慰問袋	二、四六五	二、〇四五	—	—	—	—	四、九二一
藥	九二	—	—	—	—	—	九二
教科書	—	二〇〇	—	—	—	—	二〇〇
文房具	—	五〇〇	—	—	—	—	五〇〇

二、義捐金募集　震災地に對する應急救恤に次で、知事、甲府市長、縣會議長、甲府商業會議所會頭發起人となり、義捐金募集の擧を起し、縣下一般に醵金を勸誘すると共に、九月十五日縣下有志者の協議會を縣廳内に開き、之が實行に關し協議を遂げたり、當時大海原知事は發

起人を代表して募集の趣旨を述ぶ、其要領に曰く「今回の震災は古今未曾有の悲慘事にして、去る十二日の御詔勅を拜讀するも寔に恐懼に堪へざる所、而して痛く　宸襟を惱まされ、日夜罹災民を氣遣はせらるゝを拜承し、實に感涙に咽ぶ次第なり、又今次の災害に對しては、日本全國は素より、世界各國を擧げて熱烈なる同情を寄せ、救助賑恤の之れに及ばざるを虞るゝもの〻如し、本縣は、京濱地方とは金融經濟上脣齒輔車の關係を有し、一層同情の深きものあり、縣内に於ても相當被害あり、地方によりては其程度甚大なり、且又京濱地方の覆滅に依り、本縣經濟界は非常なる打撃を被りたるが、之を彼地方慘鼻之凄愴の情況に比すれば、比較的仕合せと言ふべく、從て本縣亦京濱地方に對して出來得る限り救護の要あるを感じ、爰に或は救護團を派し、或は救恤品の募集配送を爲しつ〻ありて、物質に乏しき本縣の實情として思ふに任せざる所多きも、幸に縣下有力者の御同情に依り、義捐金を得、縣下罹災者に對する救護の資に充つると共に、京濱地方の救濟に就ても應分の救援を行ふことを得ば、寔に本縣の義務を盡げ、人類相愛の實を表はし、大詔の御趣旨にも副ひ奉る所以なりと信ずるを以て、僭越を顧みず發起人として此擧を企てたる次第なり、東京に於ては貴衆兩議員、實業家等震災善後會を組織し、全國的に義金の募集を爲しつ〻あり、我々の企は直に此の擧と相一致するものなり、何卒御賛同あらんことを」と、是に於て參會の有志竝に縣下一般は、各自の被害損失の大なるが中にも、十月二十日までに早くも四萬四千五百五十餘圓を醵出したり。

第五、金融經濟救濟

一、産業資金借入　京濱の地は全國金融經濟の中心たるのみならず、縣とは特に密接なる經濟關係を有するを以て、救濟策として縣下商取引上の樞要地を支拂延期に關する勅令の指定地に編入せられんことを大藏大臣に上申すると共に、金融に關する善後策を講ずる爲協議會を開催し、蠶靈業者、製絲業者、銀行業者、及甲斐絹同業組合代表者を招集協議し、第十、若尾、有信三銀行を以て「シンジケート」を組織し、日本銀行より産業資金を借入るゝに決し、內務部長同行、委員上京して其目的を達することを得たり。

二、租稅減免猶豫　縣下被害激甚なる地方に對し、租稅減免猶豫の恩典に浴せしめられたき旨、大藏大臣に上申し、東八代郡富士見村、南巨摩郡歌澤町、中巨摩郡花輪村、南都留郡中野村、忍野村、明見村の六ケ町村、其地域に編入せらるゝ國稅の減免猶豫に伴ひ、縣稅につきても其要あるを認め、之が適用に關し調査す。

三、物資輸送交渉　震災後物資供給不足を告ぐるに依り、供給地各縣長に宛て、輸送に關し便宜を與へられんことを交涉し、石炭、小麥粉、砂糖輸送に就ては、廳員を派し、鐵道省に陳情し、貨物輸送の圓滑を圖れり。

第六、治安維持の施設

一、應援警察官派遣　內務大臣の命に依り、九月十日以降二回に亘り、警察官百二十五名を橫濱市に派遣す。

二、管內警備　非常の時に於ける流言蜚語は、著しく人心を不安ならしめ、社會の秩序を亂すものあるを以て、九月二日縣下各警察官署に指示して其取締を勵行せしめ、爾後屢々其取締を督勵し、一面各種情報中確實と思はるゝもの〻通報に努め、火災及盜難豫防に關しては、各署に指示し、在鄉軍人、青年團、消防組、自警組合員等を指導して秩序保持に努め、九月八日に至り、罹災地に於ける團體的非常警備を解除せり。

米穀其他の資借み買溜めを爲すものに對しては、各署に命じて注意を與へ置き、尙非常徵發令暴利取締令發布に當り、當業者に說示し、爾後常に物價竝に乘車運賃等の調査を行ひ、取締り徹底に努めたり。

災害地方に向ふ旅客の制限及秩序取締に關しては、避難旅客の救護と共に之を勵行せり。

第六、郡市町村竝各種團體活動

一、郡市町村の活動　郡市町村は管內及隣接町村の災害救助に盡力し、又避難歸鄉せしものを救助し、之に活路を與ふるに努めたるは勿論、汽車不通の爲徒步連絡の場所、及停車場所在地に於ては、何れも救護所を設け、靑年團、軍人分會、處女會、消防組等と連携して、京濱地方の避難民を救助し、特に笹子隧道不通の際は、前後二回に亘り、笹子、初狩、廣里、大原の各村、旅客三千餘人に對し炊出を爲し、尙民家及小學校舍を宿舍に割當て、傷病者に對しては村醫師をして救療に當らしめたり、又交通杜絕の爲食料の缺乏を訴へたる地方に於ては、村費を以て一時に米の買入をなし、之を罹災民に配給せり。

二、赤十字社愛國婦人會及慇志看護婦人會活動　日本赤十字社山梨支部は、前後五回に亘り臨時救護班を組織し、罹災傷病者の救療に努む、其成績左の如し。

出張期間及從事日數	第一回	第二回	第三回	第四回	第五回
	九月一日—三日 三日	九月二日—大日 一日	九月五日—大日 十四日	九月六日—十日 七日	九月十二日—二十六日 八日
場所	縣廳構內	縣警察署	甲府驛前	東京府下新宿驛前	東京府下習志野陸軍廠舍
救療患者延人員	三五	一四	五〇八	一三五	六三五
備考	縣衞生課と合同	縣衞生課と合同	縣衞生課と合同	山梨縣救護團と合同	目下勤務中に付九月末日迄の計數

愛國婦人會山梨支部は、縣下及京濱地方の罹災者へ義捐金及寄贈品等の募集に努め、募集金百六十五圓五十錢、寄贈品は二百二點の應募を得、募集金は山梨縣臨時震災救護部へ依託送付し、物品は配分を本會へ託せり、尙縣下會員竝軍人遺家族にして、臨時救濟を要すべき者を調査し、中巨摩、南巨摩、東八代、西山梨の四幹事部に亘り、五十八戶に金員を贈與したり、慇志看護婦人會山梨支會に於ては、義捐金の募集に努め、金一百圓を得、之を本會へ託し送達せり。

三、帝國在鄉軍人會活動　帝國在鄉軍人會甲府支會は、本會の通牒に基き、橫濱救援隊を組織し、第一回九月十一日より同十七日迄七日間、第二回九月二十五日より同三十日に至る六日間に亘り、總團員三百二名を派遣せり、之に參加せるは勝沼、平等、相川、千塚、祝、南八代、豐、百田、飯野、在家塚、四野、御影、田之岡の各分會員にして、第一隊は神奈川縣建築課に於てバラックの建築を援け、第二隊は橫濱市役所に就て食糧建築材料等の運搬配給に從事し、第三隊は橫濱地方勤務の他支會所屬分會の指導統御を援助し、尙外に巡回班を作り、避難所の警備救濟のことを掌れり。

四、靑年團、消防組、婦人處女會活動　在鄉軍人會、靑年團、消防組等は震災突發するや、直に起て堤防道路等損壞箇所の應急工事に着手し、一面連日連夜に亘り、火災盜難其他一般的危險を未然に防止する目的を以て、結束して警備に服し、九月四日よりは縣內各驛其他に救護所を設け、縣郡市町村當局及警察官と協力し、更に婦人處女會員も之に參加して避難者救護に從事し、尙救護團體として京濱地方に出動して勞役奉仕を爲し、義捐金品の醵出及募集に盡力せる等功績亦鮮からざるものあり。

下甲府市

第一、救護組織

一、應急處置　九月一日震災起るや、鐵道殆んど通ぜず、電信電話亦多くは通信不能に陷り、各地被害の狀況を知るに由なかりしが、事變の重大なるを察し、同日午後一時臨時震災に關する事務所を設け、部署を定めて、被害の調査及救護の活動を開始し、縣衞生課は赤十字山梨支部と合同して、救護班を組織し、夜を徹して甲府市內の巡回救療を行へり、同日午後十一時內務大臣宛縣下震災狀況第一報を齎し、警官二名信越線を迂回して東京に强行せり。

二、救護部設置　縣臨時震災救護部設置と共に、帝國在鄉軍人會甲府市聯合會は、左の如く帝都救護隊派遣規程を設けたり。

一、當隊ハ主トシテ罹災者救護ノ目的ヲ以テ帝都ニ派遣ス。

二、當隊ハ、帝國在鄉軍人會甲府市聯合分會非常救援隊員ヲ以テ編成ス。

三、當隊編成事務所ヲ甲府市役所內ニ置キ、聯合分會長ヲ以テ隊長トス。

四、當隊ノ事業ハ臨時震災救護局ノ指揮ニ依ル。

五、當隊ハ八班ヲ設ケ、一箇班ノ人員ヲ約五十名トス。

六、各班ノ引率者ハ分會長トシ、班長以下役員ハ分會長ノ指名トス。

七、當隊ノ服裝ハ非常救援隊制服トス。

八、當隊ノ表示左圖ノ通リトシ各班每ニ準備ス。（圖略）

九、各班ノ勤務日數ハ往復共七日間トス。

十、各自ノ携帶品、左ノ如シ。

一、糧食五日分、二、水筒、三、日用品若干、四、風呂敷。

第二、罹災者救護

一、京濱地方在住者救護　市は在京濱縣人救護の急務なるを認め、甲府商業會議所と合同し、甲府市聯合青年團其他有志團體の勞役奉仕に依て、山梨縣救護團其他數多の救護團を組織し、之を東都に派遣し、係員醫師並に赤十字社山梨支部より看護婦事務員を同行せしめ、同時に寄附金其他を配給米の購入費に充て、其活動を促したり。

同救護團は、本部を甲府商業會議所に置き、九月六日未明五十五名の一團を東京に出發せしむ、團は翌七日より十五日まで九日間、事業所を府下淀橋町角筈三百二番地塚原元兵衞方に設け、在京縣有志の斡旋援助を受け、一方關東戒嚴司令部、臨時救護事務局、東京市に於ける關係官廳、橫濱市役所等に交涉し、主として食糧品の配給、避難歸鄉者の救援、罹災者の安否搜索、鄉里への通信及巡回救療等を行ひたり、當時鐵道不通の個所あり、加ふるに避難者輸送のため、貨物送達の途絶え、白米其他重量貨物の積卸、徒步連絡個所の運搬等、團員各自の勞力に依り、辛じて新宿驛に輸送し、淀橋事務所及新宿驛構內、四谷坂町、向島須崎町、神田驛下、上野公園、淺草公園、三河島、橫濱市掃部山、同中村橋等の出張所に配送し、之を罹災者に配給せり。

而して避難者保護の爲め、新宿構內にて炊出救助を行ひ、休憩露營の世話をなし、傷病者に手當して、罹災證明書の周旋、乘車の世話を行ひ、又罹災者搜索班及巡回救療班を出して、京濱荒凉たる燒跡を踏破せしむ、此間團と共に激務に從事したるは、甲府市聯合青年團員、在鄉軍人會甲府市支會帝都救援隊、甲府聯隊區司令官主催橫濱救援隊、甲府市救護團、北巨摩郡武川青年團員等總員三百五十名にして、白米百五十俵、握飯十五俵、小麥袋六十袋、其他副食物等を四萬一千五十人に配給し、百三十八人を救療し、五千二百五十人の避難歸鄉者を救助保護し、罹災者八百五十人の搜索を遂ぐ、此際警視廳は、團の依頼に應じて前後二回宣傳ビラの配布を爲し、以て團の活動を援助したり。

二、避難者救護　京濱地方の避難者にして、饑餓に迫り、疲勞困憊に陷り、或は傷病に惱む者等、地方に入込みたる數、九月四日以來、漸次多きを加へ、甲府驛前に救護所を設置し、縣衞生課、赤十字社山梨支部合同の救護班之に加はり、青年團、在鄉軍人分會、甲府市婦女會其他篤志家應援の下に、市費若くは篤志者の寄附に依り、炊出を爲し、握飯、牛乳、氷、其他飮食物を給與し、着衣の甚だしく破れたるもの及履物、帽子、扇子等を失へるものには、之を與へ、傷病者に手當を加へ、重態なるものは縣立病院に收容し、宿泊を要するものの爲めには、公會堂機山館を開放して宿所に充て、尙足らざる所は驛前旅舍の好意に俟て之を救護したり、其人數九月十八日の救護所閉鎖迄に五千二百十九人に及び、宿泊七百六十二人、醫療を加へたるもの五百八人に達す。

縣下輕便鐵道、自動車會社は、避難者輸送を無賃となし、老弱者傷病者に對しては、人力車組合に至る迄無賃乘車をなさしめ、又出動の青年團等各種團體は、避難旅客の護送荷物の運搬を行ひ、九月六日通過したる長崎市歸鄉の學生赤瀨兄弟の如き、此等救護團に感謝の意を表し、金二百圓を寄附せる程にて、謝狀の如き山積するに至りたり。

三、避難窮民救助　京濱地方より縣內に入りたる者の內、生活困難なるもの、市外三郡を通じて二十七戶百二人あり、乃ち縣費市町村費を以て之を救助したり。

四、避難兒童生徒收容　轉住學齡兒童の小學校收容に就ては、出來得る限り機宜の處置を執るべく關係方面に通牒し、中等學校生徒にして同樣轉入學を希望するものに關しては、中等學校會議を經て百三十九名を收容し、授業を施せり。

第三、物資並勞力供給

一、徵發物件豫備調査　非常徵發令發布に依り、縣は各郡市長に通牒して、豫め徵發物件の數量及大工左官等の勞力に關して、調査を行はしめり。

二、酒木綿及藁物供給　震災救護事務局よりの通牒に基き、酒木綿及下駄草履の供給方を縣より傳達し來りたるを以て、市は營業者其他に交涉して之を調達し、東京市に酒木綿五千二百五十三反、履物四千八百九十足を發送供給したり。

三、救援團體派遣　勞役を以て帝都を救援するの目的下に、消防組在鄉軍人分會、青年團員にして、二十歲以上四十歲以下、身體壯健なるものを以て山梨縣帝都救援團を組織し、作業事務所を東京市麻布區霞町に置き、臨時震災救護事務局及東京市と連絡し、二重橋前庭及日比谷公園內汚物掃除、青山外苑內バラック居住者戶口調査、慰問品配給、其他食糧品建築材料運搬、燒跡片附に關する宣傳ビラ配布に從事す、期間は九月十二日より同二十八日に至る十六日間にして、團長中巨摩郡池田村長小宮清三以下、今諏訪、七里、池田、小泉、篠尾の各消防組員、陸合、竹野原青年團員及在京縣出身各大學生團等百六十六名、克く困苦缺乏に耐へ、眞に勞役奉仕の實を擧げたり、此外東山梨郡岡部村救援團、東八代郡錦村派遣救護班、南巨摩郡增穗村在鄉軍人分會救護班、身延村救援團、睦合青年班、北巨摩郡安都村救護班、武里村救護班、甲府帝都救援隊等團員總數四百三十六人、食糧醫療材料等の救護材料を携帶し、何れも東京府市に勞役を提供し、九月七日頃より同二十六日頃に亙り、傷病者の救護、食料建築材料の運搬、燒跡整理、死體搜索其他雜役に服せり。

第四、義捐金品募集發送

一、救恤品募集發送　震災突發の當時、取敢へず京濱竝に縣下罹災者に對する救恤品寄贈品の取扱を開始し、最初は食糧及食器を募り、後被服類、雨具、蠟燭、マッチ、手拭、用紙、懷中藥品、鋲等の如き生活必需品に及ぼし、縣及郡市役所、警察官署相協力して之を取纏め、各

災害地へ發送す、其概數東京市役所へ白米及其他穀類四十八石餘、食糧品三千三百餘點、衣類二千六百點、食器日用品等六千四百點、錫六十一點なり、即ち內譯左の如し。

白米三十六石三斗六升五合、精穀十一石六斗九升五合、味噌二百九十四樽、濱物百五十一樽、醬油二十一樽、梅干四百十一樽、漬菜五百三十二俵、副食物千九百點、衣類二千五百六十九點、日用品千七百五點、食器千四百六十一點、獸間袋二千四百六十五點、藁七百五十一點、鮮六十一擬。

二、義捐金募集　震災地に對する應急救恤に次ぎ、知事、甲府市長、縣會議長、甲府商業會議所會頭發起人となり、義捐金募集の擧を起し、縣下一般に醵金を勸誘せり。

是に於て有志並に縣下一般は、各自の被害損失の大なる中にも、十月二十日迄に四千五百十餘圓を醵出し、金六千八百七十九圓五十二錢を醵出して東京市に指定寄贈し、甲府市吏員亦金百圓を東京市に指定寄贈す。

第五、罹災者及避難者調査

市は十月一日、左の規程を設けて、罹災者及避難者を調査す。

調令甲第四號

震災罹災者竝避難者調査係設置規程左ノ通リ定ム。

大正十二年十月一日　　甲府市長　石井淳雄

震災罹災者調査竝避難者係設置規程

第一條　震災罹災者竝避難者調査ノ事務ヲ處理セシムル爲メ、市役所內ニ震災罹災者竝避難者調査係ヲ置ク。

第二條　震災罹災者竝調査係ニ、左ノ職員ヲ置ク。

係長　一名　係員　若干名

第三條　係長ハ市長ノ指揮監督ヲ承ケ事務ヲ掌ル。

第四條　係員ハ市長係長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル。

第六段　海道方面

第一件　靜岡縣の活動

春　靜岡縣

九月一日の震災は、靜岡縣をも被害域內に加へ、東部賀茂、田方、駿東、船津の一市三郡被害甚しく、就中小山、御殿場、伊東、網代、熱海方面に在りては、家屋の倒潰流失多く、小山町富士瓦斯紡績會社小山工場の第二第三工場は火を發して燒失し、熱海伊東方面には連續二回の丈餘に及ぶ津波あり、慘害名狀すべからず。

今被害の一班を擧ぐれば、

震災に依る罹災調　（九月三十日現在）

郡市別	死傷者數			罹災戶數				
	死者	傷者	行衛不明者	全潰	半潰	全燒	半燒	全流失	半流失
賀茂郡	二	—	—	四一	四四	—	—	三	—
田方郡	一四五	四三五	三	七四六	一、三三一	—	—	六四五	—
駿東郡	一七三	一四二	一六	一、四四六	八、七八六	五	—	—	—
富士郡	二	三五〇	八	二	三六	—	—	—	—
庵原郡	—	—	—	—	—	—	—	—	—
安倍郡	—	—	—	—	—	—	—	—	—
沼津市	一	一五	一	二	九	—	—	—	—
計	二九七	九四六	八八	二、二八一	一〇、二一九	五	—	六八一	—

備考　傷者中、右は重傷及不具廢疾者、左は輕傷なり。

にして、經濟的損害見積額は實に三千二百一萬七千百六十四圓の多きに達せり、即ち家資に於て千百六十五萬五千九十五圓、家屋の損害一千二百二十三萬六千八十四圓、道路、橋梁、河川、港灣の損害二百八十四萬八千四百二十六圓、軌道鐵道の破損十九萬六千八百七十圓にして、農耕地及用惡水路に於ては百八十二萬二百十五圓を示し、農耕地以外の土地の埋沒崩潰三千五萬九千十二圓を算し、船舶の流失沈沒十四萬八千七百五十九圓、其他家畜、池沼溜、砂防設備等の損害あり、當時沼津御用邸御滯在中の竹田宮昌子內親王殿下、同恒德王殿下、同禮子女王殿下は、一時御內苑に御避難あらせられたるも、御異狀なく、引續き御滯在、九月十日清水港より軍艦岩手御乘艦御歸京あらせられ、箱根宮の下御滯在の久邇宮朝融王殿下は、三日無事沼津三島館に御避難あらせられ、七日御出發京都へ向ひ、十七日清水港に成らせられ、十八日軍艦岩手にて御歸京あらせらる、靜岡沼津御用邸御損害なく、熱海御用邸は、墻壁の一部倒壞し、屋瓦剝落せるに止まり、直に御開放、避難者收容所に充てさせられ、附屬建物は傷病者並に避難困憊者を永く收容せられたり、兩陛下よりは、九月十二日熱海及伊東町に山縣侍從御差遣あり、御下賜金一千萬圓中、八萬六千四百三十五圓を縣に配當せられ、縣は十一月九日賀茂、田方、駿東、富士、庵原、安倍諸郡及沼津市に之を傳達したり。

されば縣は、一面自ら救ふと同時に、一面には京濱の災害を救援したり。

第一、救濟組織

一、應急措置　九月一日震災起るや、沼津以東は交通杜絕して情況を知る能はざりしも、午後七時駿東郡書記鐵路に依り來靜して、沼津附近の狀況を報告し、縣は即時廳員幹部の非常召集を行ひ、救濟方針を協議し、部署を定め、急に駿東郡役所內に臨時救護部を置き、一日午前五時十分縣廳員組織の救護班七班、衞生救護班五班、翌三日建築班一班を、駿東、田方、賀茂諸郡に急派し、縣廳內に物資調達配給係を特設し、以て應急救濟に任じたり。

二、救濟組織　二日縣內震災地を救濟すると共に、京濱神奈川方面及び同方面より來縣する罹災者を救濟するの必要を認め、同夜臨時組織を擴張して、震災救濟本部を縣廳內に置き、救濟、交通、庶務、物資調達、配給、建築、會計、警務、保安、高等警察の十係を定め、理事官並に各課長を係主任とし、所要の係員を配屬し、派遣各班の所屬を定め、駿東郡役所內に沼津、鎗興商店內に淸水兩出張所を設け、本部並に出張所は、緊要の地に支所、救護所、收容所、接待所、救療所、患者收容所、人事相談職業紹介所を急設し、同時に郡市長を奬勵して、關係郡市町村、赤十字社、愛國婦人會靜岡支部、郡市醫師會、靑年團、在鄉軍人分會、處女會、中學校と協力し、又東京橫濱小田原三所に靜岡縣案內所を開き、以て縣人の歸鄉斡旋、通信の交換、罹災者の救護、義捐金品の配給等を爲す、內職業紹介は、施設の效果を十分ならしむるため、縣廳內に靜岡縣職業紹介交換所を設けたり。

臨時靜岡縣職業紹介交換所規程

第一條　左記職業紹介所及震災ニ依ル失業者救濟ノ爲メ設置セル人事相談所、並縣外靜岡縣案內所トノ職業紹介聯絡事務處理ノ爲メ、靜岡縣組合會課內ニ臨時靜岡縣職業紹介交換所ヲ置ク。

名稱	位置
濱松市職業紹介所	濱松市田十六番地の一
沼津人事相談所	沼津驛前
淸水人事相談所	安倍郡淸水町波止場
江尻人事相談所	江尻驛前

静岡市職業紹介所　　静岡市役所内
東京静岡縣案内所　　東京市芝區芝浦日出町
横濱静岡縣案内所　　横濱市櫻木町元農工銀行脇

第二條　市町村長、職業紹介所、人事相談所又ハ縣外静岡縣案内所ニ於テ、勞務ノ需要供給ヲ調節スルコト能ハズト認メタル求人、又ハ求職者アルトキハ、別表第一號又ハ第二號樣式(略)ニ依リ、静岡縣職業紹介交換所ニ報告スベシ。

第四條　静岡縣職業紹介交換所前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ、別表第三號又ハ第四號樣式(略)ニ依リ、關係職業紹介所人事相談所及縣外静岡縣案内所ニ通報スベシ。

第五條　前條ノ通報ヲ受ケタル職業紹介所、人事相談所及縣外静岡縣案内所ハ、之ガ斡旋ヲ爲シ得ベシト認メタルトキハ、直接取扱職業紹介所人事相談所及縣静岡縣案内所ニ交渉シ、速ニ紹介ノ方法ヲ採リ、其ノ結果ヲ静岡縣職業紹介交換所ニ報告スベシ。

第六條　職業紹介所、人事相談所、縣外静岡縣案内所及静岡縣職業紹介交換所ハ、第三條及第四條ノ規定ニ依ル報告又ハ通報後、尙該事件ノ完了又ハ取消シタルモノアルトキハ、其ノ旨ヲ報告又ハ通報シ、相互ノ聯絡ヲ圖ルベシ。

而して九月二日より六日までは、毎日縣官を京濱に派して關係官廳との連絡を圖り、五日、十三日は災地外の郡市長會議を、二十八日災地郡市長會議を開き、救濟施設に關する指示奬勵を爲せり。

三、經費決議　縣參事會は、九月五日召集して、震災救濟經費、救濟事業費金規程を決議す。

震災救濟經費

救濟費	一二〇、一〇四圓	事務所費	八〇、一〇〇圓
		旅費	四〇、〇〇〇圓
警察水上警備給與費	一六、九九六圓	警察電話架設費(沼津静岡間)	一二、三一四圓

計　一四九、四一四圓

震災救濟事業資金　三〇〇、〇〇〇圓(物資調達並配給費)

静岡縣震災救濟事業資金規定

第一條　震災救濟事業費ニ充ツル爲、静岡縣震災事業資金ヲ設置ス。

第二條　本資金運用上必要アルトキハ、金五百萬圓ヲ限リ、一時借入金ヲ爲スコトヲ得。

第三條　本資金ノ歲入出豫算ハ特別會計トス。

罹災救助基金

罹災救助費　一四、四〇〇圓(既定豫算)　九月五日縣委員會議決一八〇、〇〇〇圓　十月二十五日參事會議決七六、八二五圓　計　二七一、二二五圓。

4、告諭　知事は九月四日縣民に左の如く告諭す。

静岡縣諭告第一號

振古ノ激震東海ノ東半ヲ襲ヒ京濱全ク烏有ニ歸シ死傷算ナク本縣東部亦之ニ劣ラサルノ惨害ヲ被リ國家ノ損失實ニ測リ知ルヘカラサルモノアリ、天皇陛下深ク罹災民ヲ憐ミ給ヒ特ニ下賜セラルルニ內帑ノ金一千萬圓ヲ以テセラル億兆ノ感激何モノカ之ニ加ヘム、縣下官民深ク天恩ノ存スル所ヲ念ヒテ和衷協同、一意復舊ノ事ニ當リ速ニ其ノ功ヲ收メ以テ之ニ報フル所ナカルヘカラス若夫需要激增ノ此秋ニ力リ奇利ヲ貪ミ暴利ヲ夢ミルカ如キ者アラム乎皆ニ天恩ノ優渥ニ負ク所以ナルノミナラス同胞ノ困厄ニ乘シテ其ノ窶ヲ愍ニ掠メ其ノ食ヲ口ニ奪フニ等シク實ニ同胞共存共榮ノ根諦ヲ無視シタル非仁非義ノ徒輩ト謂ハサルヘカラス彼ノ幸ニシテ災鞦ヲ免レタル者ハ此際救急ノ誠意ヲ披瀝シテ相互扶助ノ美德ヲ發揮シ又能ク官民相倚リ相扶ケ新ノ邦家稀有ノ難局ニ處スル上ニ於テ苟モ遺漏ナカラムコトヲ望ム。

大正十二年九月四日　　静岡縣知事　道岡秀彦

第二、縣下震災地救濟

九月二日來、震災地各方面に急派せる各班各係は、郡市町村當局及警察官と協力して、避難者の秩序維持に努め、一面炊出を行ひ、應急救助に努め、又物資の需給狀態を調査し、必要の物資は之を救濟本部に要求せしめ、食糧品小屋掛材料等、所要物資並に義捐物品を配給し、傷病者に應急手當を施し、小屋掛、住家の小修理を斡旋指導し、道路・橋梁の被害程度を調査して、徹宵應急工事を進め、以て物資の輸送一般交通の圓滑を計り、更に通信機關を復舊して、各方面との連絡上遺憾なからしめ、警察官を派遣して震災地各警察署を援助し、又派遣軍隊並奉仕在鄉軍人、青年團、消防組等と協力して救濟に努むる等、應急施設着々其效果を收め、各方面に亙り民心安定し、秩序亦克く維持せらるゝを得たり、尙震災地郡市長を召集して、住宅並公共建物の復舊、失業の救濟、金融、道路交通の復舊等各方面の意見を聽取し、計畫の進捗に努む。

縣內に於て日本赤十字社静岡支部と協力して救護班五班を組織し、二日第一班を伊東町に、第二班を熱海町に、第三班を稻取町に、第四班を御殿場小山方面に、第五班を大仁下田方面に急派し、驗東郡役所を本部として、補助班を置き、以て傷病者の應急手當をなしたる結果は、左の人員を救療し得たり。

	第一班	第二班	第三班	第四班	第五班	補助班	計
	二三六	二二四	一六〇	二一〇	一二〇	六〇	一、〇一〇

因に記す、縣應急施設のため、九月二十八日政府に低利資金を申請したる額五百八十萬圓、十月十四日復興のため低利資金配給を共筋に具申したる總額二百八十六萬二千九百九圓なり。

第三、避難者救濟

一、縣民避難者救護　東京横濱小田原方面在住の縣民救護を目的とする東京、横濱、小田原の静岡縣案内所は、避難者の歸鄉斡旋、書信の交換並に收容宿泊等に力を致し、縣人外の同地方避難者に義捐物品を配給したり。

縣外案内所概況　1、縣外案内所は、静岡縣人の氏名を錄し、本部に報告して、縣公報に載せ、其無事なる事を縣民に周知せしむ。

東京案内所	自八日至十日	七六、三五六通
横濱案内所	自十二日至十二日	一二、四九二名
小田原案内所	自十二日至二十二日	二、六一七名
	自十七日至十九日	一、二四三名

2、縣外案内所開設以來、縣內と京濱地方との書信往復を斡旋したるもの左の如し。

東京へ發送したるもの	自八日至十日	七六、三五六通
横濱へ發送したるもの	自十一日至十二日	一〇、六六四通
東京より縣內へ送致したるもの	自十一日至十二日	三、一七七通
横濱より縣內へ送致したるもの	自十八日至十二日	二、三八八通
此內縣廳引受のもの、東京行	自六日至廿一日	三、五〇七通、横濱行自六日至廿一日 一八二通なり。

3、縣外案内所は、罹災地在留の縣人に歸縣の便利を與へ、物資輸送の縣備船に便乘せしめたり。

東京避難者	自九月九日至二十三日	船五五	人員一、七四九
横濱避難者	自九月十四日至十月七日	船一八	人員八一八

4、避難者宿泊者は

東京案内所宿泊者	自八日至二十六日	一、四九七名
横濱案内所宿泊者	自八日至十月七日	二、〇五八名

東京市府並に神奈川縣下在住縣人六萬八百一人中、避難歸鄉せるもの一萬九千九百餘人なり。

二、縣外避難者救護　九月三日新潟坡丸に依り清水港に上陸したるを始めとし、京濱方面より軍艦鐵道省連絡船並に縣備上船其他に仰乘し、

同港に上陸するもの約八萬四千人、上箱根小田原方面より陸路入縣するもの約二萬餘人あり、此等避難者に對する救護は、縣救濟本部、清水、沼津各出張所より、要地に救護所收容所接待所診療所傷病者收容所等を設けて之に當り、沿道郡市町村各種團體皆協力す。

1、清水出張所救護　九月三日横濱より避難者七十名を載せたる「シンガポール丸」清水港に入港の報あるや、縣は直ちに係員を派遣し、安倍、庵原兩郡及附近關係町村と協力し、之が救濟に努めたるも、物資配給意ゝ繁劇を來たし、避難者の同港に入港するもの益々多きを加ふるの狀況なるを以て、清水出張所を設置し、救護並物資輸送の事務を掌らしむることゝし、清水港及江尻に救護所、收容所、接待所を、辻町に收容所、接待所を特設す。

縣救療班は、赤十字社靜岡支部と協力し、診療所並患者收容所を設け、又別に人事相談所を開設し、第十五師團派遣救護班及前記關係郡町村及在鄉軍人會、青年會、消防組、婦人會、處女會、中等學校、郡警師會、諸宗教團體の援助を得、避難者の救濟に努む。

各救護所、收容所、接待所等に於ては、炊出、ミルク、ビスケット、被服、雜品を給與し、宿泊希望者に對しては收容所に無料宿泊せしめ、辻町の如き風呂場を設備して入浴の便を圖り、又避難者の荷物は江尻驛迄運搬を行ひ、電車は無賃輸送をなし、埠頭と江尻驛間には自動車を提供して無賃乘車せしめたる特志家もありたり。

傷病者は、診療所に於て應急手當を施し、重傷者は患者收容所に收容治療を加へ、又人事相談所は職業の紹介旅行案內等便宜を與へ、極力其の救護に力を致せり。

此等の接待救護は、實に清水、江尻、辻、入江町等附近町村の自發的努力に依るもの多く、之れに要せる物資は義捐物品の外縣に於て供給したり。

2、靜岡及靜岡以西救護　清水に上陸せる避難者は、輸送の關係上靜岡濱松等に下車するもの多きを加へたるを以て、靜岡驛構內に縣救護所を設置し、靜岡市、赤十字社、愛國婦人會靜岡支部、市醫師會、青年團、在鄉軍人、宗教團體、高等學校、男女師範學校、中等學校生徒其の他團體と協力して、救護所、收容所、接待所、診療所、職業紹介所、人事相談所を設け、或は浴場の設備をなし、靜岡驛に下車する避難者に對しては、清水方面に於けると同樣の接待救護をなし、又袋井に收容所を、濱松に救護所、收容所を設け、其の他各驛に於ても關係郡町村各種團體等の盡力により、通過避難者に對し食料湯茶等を給與したり。

3、沼津出張所救護　箱根及小山方面より陸路本縣に入る避難者救護に關しては、沼津出張所の任務に屬せしめ、三島町に支所を置き、其の派出所を箱根峠の中腹（接待茶屋）に進め、又沼津、小山、御殿場の三ケ所に救護所を設け、關係郡市町村と協力して清水及靜岡方面に於けると同樣の接待救護をなし、又傷病者疲勞困憊者等の爲には、砲車（三島重砲兵旅團）其の他貨物自動車等の方法に依り輸送し、其他傷病者の應急手當收容宿泊救護に努む、此等の救護は三島重砲兵旅團並本部より派遣せる青年團及田方郡錦田村、三島町附近町村青年團、在鄉軍人分會、處女會、男女中等學校等の奉仕的努力に依る。

小山には軍人後援會靜岡支部の救護所あり、御殿場以西江尻驛に至る各驛に於て、地元郡町村等の盡力に依り、食料、湯茶の給與をなす等接待救護をなせり。

4、賀茂郡郡民在京者救濟　東京方面の震災情況報ぜらるゝや、五千餘の在京郡民を有する賀茂郡沿岸町村は申合せて、急遽三十餘隻の漁船發動機船を艤し、在京避難民の救濟に努め、郡は之が連絡統一を圖り、郡當局は各町村長と協議し、郡自治會の主催により救護班を組織し、東京灣汽船會社より汽船相模丸（一七九噸）を借り受け、

之を救護本船とし、之に乘込ましめ、六日午前九時東京靈岸島に派遣し、協力克く其の救濟に努め、爲に歸鄉を得たる在京郡民數千ありて、大部分の避難者を救濟し得たり、尙他の避難者數百の救濟をなす、平常交通不便にして、加ふるに震災の爲め通信交通の機關杜絕し、縣との連絡十分ならざりし場合、郡として急に應ずる適切なる處置たるを失はず。

5、避難者失業救濟　避難者救濟の一施設として、清水、江尻、靜岡等の救護所に設置せる人事相談職業紹介所は、各種の相談に應じ職業を紹介する等、斡旋盡力する所あり、更に進んで職業紹介連絡機關を縣社會課內に特設し、各案內所職業紹介所を督勵して、勞務需給の均衡を圖り、以て避難民の救濟に努めたり。

6、鮮人收容及職業紹介　下田、三島、御殿場、吉原、江尻、靜岡、見付、二俣の各警察官署に於て、各署附屬の撃劍道場等を避難鮮人收容所に充て、四百二十三名を收容せり、而して希望者に對しては職業の紹介斡旋に努め、其の就職者九十二名に達す、就職の主なるものは工場其他の土工職工等なり。

縣通過避難者數（清水上陸 九月三日より十月二十日迄／箱根越 九月三日より九月十九日迄／小山方面 九月三日より九月二十七日迄）

清水上陸者	箱根を越へて四下せる者	小山方面より四下せる者	合計
避難者數	八四、九〇一人	一五、七五八人	一〇、〇一九人	一一〇、六七八人

縣通過避難者收容（自九月四日至九月三十日）

靜岡	清水	濱松	沼津	御殿場	三島	小山	江尻	合計
收容所	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
收容者數	一、九四六	一、二三	二、二四六	一、二四八	二四一	一、六二〇	二一	一二四	八、六二〇

人事相談職業紹介所成績（自九月一日至十月二十日）

但濱松以外は九月七日又は其以後より十月二十日迄とす。

紹介所名	求人數	求職者數	就職者數
濱松市職業紹介所	七九七人	二三九人	一六六人
靜岡市臨時職業紹介所	三七五	三四四	一六六
清水人事相談所	三三二	一〇一	七二
江尻人事相談所	一二	一六	九
沼津市臨時職業紹介所	二六	一九	四
東京案內所	—	一一	—
横濱案內所	六	二八	—
合計	一、五四八	七五八	四一七

7、社會事業（一）宗教團或は個人中、孤兒の救護方を申出たるもの多く、富士郡吉原町の富士育兒院、靜岡市井宮町の靜岡ホームの如き、收容力の許す限り收容方を申出で、豐橋市東田豐橋有隣財團長は、震災地に出張して調査し、縣は別に賀茂、田方、駿東、富士各郡及沼津市に孤兒の調査をなさしむ、（二）縣下廿七方面の方面委員は、避難者の相談相手となり、罹問品を募集する等、それ〳〵努力する所あり、殊に震災地近接の駿東地方の委員は、盡力殊に著しきものあり。

8、罹災失業者調　九月三十日現在の調査に據れば、縣出身者の歸鄉せるもの一萬五千四百七十九戶中、農業其他に從事するもの三千九百二十八名、未就業者五千五百十二名、內生活困難者一千二百六十六名、他縣出身者の縣下に滯留するもの四千二百八十四名、內就業者二百八十名、未就業者一千七百四十名、其內生活困難者七百六十九名なりき。

罹災歸鄉者失業調（本縣出身の分）大正十二年九月三十日現在

罹災地名	歸郷人員	歸郷後就業者 農業に	歸郷後就業者 其他の業務に従事せるもの	未就業者 生活に支障なき者	未就業者 生活に困難なる者	其の他
賀茂						
東京市（其の他）	一、七二一	七七	二〇三	三四	二七	三〇六
東京府（其の他）	九五	二一	二三	一	三八	二九
神奈川縣（横濱市）	六八三	六六	一九九	三三	二九	
神奈川縣（其の他）	七三	一	四二	三		
埼玉縣						
千葉縣	一					
計	一、九〇九	一四四	四三	六三	二七	九四
田方						
東京市（其の他）	一四四	四二	二	一〇	二	四五
東京府（其の他）	九五	三	三	三	一	三
神奈川縣（横濱市）	八〇	一四	五	一	二	
神奈川縣（其の他）	二	一				
埼玉縣						
千葉縣						
計	二三〇	一四四	一九	一四	二	一〇
駿東						
東京市（其の他）	二九二	八一	四八	一三	一	一四
東京府（其の他）	八一	一三	一九	四	一	一
神奈川縣（横濱市）	一四五	四四	一四	一	一	一
神奈川縣（其の他）	一四四	四四	一六	一	一	一
埼玉縣						
千葉縣						
計	六四五	一四二	八四	一九	三	一七
富士						
東京市（其の他）	四三	一六	一	一	一	一
東京府（其の他）	八一	一四	一	一	一	一
神奈川縣（横濱市）	三三	一四	一	一	一	一
神奈川縣（其の他）	一八	一	一	一	一	一
埼玉縣	一	一	一	一	一	一
千葉縣	一	一	一	一	一	一
計	一、一三	一四	一	一	一	一
庵原						
東京市（其の他）	二四九	七四	一	一	一	一
東京府（其の他）	一三	一	一	一	一	一
神奈川縣（横濱市）	一三	一	一	一	一	一
神奈川縣（其の他）	一三	一	一	一	一	一
埼玉縣	一	一	一	一	一	一
千葉縣	一	一	一	一	一	一
計	二四九	七四	一	一	一	一
安倍						
東京市（其の他）	三四	一	一	一	一	一
東京府（其の他）	一三	一	一	一	一	一
神奈川縣（横濱市）	一三	一	一	一	一	一
神奈川縣（其の他）	一三	一	一	一	一	一
埼玉縣	一	一	一	一	一	一
千葉縣	一	一	一	一	一	一
計	一、一三	一四	一	一	一	一
志太						
東京市（其の他）	二四一	八四	一	一	一	一
東京府（其の他）	一三	一	一	一	一	一
神奈川縣（横濱市）	一三	一	一	一	一	一
神奈川縣（其の他）	一三	一	一	一	一	一
埼玉縣	一	一	一	一	一	一
千葉縣	一	一	一	一	一	一
計	一、一三	一四	一	一	一	一
濱名						
東京市（其の他）	六三九	二四	一	一	一	一
東京府（其の他）	一三	一	一	一	一	一
神奈川縣（横濱市）	一三	一	一	一	一	一
神奈川縣（其の他）	一三	一	一	一	一	一
埼玉縣	一	一	一	一	一	一
千葉縣	一	一	一	一	一	一
計	一、一三	一四	一	一	一	一
引佐						
東京市（其の他）	九一	三五	一	一	一	一
東京府（其の他）	一三	一	一	一	一	一
神奈川縣（横濱市）	一三	一	一	一	一	一
神奈川縣（其の他）	一三	一	一	一	一	一
埼玉縣	一	一	一	一	一	一
千葉縣	一	一	一	一	一	一
計	一、一三	一四	一	一	一	一
磐田						
東京市（其の他）	九一	三五	一	一	一	一
東京府（其の他）	一三	一	一	一	一	一
神奈川縣（横濱市）	一三	一	一	一	一	一
神奈川縣（其の他）	一三	一	一	一	一	一
埼玉縣	一	一	一	一	一	一
千葉縣	一	一	一	一	一	一
計	一、一三	一四	一	一	一	一
周智						
東京市（其の他）	二三三	八一	一	一	一	一
東京府（其の他）	一三	一	一	一	一	一
神奈川縣（横濱市）	六三	一	一	一	一	一
神奈川縣（其の他）	一九	一	一	一	一	一
埼玉縣	一	一	一	一	一	一
千葉縣	一	一	一	一	一	一
計	一、一三	一四	一	一	一	一
小笠						
東京市（其の他）	三三三	一三	一	一	一	一
東京府（其の他）	八九	一	一	一	一	一
神奈川縣（横濱市）	一三	一	一	一	一	一
神奈川縣（其の他）	一三	一	一	一	一	一
埼玉縣	一	一	一	一	一	一
千葉縣	一	一	一	一	一	一
計	一、一三	一四	一	一	一	一
榛原						
東京市（其の他）	二四	九一	一	一	一	一
東京府（其の他）	一三	一	一	一	一	一
神奈川縣（横濱市）	一三	一	一	一	一	一
神奈川縣（其の他）	一三	一	一	一	一	一
埼玉縣	一	一	一	一	一	一
千葉縣	一	一	一	一	一	一
計	一、一三	一四	一	一	一	一

罹災地名	歸郷人員	歸郷後就業者 農業に	歸郷後就業者 其他の業務に従事せるもの	未就業者 生活に支障なき者	未就業者 生活に困難なる者	其の他
東京府（其の他）	九一	三五	一	一	一	一
神奈川縣（横濱市）	七三	二四	一	一	一	一
神奈川縣（其の他）	一三	一	一	一	一	一
埼玉縣	一	一	一	一	一	一
千葉縣	一	一	一	一	一	一
計	一、一三	一四	一	一	一	一
静岡						
東京府（其の他）	一、二三	四五	一	一	一	一
神奈川縣（横濱市）	四八	一七	一	一	一	一
埼玉縣	一	一	一	一	一	一
千葉縣	一	一	一	一	一	一
計	一、一三	一四	一	一	一	一

埼玉縣													
千葉縣													
計													
濱松													
東京府（其の他	四三	一	六八	二二	六八	三五							
神奈川縣（横濱市	四〇	一	九	七	二	二							
其の他	二八	四七	三七	二五	一五	一九							
埼玉縣	三	一	一	一	一	一							
千葉縣	一	一	一	一	一	一							
計	一、一〇〇	一	一二九	五〇二	二六	天一							
沼津													
東京府（其の他	四三	一	一	一	一	一							
神奈川縣（横濱市	六八	一	一	一	一	一							
其の他	四九	一	一	一	一	一							
埼玉縣	一	一	一	一	一	一							
千葉縣	四三	一	一	一	一	一							
計	一、一二五	一	一二九	五〇二	二六	天一							
東京府（東京市	九、一二五	七一九	一、四四五	二、三五四	七三五	四、六四四							
其の他	八八一	三七〇	一九六	四五	三五四	六四							
神奈川縣（横濱市	二、三二一	六八〇	一、三四五	五六六	一、九三五	六〇九							
其の他	一、〇一〇	二九一	二七〇	二六	六〇	二六四							
埼玉縣	二一	九	六	一	一	一							
千葉縣	一四二	一四二	一、二五〇	二、六二四	四、三五六	六、〇九九							
計													

備考　「其他」の欄には老幼婦人等にして失業者にあらざるものを計上す。

罹災滯留者失業調（他府縣出身の分）

大正十二年九月三十日現在

罹災地名	滯留人員	滯留中就業者		未就業者	
		農業に從事せるもの	其他の業務に從事せるもの	生活に支障なき者	生活に困難なる者
賀茂					
東京府（東京市	二六	一	一	一	一
其の他	三	一	一	一	一
神奈川縣（横濱市	八〇	三	八	一	一
其の他	二	一	一	一	一
埼玉縣	一	一	一	一	一
千葉縣	一	一	一	一	一
計	一一三	六	一二	四	四
田方					
東京府（東京市	九一	一	一	一	一
其の他	一一	一	一	一	一
神奈川縣（横濱市	四四	一	一	一	一
其の他	八	一	一	一	一
埼玉縣	一	一	一	一	一
千葉縣	一	一	一	一	一
計	一二四	四	六	二	二
駿東					
東京府（東京市	一七	一	一	一	一
其の他	一	一	一	一	一
神奈川縣（横濱市	一	一	一	一	一
其の他	一	一	一	一	一
埼玉縣	一	一	一	一	一
千葉縣	一	一	一	一	一
計	一二	一	一	一	一
横濱市	一	一	一	一	一
埼玉縣	一	一	一	一	一
千葉縣	一	一	一	一	一
神奈川縣（横濱市	一	一	一	一	一
其の他	一	一	一	一	一
埼玉縣	一	一	一	一	一
千葉縣	一	一	一	一	一
計	一	一	一	一	一
横濱					
東京府（東京市	七二	一	一	一	一
其の他	一一	一	一	一	一
神奈川縣（横濱市	一三	一	一	一	一
其の他	七	一	一	一	一
埼玉縣	一	一	一	一	一
千葉縣	一	一	一	一	一
計	一二〇	一	一	一	一
小笠					
東京府（東京市	一三	一	一	一	一
其の他	四	一	一	一	一
神奈川縣（横濱市	四	一	一	一	一
其の他	一	一	一	一	一
埼玉縣	一	一	一	一	一
千葉縣	一	一	一	一	一
計	一八	一	一	一	一
周智					
東京府（東京市	一〇	一	一	一	一
其の他	六	二	一	一	一
神奈川縣（横濱市	八	二	一	一	一
其の他	一	一	一	一	一
埼玉縣	一	一	一	一	一
千葉縣	一	一	一	一	一
計	二三	一	一	一	一

千葉縣	一	一	一	一	一	一							
計	一	一	一	一	一	一							
富士													
東京府（東京市	一二八	一	一	一	一	一							
其の他	一〇	一	一	一	一	一							
神奈川縣（横濱市	一〇	一	一	一	一	一							
其の他	一四	一	一	一	一	一							
埼玉縣	一六	一	一	一	一	一							
千葉縣	一	一	一	一	一	一							
計	一五三	一	一	一	一	一							
庵原													
東京府（東京市	一四一	一	一	一	一	一							
其の他	一〇	一	一	一	一	一							
神奈川縣（横濱市	一一	一	一	一	一	一							
其の他	一八	一	一	一	一	一							
埼玉縣	一	一	一	一	一	一							
千葉縣	一	一	一	一	一	一							
計	一七三	一	一	一	一	一							
安倍													
東京府（東京市	一二九	一	一	一	一	一							
其の他	一二	一	一	一	一	一							
神奈川縣（横濱市	一九二	一	一	一	一	一							
其の他	一一	一	一	一	一	一							
埼玉縣	一	一	一	一	一	一							
千葉縣	一	一	一	一	一	一							
計	一、〇一四	一	一	一	一	一							
志太													
東京府（東京市	一	一	一	一	一	一							
其の他	一	一	一	一	一	一							

磐田	東京市	六七	二	一	二六	
	其の他	一	一	一	二九	
	神奈川縣	三九	三	一	三一	
	其の他	一	一	一	二	
	埼玉縣	一	一	一	一	
	千葉縣	一	一	一	一	
	計	一〇六	二	二	四三	
濱名	東京市	三	一	一	三	
	其の他	二	一	一	二	
	神奈川縣	三二	一	八	二六	
	其の他	一	一	一	一	
	埼玉縣	一	一	一	一	
	千葉縣	八	一	一	三	
	計	五一	四	一二	三五	
引佐	東京市	二	二	一	二	
	其の他	二	一	一	一	
	神奈川縣	八	二	一	三	
	其の他	二	一	一	一	
	埼玉縣	一	一	一	一	
	千葉縣	一	一	一	一	
	計	一六	六	四	八	
静岡	東京市	四九	一	一	二	
	其の他	三	二	一	一	
	埼玉縣	一	一	一	一	
	千葉縣	一〇	一	一	一	
	計	六三	四	三	五	
沼津	東京市	二六一	六四	二	一	
	其の他	一三	二	一	一	
	神奈川縣	三六	八	二	一	
	其の他	三九	一〇	二	一	
	埼玉縣	一	一	一	一	
	千葉縣	一	一	一	一	
	計	四三	一〇	三	一	
東京府	東京市	一、〇二八	三四〇	一、〇九	一	
	其の他	七七	九	三	三	
神奈川縣	横濱市	一、九〇一	三〇二	九九	一	
	其の他	二七七	一	二〇	一	
埼玉縣		一	一	一	一	
千葉縣		一	一	一	一	
計		四、二八四	一〇	二、九一	九九	二、二四

備考　「其他」の欄には老幼婦人等にして失業者にあらざるものを計上す。

三、避難者救療　は、

1、清水港上陸避難者救療　京濱橫須賀方面より清水港に上陸する避難者中の傷病者に對しては、同町醫師並に安倍郡醫師會、第十五師團派遣の歩兵第三十四聯隊救護班援助し、縣並に赤十字社靜岡支部派遣の救護班二班、各救護診療所を設けて應急手當をなし、相當治療を要するものは、第一より第四に至る四箇所の患者收容所に收容し、又海軍省の依頼に應じ、船舶内の移動救護をなしたり、九月十六日避難民中に傳染病の疑ひあるもの增加の傾向あるや、望診係を定め、防疫に努めり。

2、小山救護班　九月二十一日東海道鐵道の開通するや、直に駿河驛に救護班を派遣し、同樣救療に當らしめ、徒歩連絡の關係上、二十七日より班を神奈川縣谷峨に進む。

3、靜岡沼津三島方面應急手當　靜岡沼津三島避難者救護所内に、郡市醫師會、藥劑師會其他、關係郡市町村と協力して傷病者に應急手當をなし、重傷者は收容加療したり。

傷病者救護には、青年團消防組宗教團體等應援す、又震災地へは所要の衛生材料藥草を配給せり。

避難傷病者應急手當

自九月四日 至九月二十四日	靜岡	清水	沼津	三島	小山御殿場
	八六七人	一、四七二人	三五七人		人
移動救護	—	一三三	—	—	一

避難傷病者收容數

自九月四日 至二十四日	靜岡收容所	清水收容所	沼津收容所	計	
	三二人	九八七人	一人	一、〇二〇	

附記

九月七日內務省より、神奈川縣下橫濱、鎌倉、箱根方面に救護班（醫療材料を含む）急派の電報に接し、赤十字社靜岡支部と協力して、九日救護班五班を派し、二十六日歸縣す、九月十二日より二十三日までに五、〇二六人を救療したり。

第四、物資調達配給

一、物資調達　九月二日物資調達配給係を特設し、急速物資調查並調達に着手したるに、偶ゝ內務次官より食糧品輸送準備の命令あり、相次で具體的命令を得たるを以て、救護用品の調達集中に努め、徵發令施行前に米穀四萬俵を調達し、縣下震災地に對しては、食糧品其の他を配給すると共に、內務次官の電命に依る物資を調達し、海軍官憲の來航を待ち、更に係員を各方面に急派し調達に努め、清水港及沼津出張所に係員を配置し、各方面連絡協力して、徹宵調達配給事務に當らしめ、郡市長を召集して物資調達に關し指示する所あり、縣の係員と協力して、物資の調達集中をなせり。

六日午後六時二十分には、電報を以て橫濱市長より食料品衛生材料其の他の要求あり、尙神奈川縣橫濱市、小田原町、足柄下郡、同上郡、大磯町、鎌倉、葉山、逗子、箱根、湯本、國府津及東京府管下大島、三宅、神津、新島等の伊豆諸島より物資の配給を乞ふ電報頻に至り、小田原、大島、三宅島の如き、船を清水に回航し、或は人を派して供給を需むるの狀況なりき、玆に於て縣は物資を配給し、視察班（一班は箱根、小田原、國府津、山北方面、他の一班は大磯、藤澤、大船、鎌倉、橫須賀方面）を派遣し、一段の努力を致せり。

而して交通運輸の關係上清水港は輸送の中心となり、九月七日には同港の物資調達配給係出張所を震災救濟清水出張所と改稱し、諸般の

事務を統轄せしむ、然るに九日及十日臨時震災救護事務局より、既に蒐集手續濟のものを發送する外、更に依頼する迄新規調達を見合すべき旨の電報あり、乃ち縣内震災地及救護事務局の特別註文品の外調達を見合せ、左記購入品の輸送配給に全力を傾注せり。

調達物資一覽（自九月二日　至九月三十日）

一、食糧品

米穀類

品目	數量	品目	數量
玄米	三九、七〇〇俵	白米	二四九俵
朝鮮米	六四八俵	外米	一、〇〇〇袋
シヤム米	五〇二俵	大麥	五一俵

濱物乾物類

味噌	四二〇樽	金山寺味噌	一〇樽
醬油	二、〇〇三樽	醬	六、七五七叭
茶	一一〇函	梅干	二、一三五樽
澤庵漬	一、三一〇樽	蕗漬	一、四一三樽
茄子漬	三六〇樽	甘露煮	一〇〇樽
燕漬	二樽	赤漬	二樽
海苔罐詰	七九函	大根味噌漬	一〇四函
鰯油漬罐詰	一三三函	牛肉罐詰	一九函
鮭罐詰	一函	鯖罐詰	四〇函
小貝罐詰	一函	蛤罐詰	一函
果實罐詰	一函	野菜罐詰	五一函
力餅罐詰	五〇函	鋼デンプ罐詰	一函
海老デンプ罐詰	三二八罐	絹味噌罐詰	一六函
海老味噌罐詰	三〇函	煮干魚	四七〇函
乾魚	五函	鹽辛	四樽
鹽漬魚	九樽	鰹節	五函
鰹	一東	千個	一七〇函
トマトソース	二五函	素麺	五東

蔬菜類

甘藷	三、七六六俵	里芋	三、六七五俵
馬鈴薯	四、一四六俵	葱頭	九五三俵
生姜	三俵	人參	三俵
牛蒡	三一〇俵	茄子	一七〇俵
胡瓜	一俵	南瓜	六五七俵
冬瓜	一五四俵	青瓜	二俵
蓮根	六八俵	野菜	二一俵
大根切干	一把	甘藷切干	一二九俵
アラメ	一俵	大豆	五俵

其の他

粟	七、八七六函	砂糖	一〇斤
氷砂糖	五包	ビスケット	六〇函
煉乳	一、二一〇函	氷	三、六〇〇貫
煙草	一、二四八個	馬糧	四二個

二、建築材料

木材

挽材	三一、三二石	板材	三二、一九二石
大貫	三、三五三石	中貫	九、三二〇石
小貫	一、三四八石	長丸太	三、七四〇石
小丸太	五、〇一六石	垂木	四、三六一石
戸	六四本	敷居	一、〇八八石

鐵器其の他

亞鉛板	六六、四七一枚	釘	五二〇樽
鐵線	二二一樽	銅線	五二貫
ジヤツキ	四五〇臺	滑車	八組
鐵棒	一〇〇貫	マニラロープ	四九〇尋
繩	八二〇束	石灰	一、〇〇〇俵
角又	一〇俵	大工道具	一一種
カケヤ	五個	セメント	二〇樽

三、運搬具

船舶

發動機船	延五七、三四九噸	汽船	延一〇三、七五九噸
艀	一〇〇噸	乘組員	延三六、三八〇人
燃料石油	一、七二〇石	同石炭	三六三噸

其の他

自轉車	三〇臺		

四、衛生材料

醫療器	注射器外二三種	藥品	酒精外八七種

五、其の他物資

輕油	一、二〇〇罐	機械油マシン	一五一罐
同モビール	二一罐	ガソリン	一、九〇六罐
石油	一、九六七罐	種油	五〇罐
燈心	一綱	カーバイト	一一九罐
蠟燭	三八二函	提灯	四三〇張
鐵鎖	二五九函	木炭	一〇俵
薪	一〇〇貫	衣類	二〇、〇〇〇枚
屍布	八五、〇〇〇尺	莫大小	九五打

炊事用具

傘	一、〇〇〇本	下駄	二、〇九六足
組子	二〇〇個	手拭	一、〇〇〇筋
莚	一、八〇〇枚	太繩莚	一、〇〇〇枚
叺	二、〇〇〇枚	空樽	二、七六〇個

復寫板　一二組　謄寫板　二臺
ミシン機　一〇臺　空俵　一〇〇俵
ゲートル　四〇巻　硝子板　三〇〇枚
瓦斯發生器　一〇組　野外天幕　四組

六、勞務

調達物資發送奉仕青年在鄉軍人　延九、二一〇人　同人夫　延一、九九九人

二、物資配給　交通輸送の中心たる清水港は、多數の物資集中し、日に三十車五十車に及び、就中材木は、海岸豐田商事株式會社内に支所を設け、擔任者を置きて之を處理せしめしも、荷受、保管、輸送、積込船舶等の事務繁劇を極め、青年團在鄉軍人等數百の奉仕出勤者、連日之が勞務に服せり、其内縣内震災地に送る物資は、一面御殿場町を中心とする小山、足柄方面に陸送し、一面伊豆東海岸伊東熱海方面に、三日以來傭上發動機船五六隻を以て清水港より輸送し、京濱に輸送する物資は大型商船を以てするの手配を定めしも、二日午後九時内務次官より、京濱救護品は清水に於て海軍艦船に引渡すべしとの電命ありて一旦之を中止す、然るに海軍艦船の囘航豫期の如く能はざるより、縣は汽船並に遠洋漁業發動機船を雇上げて、京濱及相州沿岸地方伊豆諸島に輸送配給し、後練習艦隊司令部清水港に位置し、清水芝浦間の輸送に任じ、供給物資を便積するを得たり、當時傭上げたる船舶は、五十七隻二千八百五十一噸、商船八隻八千四百五十三噸合計一萬一千二百七十八噸に達す、通信機關杜絶の際、殊に無線電信の利用上地の利を得ざりしを以て、通信連絡の不便言ふべからざりしも、災後日ならずして縣物資の京濱及豆相沿岸に供給し得たり、就中輸送船隊の運送に就ては、土屋海軍大佐等の指揮に依り、京濱に於て最も敏活に輸送し、豆相沿岸の配給は、遠淺なるを以て、傭上發動機船目覺しき活動を爲したり。

物資配給一覽表（第一表）（其一）

自大正十二年九月二日
至同　年十月十日

配付先 / 品目	足柄下郡 小田原	足柄上郡 大磯	鎌倉	葉山	逗子	藤澤	大島	八丈島	三宅島	神津島	新島	横濱	東京	箱根 外ケ村二	湯本	三保	宮城野	温泉	計
玄米 俵	一、三五〇	一、三五〇	六五〇	三五	三五	四一〇	四一〇	三五	三五	九、三五〇	四、三五〇	一〇	六〇	一〇	四九	一〇	一、七八〇	二、七二一	四九、八四〇
白米 同	一、一四〇	三五〇	八〇〇	三五	三五	一〇〇	三五	三五	三五	七、〇一五	一、九五〇	三〇	九五	一〇	一、一四一	一〇	一、七八〇	二、七二一	二四、八四〇
朝鮮米袋																			
外米 同	三五〇	二九																	
豆 同																			
甘藷 俵	二三	三																	
里芋 同	二六九	四五																	
馬鈴薯 同	一四五	一四五	四〇	一〇	一〇														
葱頭 同	九一																		
牛蒡 同																			
蒲子 同																			
南瓜 同	三〇	六																	
冬瓜 同	七																		
野菜 同	二〇	一																	
甘藷切干 同																			
梨 函	三五〇																		
馬鈴薯及南瓜																			
梅干 樽	三八	二〇	四	一	一														
澤庵 同	五四	三																	
蕪漬 同	六七	九																	
蒲子漬 同																			
生姜赤漬 同																			
漬物																			
鹽																			

配付先 / 品目	牛肉罐詰 函	海苔罐詰 同	鰹罐詰 同	小貝罐詰 同	鮭罐詰 同	鯛罐詰 同	海老デンプ 同	鯛味噌 同	煮干 同	辛樽	鹽漬魚 同	鯖	スルメ 枚	千鰯 俵	味噌 樽	金山寺味噌 同	醬油 同	トマトソース 函	鹽 叭	氷砂糖 函	煉乳 同	茶 同	氷 貫	水	雞卵
玄米 俵	二	六																							
白米 同																									
朝鮮米袋																									
外米 同																									
豆 同																									
甘藷 俵																									
里芋 同																									
馬鈴薯 同																									
葱頭 同																									
牛蒡 同																									
蒲子 同																									
南瓜 同																									
冬瓜 同																									
野菜 同																									
甘藷切干 同																									
梨 函																									
馬鈴薯及南瓜																									
梅干 樽																									
澤庵 同																									
蕪漬 同																									
蒲子漬 同																									
生姜赤漬 同																									
漬物																									
鹽																									

物資配給一覽表（第1表）（其11）

大正十二年九月二日

品目 ＼ 配分先	總計	淀橋	澁谷	小石川	本郷	下谷	芝	麻布	赤坂	牛込	四谷	麹町	内 計	麹町	神田	日本橋	京橋	小石川	本郷	下谷	淀橋	澁谷	總計
玄米	1,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,000
白米	1,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,000
餅	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100
乾麵	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100
乾燒餅	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100
米粉	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100
麥粉	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100
馬鈴薯	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100
甘藷	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100
里芋	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100
蒟蒻	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100
牛蒡	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100
人參	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100
蓮根	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100
慈姑	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100
南瓜	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100
冬瓜	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100
野菜	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100
生切	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100
栗	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100
干柿	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100
南瓜	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100	10	10	10	10	10	10	10	10	10	100
同

自大正十二年九月二日
至同　年十月十日

物資配給一覽表（第二表）（其一）

| 配付先 | 單位 | 縣外 | | |

物資配給一覽表（第二表）（其二）

自大正十二年九月二日
至同年十月十日

配付先	品目	単位	宇佐	網代	多賀	小山	御殿場	北郷	函南	韮山（中等校）	印野	足柄	中郷	富岡	玉穂	高根	須走	計	海軍	合計
茶碗		個																		
箸		膳																		
柄杓		個																		
約		〃																		
瀬戸物		〃																		
擔桶		荷																		
湯呑		個																		
急須		〃																		
土瓶		〃																		
重箱		〃																		
樂燈		〃																		
箸		膳																		
天秤棒		本																		
擔桶		荷																		
重箱		個																		
土瓶		〃																		
急須		〃																		
湯呑		〃																		
瀬戸物		荷																		
約		〃																		
柄杓		個																		
箸		膳																		
茶碗		個																		
重箱		〃																		
樂燈		〃																		
急須		〃																		
土瓶		〃																		
重箱		〃																		
土瓶		〃																		
急須		〃																		
湯呑		〃																		
擔桶		荷																		
瀬戸物		〃

蠟燭	函	一六	一、〇九六	二、〇八	一五五袋
提灯	個	一	一	一	一
マツチ	函	三	三	三	三
莫産					
布團	枚	一	一	一	一
衣類	枚	一	一	一	一
洗面器	個	一	一	一	一
傘	本	一	一	一	一
下駄	足	一	一	一	一
手拭	本	一	一	一	一
東					
蓙	枚	一	一	一	一
樽	個	一	一	一	一
空					
謄寫版	組	一	一	一	一
バケツ	個	一	一	一	一
椀	個	一	一	一	一
茶	個	一	一	一	一
釜	個	一	一	一	一
柄杓	本	一	一	一	一
瀬戸物	個	一	一	一	一
湯呑	個	一	一	一	一
擔桶	個	一	一	一	一
天秤	棹	一	一	一	一
箸	膳	一	一	一	一
藥鑵	個	一	一	一	一
鍋	個	一	一	一	一
急須	個	一	一	一	一
土瓶	個	一	一	一	一
皿	枚	一	一	一	一
シヤモジ	本	一	一	一	一
南瓜	俵	一	一	一	一
馬鈴薯	俵	一	一	一	一
蔬菜	俵	一	一	一	一
ミルク	函	一	一	一	一
麪麭	個	一	一	一	一
氷砂糖	個	一	一	一	一
雜貨	個	一	一	一	一
罐詰	個	一	一	一	一
足袋	足	一	一	一	一
ビスケット	函	一	一	一	一
及菓子					
梨	函	一	一	一	一
福神漬	樽	一	一	一	一
付	個	一	一	一	一
焚空瓶	函	一	一	一	一
膠殼	函	一	一	一	一
膠製品	樽	一	一	一	一
漬物	樽	一	一	一	一
創傷	函	一	一	一	一
節	樽	一	一	一	一
蓙	枚	一	一	一	一
藥品類	個	一	一	一	一
繃帶	同	一	一	一	一
仝	俵	一	一	一	一
材料雜品	同	一	一	一	一
木炭	俵	一	一	一	一
雨傘	本	一	一	一	一
蠟燭	函	一	一	一	一
座布團	枚	一	一	一	一
紙	個	一	一	一	一
油	缶	一	一	一	一
味噌	樽	一	一	一	一
醬油	樽	一	一	一	一
衣類	梱	一	一	一	一
慰問袋	個	一	一	一	一
芋	俵	一	一	一	一
里					
繃	梱	一	一	一	一
計		一、八二六、〇五〇	一七八、〇〇〇	三〇一、〇〇〇	一〇五、〇〇〇
		二九二、〇〇〇	一二一、五〇〇	一、〇七四、〇〇〇	九六一、七一〇
		二八三、三四〇	八六七、二〇〇	九一、二〇〇	一、三〇七、〇〇〇
		五〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇	三九一、〇〇〇
		五七三、五〇〇	三二五、〇〇〇	一五、〇〇〇	二、〇二五、〇〇〇
		一、〇〇〇	四六四、五五〇	一、六一〇、〇〇〇	三二、六七〇
		六七、二〇〇	四二〇、五〇〇	一三〇、五〇〇	二九、五二〇

第五、義捐金品募集配給

義捐金品募集は、郡市長を召集して計畫を指示し、又通牒を以て一般に周知せしめ、縣民競ふて醵出に努め、濱松市の如き、食糧品（一萬圓）を縣内に、木綿織物一萬反（一萬五千圓）を急速裁縫して京濱へ、遠江織物同業組合は、同く一萬枚を寄贈し、縣に在りても同二萬反を購入し、濱名濱松兩郡市斡旋して、之を仕立上げ、前の二萬枚に合せて京濱其他に配給し、榛原郡木炭業組合は、木炭七百八十俵を寄附し、清水市の一老婦にして一千圓の無名義捐を爲したるものあり、愛國婦人會靜岡支部は、幹部をして各戸訪問をなして金品を募らしめ、宗教團體、縣郡市教育會、在鄉軍人分會、青年團、處女會、學校、其他は、郡市町村と呼應して活動せり、九月二十五日に至り、更に郡市長に通牒して、布團裕衣類、綿入衣類、洋服類、下着類を募り、愛國婦人會の如きは、之が募集に奔走すると同時に、多數の子女に依頼して冬着調製に努めたり。

義捐物品受入高調（十月十五日現在）

品目	單位	數量	價格
米	俵	二、五四七	三七、八〇三・八八〇
麥	同	二三	一七九・五〇〇
梅干	樽	一、一七四	二一、一五五・五〇〇
澤庵	同	一三四	一、一九〇・六八〇
蓮	同	四三	三六六・〇〇〇
醬油	同	六二〇	二、四三一・〇〇〇
味噌	同	七〇五	二、〇六四・一〇〇
衣類	梱	二、五一六	一〇九、六六二・一八〇
慰問袋	個	九六六	一〇、〇六一・七〇〇
南瓜	俵	六〇	一七八・〇〇〇
馬鈴薯	同	一七七	三〇一・〇〇〇
蔬菜	同	二一	一〇五・〇〇〇
ミルク	函	二〇八	二九二・〇〇〇
麪麭	個	四八	一二一・五〇〇
氷砂糖	同	四三	一、〇七四・〇〇〇
雜貨	個	一〇二	九六一・七一〇
罐詰	同	二六	二八三・三四〇
足袋	同	一〇	八六七・二〇〇
ビスケット及菓子	同	七	九一・二〇〇
梨	函	三七五	一、三〇七・〇〇〇
福神漬	同	六	五〇・〇〇〇
焚付	個	五〇	三〇〇・〇〇〇
空瓶	函	四四	四・〇〇〇
膠殼	函	一五	三九一・〇〇〇
膠製品	樽	五九	五七三・五〇〇
漬物	樽	一五〇	三二五・〇〇〇
創傷	函	一	一五・〇〇〇
蓙	枚	二五	二、〇二五・〇〇〇
藥品類	個	一	一・〇〇〇
繃帶	同	六八	四六四・五五〇
仝	俵	七九八	一、六一〇・〇〇〇
材料雜品	同	二	三二・六七〇
木炭	俵	五	六七・二〇〇
雨傘	本	一六	四二〇・五〇〇
蠟燭	梱	三一、	一三〇・五〇〇
里		五〇	二九・五二〇
芋	俵		
繃	梱		
計			

乾	餅	四
煎	豆 同	一四
煮	干 同	六二
タオル 同		一二
玉	蜀黍俵	一二
其	座	三
端	書	一
反	物 綱	二
雜	器 卵函	二五
陶	器 棚	六
菓	物 函	一
醬	油 豆	五
濱	納 豆	二
合	計	一

一〇・〇〇〇	
九七・〇〇〇	
五一六・三〇〇	
六六八・九七〇	
三〇・〇〇〇	
五三・四〇〇	
七・五〇〇	
一二〇・〇〇〇	
三一二・五〇〇	
七・〇〇〇	
一・〇〇〇	
二八・〇〇〇	
二六・〇〇〇	
八・〇〇〇	
二〇〇、六五七・六五〇	
一一、八三二	

義捐金調（十二月十三日現在）

收入濟　金四拾八萬四千百八拾七圓五拾參錢
收入未濟　金拾八萬八百拾六圓四拾貳錢
合計　金六拾六萬五千參圓九十五錢

外に
公債額面　金四萬貳千五拾圓

義捐物品配給一覽表（十月十日現在）（其一）

| 内外方面 | 縣内 | | |

品目	單位	東京	横濱	横須賀	足柄上	足柄下	中	鎌倉	橘樹	高座	愛甲	三浦	神奈川	計	合計
氷砂糖	函	一四	一											一	一五
麵類	同	三	三											六	四〇
千飯	同	一	一											一	一一
パン	函	一	一											一	一一
燒餅	同														
菓子	箱														
ビスケット	同		一											一	一六
キャラメル	同	三	五											八	三〇
甘藷	俵	七	五											一二	八四
蔬菜	同	五	二											二	七
馬鈴薯	同	三	二											二	七
南瓜	同	一													一
蒟蒻	同														
里芋	俵	一	二											二	五
冬瓜	同	一													一
玉蜀黍	函	四	一											一	六
梨	同	三	一											一	五
果實	同	一													一
駄物	俵	一													一
雜品	同	八	一〇											一〇	三八
衣類	同	一〇	一											一	三二
雜類	同	一													一
反物	同	一													一
器物	同	一													一
陶器	同														
食器	函														
藥品	同	一													一
石鹼	函	一													一
經	東	三	一											一	四

義捐物品配給一覽表（十月十日現在）（其二）

品目	單位	東京	横濱	横須賀	足柄上	足柄下	中	鎌倉	橘樹	高座	愛甲	三浦	神奈川	計	合計
白米	俵	六二	一六											一六	七八
玄米	同		一											一	一
麥	同														
穀類	同														
大豆	同														
麥粉	同														
委	同														
麥粉	同														

品目	單位	東京	横濱	横須賀	足柄上	足柄下	中	鎌倉	橘樹	高座	愛甲	三浦	神奈川	計	合計
服物	梱	五													五
足袋	同	三													三
莫産	同	六													六
手袋	同	二													二
タオル	同	四													四
紙	俵	六													六
木炭	俵	四													四
蠟燭	函	一													一
提灯	同	一													一
空壜	本														
教科書	梱														
學用品	同														
文房具	同														
藥品	同	三	六												七
醫療器	同														
繃帶	同														

| | | |

| | | |

通電話架設を計畫實施し、救濟本部より靜岡驛構內救護所淸水出張所へも、電話を增設し、同救濟本部と淸水出張所との連絡を敏活ならしむるため、サイドカー各一臺づゝを配置し、連日四回交互に往復運轉せしめ、以て至急文書の交換を爲したり。

第九、保安施設

(一)縣內被害調査　九月一日直に係員を震災地に派して、被害を調査せしめ、所轄警察署長にも、同じく管下の被害を調査報告せしめ、以て災害の狀況を詳にすると共に、之を各府縣に通報したり。

(二)東上者取締　內務省警保局及震災救護事務局よりの通牒に從ひ、京濱方面に旅行するものを制限し、以て同地方の混雜を避くるため、最初は各警察署に於て、事情已むを得ざるものにのみ證明書を下付せしも、五日より當分一切交付せざる事としたるに、證明書を所持せずして東上するものを出し、取締上憂慮すべきものあり、乃ち事情眞に已むを得ざるものには證明書を交付し、九日以後保安課之が下付事務を取扱へり、又警察署に揭示して趣旨を普及せしむ、又東上旅行の要所には、海陸共に巡査を派して證明書無きもの、東上を阻止せしむ。

證明書下付調

自九月九日至十月一日	出願件數	下付件數	不下付件數	計	下付人員內譯 東京府	神奈川縣	其他	計
	三、八三五	八三	三、三七	三、九二〇	一、三三三	九八	三、二三一

(三)交通補足　鐵道道路の破壞に依り、一般の交通に支障を來したるを以て、之が補足の一方法として、貨物船の臨時旅客運送之件を許可し、東京灣汽船の東京淸水間二汽船直通を認可し、三島、中山新田間及三島輕井澤間の自動車營業を臨時許可し、沼津御殿場間の汽車運轉回數少なきを補足するため、乘合自動車の營業を認可す。

(四)震災の爲、富士瓦斯紡績、富士水電、伊東水力、東洋モスリン等の各會社に被害多く、爲に震災地の電燈全部消滅し、人心に一層の不安を加ふる狀態なりしを以て、之が復舊を圖り、各會社を督勵して應急工事に努めしめ、又主務省の認可を得、東洋モスリンの深良川發電所の發電を、塔の澤變電所を通じて峯變電所を通送し、以て小山御殿場地方に送電せしめて、震災地方の點燈を恢復せり。

夏靜岡市

九月一日靜岡市に在りては、正午二分前大地震動し、上下動一分間に及び、靜止したるかと思ふ間もなく、更に震動三十秒に亘り、家々悲鳴を擧げて戶外に出るもの多く、時計止り井戶水は地盤により大に濁れるあり、其後も數分の間隔を置きて、午後一時三十分までに八回及微震數回あり、正午前澄み渡りたりし空は、一面に羊毛を摑みて投げたる如き積雲覆ひ濛り、灰色を呈し、草葉に微風のそよぎもなく、蒸暑きこと言はん方なし、是より先、震動と同時に靜岡東京間の公衆電話全部不通となり、警察電話亦江尻以東は不通にして、事變の眞相を知るに由なく、流言蜚語頻りに傳はり、或は淸水以東大海嘯起れりといひ、或は下田全滅を傳へ、或は午後六時を以て更に强震來るべしと云ひ、市民は恐怖して、夜は賤機山、淸水公園、安東練兵場、其他神社、學校、寺院等の安全地に避難し、然らざるものも、多くは路上に露宿したり、中には病める老母を荷車に乘せてあてもなくさまよひたるもの、又は空車に避難中俄に分娩せしものもありて、混雜名狀すべからず、當夜市中はパン及饅頭の缺乏を告げたり、靜岡驛の如きも、雜閙極度に達し、不通のため餘儀なく下車せしめられたるもの其數を知らず、旅館中には萬一を憂慮して宿泊を斷るあり、待合室の內外は勿論、驛前廣場の如きも、數百名の旅客は風呂敷又は蓆等を敷きて一夜を明したり、以て當時の狀況を想ふべきなり。

第一、天機奏伺御機嫌奉伺

九月三日、市長は天機奉伺御機嫌奉伺の手續を爲す。

帝都未曾有ノ大震災並大火災ノ趨拜承恐懼ノ至リニ不堪謹ミテ天機ヲ伺ヒ奉ル

右宜シク御執奏ヲ請フ

大正十二年九月三日　靜岡市長正七位勳五等　伴野　欣平

宮內大臣子爵　牧野伸顯殿

帝都未曾有ノ大震災大火災ノ趨拜承恐懼ノ至リニ不堪謹ミテ御機嫌ヲ伺ヒ奉ル

右宜シク御言上ヲ請フ

大正十二年九月三日　靜岡市長正七位勳五等　伴野　欣平

皇后大夫男爵　大森鐘一殿

帝都未曾有ノ大震災並大火災ノ趨拜承恐懼ノ至リニ不堪謹ミテ御機嫌ヲ伺ヒ奉ル

右宜シク御言上ヲ請フ

大正十二年九月三日　靜岡市長正七位勳五等　伴野　欣平

東宮大夫伯爵　珍田捨巳殿

附記

見舞狀發送

九月三日京濱地方の慘害を知るや、市長は直に左の見舞狀を發したり。

今回未曾有ノ大震災大火災ニ依リ、絕大ノ慘害ヲ極メラレシ悲報ニ接シ實ニ警愕ノ至リニ不堪、謹ミテ全幅ノ御同情ヲ表シ、不取敢以書中御見舞申上候

大正十二年九月三日　靜岡市長　伴野　欣平

罹災地各郡市長宛

告諭

帝都復興の詔書を拜し、市長は市民に左の如く告諭す。

諭告　第一號

帝都及其近傍ニ於ケル前代無比ノ災禍ヲ御軫念アラセラレ畏クモ九月十二日大詔ヲ煥發セラル宜ク市民一般ニ深ク聖旨ヲ奉體シ至誠以テ力ヲ奉公ニ致サレムコトヲ望ム

大正十二年九月十九日　靜岡市長　伴野　欣平

第二、救援費決議

九月六日市會を召集し、救援費を付議し、滿場一致を以て之を可決す。

一、議出臨時部　震災救援費　一〇、〇〇〇圓

十月四日更に左の追加豫算を可決す。

一、議出臨時部　震災救援費追加豫算　二〇、〇〇〇圓

第三、救援組織

市の救援事務は、第五課員及第二第七課員を以て之に當らしむ、實に九月五日なり。

(一)救護本部　靜岡市役所內ニ置ク。

(二)會計　前同斷。

(三)義捐部　　前同斷。
(四)出張所　　靜岡驛前ニ設ケ、救護及慰問ヲ掌ル。
(五)收容所　　實業院及其他ノ寺院ニ設ク。
(六)炊事部　　實業院ニ設ク。

然るに被害地の狀況は、通信每に其の悲慘の度を增すと共に、罹災者漸く殺到するに至れるを以て、九月八日改めて左の如く其の組織を擴張せり。

A、救援事務規定

(一)本部ヲ市役所ニ置ク。
(二)部署ヲ左ノ如ク定ム。

庶務	會計	炊事	收容	救護
出張所	慰問	義捐		

(三)各部ニ部長ヲ置キ部長ノ下ニ若干ノ部員ヲ置ク。
(四)部員ハ部長ノ命ニ從ヒ、應援各關係ノ關員ト共ニ任務ニ服スルコト。
(五)各部ノ分擔スヘキ任務ノ概目左ノ如シ。

1、庶務ハ本部ニ屬スルコト。
2、會計ハ本部ニ屬シ物品調達配給ノ事ニ任ス。
但炊事場ハ特ニ係員ヲ派ス。
3、炊事ハ飮食物ノ調理及配給ノコトニ任ス。
4、收容ハ避難者ノ收容及宿泊ニ關スル一切ノ事項ヲ擔任ス。
5、救護ハ出張所ニ駐在シ各收容所ヘ臨機出張ス。
6、出張所ハ靜岡驛前ニ之ヲ設ケ、來訪者ノ應接、宿舍、配當及乘車證明ノ事項ヲ處理ス。
7、慰問ハ當罹遇ノ避難民ニ對シ、慰問及飮食物ノ配給ヲナスコト。
8、義捐ハ金品ノ募集及處分ニ關スル事項ヲ處理ス。
(六)各部ハ每日其取扱事項ヲ本部ニ報告スルコト。

B、人員配置

前項の規定に基き、緊急已むを得ざる常務に服する者を除き、市吏員の大動員を行ひ左の如く配置す。

1、本部	市長	助役	
2、庶務部	部長	第五課長	部員三名
3、會計部	同	第七課長	同 六名
4、炊事部	同	第四課長	同十五名
5、收容部	同	實記一名	同廿二名
6、救護部	同	第一課長	同 三名
7、出張部	同	第三課長	同 六名
8、慰問部	同	第六課長	同 五名
9、義捐部	同	第二課長	同 九名
10、臨時人事相談所			同 二名
11、靜岡病院出張所	同	同病院長	同十九名

外に使丁十七名、常工夫十三名　計百三十一名。

第四、義捐金募集

市長は、九月三日左の趣意書を發表して、震災義捐金品の募集を爲す。

今回本縣東部並ニ帝都及橫濱地方ニ於ケル大震災ハ、其慘狀實語ニ絶シ、讀ニ同情ニ堪ヘサル所ナリ、依テ本市ニ於テハ、此際福災ヲ焦眉ノ急ヲ救ハンカ爲メ、左記條件ニ依テ義捐金ヲ募集シ、恤救援ノ一助ニ資セントス、市民各位奮テ此擧ヲ賛セラレ、應分ノ義金ヲ寄セラレンコトヲ。

大正十二年九月三日

靜岡市長　伴野欣平

記

一、義捐金ハ當市役所第五課ニ於テ取扱フ。
一、義捐金處理方法ハ一切市長ニ一任セラレタシ。
一、義捐金募集ハ本月十五日ヲ以テ締切トス。

此の募集發表せらるゝや、全市民は競ふて金品を醵出し、各町惣代は其取纏めに盡力し、各種團體は其の蒐集に努力する等、同情の熱誠は油然として起り、即日より應募申込は殺到し、係員七名は其の處理に忙殺せられ、晝夜兼行、殆んど寢食を廢するに至る。

一、金員　　金七萬六百九拾壹圓四拾壹錢
一、物品　　六萬七千六百三十六點

第五、避難者救護

(一)救護設備　左の如し。

(1) 驛前出張所

構造	坪數	備考
亞鉛板葺バラック建	一五坪	避難者の休息所に充つ
同上	一〇	同上

(2) 避難者收容所

場所	坪數	收容豫定人員	備考
實泰院	三〇〇	六〇〇人	
教悅寺	一〇〇	二〇〇	
揖取寺	八〇	一六〇	
興禪寺	八〇	一六〇	
少林寺	五〇	一〇〇	
菩提寺	六〇	一二〇	
安立寺	五〇	一〇〇	
新善光寺	二五	五〇	
倉長寺	二〇	四〇	
淨祐寺	二〇	四〇	
崇林寺	一〇	二〇	
法傳寺	五八	一一六	
實泰寺	二五	五〇人	
惠廣寺	七五	一五〇	
願光院	一〇	二〇〇	
靜岡師範學校		一、〇〇〇	
同校附屬小學校		五〇〇	
市內富士見町小學校		八〇〇	
同城內東小學校		八〇〇	
市內城內小學校		八〇〇	
同城內尋常小學校		一、二〇〇	
靜岡武德會		二〇〇	
計二十二ヶ所		七、四〇六人	

(3) 避難者救療所

場所	收容豫定人員	備考
常光寺	八〇人	輕傷病者收容に充つ
靜岡病院	三〇	重傷病者收容に充つ
柴病院	二〇	同上
司馬病院	二〇	同上
田村病院	二〇	重傷病者收容に充つ
佐橋病院	二〇	同上
靜岡西病院	一〇〇	傳染病患者收容に充つ
計七ケ所	二九〇	

(4) 人事相談所

臨時人事相談所は始め驛前出張所內に設け、九月三十日一般救援事務を閉鎖すると共に、事務所を本市役所內に移し、無料宿泊所を實泰院內に置けり、今其設備及成績を擧ぐれば左の如し。

A、臨時職業紹介の成績

期間	男女別	求人數	求職者數	紹介件數	就職者數
自九月七日	男	四五四	五〇一	二四五	一二二
至十二月廿三日	女	三七九	七五	五八	二七

B、無料宿泊所

無料宿泊所は、始め實泰院境內、不動堂附屬建物を以て之に充て、十月十三日之を閉鎖し、翌日より日出町定樂館と特約し、同館に委託す。

場所	坪數	收容豫定人員	成績
不動堂附屬建物	二〇坪	二〇人	收容延一人員　四九人　計四九人
定樂館	同	同	一九八人

(二)參加團體　九月五日救援事務開始より、同月三十日閉鎖まで、參加奉仕せし諸團體左の如し。

團體名	指揮者名	日々出動人員	作業種類	出動日數
靜岡市在鄉軍人分會	尾崎元次郎	三〇	避難民救護及慰問品配給	二四
同　聯合青年團	伴野欣平	六〇	同　上	二三
同　私設消防隊	大久保松太郎	四〇	同上及郵便物取扱	二六
同　恤救會	松浦儀作	一〇	同上及炊事	二六
同　義勇警察隊	久保田喜作	二〇	交通整理	一九
同　愛國婦人會	加藤節次	二五	衣類其他の配給	二六
靜岡メソヂスト教會	齋藤宗治	三〇	茶ミルク其他の配給	二六
靜岡市醫師會	佐橋良彦	四	避難者診療	二一
大日本靜岡縣支部	稻葉周治	一〇	藥品劑劑ミルク、リモナード等の配給	一八
靜岡市呉服商組合	武田龜吉	一〇	氷の配給	一一
紳　士	諸岩瀬新三郎	五	避難者救護	八
日蓮宗慈惠會	丹治日純	五	手拭帽子下駄其他の配給	三
下魚町青年會	山村銀十	二〇	避難者巡迴應接	二六
賓榮院町青年會	小澤七郎	二〇	同　上	二六
賓榮院町内役員	伊藤戒丘	二	接待、慰問	二六
實用看護婦會	夏目秋藏	二	看　護	三
明治看護婦會	吉野信夫	二	同　上	一
東海看護婦會	岩田平太郎	二	同　上	一
大正看護婦會	大津ちよ	二	同　上	一
魚河岸青年會	澤野太市	一二	炊　事	五
鷹匠二丁目婦女會	杉山利七	三〇	同　上	一
青年天友會	長島文平	一三	接待、慰問	四
其枝基督教會	飯野十造	四	同　上	三
みのり婦人會	北村せい子	四	同上及衣類配給	一四
大乘佛教婦人會	柴田普門	八	同　上	一二
〃　の　會	丸尾まさ子	四	同　上	二一
一燈園同　部		二	同　上	二一

各宗佛教團	野上運外	三	接待、慰問及衣類配給	二二
村雲婦人會	感應寺	二	同　上	七
靜岡理髮業組合	岡本幸作	一	無料理髮	一〇
靜岡高等學校		四〇	慰問品配給	
靜岡中學校		四〇	同　上	
靜岡師範學校		四〇	同　上	
靜岡商業學校		四〇	同　上	
靜岡工業學校		四〇	同　上	
靜岡女子師範學校		四〇	慰問品配給及炊事	
靜岡高等女學校		四〇	同　上	
私立靜岡精華女學校		四〇	同　上	
私立不二高等女學校		四〇	同　上	
靜岡裁縫女學校		三〇	衣類改造	

(三)救護狀況　九月二日市内新聞は、清水水産試驗場受信、横濱在泊汽船コレア丸の無線電信文を揭げ、始めて京濱の慘禍を知り、三日夕刻鐵道連絡船シンガポール丸京濱避難者七十名を便乘せしめて清水港に入り、四日此等避難民靜岡驛頭に來着するや、市は直に之が救護の準備を整へ、五日靜岡驛前に出張所を設け、縣内下魚町賓榮院本堂を避難者收容所に充て、同境内に炊事場を作り、避難者を宿泊せしめ、飲食物其他を給して之を慰問したり、市恤救會、青年團、軍人會、赤十字社支部、メソヂスト教會等率先參加す、六日救援費市會の決議を經たるを以て救援組織成り、尋で臨時人事相談所を設け、職業紹介をなし、旅行案内を始む、越えて七日、鐵道連絡船を始めとして、各種の船舶は競ふて輸送の任に當り、帝國海軍亦避難者の軍艦便乘を許し、海上の交通益々頻繁となるに及び、之が上陸地點たる清水、江尻方面は、忽ち避難者を以て埋まり、亦汽車電車等によりて續々避難者の殺到する所となり、係員は死力を盡して徹宵これが救援に從ふも尙ほ及ばず、同夜更に第二段の計畫を樹て、組織を擴大す、此報一度傳はるや、市内各種團體起ちて市の指揮下に各自協力一致し、自ら私費を投じて東奔西走、寢食を忘れて救援に力を致せり。十二日、大詔渙發せらるゝや、市長は同十九日諭告を發し、二十日、震災地被害の狀況を洽ねく一般市民に知らしめんがため、大阪毎日新聞社主催の下に、城内西尋常小學校々庭に於て、活動寫眞會を開催す、是より先靜岡新報社亦師範學校に於て、同樣の企てをなす、本市出張所は或は人事相談に、或は乘車證明に、或は宿舍配當に、殆んどその應接に遑なし。而して宿舍の配當定まれば、青年團員、恤救會員は直ちに之を收容所に案内し、その幼きは背負ひ、老いたるは手を引く。之が救護部は、靜岡病院、市醫師會、赤十字社支部等の協力により、傷病者を診察し、重症は病院に、輕傷は傷病者收容所に、各人力車又は擔架を以て輸送す。會計部は、諸種の物資調達配給に力め、慰問部は汽車電車の到着する毎に、茶、ミルク、氷、菓子、パン、辨當等を配給し、主として高等學校、男女中等學校生徒及びメソヂスト教會員之に從事したり、又市愛國婦人會員は、衣類配給の傍ら溫湯を用意して、綿の如く疲れたる避難者の身體を清拭し、各宗佛教團は自ら集め來れる帽子、下駄等を配給して、專ら避難者の慰藉に力めたり、在鄉軍人會、義勇警察隊員亦炎暑、豪雨を物ともせず、夜となく晝となく街路に立ちて專心交通整理に任じ、私設消防隊員は、郵便物取扱所を設けて、震災地方面へ發送する文書取纏めに盡し、用紙を所持せざる人に對しては自ら葉書を提供し、或は代書せるもあり、收容部は接待に勗め、入浴、安息、食料配給等を主管し、下魚町青年及び賓榮院境内役員等之を斡旋す、炊事部は炊爨の事に當り、數百人の食事、辨當も各部の要求に應じて敏速且つ遺漏なきを致せり、而して恤救會員、魚河岸青年、中等學校生徒等主として之に從事したり、傷病者收容所に在りては、有料看護婦會を置き、市醫師會員交互當直し、徹宵看護に是れ務む。斯くの如く官民共に相倚り相扶けて罹災者を救援し、九月下旬に避難者の數漸次減少するに及び、三十日を以て一般救援事務を打切り、之を臨時職業紹介所及び無料宿泊所に移し、乃ち各部を閉鎖したり。

救援取扱件數

一、出張所	避難者總人員	一八、八九八人	
	人事相談件數	五一八件	
一、收容部	收容人員	三、二八二人	
	患者總人員	一、〇一一人	
一、救護部	處置人員	一、〇〇八人	
	投藥人員	五六六人	
	入院人員	三二人(內傳染病患者一四人)	
	列車回數	五〇〇回	
一、慰問部	電車回數	三二二回	
	通過人員	七一、六六一人	
一、炊事部	炊出米石數	四六、八二三石	
	來受拂高	四六、八二三石	
一、會計部	來以外の調達金高一〇、〇〇五、二一〇圓		
	有料人夫 男	五四三人	
	女	二〇九人	
	有料看護婦	六〇人	
	應募金額	七〇、六九一、四一〇圓(七八千人、但團體は一人と見做す)	
一、義捐金	應募物品	六七、六三六點(一三四人、但書畫同斷)	

市費及一般義捐金の配給

市費及一般義捐金の配給狀況は左の如し。

(1)市會に於て議決せし金參萬圓の内、金貳萬圓は左記の如く配給せ

り。

縣下罹災地へ	五、〇〇〇円
各罹災地へ	一五、〇〇〇

而して殘額金壹萬圓は、市直接の救援費に充つ、後、國費及縣費の辨償ありたるを以て、結局參千餘圓の剩餘を生ずるに至れり、其の清算左の如し。

收入の部	
市會議決の分	一〇、〇〇〇、〇〇〇円
國費辨償の分	六四三、一九〇
縣費辨償の分	二、五六八、五四〇
合計	一三、二一一、七三〇

支出の部	
支出金	一〇、〇五〇、一九〇
殘高の部	
差引殘高	三、一六一、五四〇

(2)一般義捐金配給

縣下罹災地へ	一八、三四三、〇〇〇
東京市へ	二、四一一、〇〇〇
足柄上郡部へ	二三、〇〇〇
橫濱市へ	二五五、〇〇〇
東京府へ	六〇、〇〇〇
神奈川縣下へ	一、三一〇、〇〇〇
縣外罹災地へ	三七五、〇〇〇
全罹災地へ	四七、九一四、四一〇
利子收入を以て前項各地へ夫々配給分	一、五四六、一五〇
合計	七九、二三七、五六〇

(3)一般義捐物品配給

縣外罹災地へ	四〇、九一三點（神奈川縣足柄下郡宛寄贈の學用品三、九一三點を含む）
縣內罹災地へ	一五、二四六
市內避難者及通過避難者へ	一一、四七七
合計	六七、六三六

尙大正十三年三月八日、特許局圖書館へ本市役所より左の如く寄贈せり。

一、特許公報	自明治三十九年七月　至大正十二年八月分
一、商標公報	自大正四年八月　至大正十二年八月分
一、實用新案公報	自明治三十九年七月　至大正十二年八月分

第六、御見舞品發送

市長は、關屋宮內次官の電報に依り、九月六日蠟燭一萬本を御見舞として、市書記をして宮內省へ送達せしめ、左の挨拶狀に接す。

一、蠟燭　壹萬本

右ハ今回ノ震災ニ際シ、格別ノ御厚意ヲ以テ當省へ御寄贈相成候段、感謝ノ至リニ不堪、玆ニ書中ヲ以テ不取敢御挨拶申述度、如斯ニ御座候　敬具、

大正十二年九月三十日　　宮內大臣子爵　牧野　伸顯

第七、吏員派遣

縣は九月四日臨時靜岡縣救護部を東京芝浦に設置の議を決し、縣下各郡市吏員を以て部隊を編成せり。市亦市書記一名を參加せしめ、同六日海路目的地に出發せしむ、一隊は、七日午後芝浦に到着し、直ちに縣案內所を設置し、或は避難民の歸鄉斡旋、信書の交換、並に收容宿泊等の斡旋に努め、或は縣人の氏名を錄して其無事なるを縣民に周知せしめ、或は縣人以外の同地方避難民に對しても義捐金品の配給を爲す等、大に救護に盡瘁せり。市派遣書記は亦此の多忙なる間に處し、服務の傍、市出身者又は市民の在京者等に對する搜査救援をなし、其他諸般の事務に付き斡旋する所少からず。

第八、罹災調査

(一)市在住者罹災狀況を調査するため、小學校兒童を介して九月三十日現在を調査す。

震災に因る歸鄉者調（九月三十日現在）

出身地別	死者數	行衞不明者數	不具廢疾其他重傷者數	住家全燒全潰又は流失	住家半燒半潰又は半潰
本縣出身	四八	二六	一三	七三四	三四
他府縣出身	三五	一三	九	三八一	三〇

備考　本表は罹災地に於て住家に災害を蒙りて歸鄉したるもの、又は一家の內一部は死亡或は行衞不明となりたるも一部は歸鄉したるものゝ調査。

震災に因る死亡行衞不明者調（九月三十日現在）

出身地別	死者數	行衞不明者數	計
本縣出身	三〇	五六	八六
他府縣出身	三	一二	一五
計	三三	六八	一〇一

備考　本表は罹災地に在りし單獨のもの又は家族全部罹災の爲め音信なく死亡又は行衞不明と認めたるものゝ調査。

震災に因る歸鄉失業者調（九月三十日現在）

歸鄉後就業者	未就業者	老幼婦女等未就業者	生活に支障なきもの	生活に困難なるもの	就業の見込あるもの
出身地別	歸鄉人員	農業	其他		
本縣出身	一、八四二	一三〇	三三	三二	九〇

震災調査要計表（十一月十五日現在）

災害別	世帶數	男	女	計	失職者 男	失職者 女	失職者 計
全燒	九九二	一、四〇八	一、二八六	二、六九四	二四三	一二八	三七一
半燒	二	七	二	九	一	一	二
全潰	二三	一五八	一三〇	二八八	一九	九	二八
半潰	二九	六一	五八	一一九	九	九	一八
流失	一	六	二	八	—	—	—
以上計	六八九	一、六九四	一、三二一	三、〇一五	二七二	一三五	四〇八
破損	一八	四九	四二	九一	九	二	一一
無破損	三	三〇	一六	四六	—	—	—
合計	七一九	一、七七一	一、三五八	三、一二九	二八七	一三五	四二二
他府縣出身	一、二四五	一、四九	一、七九	三、六七八	九		
計	二、九六一	一、五六六	一、九三七	四、八七	三九五		

(二)政府の命により十一月十五日を期し、罹災者に就き、市內一齊に調査を行ひたる結果左の如し。

秋濱松市

一、市

大正十二年九月三日、急施市會を開き、東京市其他に對し慰問の電信を發す。

四日再び市會を開き、震災地方救濟費二萬五千圓支出の件を滿場一致にて可決し、內一萬五千圓を以て衣類一萬枚の資料を購入し、市立高等女學校並に小學校上級生をして急造せしめ、其內七千枚は九月七日發送、靜岡縣廳を經て東京市に寄贈す。

濱松市役所は、各團體新聞社等と主唱して、義捐金を募集し、九月三十日迄に一般市民の義捐金五萬三千百八十三圓七十三錢、富豪の特別義捐金三萬九千百圓、合計九萬二千二百八十三圓七十七錢を得、指定寄附金五千百圓を控除し、殘金八萬七千八十三圓七十三錢は、震災地方救濟費として靜岡縣廳に送付し、之が大部分は東京市に寄贈せらる。

避難者中市に來り、若くは通過するもの丶ため、救護所を設け、食事の配給、宿泊、老幼者の保護慰安に努めたり。

二、團體學校

イ、市立濱松高等女學校同窓會、濱松市愛國婦人會　は、主唱して、市民より衣類、慰問袋、其他雜品四百三十九梱、見積價格一萬七千百二十三圓十七錢を募集し、九月七日より二十六日迄に十數回に亘り、清水港に發送し、震災地方に寄贈方を縣廳に依頼せり。

ロ、市立小學校　八校の職員生徒は、前項記載の寄贈品募集に共鳴熱心斡旋の結果、多數の各衣類其他雜品を得たるを以て、內八千三百六十七點を前同樣震災地方に寄贈方縣廳に依頼せり。

ハ、在鄉軍人會濱松市聯合分會　は、支部長と協議の上、奉仕團を組織し、總員六百十二名、九月十四日濱松市出發、東京に向ひ、芝浦配給司令部に於て揚陸作業に從事し、九月二十日歸濱せり。

冬　清水市

大震災に依りて陸上交通機關は全く破壞せられ、殆んど杜絕の狀態なりしを以て、勢ひ震災罹災者は、海上交通に依りて被害圈外に避難せざる可からず、窮迫せる震災地へ物資の輸送も亦唯これのみに依らさる可からず。

清水港は、被害最寄の港として、芝浦より橫濱より、海上を避難する罹災民の上陸地點となり、非常なる混雜を呈し、東京交通の重要地として又其の活動目覺しきものあり、左に其の概況を述べん。

一、物資輸送　此の事業は、縣吏員主として其任に當れり、三十日午後傭上發動機船二隻に白米、濟物を滿載し、縣下無海町に向け發航したるを第一船とし、爾後日を逐ふて徵發、及傭上船の數を增加し、十三日に至り徵傭漁船五十三隻、二千五百噸汽船三隻、三千餘噸に達し、此の外入港の軍艦に託して縣東海岸を始めとして京濱、伊豆七島、小田原地方へ輸送を計り、十六日の如きは、出帆船數二十四隻に達せり、日々港に到着する輸送物品は、貨車二十臺以上五十臺に達し、輸送物品數量亦玄白米、外米合計二萬七千六百俵を初めとし、品目九十餘種に及ぶ、其の中義捐金品に屬するもの丶種別、金額、數量等明確ならさるも、港より發送に係る縣買上物品價格は左の如し。

一、食　糧　品		八八七、〇〇〇圓
一、建築材料		一、四七九、〇〇〇〃
一、衞生材料		一四、〇〇〇〃
一、其の他の物資		一九一、〇〇〇〃
計		二、五七九、〇〇〇〃

九月中の輸送船舶に係る統計を示せば、左の如し。

徵發及傭上船、汽船七隻、漁船五九隻
徵發及傭上船出入船數

一、出港汽船	一〇隻	發動機船	一七七隻
一、入港汽船	四隻	發動機船	一六一隻

一、避難者　避難者の救護事務は、市吏員及各種團體之に當れり、避難者の上陸は、九月四日は早朝橫濱より七十名を乘せたるシンガポール丸入港を第一船とし、續々增加し、九月十二日の七千四百二十三人を最とし、九月中の避難上陸者總員七萬一千百二十四人に達し、之を收容して入港せる船舶實に二百一隻に及べり。

上陸地點活動部隊に對する指揮官並に一切の責任を、清水市在鄉軍人分會長土谷保圖、及上陸域內に活動する各青年團の監督及食料品一切の責任を、清水町青年團長立花恭平に委任す。

上陸手荷物運搬の交通整理、傷病者收容は、在鄉軍人分會青年團員之れに當る。

清水波止場と江尻驛には、休息所を設置して湯茶を供し、衣食を給與せり。

衣類給與には土屋信太郎（清水町立尋常高等小學校長）を主任とし、縣立巴高等女學校職員生徒及愛國婦人會役員、處女會員之れに當れり。

握飯（握飯は清水町全町二千戶に亘り各家庭に於て用意す）、果物類、菓子類の配布は、青年團員之れに當り、交通整理、夜警には消防組員從事す。

每日各部隊出場活動人員約二百六十名。

上陸者休憩所を清水波止場と江尻驛とに設け、尙一時宿泊人及患者のためには左の收容所を開設す。

清水町第一收容所	淨土宗眞相寺（收容力一〇〇人）	
同　第二收容所	日蓮宗妙應寺（收容力一〇〇人）	
同　第三收容所	村社美濃輪稻荷神社社務所（收容力一〇〇人）	
同　第四收容所	患者用　町隣雕綱會（收容力一〇〇人）	
同　豫備收容所	淨土眞宗　專念寺、妙生寺（收容力一〇〇人）	
江尻町第一收容所	臨濟宗法雲寺（收容力七〇人）	
同　第二收容所	淨土宗江淨寺（收容力七〇人）	
同　第三收容所	日蓮宗妙蓮寺（收容力五〇人）	
同　第四收容所	日蓮宗妙泉寺（收容力三〇人）	

とし、收容所の雜務は、在鄉軍人分會員、青年團員とし、炊事は處女會員にて分擔す。

此の收容人員　四、八六二人を算す、之に要する蚊帳寢具等は、附近の家庭より徵發す。

以上各奉仕團員は、交代にて出場し、九月三十日迄の延人員九千四百九十人に達せり（清水町分とす）、尙鐵道不通若しくは徒步聯絡不便の爲、一般上京者は何れも本港經由の行程を取るが爲、港の混雜甚しく、軍艦には一部便乘を許さゝと共に、東京灣汽船會社は櫻丸、橘丸の二隻、日本郵船會社は弘濟丸、博愛丸の二隻、鐵道省は關釜聯絡船高麗丸及景福丸を回航せしめて、京、濱、清の聯絡に當り、極力避難者及旅客の輸送を爲し、辛うじて一時の急場に應ずる事を得たり。

* * *

(一)清水町在鄉軍人會其他の活動　大正十二年九月四日橫濱震災避難者七十名シンガポール丸にて清水港に避難（三日午後十二時入港）するや、午前六時清水町長の命に依り、在鄉軍人分會長は、直ちに青年團長、消防組頭と打合はせを爲し、市役所各課員に會し、左記救助に關する方法を決定せり。

一、收容所の位置　第一收容所元魚町實相寺、第二收容所日蓮宗妙慶寺、第三收容所美濃輪稻荷神社社務所。

二、收容方法　第一收容所六十五名、第二收容所五十名、第三收容所五十名を收容力と定む。

收容所主任　清水分會長。
收容所內係　在鄉軍人副會長外會員七名、青年團長外團員七名。
本　船　係　消防組頭外組員七名、軍人會理事外會員十名。
寢具其他の係　軍人會員、青年團員十二名。

右割當を主なる相當者として、役場吏員、區長、處女會、愛國婦人